

総 括 調 査 票

令和 4 年 7 月公表分（3 4 事案）

【 目 次 】

			頁			頁	
(1)	[内 閣 府]	アイヌ政策推進交付金	1	(18)	[厚 生 労 働 省]	国民健康保険保険者努力支援交付金	53
(2)	[復 興 庁]	住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業	4	(19)	[厚 生 労 働 省]	高額医療費負担金	57
(3)	[総 務 省]	マイナンバーカード交付事務費補助金	7	(20)	[農 林 水 産 省]	環境負荷軽減型酪農経営支援	60
(4)	[総 務 省]	地域経済循環創造事業交付金（分散型エネルギーインフラプロジェクト）	12	(21)	[農 林 水 産 省]	農地利用最適化関連事業	63
(5)	[法 務 省]	刑事施設等の施設整備	15	(22)	[農 林 水 産 省]	多面的機能支払交付金	66
(6)	[外 務 省]	国際機関幹部職員増強拠出金	19	(23)	[農 林 水 産 省]	水産資源調査・評価推進事業	69
(7)	[外 務 省]	世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）拠出金	21	(26)	[国 土 交 通 省]	建設業の生産性向上	72
(8)	[財 務 省]	多重債務者相談窓口経費	24	(28)	[国 土 交 通 省] [環 境 省]	耐震・環境不動産支援基金	74
(9)	[文 部 科 学 省]	地域学校協働活動推進事業	27	(29)	[国 土 交 通 省]	河川敷地の民間活用	77
(10)	[文 部 科 学 省]	日本留学海外拠点連携推進事業	31	(30)	[国 土 交 通 省]	道路メンテナンスにおける新技術等の活用	80
(11)	[文 部 科 学 省]	博士課程学生への経済的支援	34	(31)	[国 土 交 通 省]	地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進事業	83
(12)	[文 部 科 学 省]	国際宇宙ステーション	36	(32)	[国 土 交 通 省]	空港の維持管理における新技術の導入	85
(13)	[文 部 科 学 省]	体育・スポーツ施設整備	39	(33)	[国 土 交 通 省]	国土地理院におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組	88
(14)	[厚 生 労 働 省]	働き方改革推進支援助成金	42	(34)	[環 境 省]	自然公園等事業費等	92
(15)	[厚 生 労 働 省]	保育所等におけるICT化推進等事業	45	(35)	[防 衛 省]	中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）に基づく装備品の運用停止・プロジェクトの見直し状況	96
(16)	[厚 生 労 働 省]	障害福祉サービス等（就労継続支援A型）	47	(36)	[防 衛 省]	情報システムの経費	99
(17)	[厚 生 労 働 省]	保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金	50	(37)	[防 衛 省]	自衛隊施設整備へのPFI手法の導入状況	102

総 括 調 査 票

調査事案名	(1) アイヌ政策推進交付金			調査対象 予算額	令和3年度：2,000百万円 ほか (参考 令和4年度：2,050百万円)		
府省名	内閣府	会計	一般会計	項	アイヌ政策推進費	調査主体	共同
組織	内閣本府			目	アイヌ政策推進交付金	取りまとめ財務局	(北海道財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

○ アイヌ政策推進交付金（以下「アイヌ交付金」という。）は、先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況等に鑑み、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができる社会の実現等を支援するため、文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた市町村の取組を支援するもの。

・ 交付率：8/10

- アイヌ交付金は使途の自由度が極めて高い交付金の一つであり、だからこそ、適切なKPI設定や事後的な成果確認を通じ、効果的にPDCAサイクルを回していくことが特に重要。
- 本調査では、ヒアリング、アンケートを通じて把握したアイヌ交付金活用事業の懸念点を指摘した上で、PDCAサイクルが適切に機能しているかを検証する。

交付スキーム

- ① 政府が策定する「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、市町村が地域計画を作成。
(原則5年以内)
- ② 内閣総理大臣が、地域計画を認定。
- ③ 国は、認定を受けた地域計画に基づく事業に対して、交付金を交付。

交付後の効果検証の流れ（実施要綱で規定）

- ① 毎年度市町村において事業の効果検証を実施。
- ② 計画の中間年度に中間評価を行い、国へ報告・公表。
- ③ 事業終了後に事後評価を行い、国へ報告・公表。

(参考1) 近年の執行状況

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
執行額 (交付決定額)	733	1,598	2,143
交付対象市町村数	14	31	33

※ 交付決定額には繰越分を含む。

KPIの設定状況

各市町村は地域計画において、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」で規定されている下記4類型に実施事業を区分し、KPIを設定。(多くの市町村において、事業ごとでなく、事業区分ごとにKPIを設定。)

事業区分	具体的な事業例	KPIの例
アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	コタンの再現、アイヌ文化の伝承に必要な自然素材の栽培・育成	文化施設来館者数、自然素材の植樹数
アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	アイヌ文化の体験交流（刺繍講座、舞踊体験）	体験講座参加者数、イベント参加者数
観光の振興その他の産業の振興に資する事業	アイヌ文化関連観光プロモーション、アイヌ文化のブランド化、ラッピングバス	民芸品購入者数・売上高、観光入込客数
地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業	アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備、アイヌ文化等を担う人材育成	交流施設来館者数、国際交流事業参加者数

(参考2) 令和3年度行政事業レビューシートにおける成果目標及び成果実績

[アイヌ交付金全体の成果指標：交付金対象事業のうち成果目標を達成した事業の割合]

項目	令和元年度	令和2年度	令和5年度 (最終目標年度)
成果実績	48%	42%	-
目標値	75%	75%	75%

総 括 調 査 票

調査事業名 (1) アイヌ政策推進交付金

②調査の視点

1. アイヌ文化振興等との関連性

○ アイヌ交付金の目的とされているアイヌ文化振興等と関連性の低い執行状況となっていないか。

2. 事業の継続性

○ 事業の実施に当たって継続性の観点を考慮しているか。



バス事業の例
(ラッピングバス事業)

2. 事業の継続性

(継続性について)

- アイヌ交付金を活用した事業がアイヌ文化振興等に資するものであるためには、効果が短期的にしか見られない事業ではなく、効果が長期的に持続する事業や、継続的な実施が可能な事業を実施していくことが望ましいと考えられる。
- 市町村へのアンケートによれば、交付決定対象33市町村のうち16市町村が「利用料等の収益により事業継続が可能」又は「交付金で初期費用・更新費用への対応を済ませており、交付金がなくとも事業継続可能の見込み」の事業があると回答している一方、16市町村が「アイヌ交付金以外に事業継続の手段を見出す目処は立っていない」と回答している。

③調査結果及びその分析

1. アイヌ文化振興等との関連性

(関連性について)

- アイヌ交付金の目的については、実施要綱において、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備を図ること」と規定されており、市町村から申請のあった事業について内閣府においては、アイヌ文化振興等と関連性を含め、事業内容を審査の上、採択している。
- 交付対象33市町村のうち12市町村を対象に現地調査等を実施したところ、下記のとおり、交付金の目的であるアイヌ文化振興等との関連性が結果的に低い執行状況となっていると思われる事業が確認された。

【①来訪者のための医療体制整備事業】

- アイヌの観光振興を目的とし、アイヌ関連観光施設への来訪者に急患が発生した場合に備えて、医者・看護師の常駐等を行っている市町村がある。
- 市町村からのヒアリングによれば、実際には急患対応はほとんど発生しておらず、結果として、従来の住民サービスを拡充したような状態であり、事業目的である観光振興との関連性が低くなっている。
(参考) 医療体制整備事業実施市町村：1市町村、令和3年度交付額：約0.3億円

【②アイヌ文化体験交流施設整備事業】

- 複数の市町村において、アイヌ文化交流体験を目的とした施設整備を行っている。
- ある市町村では、トレーラーハウスを購入し、アイヌ料理などの文化体験交流プログラムの運用と合わせて宿泊場所として提供する、との事業を計画したものの、市町村からのヒアリングによれば、実際には、文化交流体験プログラムは未策定、宿泊施設利用に条件を付する等の特段の対応もない状態で、一般的な宿泊施設として利用されている例が見られた。
(参考) 文化体験交流施設整備事業実施市町村：4市町村、令和3年度交付額：約1億円

【③バス事業】

- 複数の市町村において、アイヌの方々の交流促進等を目的に、アイヌ文様の描かれたラッピングバスを運行する事業が実施されている。
- アイヌの方々以外の市町村民も含めたバスの利用が地域の交流促進につながっている面はあるものの、市町村からのヒアリングの結果、「主な使用目的は高齢者の病院と買い物」、「通学者が多く利用している」、「通勤に利用している方がいる」、「観光客と共に市民が札幌に向かう足にもなっている」等、アイヌの方々の交流促進への寄与が十分に把握されておらず、一般的なバスとして利用されていると理解されうるような例があると思われる。
(参考) バス事業実施市町村：12市町村、令和3年度交付額：約1.3億円

④今後の改善点・検討の方向性

1. アイヌ文化振興等との関連性

- 市町村においては、アイヌ交付金の目的であるアイヌ文化振興等の効果を十分にあげていない事業については、中間評価や事後評価等の結果も踏まえつつ、事業継続の可否等も含め、事業の内容を見直すべき。
利用状況等を鑑みつつ、事業がアイヌ文化振興等の目的から離れたものにならないよう留意すべき。
- 内閣府においても、中間評価や事後評価等の結果も踏まえつつ、交付金の目的に沿った利用実態となっているか等を把握し、必要に応じて市町村に対して見直しを求めること等により、アイヌ文化振興等に資する取組を効果的に推進すべき。

2. 事業の継続性

- 市町村においては、事業の検討や見直しに際して、事業の効果の持続性や事業の継続可能性も考慮に入れるべき。
- 内閣府においては、中間評価や事後評価等の結果も踏まえつつ、市町村において事業の効果の持続性や事業の継続可能性も考慮に入れた検討・見直しが行われるよう、アイヌ交付金の仕組み・運用を検討すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (1) アイヌ政策推進交付金

②調査の視点

3. 各市町村のKPIの設定について

- 事業効果を適切に測定できるKPIを設定しているか。

4. KPIに基づく効果検証及び検証結果を受けた対応について

- 適切に効果検証を行った上で、次年度以降の事業内容の見直しにつなげるなど、PDCAサイクルが回っているか。

【調査対象年度】

令和元年度～令和3年度

【調査対象先数】

33市町村

③調査結果及びその分析

3. 各市町村のKPIの設定について

- 調査対象事業区分全146件のうち、例えば、市・観光地の観光入込み客数など、一地域の来訪者数全体をKPIとして設定している事業が11件存在するが、その全てについて「他に多くの事情（他の観光施策の効果など）が影響し、事業効果のみを測定するのは難しい」と回答があり、（他により妥当なKPIが考えられるにも関わらず、）事業効果を適切に測定できるKPIが設定されていない例が存在していた。
その原因の一つでもあるが、一つの事業区分の中に複数の事業がまとめられ、KPIが設定されているために、個々の事業の効果を適切に測定しにくくなっていることが考えられる。
- 個別に確認すると、結果として達成率が2,000%を超えるような水準に設定されたKPI、単に事業プロセス（「令和2年度にアクションプランの策定」「令和3年度にビジネス展開準備」等）を記載したKPIなどの例も見られ、適切にKPIが設定されていないことが疑われる。
- KPI設定については地域計画認定の際等に内閣府も確認する機会があるが、内閣府におけるKPI審査は目標値が異常値である場合等に修正を促すのみにとどまっております。また、市町村がKPIを設定する際のガイドライン等も示していない。

4. KPIに基づく効果検証及び検証結果を受けた対応について

- 市町村からのヒアリングによれば、毎年度の効果検証に際して、KPIが未達成であったものの、（未達成の原因分析を行うにとどまり、）地域計画や事業内容の見直しには至らなかった市町村が33市町村中6市町村存在していた（※）。効果検証が十分に活かされず、PDCAサイクルが効果的に回っていないおそれがある。
（※）未達成要因が新型コロナウイルス感染症等の一時的な要因であること等を理由に地域計画や事業内容の見直しを行わなかった市町村を除いて6市町村。
- 調査対象事業区分全146件について毎年度の効果検証結果を確認したところ、「概ね想定どおりの事業効果があった」との回答があった59件の中に、KPIが達成しない見込みであると回答したものが8件存在していた。事業効果の検証とKPIがうまく結びついて機能していないおそれがある。
また、33市町村のうち27市町村は「担当課又は市町村職員のみで検証」を行っており、外部の目の有効な活用も課題であると考えられる。
- 内閣府は市町村から効果検証結果の報告を受けているものの、要綱等で定められたプロセスではないこともあり、市町村に対して、検証結果を踏まえた事業内容等の見直しを積極的に働きかけてはいない。

④今後の改善点・検討の方向性

3. 各市町村のKPIの設定について

- 各市町村においては、事業の目的、特性等を踏まえ、事業効果を的確に評価でき、事業の見直しを行う場合には参考にできるよう、適切な指標、水準のKPIを設定すべき。また、既存のKPIが十分に機能していない場合には、KPIの見直しを図るべき。
その際は、事業ごとに見直しの契機を持つよう、過度に複数の事業を同一の事業区分にまとめることは避けるべき。
- 内閣府においても、市町村が適切なKPIを設定し、事業をより効果的なものに見直せるよう、アイヌ交付金のプロセスにおいてKPIの内容や達成状況について確認し、市町村と議論を行うべき。また、市町村に対し、工夫されたKPI設定例の横展開やガイドラインの提示を行うこと等を検討すべき。

4. KPIに基づく効果検証及び検証結果を受けた対応について

- 市町村においては、検証結果の内容を次年度以降の事業内容や地域計画の見直しに活用し、より効果的にアイヌ文化振興等を進めるべき。
- 内閣府においては、市町村が毎年度の検証を有効に事業見直し等につなげられるよう、アイヌ交付金のプロセスにおいて、効果検証の結果やそれを踏まえた事業見直しの状況等について確認し、市町村と議論を行うべき。

総 括 調 査 票

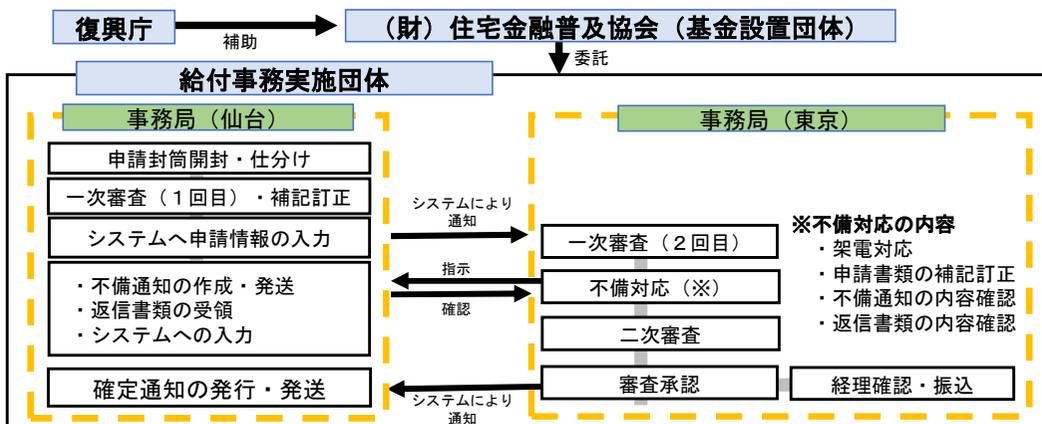
調査事案名	(2) 住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業		調査対象 予 算 額	令和元年度補正(第1号) : 5,000百万円 ほか (参考 令和4年度 : -)			
府省名	復興庁	会計	東日本大震災復興特別会計	項	被災者住宅再建支援対策費	調査主体	本省
組織	復興庁			目	被災者住宅再建支援対策費補助金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

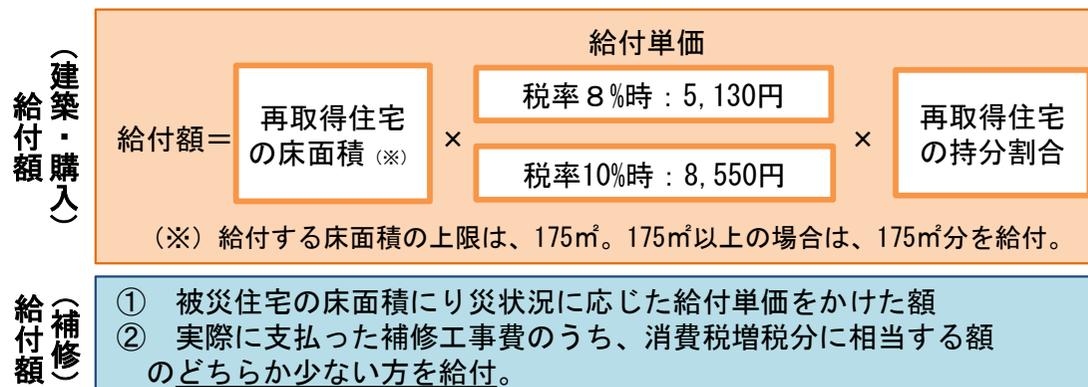
【事案の概要】

- 東日本大震災により被害が生じた住宅の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入、又は被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、増税分の給付を受けることができるようにするための基金事業。平成25年度以降に累計300億円の基金を造成し、令和3年度末時点の基金残高は65億円。
- 本制度は、平成26年4月1日からの段階的な消費税率の引上げに伴い、被災者の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対応する措置であり、
 - ・ 東日本大震災で被災された方の住宅再建に支障がないようにすること
 - ・ 復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期などの、外的な要因による被災者間の負担の不均衡を避けることを目的とする。 ※段階的な消費税率の引上げ(平成26年4月 : 5% → 8%、令和元年10月 : 8% → 10%)
- 対象となる住宅の申請期限については、被災住宅の所在地により異なり、
 - ・ 岩手県・宮城県・福島県(以下「被災3県」という。)以外の都道府県は令和5年12月31日
 - ・ 被災3県(福島県の旧警戒区域及び旧計画的避難区域(以下「旧警戒区域等」という。))を除く。)は令和7年12月31日
 - ・ 福島県の旧警戒区域等は令和8年12月31日
 と複数年かけて段階的に申請の対象となる地域を見直すこととしている。
- 住まいの復興給付金は、基金設置団体及び給付事務実施団体(以下「執行団体」という。)を通じて申請者に給付されるが、執行団体が行う給付事務等に要する事務費(管理費)についても基金を取り崩して支出されている。当該管理費については、基金設置団体が指導監督を実施するとともに、復興庁で審査の上、精算がなされているが、執行段階の適正化を図る必要があることから、業務量に応じた管理費となっているか等の調査を行い、設置造成された基金について、効果的かつ効率的に活用されているか、使用見込みのない余剰金等が生じていないかを把握する。

【資金の流れ及び審査体制について】



【給付額について】



総 括 調 査 票

調査事業名 (2) 住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業

②調査の視点

給付件数が逡減している中、さらに申請の対象となる地域を見直し縮小することから、管理費を縮減するための取組が求められる。このため、申請から給付に係るコストの分析を行う。

1. 審査体制の見直しについて

審査体制は適正な規模となっているか。審査体制を見直し、審査コストを削減することはできないか。

審査体制については、被災地密着型の観点から、仙台に申請受付拠点(事務局)を設置するとともに、全国向けの「すまい給付金(国土交通省所管)」との申請重複(併用不可)の処理等のため、東京事務局を設置し、東京で審査・給付手続きを実施する体制を構築している。【表2】

事務局の審査人員については、令和3年度に仙台の人員を19名から6名に見直し、現在は仙台と東京ともに6名体制である。

また、東京事務局については、「すまい給付金」の事務局と同一ビルに所在しており、会議室等の家賃や光熱水料費等の費用負担を按分している。

両給付金については、申請受付終了時期が異なることから、今後、按分していた費用について、「住まいの復興給付金」の単独負担となり、管理費がより一層かさむ可能性があるため、対応策を検討する必要がある。

③調査結果及びその分析

1. 審査体制の見直しについて

給付件数については、平成27年度をピークに、6,329件から1,306件に、管理費については、740百万円から315百万円にそれぞれ減少した。

しかしながら、給付件数の減少ほど管理費は減少しておらず、その結果、給付1件当たりの管理費は11.7万円から24.1万円に倍増し、1件当たり平均98.4万円を給付するために、24.1万円の管理費を要している。【表1】

復興庁は、給付件数当たりの管理費が高額となっている状況を受け、令和3年度に審査体制等の見直しを実施している。それでもなお、給付件数が月100件程度、1日当たり5件程度であり、今後も給付件数の減少が見込まれることを踏まえれば、さらに審査体制等の見直しが必要である。

【表1】「住まいの復興給付金」の給付件数等の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	累計
給付件数(件)	1,255	6,329	6,238	5,019	3,668	2,649	1,781	1,306	28,245
給付金額(百万円)	762	4,021	4,034	3,270	2,318	1,666	1,499	1,286	18,855
管理費(百万円)	637	740	660	636	600	550	490	315	4,629
管理費/給付件数(万円/件)	50.8	11.7	10.6	12.7	16.3	20.8	27.5	24.1	16.4

【表2】「住まいの復興給付金」(復興庁)と「すまい給付金」(国土交通省)について

	住まいの復興給付金 (復興庁)	すまい給付金 (国土交通省)
事業概要	東日本大震災で所有していた住宅が被災した方を対象に、消費税増税が住宅再建の支障とならないよう、住宅取得に係る消費税負担を緩和するための給付金	住宅ローン減税の拡充措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対する、住宅取得に係る消費税負担を緩和するための給付金
給付額	最大約150万円	最大50万円
基金設置団体	一般財団法人住宅金融普及協会	一般財団法人住宅金融普及協会
給付事務実施団体	株式会社電通	株式会社電通
申請受付終了時期	最長令和8年12月末	最長令和6年3月末
経費の按分計上	・事務局家賃 39:61 ・事務局備品、消耗品(実費負担) ※比率は「住まいの復興給付金(復興庁)」:「すまい給付金(国土交通省)」	・光熱水料費 39:61 ・複合機 50:50 ・バイク便 50:50 など
備考	各給付金は併給不可のため、それぞれのシステムを連携することで、審査の段階で、重複申請を排除。	

④今後の改善点・検討の方向性

1. 審査体制の見直しについて

令和3年4月から仙台事務局の体制見直しを実施しているが、依然として審査コストが高いことから、審査体制を抜本的に見直す必要があるのではないか。

例えば、審査・給付手続きも被災地(仙台等)に集約するなど、審査体制の抜本的な見直しを検討すべきではないか。

特に、「すまい給付金」の終了も見据え、申請の受付から審査・給付手続きまで被災地で一体的に実施する方が、事務及び管理費の効率化、申請者の利便性の向上に資するのではないか。

また、1日当たり5件程度の給付件数であることを踏まえると、通年公募・通年交付を維持するために審査体制等を年間を通して保持するのではなく、定期交付を導入することで、審査体制等を特定の期間に限定して整備するなど、さらに効率化を図る余地があるのではないか。

加えて、基金設置団体の体制や経費等についても、給付事務実施団体の審査体制の効率化等を踏まえ、見直しを図る余地があるのではないか。

総括調査票

調査事業名 (2) 住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業

②調査の視点

2. 説明会やコールセンターの見直しについて

説明会の開催実績やコールセンターの問い合わせ内容を踏まえ、体制の見直しや制度の周知方法等の改善を図ることはできないか。

3. 基金事業の見直しについて

使用見込みのない余剰金等が生じていないか。

制度創設から8年が経過する中で、さらに申請の対象となる地域を見直し縮小することから、単年度での執行管理が可能となるのではないか。

【調査対象年度】

平成26年度～令和3年度

【調査対象先数】

基金設置団体：1先

給付事務実施団体：1先

※平成25年度補正（第1号）で25,000百万円を、令和元年度補正（第1号）で5,000百万円をそれぞれ投入して基金を造成

3. 基金事業の見直しについて

被災3県のうち特に福島県については、いまだに帰還困難区域が存在し、中には避難指示解除の具体的な目途が立っていない地域もあることから、福島県を中心に今後も一定数の適用が続くものと見込まれる。

一方で、給付金額は減少し、令和元年度以降は10億円程度で安定的に推移していることに鑑みると、今後は所要額について、一定の見通しを立てることが可能となるのではないか。

③調査結果及びその分析

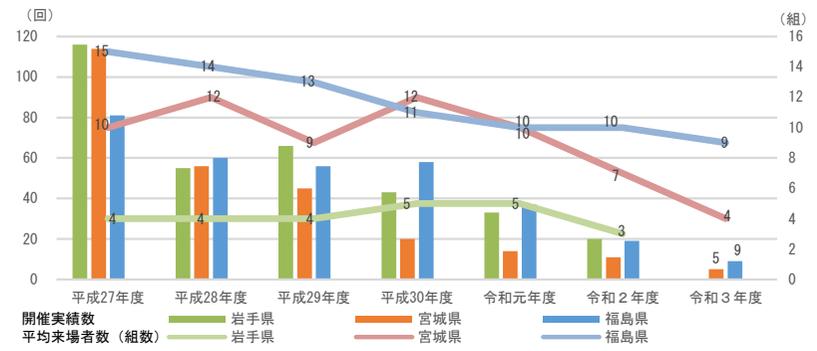
2. 説明会やコールセンターの見直しについて

説明会については、被災自治体からの要望をもとに実施しており、平成27年度以降、累計で918回（岩手県333回、宮城県265回、福島県320回）開催している。

令和3年度は宮城県及び福島県において、計14回の説明会を開催し、説明会1回当たりの平均来場者数（組数）は、宮城県で4組、福島県で9組であった。【表3】

また、来場者数（組数）合計98組のうち、申請見込みが高く提出用の封筒を渡した即申請に結びつく者は28組であり、来場者の多くは給付対象となるかどうかの確認、「すまい給付金」や他の住宅支援制度の相談など、申請に直結していない状況であった。

【表3】説明会開催実績・1回当たり平均来場者数（組数）

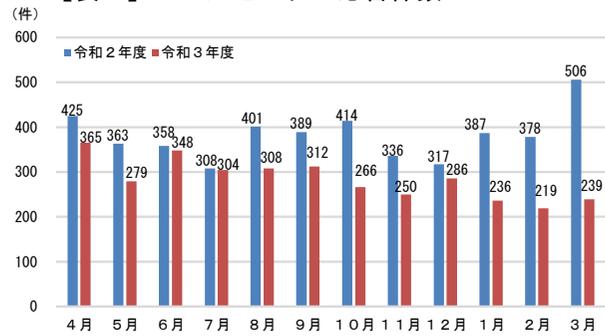


コールセンターについては、令和3年度に3ブースから2ブースに体制を見直している。一方で、応答率は87.0%と前年度91.2%と比較しても遜色ない水準であった。

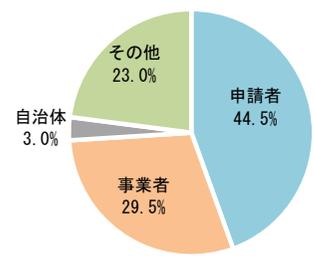
令和3年度の対応件数は年間3,412件（対前年度▲1,170件）、1日当たり14件程度であった。【表4】

問い合わせ者を種別に分けると、申請者（手続代行者を含む）が4割強、事業者が3割、その他が2割強、残りは自治体であった。【表5】

【表4】コールセンター応答件数



【表5】問い合わせ者種別（令和3年度）



④今後の改善点・検討の方向性

2. 説明会やコールセンターの見直しについて

説明会については、事前予約制の導入など一定規模以上の来場者数が見込まれる場合の開催や、複数の会場をオンラインでつないだ一斉開催など、効率的な実施方法を検討すべきではないか。

また、来場者のうち7割が申請に直結しない者であったことを踏まえると、制度や説明会の周知方法を見直すべきではないか。

コールセンターについては、専属の職員を配置せず、審査業務と兼務で電話対応を行うことや、審査体制の見直しと併せて、定期対応とするなど見直しを図るべきではないか。

問い合わせ者の3割が事業者であったことに鑑み、事業者向けの説明会を開催するなど、問い合わせ件数自体を減少させる方法も検討すべきではないか。

併せて、申請書や記載要領等の見直しを図るべきではないか。

3. 基金事業の見直しについて

現時点において、使用見込みのない余剰金等が生じている状況はないが、今後は所要額について一定の見通しを立て得る状況になりつつあることから、各年度において、基金により事業を実施する必要があるか、適正性の精査等を不断に行うべきではないか。

総 括 調 査 票

調査事案名	(3) マイナンバーカード交付事務費補助金			調査対象 予算額	令和3年度：59,262百万円 (参考 令和4年度：61,610百万円)		
府省名	総務省	会計	一般会計	項	電子政府・電子自治体推進費	調査主体	本省
組織	総務本省			目	マイナンバーカード交付事務費補助金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

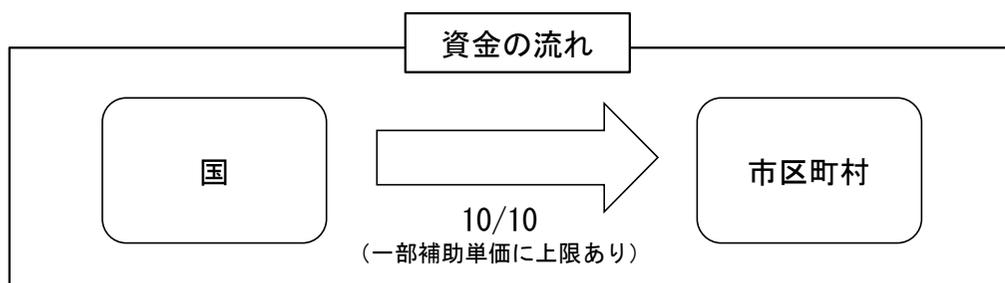
【事案の概要】

「令和4年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指す」という政府目標を踏まえ、市区町村がマイナンバーカードを住民に対して安定的に交付できる環境を構築するため、市区町村に対しマイナンバーカードの交付事務に必要な経費を補助。

<補助対象経費>

市区町村のマイナンバーカードの交付事務等に係る以下の経費を補助。

- マイナンバーカードの交付（カードの更新、電子証明書の発行・更新を含む）のための人件費
- 申請時来庁方式、出張申請受付方式及び申請サポート方式による交付のための経費（宣伝及び集客等に係る経費を含む）
- 臨時交付窓口設置に係る経費
- 交付管理・予約のためのシステム及び電話窓口等に係る経費
- マイナンバーカードの交付に用いる統合端末等に係る経費
- マイナンバーカードの申請書等の作成及び送付並びにマイナンバーカード交付通知書とあわせて関係書類を作成・送付するための経費
- マイナンバーカードの券面記載事項の変更に係る経費
- 交付の際に配布する、マイナンバーカードの使用方法を説明した資料を作成する経費



②調査の視点

1. 自治体の取組について

(1) 「令和4年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指す」という政府目標を踏まえ、各自治体がマイナンバーカードの交付・普及促進に向けた取組を行っている。こうした中、カードの交付率が高い自治体と低い自治体では、その取組内容に違いがあるのではないか。

(2) マイナンバーカードの交付事務を担う自治体が、カードの交付・普及に当たって課題と考える点は何か。

2. 総務省の取組について

総務省は、本補助金を通じ、より効果的な普及促進策を実施していくため、各自治体の取組をどのように把握し活用しているか。

【調査対象年度】

令和3年度

【調査対象先数】

以下へのアンケート調査を実施。

- ・ 総務本省
- ・ 自治体：60先（※）

（※）「マイナンバーカード交付状況（令和4年4月1日現在）」（総務省HP）において、マイナンバーカード交付率が下記要件に該当する自治体

- ・ 政令指定都市：上位及び下位各5団体
- ・ 特別区：上位及び下位各5団体
- ・ 中核市：上位及び下位各10団体
- ・ その他の市（人口10万人未満の自治体を除く）：上位及び下位各10団体

総 括 調 査 票

調査事業名 (3) マイナンバーカード交付事務費補助金

③調査結果及びその分析

1. 自治体の取組について

(1) -1 マイナンバーカードの普及促進策

①マイナンバーカードを活用した独自の行政サービス・取組

○ マイナンバーカードを活用した独自の行政サービス・取組（※）を実施している自治体数については、

- 政令指定都市については、交付率が上位の自治体は5団体のうち3団体が実施しており、交付率が下位の自治体は5団体のうち2団体が実施している。
- 特別区については、実施している自治体はなかった。
- 中核市及びその他の市については、交付率が上位の自治体は20団体のうち8団体が実施している一方、交付率が下位の自治体は20団体のうち1団体の実施にとどまった。

【表1参照】

【表1】マイナンバーカードを活用した独自の取組の実施状況

自治体区分	自治体数	
	交付率上位	交付率下位
政令市	3	2
特別区	0	0
中核市	4	1
その他の市	4	0
合計	11	3

（※）マイナンバーカードを活用した独自の行政サービス・取組の具体例

- 図書館の利用カードとして利用
- 電子母子手帳サービスや障がい者手帳アプリへの活用
- マイナンバーカードを活用して、申請書等（各種証明書発行、届出、印鑑登録等）への記入を省略化するシステムの導入
- 災害避難所における住民の受付対応に利用
- 職員の出退勤管理に利用

②マイナンバーカードの取得・利用に対する独自の特典

- 交付率上位の自治体は、30団体のうち12団体が、住民によるマイナンバーカードの取得・利用に際し、独自の特典を付与し、カードの取得・利用を促進していた。また、当該12団体のうち7団体は複数の取組を実施していた。
- 一方、交付率下位の自治体は、30団体のうち7団体の実施にとどまり、複数の取組を実施している自治体はなかった。

【表2参照】

【表2】マイナンバーカードの取得・利用に対する独自の特典付与施策に係る取組状況

<実施有無>

実施有無	自治体数	
	交付率上位	交付率下位
実施	12	7
未実施	18	23
計	30	30

<特典の内容（複数回答可）>

特典の内容	実施件数	
	交付率上位	交付率下位
グッズの配布	8	4
地元商店街等で使用可能な商品券の配布	5	1
自治体マイナポイント	3	1
地元特産物等の配布	1	0
各種施設利用料等の割引	1	0
その他	1	1
計	19	7

総 括 調 査 票

調査事案名 (3) マイナンバーカード交付事務費補助金

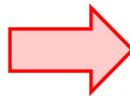
③調査結果及びその分析

③周知・広報の方法

- マイナンバーカードの普及促進に向けた住民への周知・広報策について調査したところ、全60団体のうち54団体から「広報を実施している」との回答があった。具体的な取組内容について集計したところ、【表3】のとおり。
 - 交付率上位の自治体30団体のうち20団体は、特に自治体SNSや動画共有サイト、テレビ・ラジオ、公共交通機関における広告、駅や公共施設等におけるポスター掲示など、自治体自らが発行等を行う媒体以外の媒体を活用した周知・広報策（【表3】赤枠）を実施していた（交付率下位の自治体は11団体が実施）。
- ※赤枠内の取組件数は、交付率上位の自治体が45件、交付率下位の自治体が15件。

【表3】の赤枠内の取組を実施している自治体数

	交付率 上位	交付率 下位
自治体数	20	11



【表3】 マイナンバーカードの普及促進に向けた周知・広報策

取組内容（周知・広報の手段）	実施件数	
	交付率上位	交付率下位
自治体広報誌	19	14
自治体ホームページ	14	14
チラシ・リーフレット配布	12	10
庁舎内でのポスター掲示・デジタルサイネージの設置等	9	10
自治体SNS	10	5
ラジオ広告	7	3
庁舎外（駅・公共施設・商業施設等）でのポスター掲示・デジタルサイネージの設置等	5	3
テレビ広告	5	2
タウン情報誌	5	1
交通広告（電車、バス）	6	0
動画共有サイトでの広告	4	0
新聞広告	3	1
その他	12	10

（注）自由記述式による回答を類型化して集計（複数項目を回答した自治体あり）

(1) -2 マイナンバーカードの申請受付・交付体制整備

- 申請受付の促進に係る自治体の取組として申請時来庁方式（※）の実施状況を調査したところ、「その他の市」の区分において、交付率上位の10団体は8団体が実施していた一方、交付率下位の10団体は4団体の実施にとどまった。【表4参照】
- （※）住民が窓口を訪問してマイナンバーカードの申請（本人確認を含む）を行い、後日カードを郵送で受け取る方式（交付窓口での受取りも可）
- 一方、交付体制の整備に係る自治体の取組状況として臨時交付窓口の設置状況を調査したところ、交付率が上位と下位の自治体間で大きな差異は見られなかった。【表5参照】

【表4】 申請時来庁方式の実施状況

自治体区分	交付率区分	申請時来庁方式 実施自治体数
政令指定都市	上位	5
	下位	4
特別区	上位	1
	下位	3
中核市	上位	9
	下位	9
その他の市	上位	8
	下位	4
合計	上位	23
	下位	20

【表5】 臨時交付窓口の設置状況

自治体区分	交付率区分	臨時交付窓口 設置自治体数
政令指定都市	上位	5
	下位	4
特別区	上位	2
	下位	4
中核市	上位	9
	下位	7
その他の市	上位	6
	下位	8
合計	上位	22
	下位	23

総 括 調 査 票

調査事案名 (3) マイナンバーカード交付事務費補助金

③調査結果及びその分析

(2) マイナンバーカードの普及促進に向けた課題

- 総務省の要請を受けて各自治体が策定している「マイナンバーカード交付円滑化計画」(※)の実施に向けた課題を含め、今後、更にマイナンバーカードの普及を促進していく上での課題を調査し集計したところ、【表6】のとおり(次頁【表7】に一部の回答を掲載)。

(※) 総務省は、前述の政府目標を踏まえ、各自治体に対し、令和4年度末にほぼ全ての住民へカードを交付することを前提とした「マイナンバーカード交付円滑化計画」の策定を要請している(「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月付け(令和3年12月改訂)))。当該計画には、毎月の想定交付枚数や、カードの交付体制の増強に係る具体的な取組内容(交付窓口数や職員配置数の増強予定、土日開庁の実施予定等)が記載されている。

- 最も多かった意見は「カードの利便性向上」(全60団体中31団体)、続いて「周知・広報活動の強化」(全60団体中29団体)であった。また、「申請・交付手続の簡素化・オンライン化や受取要件(代理人受取等)の緩和」や「自治体における事務体制の確保・負担軽減」を求める意見も多かった。

【表6】マイナンバーカードの普及促進に向けた課題

課題	件数		
	交付率上位	交付率下位	合計
カードの利便性向上	16	15	31
周知・広報活動の強化	17	12	29
申請・交付手続の簡素化・オンライン化や受取要件(代理人受取等)の緩和	9	12	21
自治体における事務体制の確保・負担軽減	9	10	19
高齢者・障がい者等への対応	7	4	11
セキュリティ面に不信感を持つ住民への対応	2	5	7
カードに係る継続的な国の財政支援	3	1	4
コロナ禍における申請勧奨の在り方	1	3	4
令和5年度以降のカード交付枚数に係る目標の提示が必要	2	1	3
地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の体制強化・システム整備	2	1	3
自治体職員に対する研修・教育の充実	1	2	3
健康保険証との一体化における利用者負担増の解消	2	1	3
国と地方の情報共有・連携強化	3	0	3
健康保険証とカードの一体化の完全切替	2	0	2
その他	5	1	6

(注) 自由記述式による回答を類型化して集計(複数項目を回答した自治体あり)

総 括 調 査 票

調査事案名 (3) マイナンバーカード交付事務費補助金

③調査結果及びその分析

【表7】自治体の意見抜粋「マイナンバーカードの普及促進に向けた課題」（自由記述）

課題	意見
カードの利便性向上	マイナンバーカード利活用の幅が少なく、マイナンバーカードに興味を持っていない市民に対し取得するメリットを伝えられない。
	カード本来の目的は、デジタル・ガバメントや社会全体のデジタル化の実現である。取得ばかりに専念してもカードの普及には限界が来るので、利便性向上に向けたシステムづくり、そして広報を進めていき、取得から利用へとつなげることが重要であると考え。
周知・広報活動の強化	マイナンバーカードのメリットやカード取得後の実現する社会が未取得者へ浸透していない。カード取得後のメリットや社会の未来像などを継続して周知・広報していくことが課題。
申請・交付手続の簡素化等	マイナンバーカードは公的な本人確認書類となり、オンラインでいろいろな手続が可能であるため、申請、交付、更新などの手続の厳格さが必要であり、市民や職員の負担となっている。
セキュリティ面に不信感を持つ住民への対応	マイナンバーカードのセキュリティ対策を伝えても情報漏洩を危惧し申請に結び付かない。

2. 総務省の取組について

○ 総務省に対し、本補助金を通じ、より効果的な普及促進策を実施していくため、各自治体の取組をどのように把握し活用しているか確認したところ、以下のとおり回答を得た。

- ① 「マイナンバーカード交付円滑化計画」の実績報告により、各自治体の交付体制整備及び出張申請受付等の実施状況を毎月把握。
- ② 交付体制整備が整っていない（交付が滞留している）自治体及び交付率が低調な（申請促進活動が実施できていない）自治体については、各都道府県を通じて事情を聴取。
- ③ 大規模団体の政令市、中核市、特別区等に対しては、補助金の活用状況等を踏まえつつ、申請促進の取組状況や今後の課題等について総務省が直接ヒアリングを実施。その他、小規模団体の中で独自の取組により積極的に普及促進を行っている自治体に対しても直接ヒアリングを実施。
- ④ ヒアリングの際に受けた要望をもとに、必要に応じマイナンバーカード交付事務費補助金の交付要綱及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の改正を行うことで、財政支援の充実及び交付事務の円滑化を図るとともに、ヒアリングにより収集した普及促進の先進事例をとりまとめ、都道府県を通じて全国の自治体に横展開し、普及促進に向けて支援を行っている。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 自治体の取組について

(1) 交付率上位の自治体は、カードを活用した独自の行政サービス等の導入、カードの取得等に対する独自の特典の付与、周知・広報の工夫、申請受付体制の整備を、交付率下位の自治体よりも多く実施していた。これらの取組はカードの普及が進まない要因（利便性が不足、申請手続が面倒等）の打開に資するものであり、交付率が低い自治体も、本補助金を活用し、他の自治体の取組も参考としながら、普及促進に向けた取組を加速することが望まれる。

(2) マイナンバーカードの普及に向けた課題として、多数の自治体が「カードの利便性向上」や「セキュリティ面に不信感を持つ住民への対応」等を指摘している。このため、本補助金を活用した自治体の申請・交付体制の強化を図るのみならず、政府全体としてカードの利便性向上等をできる限り早急に図るべきではないか。

2. 総務省の取組について

○ 総務省は普及促進の先進事例を集約し全国の自治体に共有しているが、今後、総務省は、カードの交付率が顕著に低い自治体に対し、都道府県と連携しつつ、その普及促進策の取組状況や課題を把握・検証し、助言を随時行うなど、重点的に支援する仕組みを導入すべきではないか。

総括調査票

調査事案名	(4) 地域経済循環創造事業交付金 (分散型エネルギーインフラプロジェクト)			調査対象 予算額	令和3年度: 700百万円の内数 ほか (参考 令和4年度: 500百万円の内数)		
府省名	総務省	会計	一般会計	項	地域振興費	調査主体	財務局
組織	総務本省			目	地域経済循環創造事業交付金	取りまとめ財務局	関東財務局

①調査事案の概要

【事案の概要】

本事業は、地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）の策定を支援するもの。

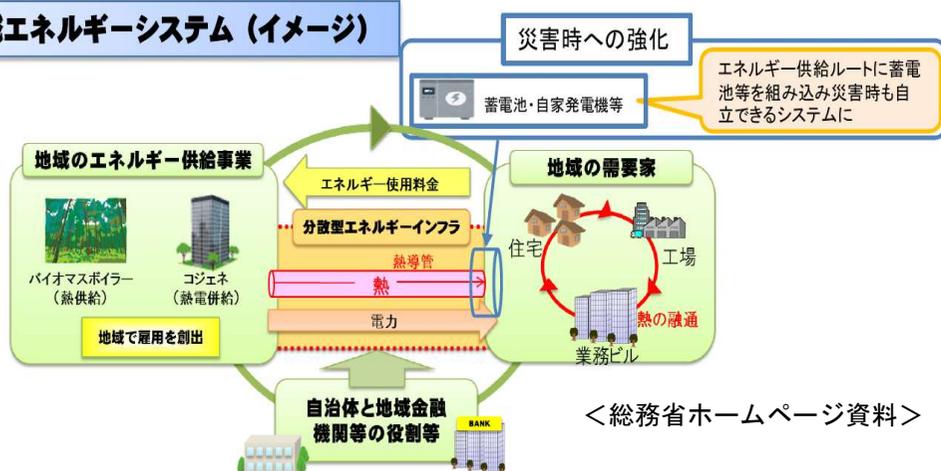
各地域において取り組みたい内容を提案し、概ね5年を目処に事業化を目指す（※）プロジェクト推進計画を策定する。（※令和4年度以降の事業）

その際、専門的知見・ノウハウ・経験を活用し、より実現可能性を高める観点から、各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース（農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省）を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

補助対象 地方公共団体のマスタープランの策定経費（上限2,000万円）

補助率 策定経費の1/2（財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は10/10）

地域エネルギーシステム（イメージ）



バイオマスボイラー



貯湯槽



②調査の視点

1. 事業の有効性について

- ・マスタープラン策定団体の事業化の状況について具体的に確認する。
- ・調査段階において事業化に至っていない理由を正確に把握する。
- ・「分散型エネルギーインフラプロジェクト導入可能性調査」(※)について、その後の事業化（事業形成過程を含む。）につながっているか、事業化が進捗しつつあるかを正確に把握する。
- ・事業化に至った場合の事業の採算等の状況について確認する。

【調査対象年度】

- ・平成26年～令和2年度（マスタープラン策定団体）

【調査対象先数】

- ・マスタープラン策定団体：58団体
- ・「分散型エネルギーインフラプロジェクト導入可能性調査」(※)を実施し、マスタープラン策定を行わなかった団体：16団体

(※) 平成25年度に総務省が行ったフィージビリティスタディ調査（入り口調査）。分散型エネルギーインフラプロジェクト具体化に向けた、エネルギー資源の種類や量、今後の需要見通し、事業化等に関する委託調査であり、実施した地方公共団体は31団体、そのうちマスタープラン策定を行わなかった団体は16団体（具体的調査：1団体当たり300万円程度、概要調査：1団体当たり40万円程度）。なお、マスタープランはこのフィージビリティスタディ実施の先の段階で更に精緻に関係者と事業化に向けて深い検討を行うためのものである。

2. その他の地域新電力事業について

- ・分散型エネルギーインフラプロジェクトの対象は、電力に限られるものではなく、事業規模等も異なるが、便宜的に「地域新電力」に着目し、本事業を活用せずに地域新電力を導入できた理由を確認する。

【調査対象年度】

- ・各事業開始年度～令和3年度

【調査対象先数】

- ・地域新電力導入地方公共団体：74団体
- ※令和4年3月31日までに資源エネルギー庁の登録小売電気事業者一覧に記載があり、地方公共団体が直接出資又は社員となっているとホームページで確認できた事業者の所在する団体（有効回答数は63団体）

総 括 調 査 票

調査事案名 (4) 地域経済循環創造事業交付金 (分散型エネルギーインフラプロジェクト)

③調査結果及びその分析

1. 事業の有効性について

●事業化の見通しについて

・「事業化済」と回答した地方公共団体は、58団体中12団体(21%)にとどまる。【図1】(※総務省ホームページによると事業化済は19団体となっているが、その中には一部設備の完成のみで、エネルギー等の供給実績がない等の理由から事業化に至っていないと認識している団体が複数あった。)

・「事業化の見通しなし」と回答したのは29団体で全体の50%を占める結果となり、そのうち、事業化の実現可能性については「プランを見直しても厳しい」と回答した団体が最も多かった。【図1】

・「事業化済」と回答した団体の中でも、マスタープランと事業化との関連が希薄な以下のような例があった。

- マスタープランの内容がエネルギー事業の導入可能性の検証のみで事業化に向けた具体的なプランになっていない例
- 地方公共団体が関与せず民間事業者がマスタープランで想定していたエネルギーを活用した事業を行った例
- 別の再生可能エネルギーを活用していることをもって事業化済と整理している例
- 事業化のためには他省庁の補助事業で更に導入可能性調査や事業計画を策定する必要があった例

・また、マスタープランに事業化予定年度を記載していない事例が8団体(14%)あった。【図2】

●事業化に至らない理由について

・マスタープラン策定から5年以上経過(平成28年度までに策定)している地方公共団体39団体のうち28団体が事業化に至っていなかった。事業化に至らない理由は「設備投資等、費用が大きい」が最も多かった(75%)。

次いで「事業運営費の採算が取れない」、「採算が取れるまで時間を要する」が多く、半数以上が該当した。【表1】

・マスタープランを策定したとしても、事業化に至るまでには設備投資や採算性の問題があり、事業化に至っていない。

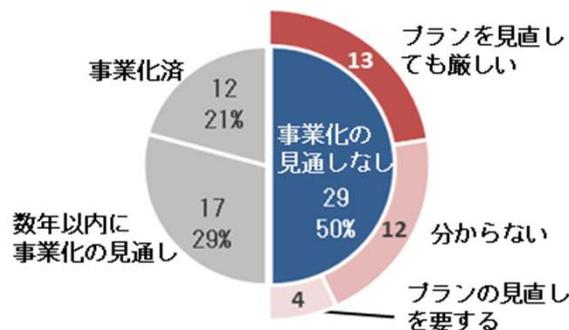
●分散型エネルギーインフラプロジェクト導入可能性調査について

・「分散型エネルギーインフラプロジェクト導入可能性調査」(以下「導入可能性調査」という。)を実施したが、マスタープラン策定に至らなかった16団体について、導入可能性調査の調査結果により、11団体(69%)が導入不可や課題の発見をしていた。【図3】

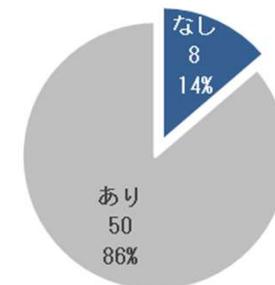
・また、マスタープラン策定から5年以上経過している39団体のうち、導入可能性調査を実施した団体の事業化率は42%、実施していない団体の事業化率は22%であり、導入可能性調査を実施した団体は実施していない団体と比較して事業化率は約2倍であった。【表2】

・以上の結果を踏まえれば、マスタープランを策定する前に導入可能性調査を実施の方が効率的なのではないか。

【図1】事業化の見通しについて



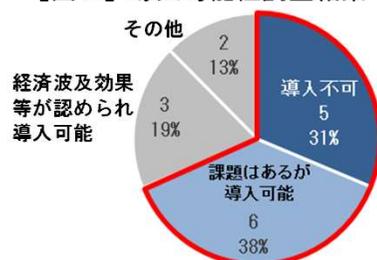
【図2】マスタープランに事業化予定年度の記載



【表1】5年以上事業化に至らない理由(28団体、複数回答可)

理由	団体数	割合
設備投資等、費用が大きい	21	75%
事業運営費の採算が取れない	19	68%
採算が取れるまで時間を要する	14	50%
安定的な需要確保が見込めない	13	46%
地元事業者の参画が見込まれない	12	43%
付加価値のあるサービス提供が難しい	8	29%
地域エネルギー事業推進に関して、政策変更等があった	6	21%
既存の民間事業者や第三セクターと比較して信頼性の高いサービス提供が難しい	6	21%
地元のエネルギー資源の状況が変化した	3	11%
その他	12	43%

【図3】導入可能性調査結果



【表2】導入可能性調査等の調査を行ったか

マスタープラン策定から5年以上経過している団体	団体数
導入可能性調査を実施した	12
うち、事業化済	5 (42%)
導入可能性調査を実施していない	27
うち、事業化済	6 (22%)

(※) 構成比は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

総 括 調 査 票

調査事業名 (4) 地域経済循環創造事業交付金 (分散型エネルギーインフラプロジェクト)

③調査結果及びその分析

●事業化済地方公共団体の状況について

・「事業化済」と回答した地方公共団体12団体のうち、現時点での採算が取れている(※)のは8団体であった。そのうち「将来の継続性がない」と回答した団体はなかったが、「分からない」と回答したのは2団体であった。なお、「将来の継続性がある」と回答した6団体のうち、地域外エネルギー割合が「半分未満」と回答したのは4団体(33%)であった。(マスタープランを策定している58団体の7%)【表3】

・事業化に至った場合でも、地域内のエネルギーを主に活用して事業を継続していく団体は少ないことが分かった。

(※)採算については、単年度のPL分析ではなく、面的・ネットワークの拡大状況、原材料コストの推移などを織り込みつつ、中長期的なPL分析、BS分析を行う必要もあると思われるが、本調査では現時点での採算に着目して分析を行った。

2. その他の地域新電力事業について

●本事業を活用しなかった理由について

・調査に回答のあった地方公共団体63団体のうち、設立に関与した事業者の主力事業が電力であり、本事業を活用せず、地域新電力を導入したのは50団体であった。

・本事業を活用しなかった理由は次の通りであった。「事業を認知していない」が20団体(40%)と最も多く、「他省庁の補助・交付金で十分であった」が12団体(24%)、「マスタープラン策定に必要な性を感じない」が6団体(12%)であった。【表4】

・他省庁の補助・交付金で十分であったことの例として、エネルギー関係の事業者は環境省や資源エネルギー庁の補助事業に詳しく、事業者の提案で、地方公共団体としても他省庁の補助金(交付金)で、そのまま事業化につながると判断をしたとの回答もあった。

【表3】事業化済地方公共団体の状況

		団体数 (割合)
1. 現時点での採算	①取れている	8 (67%)
	②取れていない	3 (25%)
	③事業化直後で決算前	1 (8%)
2. ①のうち、将来の継続性	④ある	6 (50%)
	⑤分からない	2 (17%)
3. ④のうち、地域外エネルギー割合	⑥半分未満	4 (33%)
	⑦半分以上	2 (17%)

【表4】本事業を活用しなかった理由 (50団体)

活用しなかった理由	団体数	割合
本事業を認知していなかった	20	40%
他省庁の補助・交付金で十分であったため	12	24%
マスタープラン策定に必要な性を感じない	6	12%
本事業の開始前(平成26年度以前)に新電力を導入していた	2	4%
本事業の対象になりえない	1	2%
その他	9	18%

④今後の改善点・検討の方向性

1. 事業の有効性について

・マスタープラン策定後、「事業化済」と回答した地方公共団体数は全体の21%にとどまっている。今後、例えばマスタープラン策定前に導入可能性調査等を条件とするなど、事業化につながり、かつ地域の特性を活かしたエネルギー供給が期待できる事業を重点的に採択するなど、予算の効率化・重点化を図るべきではないか。

・マスタープラン策定補助や事業化までのアドバイスのみではなく、事業化に至った地方公共団体についても、現時点で採算性や将来の継続性が不明確な団体があることを踏まえ、今後、既にある関係省庁プラットフォームを始め各省庁の専門的な知見を活かし、持続的かつより地域エネルギーを活用した事業となるように取り組んでいくべきではないか。

2. その他の地域新電力事業について

・「本事業を認知していなかった」、「他省庁の補助・交付金で十分」、「マスタープラン策定に必要な性を感じない」と回答した地方公共団体も一定数存在した。また、地域新電力事業では本事業を活用しなくても導入に至った事例が50団体あった。

・このため、今後、マスタープラン策定の効果やメリット等を見直すとともに、本事業を活用せずに地域新電力を導入することができた要因について把握し検証する必要があるのではないか。

総括調査票

調査事案名	(5) 刑事施設等の施設整備			調査対象 予算額	令和3年度(補正後) : 32,693百万円 ほか (参考 令和4年度 : 24,273百万円)		
府省名	法務省	会計	一般会計	項	法務省施設費	調査主体	本省
組織	法務本省			目	施設整備費ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

全国に所在する刑務所、少年刑務所及び拘置所といった刑事施設及び少年院（以下「刑事施設等」という。）では、犯罪や非行をした人等の収容を確保し、科された刑罰や処分を重く受け止め、矯正施設の中でしっかり取り組むように導くことで、罪を償わせ、再犯・再非行を防止するという重要な業務を担っている。

刑事施設等の多くは、老朽化が著しい状況となる中、近年、これら刑事施設等の耐震化及び老朽化対策を計画的に実施するための経費として、施設整備費を計上しているが、刑事施設等の収容人員は犯罪動向に応じて変動があるところ、近年は平成18年をピークに19年以降減少を続けており、その結果として収容率も全体として減少している。【図1】

こういった足元の収容率等の動向のほか、地域における刑事施設等の活用実態といった観点も踏まえ、刑事施設等の建替え及び改修・修繕が効果的に計画・実施されていると言えるかどうか、実態に見合った予算執行となっているのか検証を行う必要がある。

施設整備の概要

- 現行の耐震基準制定前の昭和56年以前に建築された施設の耐震化及び老朽化対策を計画的に実施
- 耐震性能の確保が不十分であり、経年に伴う老朽化が著しい

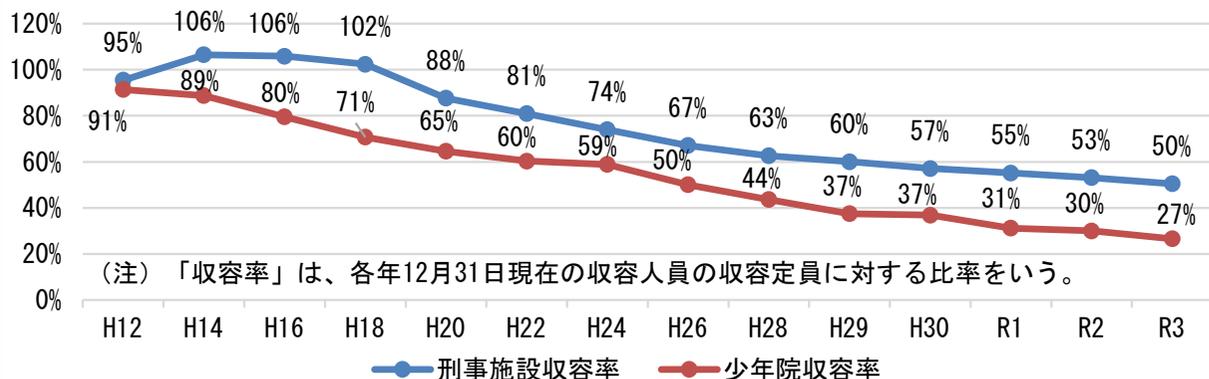
建替え

+

改修・修繕

- 施設の耐震化を進め、国民の安全・安心な生活を確保
- 災害時における避難場所の機能強化
- 再犯防止施策の実施基盤となる刑事施設等の環境整備を推進

【図1】 刑事施設等における収容率の推移



【老朽施設の例】



②調査の視点

1. 施設整備に係るコストの削減について

刑事施設等の入所者数は、近年減少傾向にあることから、刑事施設等における現状の収容動向の実態把握を行う。

建替え及び長寿命化改修を行った事案について、収容実態に即した建替え内容となっているのか検証を行う。

2. 地域貢献等に資する施設の有効活用について

刑事施設等の効果的・有効的活用状況の実態把握を行う。

収容区域内における収容人員の減少等により生じた居室等の空きスペースの活用事例の検証を行う。
収容区域外における災害発生時等の避難所としての活用状況の検証を行う。

地域と連携した再犯防止施策の取組やその他の地域貢献に資する施設の有効活用事例の検証を行う。

【調査対象年度】

平成24年度～令和3年度

【調査対象先数】

刑事施設等：113か所

総 括 調 査 票

調査事業名 (5) 刑事施設等の施設整備

③調査結果及びその分析

1. 施設整備に係るコストの削減について

(1) 刑事施設等における収容人員等の現状

・刑事施設等における収容人員等の推移については、逡減傾向にあることを踏まえ、直近10年間に於いて施設の効率化・集約化を図るため、施設の統廃合等を実施し、施設の整備総量を減少させている。他方で、直近10年間に於ける減少率について見ると、収容定員の減少率に比して、収容人員の減少率が大幅に上回っており、全体として収容定員の縮減に向けた取組を進めてはいるものの、それ以上に収容人員の減少が著しいことが確認された。【表1】【図2】

・各施設別の収容率について見ると、全体の約7割の施設においては、収容率が50%を下回る状況となっていることが確認された。【図3】

(2) 施設の建替え等に係る収容定員の検討状況

・直近10年間で建替え及び改修を計画又は完了した案件（以下「建替え等」という。）について調査したところ、24施設の該当があり、うち21施設は工期が1～2期（所要年数2～4年）の短期間のもの、残り3施設は工期が7～8期（所要年数12～20年）の長期間のものであった。

・収容人員が減少傾向にあった過去10年間の間に建替え等が計画された施設は16施設（いずれも工期は1～2期）あり、ほぼ全ての施設において、計画時点の収容率は50%未満であったことから、そのうち11施設において収容定員を削減する形での建替え等が行われていた。ただし、その結果、建替え・改修後に収容率が上がった施設は3施設であり、その他の施設においては、計画策定時における見通し以上に収容人員が減少したことで、収容率は計画時よりも更に下がっていることが確認された。

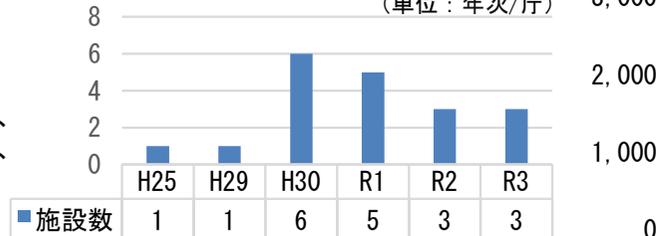
・直近10年間より前に計画された施設のうち、工期が長期（7～8期）にわたる3施設（【図4】）については、いずれも建替え前においては、過剰収容期にあったことから、当初計画時においては、収容定員を増加させる計画とされていたところ、過剰収容の状況こそ改善されたものの、完成までの間の収容人員の減少が著しかったため、建替後収容人員が建替前収容定員をも下回り、結果としてA庁、B庁の2施設については、足元の収容率は約35%にとどまり、低い状況となっていることが確認できた。

・大規模施設の建替え等においては完了までに長期間を要することから、当初計画時の見込みから建替完了時までの間の実際の収容動向には大きなズレが生じ得るが、こうした施設についても、当初計画で決定した定員については、各工期ごとに新たな契約を結ぶ際の見直しは行われていないことが判明した。見直しを行わない又は見直しが困難な理由については、施設や計画時期により様々であるが、例えば、計画変更を行えば施設運営に支障が生じる事態になるなど、全体計画の終盤の段階では変更を行うこと自体が難しい中で計画が策定されている事例も確認された。

【表1】直近10年間に於ける収容人員等及び減少率（単位：人）

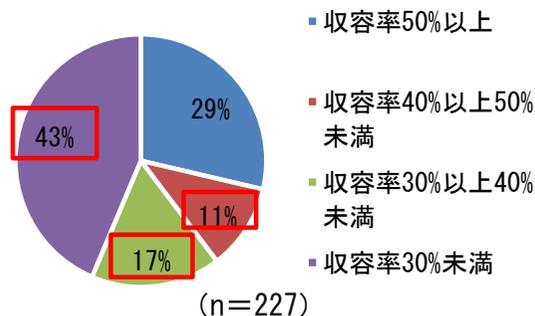
		H24	R3	減少率
刑事施設	年末収容定員	90,681	88,250	3%
	年末収容人員	67,008	44,545	34%
少年院	年末収容定員	5,647	5,237	7%
	年末収容人員	3,322	1,389	58%

【図2】直近10年間に於ける施設の統廃合数（単位：年次/庁）

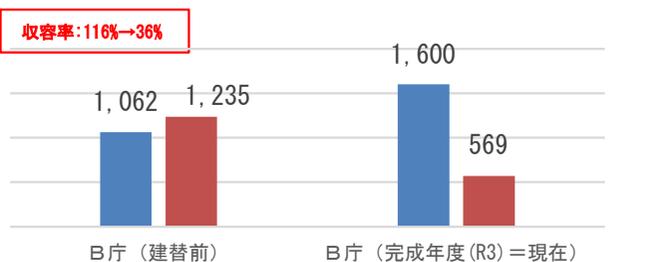


(※1)施設数には、廃庁の上、新設や改編を含む。
(※2)R1年次には、H31年次を含む。

【図3】刑事施設等収容率における構成比（R3年末時点）



【図4】各施設における建替前後の収容動向結果（単位：人）



(※3)建替前の収容人員は建替計画時の年末収容人員をいう。
(※4)完成年度の収容人員は建替完了年度の年末収容人員をいう。
(※5)現在の収容人員はR3年末収容人員をいう。

総 括 調 査 票

調査事案名 (5) 刑事施設等の施設整備

③調査結果及びその分析

2. 地域貢献等に資する施設の有効活用について

(1) 収容区域内における空きスペースの活用状況

・収容率の低下により、施設区域に相当程度の空きスペースが生じているところ、収容区域内における空きスペースの活用状況を調査した結果、建替えあるいは改修工事中のため活用が困難であるといった特殊な事情がある施設を除き、ほぼ全ての施設において何らかの活用を行っている状況にあり、活用施設種別（複数回答可）では、主な区分として居室【表2、3】、また活用目的種別で見ると、主なものとして新型コロナウイルス感染症対策に係る隔離スペースの確保等での活用事例が特に刑事施設においては最も多く、加えて被収容者等の高齢化等に対応するため居室での作業の実施や改善指導、職業訓練等においても活用されていることが確認された。

【図5、6】

・ただし、同感染症対策としての活用は、感染症の拡大という特殊な事情が生じたことによる一時的な活用であるところ、本調査において、新型コロナ対策以外の活用も行っているとの回答があった施設は、55施設あり、全体の49%であった。

(2) 収容区域外における災害発生時等の避難所としての活用

・収容区域外においては、地方自治体からの要請に基づき、防災協定を締結の上、災害発生時等に、被災者を受け入れるための避難所としての活用状況の有無について調査したところ、地方自治体と防災協定を締結している施設は、76施設あり、全体の67%にも上った。【表4】

・一方、防災協定を締結していない施設について、避難所としての活用困難な理由を分析したところ、所在地が遠隔地であるものや災害警戒区域に指定されているもの、近隣に避難所として活用できる適切な施設が多数あるもの、施設の老朽化により避難所としての活用になじまないものなど、地方自治体から防災協定締結の要請がないものが21庁となっており、これら活用ができない個別の事情のない16庁については、現在、防災協定締結に向けて地方自治体と調整中となっていることが確認された。【表5】

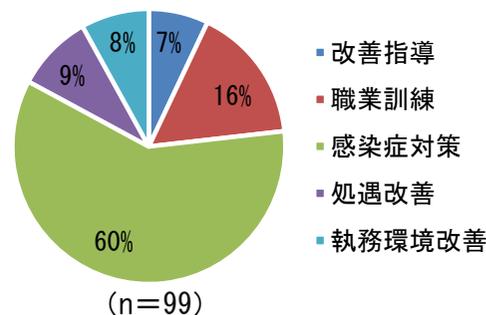
総じて避難所としての活用には積極的に取り組んでいることが確認できた。

【表2】活用状況の有無

(単位：庁)

活用事例	刑事施設	少年院	計
あり	66	40	106
なし	7	0	7
計	73	40	113

【図5】活用目的種別（刑事施設）



【表4】活用状況の有無

(単位：庁)

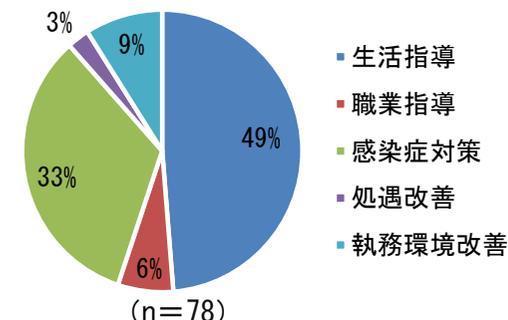
協定締結の有無	刑事施設	少年院	計
あり	58	18	76
なし	15	22	37
計	73	40	113

【表3】活用施設種別

(単位：件)

施設区分	刑事施設	少年院	計
居室	73	65	138
教室	6	2	8
工場	17		17
その他	3	11	14
計	99	78	177

【図6】活用目的種別（少年院）



【表5】活用困難な理由内訳

(単位：庁)

理由	回答数	割合
① 地理的な問題等	10	27%
② 近隣に避難所の設置がある	7	19%
③ 協定締結に向け調整中	16	43%
④ 施設の老朽化	4	11%

総 括 調 査 票

調査事案名 (5) 刑事施設等の施設整備

③調査結果及びその分析

(3) 地域と連携した再犯防止施策の取組や地域貢献に資する施設の活用

・上記(1)、(2)以外での地域貢献等に資する施設の活用状況について調査したところ、建替工事中の施設(1施設)を除き、全ての施設(112施設)において取組みを行っており、実施区分(複数回答可)は【図7】のとおりである。

・地域貢献活用の相手方について見ると、地域自治体や各種関連団体との連携にとどまらず、地域住民と積極的に連携している状況が確認できた。【図8】

・具体的な取組内容としては、施設外処遇として、ハローワークの活用体験等を通じた再犯防止施策の実施や、周辺地域の清掃や除草活動等の社会貢献活動のほか、職員の武道訓練に合わせて、武道の有資格職員による地域の子供に対する武道の指導を行っている。また、一部の施設では、以下のような特色ある取組を行っていた。

【実施区分別活用事例(好事例)】

○大規模災害発生時に地域住民及び関係機関と迅速かつ効果的な連携体制を構築し、自治体との防災協定である臨時避難場所を広く知らしめるとともに、実際の受入れ時に関係機関と連携し円滑な受入れ体制を確保するために、施設内鍛錬場等において総合防災訓練を実施。

○施設内グラウンドについては、土砂災害警戒地域における貴重な平地となっていることから、近隣地域唯一のドクターヘリ発着所として活用。

○自治体が刑務所内の土地を活用し農業を行う事業者を募集した上で、受刑者が職業訓練として事業に参加。

○近隣の中学校や児童養護施設の学習机、椅子について、施設内工場にて修繕を行うとともに、児童養護施設の加湿器の清掃等も併せて実施。

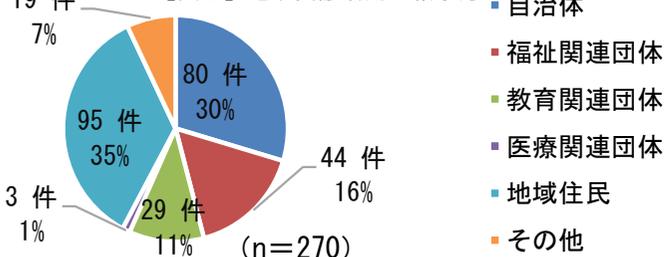
○幼保連携型の子ども園として、職員の子供及び近隣地域からの子供を受け入れるとともに、地域子育て支援拠点事業として子育て中の親子の交流促進や育児相談に対応。【写真1】

○施設内農場区において、近隣保育園児等を招き、芋掘りを実施し、地域との連携促進及び農場区の活動の広報等の取組。【写真2】

【図7】地域貢献活用の実施区分



【図8】地域貢献活用の相手方



【写真1】



【写真2】



④今後の改善点・検討の方向性

1. 施設整備に係るコストの削減について

収容人員は、その時世における犯罪動向に左右されるところもあるが、近年の遞減傾向にある収容動向も踏まえると、施設の建替え等に当たっては、収容の実態により見合うものとなるよう計画時点で十分な検討を行うとともに、工期が複数年度に跨るものについては、建替途中及び建替完了後の収容動向の変動を見据えて、各工期ごとに再検討を実施し、各施設の状況等も勘案の上、必要に応じて計画の時点修正をするなど、収容定員の見直し及びそれに伴う施設整備に係るコストの削減を図るべき。また、収容率が低い施設が多い状況及び施設運営そのものに一定のコストが掛かることを踏まえ、施設の効率化・集約化も含め、今後の刑事施設等の在り方について引き続き検討し、着実に取り組んでいくべき。

2. 地域貢献等に資する施設の有効活用について

(1) 収容区域内の活用状況については、近時の新型コロナウイルス感染状況を鑑み、収容人員の減少により空いた居室等を隔離エリア等として活用されていたほか、改善指導や職業訓練等に活用するなど一定の効果があると認められるものであり、今後も同取組を継続すべき。ただし、新型コロナウイルス感染状況の収束後を見据えた効果的な活用方法についても、積極的に検討すべき。

(2) 避難所としての活用について、引き続き地方自治体等と密に連携を図るべき。

(3) 地域貢献に資する施設の活用について、各施設で施設外処遇や社会貢献活動を行うなど有効活用を行っているものと認められるものであったことから、好事例については、他施設に情報共有をし、施設の有効活用を更に推進すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(6) 国際機関幹部職員増強拠出金			調査対象 予算額	令和3年度：213百万円 ほか (参考 令和4年度：213百万円)		
府省名	外務省	会計	一般会計	項	分野別外交費	調査主体	本省
組織	外務本省			目	政府開発援助経済協力 国際機関等拠出金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

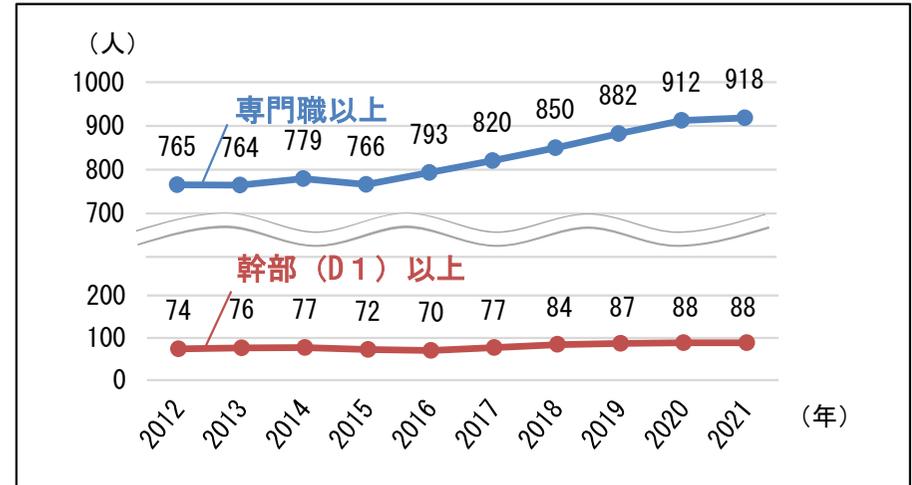
【事案の概要】

国際機関で働く日本人職員は、立場上、公平・中立な存在であるが、我が国と国際機関との連携・関係強化に貢献するとともに、「日本の顔」としても存在感を表し、我が国が国際機関において影響力を発揮するために重要な役割を果たしている。日本人職員の増加・昇進の促進等は、そうした役割を一層後押しし、我が国が国際機関との連携を通じて取り組もうとするグローバルな課題への解決に貢献することが期待される。このため、日本政府は、「2025年までに国連関係機関で働く日本人職員を1,000名とする」という目標を掲げ、日本人職員の増加に努めている。

本拠出金は、日本人職員の総数を増加させるとともに、より高いランクの職員数の増加も極めて重要であることに鑑み、平成29年度、中堅レベル以上の日本人職員を国際機関に派遣するために創設された。日本政府が給与等の経費を負担し、外務省との間で派遣に係る取決めを交わしている国際機関（主に国連機関）に中堅レベルの日本人を原則2年間派遣し、国際機関における将来的な幹部職員ポスト獲得を目指すもの。

(参考) 国際機関に日本人を派遣するための拠出金としては、本拠出金とは別に、国際機関職員派遣信託基金（JPO）拠出金もある。JPO派遣制度は、各国政府の費用負担を条件に国際機関が若手人材を受け入れる制度であり、35歳以下の若手の日本人に対し、原則2年間国際機関で勤務経験を積む機会を提供している。

【国連関係機関邦人職員数の推移（JPO除く、専門職以上）】



(出所) 外務省ホームページ

【国際機関職員のランク（国連事務局の例）】

ランク	職名（代表例）	日本語訳	職務経験年数
USG～D-2	Secretary General～ Director	事務総長～部長	15年～
D-1	Deputy Director	部次長	15年
P-5	Chief of Section Senior OO Officer	課長 上席OO官	10年
P-4	OO Officer	OO官	7年
P-3	OO Officer	OO官	5年
P-1～P-2	Associate OO Officer	OO官補	—

(出典) 国際連合日本政府代表部ホームページ

事業のイメージ (資金の流れ)



総 括 調 査 票

調査事案名 (6) 国際機関幹部職員増強拠出金

②調査の視点

1. 派遣先等の在り方

国際機関の将来的な幹部ポストの獲得につながるよう、効果的な派遣先のポストの調整や派遣者の選定が行われているのか。

2. 成果目標・指標の在り方

拠出から5年が経過した現在の成果はどうか。今後、本事業ではどのような成果目標等を設定していくべきか。

【調査対象年度】
平成29年度～
令和3年度
【調査対象先数】
外務省：1先

③調査結果及びその分析

1. 派遣先等の在り方

(1) 派遣先の調整

派遣先については、受入先国際機関の人事政策の透明性・公平性に配慮し、派遣取決めを締結して派遣を行っている。このため、国際機関の人事政策等が障害となって取決めを結べない先には派遣が難しく、派遣先に偏りが生じ、派遣先の開拓が課題になっている。

【図1】 拠出規模と比べて幹部職員比率や職員比率が過少になっている国連専門機関等への派遣など、戦略的な派遣先の開拓が求められる。

(2) 派遣者の選定

派遣者の属性については、国際機関勤務経験者が多数を占めるが、幹部登用に向けた平均的昇進ペースから考えると年齢的に高いと思われる者が僅かに含まれていた。また、国連専門機関等への派遣では、機関ごとの専門性に見合った者を選定する必要がある。例えば、世界気象機関(WMO)への派遣を気象庁と連携した好事例があるが、そうした関係省庁との連携は広がり欠けている。

派遣ランクについては、P3又はP4での派遣が多数を占め、現状では、予算上想定しているD1(部次長)は実績がなく、派遣終了後にD1以上に昇格した実績もない。【図2】令和元年度の派遣者3名は全員がP3となっている。平成25年からJPO派遣制度でもP3への派遣を可能とし、派遣実績もあり、JPO制度との棲み分けが曖昧になっている。また、JPO出身者は、現在、日本人幹部職員の約4割を占め、幹部登用でも成果を上げる中、本拠出金を使ってJPO経験者4名(全派遣者の2割)を再派遣しており、事業目的が国際機関への定着支援なのか、幹部職員の増強なのか曖昧になっている。【表1】

2. 成果目標・指標の在り方

(1) これまでの成果等

平成29年から令和元年までの派遣終了者については、9名中7名が派遣期間終了後も国際機関に勤務しており、邦人職員の定着という観点からは一定の成果を得ている。今後は、これら職員の幹部登用を後押しする必要があるが、派遣期間満了後、本派遣者を対象とした特段の支援は行われていない。また、派遣期間終了後に国際機関を離任した者に対するフォローアップの実施や再派遣に向けた人材プールもなされていない。

(2) 成果目標・指標の在り方

本拠出金に係る行政事業レビューシートの「定量的な成果目標」については、「国連関係機関における日本人職員数を、2025年までに1,000人以上とする」とされているが、これは幹部職員のみならず、一般職員も含まれ、拠出目的に沿った目標やマイルストーンなどが設定されていない。

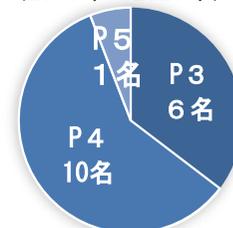
また、本制度は、D1以上の幹部ポストを担い得る日本人職員を国際機関に派遣する制度であり、D1になるための一般的な必要職業経験年数の目安等を踏まえれば、この拠出金が成果を結ぶにはおおむね10年程度の期間を要することになるが、そうした性質を踏まえた成果指標の検討がなされていない。

【図1】 派遣取決めの有無と派遣実績別国際機関数の比較



(注) 政府目標の閣議決定に当たり、対象とした42の国際機関の状況。

【図2】 派遣者のランク (2017年～2021年)



【表1】 国際機関への邦人職員派遣に係る制度比較

	国際機関幹部職員増強拠出金	国際機関職員派遣信託基金(JPO)拠出金
開始年度	2017	1974
予算額	213百万円	2,339百万円
累積派遣者数	17名(2021年:4名)	1,894名(2021年:56名)
対象者	中堅レベル以上の職務経験 派遣ランク:P3以上 (予算積算上はP4~D1) 期間:原則2年	35歳以下、派遣分野における 修士号・2年以上の職務経験 派遣ランク:P2・P3 期間:原則2年
成果目標	国連関係機関における日本人職員数を、2025年までに1,000人以上とする	

④今後の改善点・検討の方向性

1. 派遣先等の在り方

派遣先については、幹部職員数等を踏まえて、その多様化に取り組み、戦略的に派遣先を調整すべきである。また、国連専門機関への幹部職員の登用が課題になっており、関係省庁とも連携した取組を推進すべきである。

派遣先ポストのランクについては、原則P4以上とするなどして、JPO派遣制度との違いの明確化を図るべきである。なお、予算積算に当たっては、派遣実績を踏まえて見直すべきである。

2. 成果目標・指標の在り方

本派遣制度の成果については、実現に一定の期間を要することを踏まえて、中長期的視野に立った支援の在り方の検討が必要ではないか。また、国際機関幹部職員の増加に向けた道筋を示し、その過程で達成するマイルストーンや成果目標(KPI)を設定すべきではないか。

総 括 調 査 票

調査事案名	(7) 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）拠出金		調査対象 予算額	令和3年度（補正後）：20,000百万円 ほか （参考 令和4年度：7,386百万円）		
府省名	外務省	会計	項 目	経済協力費	調査主体	本省
組織	外務本省			一般会計	政府開発援助経済協力 国際機関等拠出金	取りまとめ財務局

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）は、2000年のG8九州・沖縄サミットで感染症を初めて主要課題として取り上げたことをきっかけとして、世界三大感染症であるエイズ・結核・マラリア対策に取り組む国際機関として2002年に設立（本部：ジュネーブ）されたものである。グローバルファンドは、啓発活動や医薬品・医療資材の配布、医療サービスの提供等の取組を通じた三大感染症の予防や治療、ケア等の支援を実施しており、日本は平成13年度から資金の拠出を行っている。
- グローバルファンドは、活動資金を確保するために3年単位で増資期間を設け、その前年にプレッジ会合（各国等が資金の拠出規模を表明する会合）を開催している。現在の第6次増資期間（2020-2022年）に対して、日本は2019年6月のG20大阪サミットにおいて2020-2022年の3か年で8.4億ドルの拠出を表明し、令和4年度当初予算で完遂するところである。
- 次期増資期間（2023-2025年）のプレッジ会合が本年下半期に開催される予定となっており、新たな資金拠出が求められる見込みである。

（参考1）グローバルファンドの取組

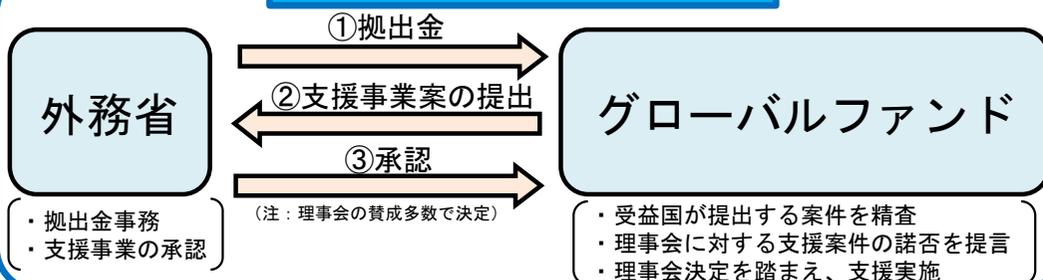
- エイズ
結核
マラリア
対策
- 予防：啓発活動、健康教育、自発的検査等
 - 治療：医薬品・医療資材の配布、治療、カウンセリング等
 - ケア：医療サービス提供、日和見感染症の治療等

保健システム強化：保健従事者の育成・研修、国や地方の保健行政システムの強化

※ 新型コロナウイルス感染症により生じた三大感染症対策への負の影響を最小限に抑えるため、最前線の保健従事者の保護や診断薬及び治療薬の調達・配布等といったコロナ対策も併せて実施。

設立以来、三大感染症から4,400万人以上の命を救済しているとされ、低・中所得国に対する国際的な三大感染症対策支援の資金のうち、エイズ25%・結核77%・マラリア56%を占める

（参考3）事業実施の流れ



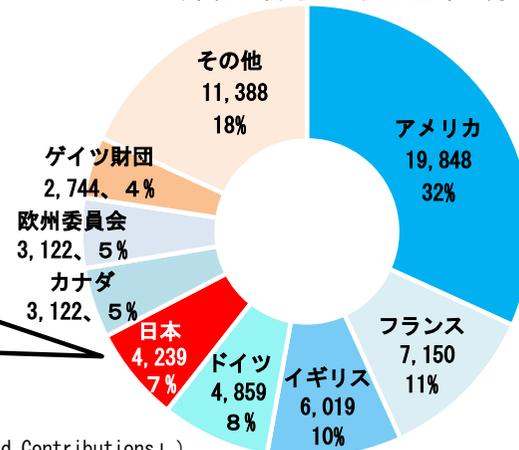
（参考2）直近の拠出表明に対する予算措置

【第6次増資期間（2020-2022）に対する表明額：8.4億ドル】

R元補正	R2当初	R2補正	R3当初	R3補正	R4当初	計
444億円	80億円	120億円	80億円	120億円	74億円	918億円

（参考4）主要ドナーの累積拠出実績

（単位：百万ドル）2022年4月時点



日本の累積拠出額は、約42.4億ドルで全体の約7%を拠出。理事会で単独議席を有している。邦人職員は、現在計13人。

（出所：グローバルファンドHP「Donor Pledges and Contributions」）

総 括 調 査 票

調査事案名 (7) 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）拠出金

②調査の視点

1. 運営・事業への関与について

グローバルファンド（以下「GF」という。）の運営（事業の企画・計画等）に対して、拠出額に見合う関与ができています。

拠出を通じて、日本としてどのような成果が得られているのか。

【調査対象年度】
平成28年度～
令和3年度

【調査対象先数】
外務省：1先

③調査結果及びその分析

1. 運営・事業への関与について

(1) 運営への日本の関与

GFの意思決定を行う理事会は、ドナー国代表8席を含む計20議席で構成され、戦略策定、組織管理、財務等の実行を担っている。日本は、米、仏、英、独の主要ドナーとともに単独で理事会の議席を有し、外務省によれば、ユニバーサル・ヘルズ・カバレッジ（UHC）の考えをGFに根付かせるなどの役割を果たしてきたことである。

日本は、GFへの拠出の際、プレスリリース等においてUHCの促進などの拠出目的を説明しているが、増資期間ごとに期待する具体的成果は示していない。加えて、「行政事業レビューシート」では、GFが成果目標として掲げる、2017-2022年の5年間に途上国において①三大感染症から2,900万人を救う、②新規感染率を38%削減、が目標とされ、増資期間ごとに日本として期待する具体的成果に応じた目標は設定されていない。なお、例えば、英国では、納税者への説明責任を果たす観点から、GFとの間で増資期間ごとに実績に係る合意書を交わして優先分野を特定・公表する工夫が図られている。

また、GFの活動に係るKPIは、6年間の戦略（直近は2017年から2022年）において設定されているが、各増資期間ごとのKPIは設定されておらず、増資期間に応じた中間的・包括的な成果の検証は十分になされていない。

さらに、GFは2030年までに三大感染症の流行を終結させることを最終目標としているが、出口戦略の具体的な議論はいまだに開始されていない。2030年以降も流行を抑制していくための方策（例：被支援国における予防策の普及を含む自律的な取組の確保）など、出口戦略の早期の検討が必要である。

(2) 日本の拠出規模

日本のこれまでの拠出表明額及び拠出割合は、【表1】のとおりとなっている。外務省は、この点、「GFの運営方針に反映するに足る発言権を維持」するため負担してきていると説明している。GFでは、理事の単独議席について、直近3増資期間の拠出実績を基に加重平均（今期：50%（未拠出分は40%）、前期：30%、前々期：20%）により算出した「拠出シェア」によって決定しており、日本はその基準となる「拠出シェア6%超」を維持するため拠出表明していることが伺える。拠出シェアは、各ドナー国の拠出時期の違いにより算定時点（半年に1回）で変動するものだが、日本の拠出シェアは拡大傾向にあり、直近の数値（2022年3月時点）では単独議席の基準となる6%を1.4%上回っている。

理事会の議席を単独で確保することは、一般に、運営への影響力として有利に働く面があると考えられるが、GF設立以降、継続して単独議席を維持しているのは、米国と日本だけとなっている。その他の単独議席を確保している国は他国と連携して理事席を確保している期間が存在するなど、単独議席の確保は影響力を行使するための必須条件では必ずしもないものと考えられる。

(3) 邦人職員数

GFの職員数に占める邦人職員数の割合は、1%程度にとどまり【表2】、日本の拠出規模に鑑みれば十分ではない。

【表1】日本の拠出表明額及び拠出割合の推移

	資金 需要	日本の 拠出表明額	総拠出 表明額	日本の拠出割合		
				対資金需要	対総拠出 表明額	拠出シェア (注2)
2001-2005	-	3.5	48.6	-	7.1%	-
2006-2007	71	3.2	47.5	4.5%	6.7%	-
2008-2010	(注1) 120	6.3	98.3	5.3%	6.4%	-
2011-2013	(注1) 130	5.8	100.9	4.5%	5.7%	6.8%
2014-2016	150	8.0	123.4	5.3%	6.5%	6.9%
2017-2019	130	8.0	122.4	6.2%	6.5%	7.2%
2020-2022	140	8.4	140.3	6.0%	6.0%	7.4%
計	-	43.1	681.3	-	6.3%	-

(単位：億ドル)

【表2】邦人職員数の推移

	邦人職員数 (人)	総職員数 (人)	邦人職員 割合
2017	4	763	0.5%
2018	10	758	1.3%
2019	12	772	1.6%
2020	11	870	1.3%
2021	13	976	1.3%

(注1) GFが想定していた3つのシナリオのうち、最も低い資金需要額を記載している。

(注2) 外務省からの聞き取り。上からそれぞれ2013年6月時点、2016年4月時点、2019年10月時点、2022年3月時点の各国の拠出状況に基づく。

(注3) 新型コロナウイルス対策分の拠出を除く。

(注4) 計数は四捨五入しているため、合計及び割合において一致しない場合がある。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 運営・事業への関与について

国民に対する説明責任及びGFへの関与を一層強化する観点から、資金拠出に当たって日本が求める条件や成果等をGFとの間で明確化し、それに応じた拠出規模とすべきである。加えて、GFに増資期間ごとの成果検証の充実や、出口戦略の具体化に取り組むよう、ドナーとして求めていくべきである。

また、日本企業の調達への参入は、海外販路拡大や知名度・信頼性向上による成長機会の提供につながるものであり、日本企業の参入やNGOの事業実施を促す等の取組を推進し、日本の顔が見える支援となるよう改善すべきである。

上記をより実効性のあるものとするべく、GFとの間で日本独自の定量的な成果目標を設定すべきである。

また、毎年の拠出に際して、「基本拠出」と成果目標の達成状況に応じて行う「追加拠出」に分けるなど、目標達成のインセンティブが働く拠出方式の導入について検討すべきである。

総括調査票

調査事案名 (7) 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）拠出金

②調査の視点

2. グローバルファンドの効率性

GFの運営は、管理経費の規模や資金調達手段等の観点から、効率的なものとなっているか。

【調査対象年度】
平成26年度～
令和3年度

【調査対象先数】
外務省：1先

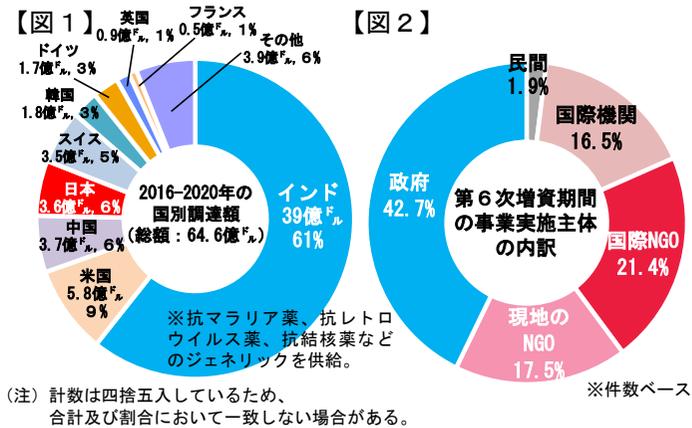
③調査結果及びその分析

(4) 日本の企業・NGO等との連携

GFにおける過去5年間（2016-2020年）の総調達額64.6億ドルのうち、日本企業からの調達額は3.6億ドルで約6%を占め、拠出規模と同程度の割合となっている【図1】。日本企業からの調達額の約9割が2社からの調達（蚊帳等：約4割、診断機器：約5割）と、特定企業が牽引している。GFの調達実績の約6割を占める治療薬・抗ウイルス薬は1割にとどまる。

また、GFの事業は被支援国政府やNGO等を通じて行われており、政府が42.7%、NGOが38.9%を占めている【図2】。日本のNGOは約10年前まではGFとの活動実績があったが、現在はなく、外務省として後押しする取組も実施していない。

そのほか、GFの活動に際して、日本の顔が見える支援となるような工夫は確認できなかった。



2. グローバルファンドの効率性

(1) GFの管理経費

GFの事務局に係る管理経費は、総支出の7%前後で推移しており、外務省の「国際機関等への拠出金等に対する評価シート」では、「その他の国連機関の約8~15%程度と比較しても相当低い割合」と評価されている。しかし、GFは資金供給を行う「ファンド」であり、事業は被支援国政府やNGOなどが実施するため、事業単位で生じる管理経費を含めた全体の管理経費を踏まえて効率性を評価すべきだが、GFは公表しておらず、外務省にも提供されていない。

(2) 民間資金の誘引

GFは、財団を始めとする民間企業等からも資金提供を受けており、この規模は第4次から第6次増資期間の3期間平均で約7億ドル、総資金量に占める割合は約7%で横ばいで推移している【図3】。このうち、日本企業は1社にとどまり、日本企業等の資金貢献を後押しする取組は十分ではない。

(3) 被支援国の自立に向けた取組等

GFは、被支援国の将来的な自立を促す観点から、被支援国の経済レベル等に応じ、三大感染症対策への国内資金動員額の最低ラインを設定しつつ、支援事業に係る実施経費の一定割合を負担させる仕組みを導入しており、【図4】のとおり、被支援国における国内資金動員実績額は増加傾向にある。今後は、GFの2030年の出口戦略として、被支援国の負担割合をどの程度としていくべきかという議論が必要である。

また、GFのこれまでの支援形式は、近年、国際開発金融機関と連携したローンを活用した事例が確認できるが、グラント（贈与）が大宗となっている。このため、ローン（貸与）を組み合わせた支援の拡大など、GFとして被支援国の自立を見据えた支援形式の在り方を検討する必要がある。

④今後の改善点・検討の方向性

2. グローバルファンドの効率性

GFの管理経費の透明性を高めるため、事業単位の管理経費も公表させることで、これらを含めた総管理経費を検証すべき。

また、今後も増大するであろうGFの資金需要を踏まえ、事業の持続可能性を確保する観点から、民間や被支援国からの一層の資金貢献・負担の増大に向けた取組を求めるとともに、被支援国に中長期的に便益をもたらす支援については、ローンを組み合わせるなど、支援手法の効率化を求めていくべきである。

外務省において、これらの取組状況を随時確認し、その進捗を定量的に把握・評価を行い、結果を拠出に反映していくべきである。

(注) 図3及び図4の第6次増資期間の計数は、各々2022年3月、2021年12月時点の実績であり、途中経過の計数

総 括 調 査 票

調査事案名	(8) 多重債務者相談窓口経費			調査対象 予算額	令和3年度(補正後): 281百万円 (参考 令和4年度: 278百万円)		
府省名	財務省	会計	一般会計	項	財務局業務費	調査主体	本省
組織	財務局			目	非常勤職員手当、庁費ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

各財務局に設置される多重債務相談窓口（以下「窓口」という。）の運営に必要な経費である。窓口では、国民から寄せられる借金等の相談に無料で応じ、債務整理についてのアドバイスや弁護士・司法書士等への引継ぎなど、問題解決に向けた助言等を行っているほか、多重債務や金融トラブルの未然防止に関する講演、地方自治体職員等を対象とする多重債務相談等に係る研修会等も実施している。

窓口設置の経緯としては、多重債務者数の増加など多重債務問題の社会問題化を背景に、平成18年12月に「改正貸金業法」が成立し、貸付けの上限金利の引下げ、貸付残高の総量規制の導入等の施策が講じられることとなったが、これは貸し手への規制を通じて新たな多重債務者の発生を抑制しようとするものであった。他方で、窓口はいわば「借り手対策」として、「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月多重債務者対策本部決定）に基づき、財務局など国の機関において相談体制の強化、相談内容の充実を図ることとされ、平成20年度から各財務局に多重債務相談員（以下「相談員」という。）を配置することとなったものである。

窓口の運営に当たっては、専門的な知識や業務経験等を有する者を相談員として採用しており、当該人件費が本予算の大宗を占めている。なお、相談員は業務の専門性等を考慮し専門調査員として採用するため、賃金職員と比較して高額な給与が支払われている。

【多重債務相談窓口のリーフレットの例】

金融ほっとライン(東海)

- 預金等、保険、貸金、投資商品など金融商品・サービス全般に関するご相談、ご相談、やみ金、悪質な投資勧誘に関する情報提供をお受けしています。
- 不正利用と思われる預金口座の情報提供もお受けしています。
- お話しをお聞きし、必要に応じてADR(裁判外紛争解決)機関など適切な機関をご紹介します。

※利用者の皆さまと金融機関等との間の個別トラブルについて、あっせん・仲介・調停などを行うことはできません。
いかなる場合でも「当事者」情報は検索・登録に活用させていただきますが、結果の両向きには応じられませんのでご了承ください。

※メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。

ご相談はお電話で
052-951-9620
財務省 東海財務局

財務省 東海財務局相談窓口

● 多重債務相談窓口
TEL: 052-951-1764
相談時間: 月曜日～金曜日(祝日を除く)
9:00～12:00 13:00～17:00

● 金融ほっとライン(東海)
TEL: 052-951-9620
相談時間: 月曜日～金曜日(祝日を除く)
9:00～12:00 13:00～17:00

〒460-8521 名古屋市中区三の丸3-3-1

借金でお困りの方 相談無料

事業資金の返済... 住宅ローン
奨学金
リポ払い
予定外の借入れ

もう、ひとりで悩まないで
安心して相談できる、国の相談窓口
052-951-1764
多重債務相談窓口
財務省 東海財務局

どんな相談ができるの?

クレジットカードの支払いを滞らしていたら、借金が膨れ上がって...

収入が減って家や車のローンが支払えない!

高売の売上が落ちて借入の返済や仕入れ先の支払いができないよ...

やみ金から借りてしまった!

相談するとどうなるの?

- 専門の相談員が、債務の内容と現状、これまでの経緯などを丁寧に聞き、問題点の整理をお手伝いします。
- 現状を把握した後、ご本人やご家族の希望をふまえて、債務整理の方法など必要な情報提供や、適切なアドバイスを行います。
- 必要に応じて、弁護士・司法書士等の法律の専門家や、(公財)日本クレジットカウンセリング協会などの債務できる機関をご紹介します。
※専門家の費用は別途料金などを利用できる場合があります。まずはご相談ください!
- ご希望に応じて、債務整理後の生活再建のための個別支援を行います。
- 個人・事業者を問わず、どなたでもご相談いただけます。

相談したいんだけど?

●ご相談は、電話または来店でお受けします。遠方の方も相談可。

まずは、お気軽にご相談ください!

多重債務相談窓口
052-951-1764
相談時間: 月曜日～金曜日(祝日を除く)
9:00～12:00 13:00～17:00

弁護士・司法書士などの専門家を紹介し、本館からも相談員がフォローアップ!

適切な費用をご案内

相談員が返済滞りのお手伝いもします!

②調査の視点

1. 相談員の配置について

相談件数等と比較して、相談員の配置状況は適正となっているか。

2. 相談員の業務内容について

多重債務問題への対応を主たる目的とし、専門性を有する者を相談員として採用しているが、業務内容は本来の採用目的に沿ったものとなっているか。

【調査対象年度】
令和3年度

【調査対象先数】
財務局: 10局

総 括 調 査 票

調査事案名 (8) 多重債務者相談窓口経費

③調査結果及びその分析

1. 相談員の配置について

財務局における相談件数及び相談員数の推移を調査したところ、【図1】のとおり、令和3年度の相談件数は4,966件となり、過去最多であった平成21年度の9,335件と比較して約5割減少している。

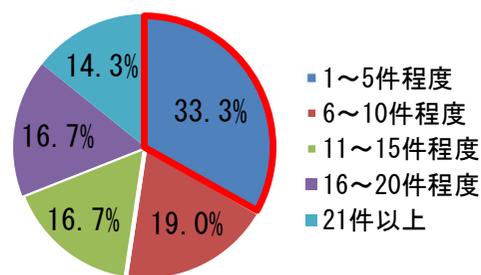
背景としては、平成22年6月の「改正貸金業法」の完全施行後、上限金利の引下げや総量規制の導入等の効果が浸透し、多重債務者数が激減していることが挙げられ、相談件数及び相談員数から算出した「相談員1人当たり（予算ベース）の相談件数」も、令和3年度は108件となっており、平成21年度の212件と比較して約5割減少している。こうした中、相談員数は令和3年度において46名分の予算措置を行っているが、平成21年度の44名からほぼ横ばいで推移しており、長らく抜本的な見直しが行われていない状況となっている。

また、令和3年度の財務局別の「相談員1人当たり（実員ベース）の相談件数」を確認したところ、【表1】のとおり、財務局間でのバラツキが見られた（平均：110件）。加えて、相談員一人別に相談対応の状況を調査した結果、【図2】のとおり、相談員によっても相談件数に差異が生じており、1か月間の相談件数が「1～5件程度」との回答が約3割を占める結果となった。

【図1】相談件数及び相談員数（予算ベース）等の推移



【図2】1か月間の平均相談件数（令和3年度、相談員一人別）



（注1）令和3年度末に在籍していた相談員42名を対象に調査を実施。出張相談会等における相談件数は除き、通常時の実績を基に回答。

（注2）計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計において100%と一致しない。

【表1】相談員1人当たり（実員ベース）の相談件数（令和3年度、財務局別）

	A局	B局	C局	D局	E局	合計	平均	【参考】平均 (相談員数を予算 ベースにしたもの)
相談件数(件)	2,360	516	556	364	84	4,966	496.6	496.6
相談員数(人)	12	3	5	8	2	45	4.5	4.6
相談員1人当たりの相談件数(件)	196.7	172.0	111.2	45.5	42.0	—	110.4	108.0

（注）A～E局は代表例であり、「平均」及び「合計」は全10局の値から算出。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 相談員の配置について

相談員の配置については、窓口設置時と比較して多重債務者数は激減しているなど、状況が大きく変化していることや、各財務局で相談員の稼働状況に差が生じていること等を考慮し、配置数の削減も含め、適正な配置となるように見直しを行うべき。

少なくとも「相談員1人当たり（実員ベース）の相談件数」が平均値（110件）を下回っている財務局においては、やむを得ない事情がある場合を除き、合理化の検討が必要である。

同様に、相談員一人別に見て、1か月間の平均相談件数が「1～5件程度」に留まっている相談員が所在する財務局についても、配置数を見直すべき。

見直しに当たっては、利用状況が低調な窓口について、まずは配置数の削減を検討すべきであるが、管内全体で相談員が不足する状況にある場合には、本局や近隣の財務事務所への窓口集約も選択肢に含め、窓口運営効率化の観点から検討を行うべき。

なお、窓口集約を行う場合は、出張相談やオンライン相談の実施等により、相談者の利便性が損なわれないように工夫を講じる必要がある。

総 括 調 査 票

調査事案名 (8) 多重債務者相談窓口経費

③調査結果及びその分析

1. 相談員の配置について

また、各財務局における相談員の配置状況を確認したところ、【表2】のとおり、相談員を本局に集約して配置している財務局が10局中7局となっており、多数を占める状況であることが分かった。

本局に相談員を集約している財務局を対象にその理由を尋ねたところ、管内の相談件数等を考慮して窓口を本局に一元化しているとの回答が多数見られたほか、講演活動等を行う上でも相談員を集約して派遣する方が効率的であるとの回答も見られた。

なお、相談員が配置されていない財務事務所においては、定期的に本局相談員による出張相談会を開催したり、利用者から対面での相談要望があった場合等には、本局から相談員を派遣した上で相談に応じること等により対応がなされている。

【表2】相談員の配置状況

	財務局
本局に集約して配置	7局
本局及び全財務事務所に配置	3局

2. 相談員の業務内容について

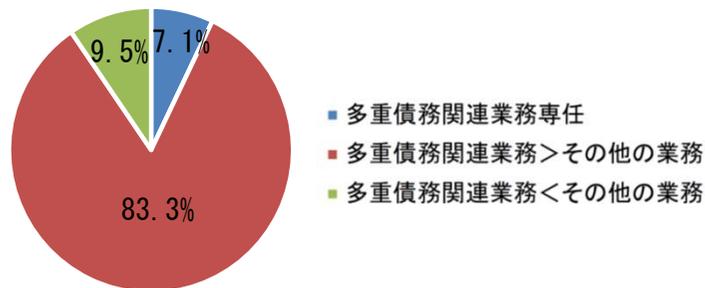
各財務局での相談員の採用方針を確認したところ、全財務局において、多重債務相談の専門性を考慮し、公的機関や金融機関等での債務整理等の相談業務への従事経験や消費生活専門相談員等の資格保有等を要件として設けた上で、採用を行っていることが分かった。

また、業務内容については、【表3】のとおり、大半の相談員が多重債務関連業務だけでなく、その他の業務にも従事している状況となっている。「その他の業務」の内容としては、金融サービスに係る苦情対応や金融教育に係る広報活動など専門性が要求される業務から庶務等の業務まで多岐にわたる内容となっていた。併せて、各業務のウエイトについても調査したところ、【図3】のとおり、多重債務関連業務よりもその他の業務のウエイトの方が大きいとの回答（9.5%）も見受けられる結果となった。

【表3】相談員の業務内容

	回答数	割合
相談業務（出張相談を含む）	42	100.0%
出前講座等の講演業務（多重債務関連）	32	76.2%
関係機関との連携・調整等業務	38	90.5%
その他の業務	41	97.6%

【図3】相談員の業務ウエイト



④今後の改善点・検討の方向性

2. 相談員の業務内容について

各財務局において、現在の相談員の業務内容が本来の採用目的に沿ったものとなっていない事例も確認されたため、採用目的を逸脱していると認められる場合には、配置数の削減も含め、見直しを行うべき。

(注) 令和3年度末時点で在籍していた相談員42名を対象に調査（複数回答可）。 (注) 令和3年度末時点で在籍していた相談員42名を対象に調査。

総 括 調 査 票

調査事案名	(9) 地域学校協働活動推進事業			調査対象 予算額	令和3年度：6,755百万円の内数 (参考 令和4年度：6,859百万円の内数)		
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	教育政策推進費	調査主体	共同
組織	文部科学本省			目	学校・家庭・地域連携 協力推進事業費補助金	取りまとめ財務局	(近畿財務局)

①調査事案の概要

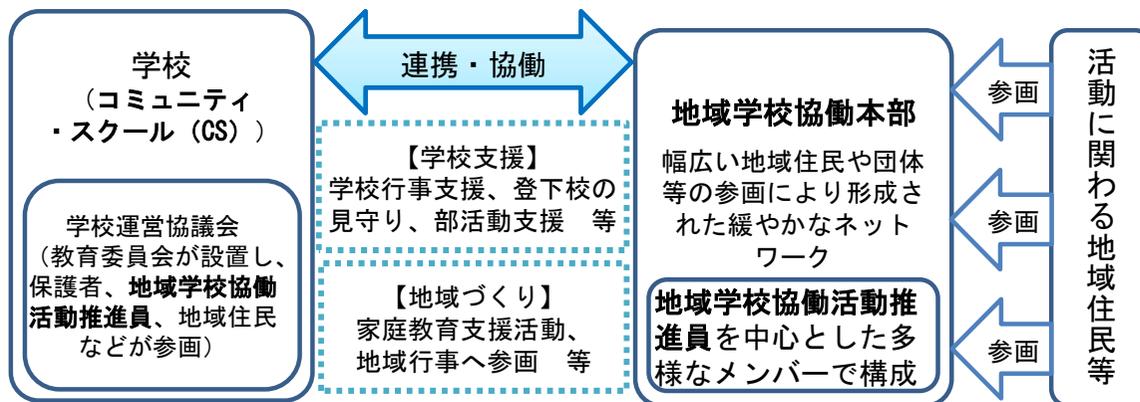
【事案の概要】

・文部科学省は、地域と学校が連携し地域全体で子ども達の成長を支える体制の構築に向け、保護者や地域住民が学校運営に参画する協議組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール（以下「CS」という。）））の導入、地域住民等で構成される「地域学校協働本部」の設置、学校と地域をつなぐコーディネーター役となる「地域学校協働活動推進員」の配置を一体的に推進している。令和4年度までに全公立学校でCSを導入かつ全小中学校区をカバーする地域学校協働本部（10,000本部）の設置を目指すこととしている。

具体的な取組として、地域住民が学校の業務改善に参画、校内パトロールやワックスがけなどを連携して実施することで教員の働き方改革につなげる事例や放課後等の学習活動支援（放課後子供教室）などがある。（参考）補助先：都道府県、市町村 補助率：1/3

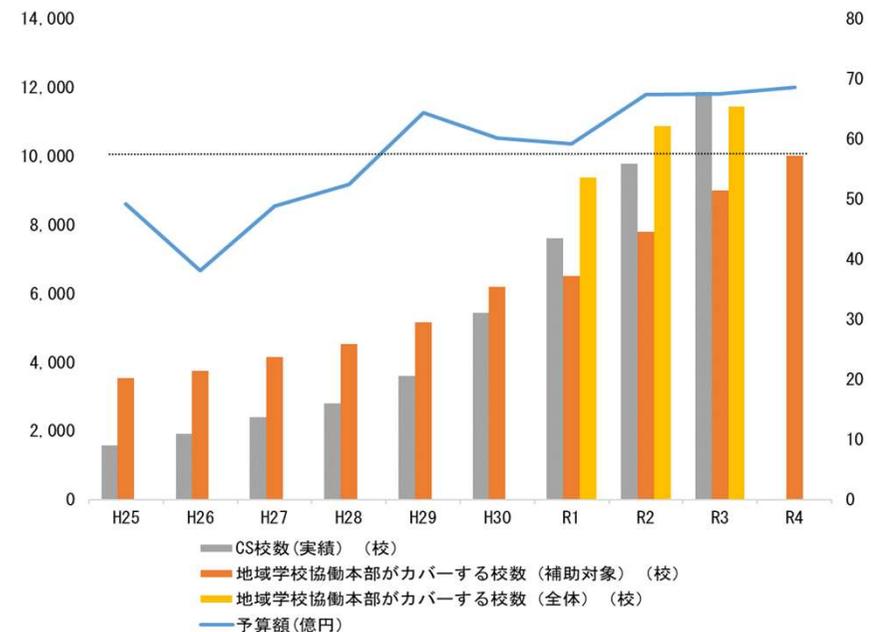
・平成29年3月の法改正による努力義務化を受けて近年CS設置校数は増加傾向にある。全公立学校への導入までは至っていないが、令和3年5月1日で11,856校（幼小中高35,571校の33%）に達した。地域学校協働本部の設置については、令和3年5月1日で11,439本部に達し、教育振興基本計画に定める目標（令和4年度までに10,000本部）を達成している。

【図1】地域学校協働活動体制の概要



(出所) 地域学校協働活動パンフレット (令和元年7月) を基に作成

【図2】CS設置校数、地域学校協働本部がカバーする学校数(実績)と予算額(右軸)の推移



総 括 調 査 票

調査事業名 (9) 地域学校協働活動推進事業

②調査の視点

【調査対象年度】
令和3年度
【調査対象先数】
都道府県、政令指定都市、中核市、都道府県経由で市区町村を抽出調査（計226先、未回答1）

文部科学省は引き続き、CSの導入促進を目指すこととしているが、これまでの予算執行の効果を検証し、より効果的・効率的な配分つなげる必要がある。

1. 補助金の交付額とCS設置校数等の関係について

補助金の多寡がCS設置校数にどの程度影響を及ぼすのか。

2. 補助によらないCSの導入の取組状況について

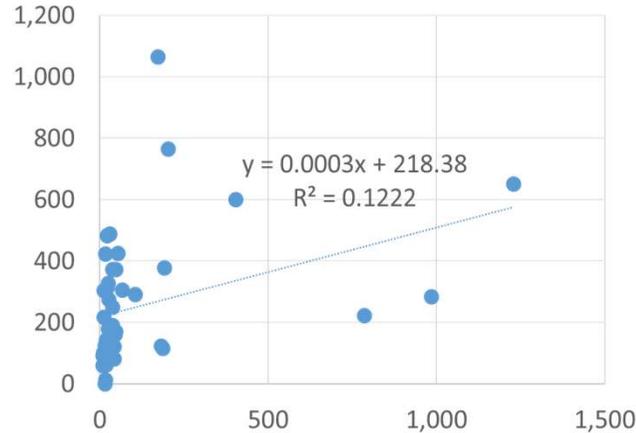
補助事業によらないCSの導入の事例や取組の実態がどうなっているのか。

③調査結果及びその分析

1. 補助金の交付額とCS設置校数等の関係について

都道府県別の令和3年度の予算執行を分析すると、少ない補助金交付額に比してCS設置校が多い自治体も存在するなど、バラつきが見られた。

【図3】令和3年度都道府県別補助金交付額（横軸：百万円）と令和3年5月1日時点CS設置校数（縦軸：校）



2. 補助によらないCSの導入の取組状況について

補助事業によらないCS導入事例のある市区町村の方が、CSの具体的新規導入予定がある割合が高い（既にほぼ全校でCSを導入済の市区町村を除く）。

なお、補助事業によらないCS設置校の導入事例としては、教育委員会の主導や、教育委員会がまずはモデル校を設置し全校に広げる等が挙げられていた。

【表1】補助事業によらないCSの導入事例の有無による、CSの具体的新規導入予定への影響（n=178）

		CSの具体的新規導入予定			④ ①+②	②/④
		①予定なし	②予定あり	③ほぼ全校で導入済		
補助事業によらないCSの導入事例	あり	2	31	14	33	93.9%
	なし	37	36	58	73	49.3%

さらに、本補助金の市区町村から各学校（地域学校協働本部）への補助期間を調査したところ、113市区町村で各学校（地域学校協働本部）の補助実績を把握していたが、その中で5年以上連続で受けている学校（又は地域学校協働本部）があると回答した市区町村が約9割の101市区町村あった。なお、調査対象の残り1/3の自治体は未回答及び実態未把握であった。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 補助金の交付額とCS設置校数等の関係について

2. 補助によらないCSの導入の取組状況について

CSの新たな設置に取り組む自治体に対しては、従来以上に積極的な支援措置を講ずることとする一方で、これと併せて、持続的な運営を可能とする観点から、補助期間に応じて補助額に一定の上限を設けるなどの措置を検討するべきではないか。

総 括 調 査 票

調査事案名 (9) 地域学校協働活動推進事業

②調査の視点

3. 優先採択や配分方法の取組について

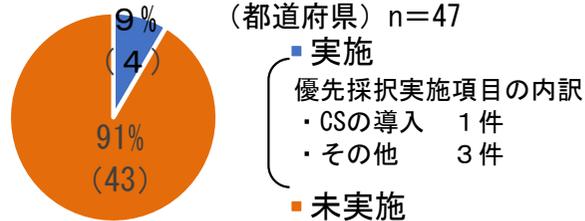
CS導入等による効果として、働き方改革の取組（教員の時間外勤務の減少）などが期待されるが、実態はどうなっているのか。都道府県が市区町村に補助金を配分する際にも、働き方改革などの取組を優先採択する等の工夫を行っている事例があるのか。

③調査結果及びその分析

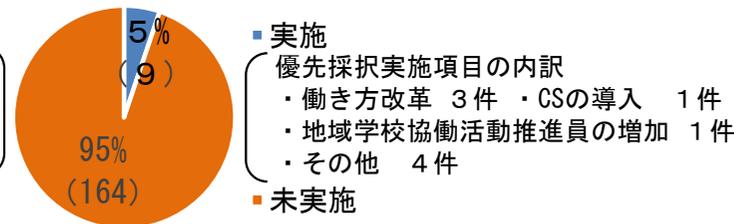
3. 優先採択や配分方法の取組について

CS導入等による効果として、働き方改革の取組（教員の時間外勤務の減少）などが期待され、文部科学省の交付決定に当たっては優先採択が実施されているが、自治体が各学校等に配分する際に働き方改革やCSの導入を優先採択としている自治体は少ない。

【図4】優先採択実施の有無（都道府県）n=47



【図5】優先採択実施の有無（市区町村）n=178（未回答5）



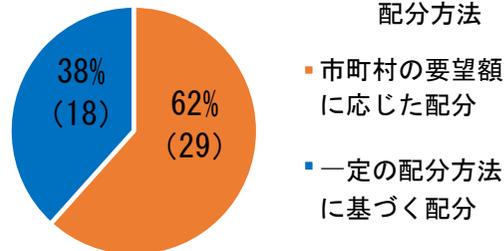
◆優先採択実施の例

- ・地域学校協働活動推進員については、過去の導入実績がない学校を優先
- ・国庫補助金の新規活用市町を優先

都道府県から市区町村への補助金の配分決定については、6割以上が一定の配分方法によらず市区町村の要望に応じて配分しており、かつ市区町村への配分に当たりCSの導入を要件としている都道府県は15%と少ない。より効果的・効率的な配分を進める余地があるのではないかな。

なお、一定の配分方法を設定している自治体については、過去の執行実績に基づく配分としているものが多く見られた。

【図6】都道府県から市区町村への補助金の配分方法 n=47



◆配分方法の設定例

- ・過去3年間の執行率、CS・地域学校協働本部の設置状況によって調整
- ・予算額を超える場合には過去の実績に応じて配分を行うが、新規の市町村には満額支給
- ・実績のある自治体にはCS導入率、地域学校協働本部導入率等により上乘せ

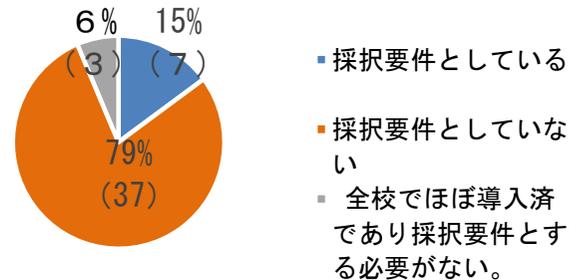
④今後の改善点・検討の方向性

3. 優先採択や配分方法の取組について

働き方改革の取組等を優先採択要件として設定している自治体に対して重点的に交付決定する仕組みを導入するなどCSの導入による効果がより発揮できるような仕組みとすべきではないか。

具体的には、新しくCSを導入する自治体等を優先するなど、導入を促すインセンティブ付けを行っている自治体も認められることから、このような自治体の取組を後押しするよう、優先採択や傾斜配分ないしは補助要件化等を行うべきではないか。

【図7】都道府県から市区町村への補助金の配分に当たりCSの導入を採択要件としているか。n=47



総 括 調 査 票

調査事案名 (9) 地域学校協働活動推進事業

②調査の視点

4. 地域学校協働活動の効果（特に働き方改革等）について

地域学校協働活動が教員の負担軽減につながっているか。

また、その負担軽減の効果検証はなされているのか。全国の自治体の事例を検証、調査することで、他自治体に応用できる可能性があるのではないかと。また、活動実施に当たり、留意点も明らかになるのではないかと。

文部科学省の他の施策による取組にも活用できる事例があるのではないかと。

③調査結果及びその分析

4. 地域学校協働活動の効果（特に働き方改革等）について

調査の結果、本事業が教員の負担軽減につながった（貢献した）旨の回答（自由記載欄）が多く見られた（全225自治体中回答のあった202自治体のうち、約8割の157自治体）。その中には、他の施策（部活動改革、特別の配慮が必要な児童への支援）と関連する事業を行っている事例も見られた。

また、本事業において教員の超勤時間の削減目標を設定していた自治体は6自治体に限られるものの、いずれの自治体も効果検証も行い、時間外勤務削減の効果を上げているとの回答だった。

【参考1】地域学校協働活動が教員の負担軽減等につながったと考えられる具体例

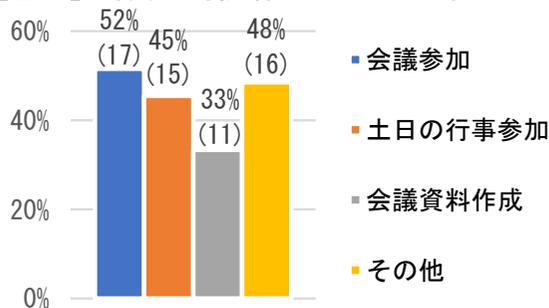
- ・ 特別な支援を必要とする生徒が増えている中、授業支援や学校行事支援に地域の方に入ってもらうことで丁寧な指導ができるようになった。
- ・ 部活動指導を専門的な知識を有する外部指導者が行うことで、教員の負担軽減、時間外勤務の縮減につながっている。
- ・ 不登校児童が、放課後子供教室を足掛かりに、学校への登校を再開する事例、配慮を要する児童等に対する放課後子供教室での寄り添い、指導が見られた。

なお、地域学校協働活動の実施が、時間外勤務の増につながっているとの回答が一定数見られた（都道府県で17%、市区町村14%）。その主な要因は「会議参加」、「土日の行事参加」、「会議資料作成」であった。また、CSの導入初期に負担増となるという意見がある一方で、地域学校協働活動の実施に当たり負担増にならない工夫を行っている自治体も見られた。【図8】

【参考2】地域学校協働活動が教員の負担増となった具体例

- ・ 一部の地域で、教職員の休日の活動参加を求める地域があった。
- ・ 運用方法の問題（会計や人材探し）で現場教員から働き方改革に貢献しないという評価がある。
- ・ 地域学校協働活動とCSの一体的推進に当たり、地域と学校ですべきことの線引きができず、負担感を感じる教員がいる。

【図8】時間外勤務増につながった要因 n=33（複数回答あり）



- ◆その他の例
- ・ 地域学校協働本部の会計を教員が担っている
 - ・ 活動記録等の書類整理
 - ・ 事務処理量の増

④今後の改善点・検討の方向性

4. 地域学校協働活動の効果（特に働き方改革等）について

教員の負担軽減につながった旨の回答を得られているところ、今後は、地域学校協働活動の実態を把握し、検証する仕組みを作るとともに、時間外勤務の削減など定量的な効果検証を行う等一定の水準の取組を行っていることをもって優先採択の対象とするなど、各学校における働き方改革の取組を促す仕組みとするべきではないか。

一方、上記の取組に当たっては、教員の負担増を避けるための解決策（デジタルの活用による業務の効率化）や留意事項（会議回数の増や休日の活動を避ける、地域と学校で行うことの線引きなど）を明らかにするべきではないか。

総括調査票

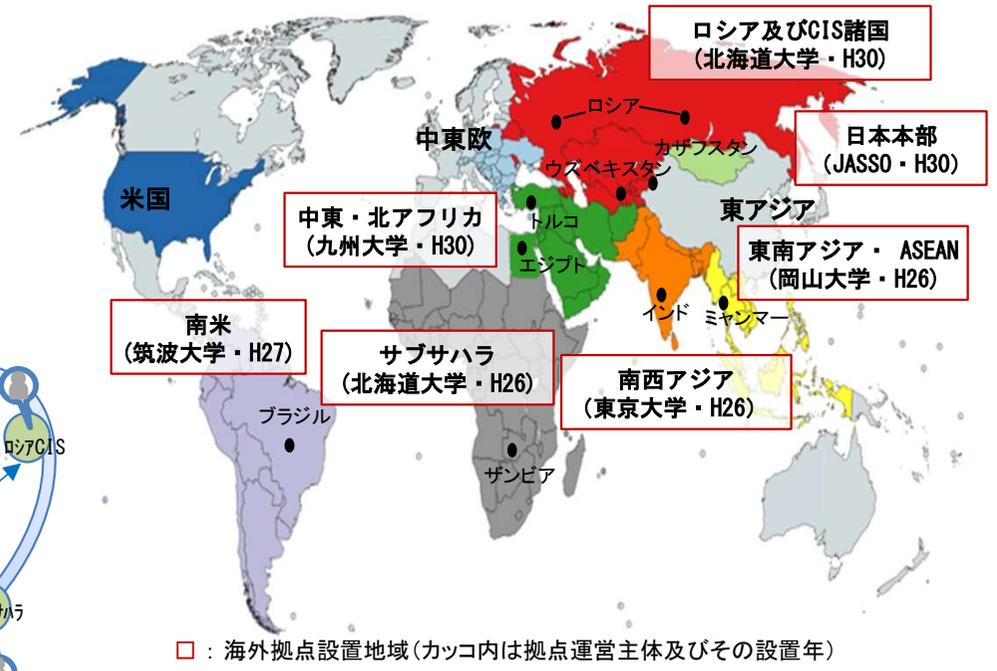
調査事案名	(10) 日本留学海外拠点連携推進事業		調査対象 予算額	令和3年度：450百万円 ほか (参考 令和4年度：450百万円)	
府省名	文部科学省	会計 一般会計	項	国際交流・協力推進費	調査主体 本省
組織	文部科学本省		目	外国人留学生受入推進事業委託費 政府開発援助外国人留学生受入推進事業委託費	取りまとめ財務局

①調査事案の概要

【事案の概要】

本事業は、平成20年に策定された「留学生30万人計画」（平成20年7月29日閣議後閣僚懇談会にて報告）を踏まえ、リクルーティングから帰国後のフォローアップまで一貫したサポートを行う「留学コーディネーター」の配置を中核として、「①優秀な留学生の獲得に向けた日本留学に関する情報発信やイベント等を実施する海外拠点」及び「②留学促進事業の中核として各海外拠点の取組を支援する日本本部」を設置するものである。

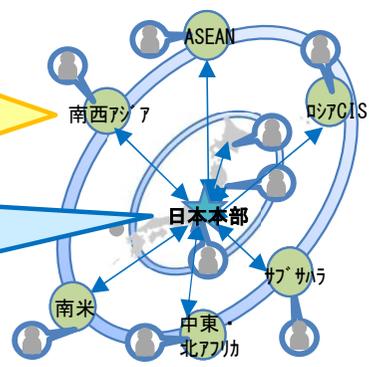
各拠点の設置は、各大学が単独で拠点開設等が困難な国・地域を対象に、日本の各大学が進出する足がかりを作る目的で、平成26年から段階的に実施してきている。現在は6つの海外拠点及び日本本部を設置している。各拠点の運営主体は公募により決定し、6つの海外拠点は日本の各大学が、日本本部は独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が、それぞれ運営している。



＜資金の流れ＞



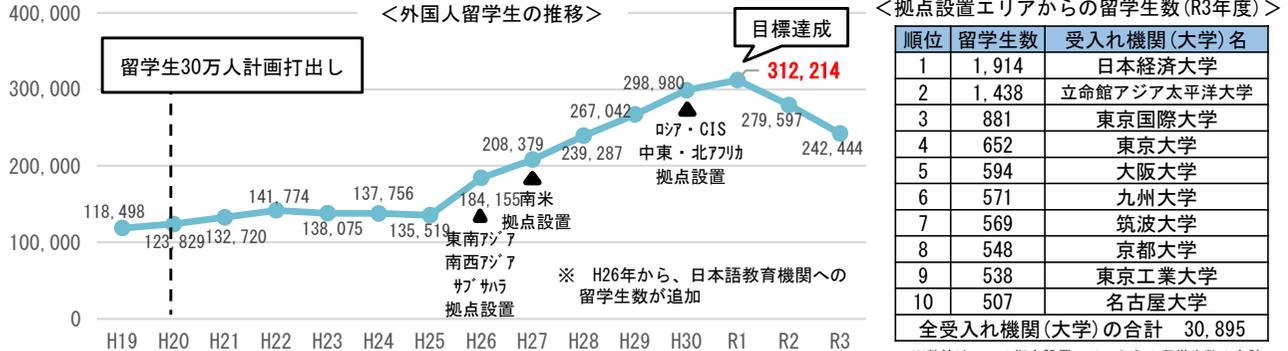
- 【海外拠点 事業概要】
 - ・留学に関する情報を収集・発信
 - ・優秀な留学生獲得に向けたリクルーティング活動を促進
 - ・帰国留学生とのネットワークを構築し、連携を深化
- 【日本本部 事業概要】
 - ・留学生動向に関する情報を収集・分析、留学促進に係る戦略の策定
 - ・国内機関とのネットワーク構築
 - ・国内に在留している外国人留学生とのネットワーク形成



【「留学生30万人計画」達成に伴う「量」から「質」への転換】

「日本を世界により開かれた国」とするとの観点から策定された「留学生30万人計画」は、外国人留学生受入れの「量」に着目して、令和2年度までに外国人留学生の受入れ数30万人を目指すとしたものであった。その後、令和元年に外国人留学生の受入れ数は約31万人となり、「留学生30万人計画」は達成された。

これを受け、「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）において、外国人留学生関連施策を進めていくに当たっては（外国人留学生の）「受入れの質の一層の向上を図る」ことを目指していくとされ、「質」に着目した方針が新たに示された。



総括調査票

調査事案名 (10) 日本留学海外拠点連携推進事業

②調査の視点

1. 日本本部の在り方について

- (1) 日本本部における留学コーディネーター等の設置状況や費用構造は、当初予定していたものとなっているか。
- (2) 日本本部設置により得られた成果は何か。

③調査結果及びその分析

1. 日本本部の在り方について

(1) 事業実施体制及び費用構造について【図1、表1】

日本本部委託先選定時においては留学コーディネーター2名の配置が計画されており、予算も当初から措置（平成31年度からは「リクルーティング機能強化」のために新たに1名分の人件費が追加）されていたが、現在まで1名の配置にとどまっていることが確認された。この点については、オンライン活用等の工夫により1名で業務の遂行が可能となったためとの説明であった。

しかしながら、これにより留学コーディネーター1名分の予算が効率化されることはなく、当初予定していなかった事務職員等の増員に充てられていることが確認された。費用構造の比較を行った場合、日本本部の事務職員等に係る人件費の占める割合は、海外拠点と比較しても非常に大きい状況にある。

(2) 日本本部の事業成果について【表2】

公募要領において設定された成果指標ごとに調査したところ、①事業報告書にも達成状況に関する詳細な記載はない、②設定された数値目標の妥当性も不明確、③一部の数値目標の達成状況が必ずしもフォローされることになっていないなど、**事業成果の有効性が確認し難い状況**にある。

さらに、主な取組を見ても、JASSO留学生事業部が所掌事務として実施している業務を流用するものが多く、日本本部を設置した成果として見られるものは少ない。

(なお、現在の留学コーディネーターは、JASSOの常勤職員が兼務している。)

<JASSO留学生事業部の所掌事務>

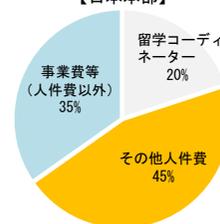
(JASSO業務方法書第40条から抜粋)

- ① 国内における留学に関する情報の収集、整理及び提供並びに留学に係る相談の実施
- ② 日本留学フェアの開催、海外事務所の設置等による海外における情報の収集、整理及び提供並びに留学に係る相談の実施

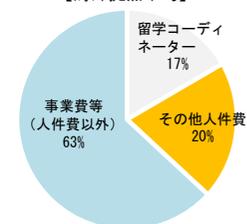
以上から、当事業において日本本部に期待された中核としての効果は、限定的なものにとどまっていることが確認された。

【図1】費用構造の比較（令和元年度）

【日本本部】



【海外拠点平均】



※ 新型コロナによる事業への影響を除くため、令和元年度で比較。

【表1】日本本部の人員体制の推移

	計画	H30	R元	R2	R3.4.1	R4.4.1
留学コーディネーター	2	1	1	1	1	1
事務職員等	1	0	3	2	2	2

※ 平成30年度～令和2年度は実績

【表2】日本本部の業務実績に係る調査結果

成果指標	調査結果
日本留学促進に向けた総合的な状況の分析結果及び戦略の報告【指標1】	JASSOのレポート・Webマガジンの展開にとどまり、日本本部が自ら策定した戦略はない
海外拠点が現地で主催した日本留学イベントへ参加した日本国内機関数【指標2】	設定された数値目標が著しく低いなど、その妥当性が不明確 以下の取組の実施状況と合わせて判断することになっている
日本留学広報活動やリクルーティング活動へ協力した留学経験者数【指標3】	
取組内容	調査結果
各拠点の取組状況を把握	各拠点との連絡会議（年1回）やオンライン勉強会を実施
留学フェア等への職員派遣 ※ 日本での留学フェアは引き続きJASSOが主催	年間7回程度職員を派遣（これまでもJASSOで対応）
留学生の卒業後の進路、各地域からの日本への留学動向の分析・各拠点への展開	JASSOの調査結果や各拠点作成のレポートを展開
日本留学経験者SNSネットワークの構築	JASSOがSNSを運営（日本本部では未実施）
広報資料の作成、発信	JASSO作成資料を翻訳（外部委託）し、展開

※ 成果指標・取組内容は公募要領から主なものを抜粋

④今後の改善点・検討の方向性

1. 日本本部の在り方について

日本本部が現在行っている事業についてはJASSO留学生事業部で実施する方向で検討することとし、以下の2点を進めるべき。

- ① 人件費を中心に所要額を見直し、効率化を図ること。
- ② 本事業期間の最終年度である令和4年度中に、廃止も含めて、日本本部の在り方を抜本的に見直すこと。

総 括 調 査 票

調査事業名 (10) 日本留学海外拠点連携推進事業

②調査の視点

2. 海外拠点の在り方について

- (1) 拠点設置の効果は発現されているか。また、事業は「質」の確保に資する取組となっているか。事業成果を測定する成果指標（KPI）は適切に設定されているか。
- (2) 各拠点事業の費用対効果はどのようになっているか。
- (3) 留学生受入れ促進プログラムの「日本留学海外拠点連携推進事業特別枠」は、各拠点においてどのように活用されているか。また、「質」の確保につながるものとなっているか。

- 【調査対象年度】
平成26年度～令和3年度
- 【調査対象先数】
日本本部及び海外拠点運営大学（6大学）
- 【出所】
図1：業務収支決算書を基に作成
図2：文部科学省「海外における拠点に関する調査結果」及び令和4年度実施計画書を基に作成
図3：JASSO提出の資料を基に作成
図4：運営大学へのアンケート結果及び文部科学省提出の資料を基に作成
- 表1：実施計画書を基に作成
表2：JASSOからの聴き取りを基に作成

③調査結果及びその分析

2. 海外拠点の在り方について

(1) 各拠点事業の効果等について【図2】

各拠点の設置以降、各地域では①各大学等独自の海外拠点の設置や②大学間、現地機関との連携プラットフォームの構築が進んでおり、「足がかりを作る」という本事業の目的は達成されている状況にある。

さらに、現在全拠点でオンラインを活用しリクルーティングを行っている。これにより、事業の対象地域を拡大できるとともに、日本から対応できるなど場所の制約なく事業を行えている状況にあることも確認された。

一方、事業のKPIは留学生数など「量」に着目したままで、「質」の確保の観点から事業成果を測定できていない。また、日本側の入学手続等の問題で優秀な学生が欧米を選ぶ傾向にあり、リクルーティングだけでは留学生の定着は進まないとの意見もあるなど、事業遂行に係る課題も明らかとなった。

(2) 事業の費用対効果について【図3】

各拠点の予算は当初から令和4年度までほぼ同額で措置されており、0.5～0.8億円と差がある。これには、事業内容が拠点の裁量に委ねられている背景があり、例えばサテライトオフィスの設置数や事務職員等の配置人数は、拠点ごとに大きく異なっている。

一方、新型コロナの影響も一部あり、各地域からの留学生数の伸び率は年々鈍化している。こうした中でも予算額は同規模のままとなっており、この結果、事業の費用対効果が低下してきていることが確認された。

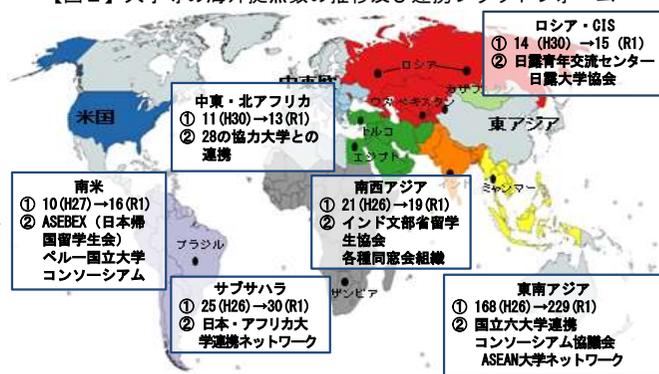
(3) 「日本留学海外拠点連携推進事業特別枠」の活用状況について【図4】

本特別枠は、拠点経由の留学生を増やすために、拠点が選定した留学希望者に奨学金を支給する仕組みであり、各拠点ごとに枠が配分されている。

調査により、本特別枠の余剰分は、運営大学に既に在籍している留学生に振り分けられるとする運用が確認された。事業開始期に配分枠を無駄にしないための特例措置との説明であったが、本特別枠の運用実績は年々増加しており、本特別枠の趣旨に合致していない。

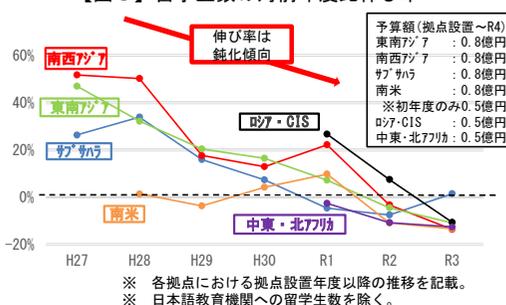
また、各拠点・運営大学への配分数は、直近の活用実績を基に機械的に決定されていることも確認された。

【図2】大学等の海外拠点数の推移及び連携プラットフォーム

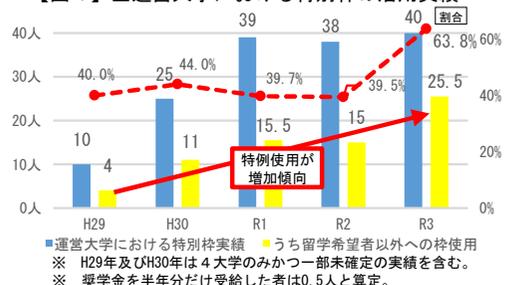


※ ①各大学等が独自に設置する海外拠点の推移
②大学間や現地機関との連携プラットフォーム（主なもの）

【図3】留学生数の対前年度比伸び率



【図4】全運営大学における特別枠の活用実績



④今後の改善点・検討の方向性

2. 海外拠点の在り方について

既存の大学等のネットワークなどの活用によるリクルーティング活動の継続も視野に、各拠点の最終事業年度内に、国費で事業を継続する必要性及び有効性について見直すべき。

また、事業を継続するとした場合であっても、

- ① 「質」の確保に関するKPIを新たに設定し直し、令和4年度以降の事業成果を的確に分析するとともに、
- ② サテライトオフィスの設置数や事務職員等の人数の見直しなど、事業内容と事業効果の分析を行うことを通じて、

必要経費の精査を図るべき。

「日本留学海外拠点連携推進事業特別枠」について、運営大学向けの特例措置を廃止するとともに、「質」の確保に向けた特別枠の配分方法を検討することで、必要な配分数を精査すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(11) 博士課程学生への経済的支援	調査対象 予算額	令和3年度：19,239百万円 ほか (参考 令和4年度：21,093百万円)		
府省名	文部科学省	項 目	研究振興費 ほか	調査主体	本省
組織	文部科学本省		創発的研究推進基金補助金 ほか	取りまとめ財務局	-
	会計	一般会計			

①調査事案の概要

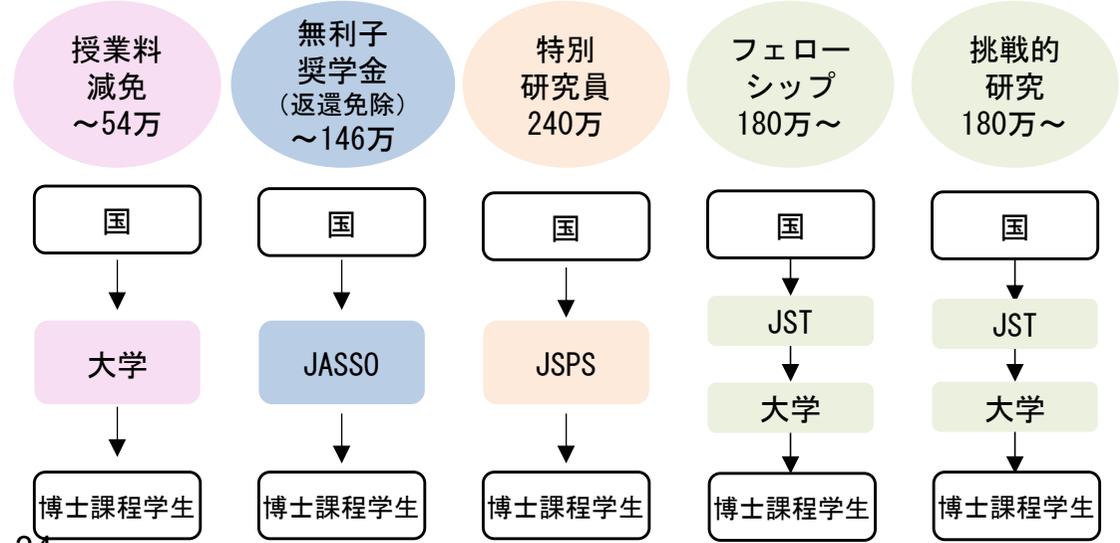
【事案の概要】

- 博士課程学生への経済的支援については、「第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」において、「生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加」（注1）するとされ、令和3年度から大幅に拡充された。国による博士課程学生への経済的支援の概要は以下のとおり。
 - ・ 各国立大学による授業料減免
：各大学が実施。国からの国立大学法人運営費交付金が財源。令和4年度51億円、支援額（年間）～54万円。
 - ・ 無利子奨学金の返還免除
：（独）日本学生支援機構（JASSO）が実施。国（一般会計）からの無利子貸付金が財源。令和3年度免除実績額21億円、支援額（年間）48～146万円。
 - ・ 特別研究員事業
：（独）日本学術振興会（JSPS）が実施。国からの運営費交付金が財源。令和4年度104億円、研究奨励金（年間）240万円（研究遂行経費（3割を上限）を含む）。
 - ・ 大学フェロースhip創設事業
：文部科学省（令和4年度から（国研）科学技術振興機構（JST））が実施。国の補助金で造成したJSTの基金が財源。令和4年度34億円、生活費相当額（（年間）180万円～）及び研究費。
 - ・ 次世代研究者挑戦的研究プログラム
：JSTが実施。国の補助金で造成したJSTの基金が財源。令和3年度補正347億円、生活費相当額（（年間）180万円～）及び研究費。
- 一部事業の間では重複受給が認められていない（注2）が、それ以外の事業については、それぞれの制度の趣旨や執行機関が異なることから、どの程度の学生が重複して受給しているのか、実態が不明である。
- できるだけ多くの博士課程学生を経済的に支援することを閣議決定で目標としている以上、受給状況を一元的に把握する体制を構築しつつ、重複受給について何らかの調整を行うことが望ましい。
- 本調査では、特に博士課程学生の経済的支援に関する事業の利用学生数の多い北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学の博士課程学生の受給状況について調査を行った。

（注1）第6期科学技術・イノベーション基本計画における「生活費相当額」は年間180万円以上とされている。今回の5事業のほか、TA（ティーチングアシスタント）、RA（リサーチアシスタント）としての給与も含まれるが、今回の調査の対象とはしていない。生活費相当額を受給する博士後期課程学生が従来の3倍に増加することは、修士課程からの進学者数の約7割、社会人学生を含む博士後期課程学生全体の約3割が受給することに相当。

（注2）現行制度では、無利子奨学金と特別研究員事業、特別研究員事業と大学フェロースhip創設事業と次世代研究者挑戦的研究プログラムの重複受給は認められていない。

【図1】博士課程学生への経済的支援の資金の流れ（イメージ）



総括調査票

調査事案名 (11) 博士課程学生への経済的支援

②調査の視点

1. 経済的支援の受給状況を一元的に把握する体制について

- どの学生がどの経済的支援を受給しているか、状況を一元的に把握する体制が構築できているか。

2. 複数の経済的支援の重複受給について

- どの程度の学生が、複数の経済的支援を重複して受給しているか。

【調査対象年度】令和3年度 【調査対象先数】7大学

※令和3年度在籍学生を対象に調査（令和2年度補正（第3号）において造成された基金の執行含む）

③調査結果及びその分析

1. 経済的支援の受給状況を一元的に把握する体制について

2. 複数の経済的支援の重複受給について

- 現在、受給状況を一元的に把握する体制は構築できていない。
- 調査総数19,524人（※）のうち、いずれかの支援の受給者は8,996人。このうち、3,570人（受給者の約40%）の学生は、複数の経済的支援を重複して受給している。

※調査対象には、社会人学生を含む。

【表】博士課程学生の経済的支援の重複受給の状況（単位：人）

	授業料減免 ～54万	奨学金免除 ～146万	特別研究員 240万	フェローシップ ¹ 180万～	挑戦的研究 180万～
授業料減免 ～54万		83	1,459	353	1,519
奨学金免除 ～146万	83		×	5	58
特別研究員 240万	1,459	×		×	×
フェローシップ ¹ 180万～	353	5	×		×
挑戦的研究 180万～	1,519	58	×	×	

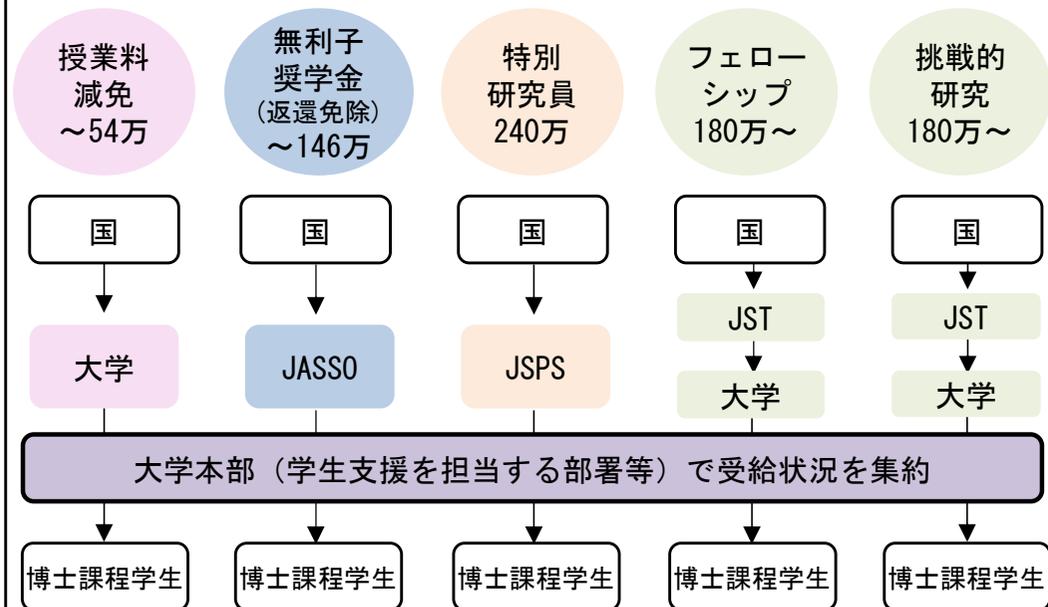
（注）このほか、3つの支援を重複して受給している学生が93人存在しており、支援額が400万円を超える者も存在している。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 経済的支援の受給状況を一元的に把握する体制について

- 各大学の本部（学生支援を担当する部署等）において、経済的支援の受給状況を一元的に把握する体制を構築すべき。

【図2】博士課程学生への経済的支援の受給状況の把握（イメージ）



2. 複数の経済的支援の重複受給について

- 各大学の本部において、他の経済的支援の受給状況を勘案しながら、各経済的支援への推薦等を実施すべき。
- 少なくとも、実質的には給付に相当する無利子奨学金の返還免除の認定に当たっては、大学フェローシップ創設事業、次世代研究者挑戦的研究プログラムとの重複を原則として認めず、これらの支援を受けていない学生の返還免除に充てること等により、できるだけ多くの博士課程学生に経済的支援が行き渡るようにすべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(12) 国際宇宙ステーション		調査対象 予算額	令和3年度（補正後）：200,086百万円の内数 ほか （参考 令和4年度：142,389百万円の内数）		
府省名	文部科学省	会計 一般会計	項	研究開発推進費、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	調査主体	本省
組織	文部科学本省		目	国際宇宙ステーション開発費補助金、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

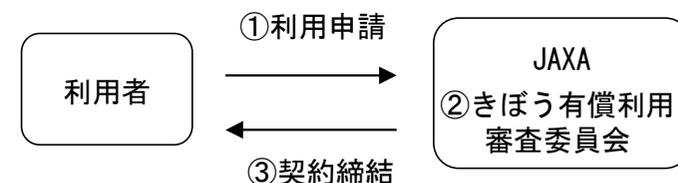
国際宇宙ステーション（以下「ISS」という。）は、地上400kmの地球低軌道に設置されている有人実験施設であり、日本を含めた5極（15か国）で運用されている。文部科学省は、「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」等の国際約束に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）が実施するISSの運用等に要する経費の補助等を行っている。

JAXAは、ISSにおける最大の実験棟「きぼう」の運用を行っており、将来的に官需に依存せず利用者が自律的にISSを利用し、国際競争力強化及び産業振興につなげることを基本理念としている。「きぼう」の民間利用に当たっては、JAXAにおける「きぼう民間有償利用審査委員会」において、案件の妥当性等を審議し、「きぼう」利用の可否を決定している。

ISSの運用は、当初2015年までの予定であったが、2024年までの延長が決定している。従来から、運用経費（年間約300～400億円規模）に見合う成果が出せているのかという議論が行われている中、現在、2030年までの運用延長が検討されている。2030年までの運用延長に日本が参加する場合、米国提案の国際宇宙探査（アルテミス）計画等との両立を図るためにも、ISSの運用の更なる効率化や民間収入の増加によって運用経費を削減するとともに民間利用の促進を図る必要があるため、本調査を実施する。

＜「きぼう」有償利用の類型＞

類型	内容
公募 (成果公開利用)	無償で行い、成果は公開。
公募による研究用の 試料提供	宇宙実験で得られた試料を提供。
受託実験 (成果非公開利用)	原則有償、成果を利用者が占有。
共同研究	原則無償、成果を共有できる目標とし共同で利用課題を設定。成果は原則、利用者とJAXAの貢献度に応じた持ち分で共有。
技術的知見等提供	技術ノウハウ等の開示など。
非定型サービス	利用計画に基づき、JAXAが行う作業や調達等に係る費用及びリソース使用料を負担。



＜有償利用料金（非定型サービス）＞

利用リソース	料金
打上げ	330万円/kg
回収	550万円/kg
クルータイム	550万円/hr
軌道上保管	25.6万円/年/L
冷凍・冷蔵機能付加	393万円/4か月/L
通信	6,200円/Mbps/hr



（出典：JAXAホームページ）

総 括 調 査 票

調査事案名 (12) 国際宇宙ステーション

②調査の視点

1. JAXAが負担するISSの運用経費の推移及び効率化の取組について

JAXAによるISS運用経費の推移及び効率化に向けた取組とその効果はどうか。

2. ISS運用に係る民間収入の推移について

ISS運用に係る民間収入の推移はどうか。

【調査対象年度】

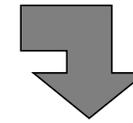
平成22年度～令和3年度

【調査対象先数】

ISS利用企業：31先

ISS利用断念企業：5先

(1先重複しているので総数は35先)



④今後の改善点・検討の方向性

1. JAXAが負担するISSの運用経費の推移及び効率化の取組について

ISSの運用経費の効率化については、長年の運用実績を踏まえ、既に一定の成果が出ているものと評価できる。

しかし、ISSの2030年までの運用延長に日本が参加する場合、国際宇宙探査（アルテミス）計画の着実な実施との両立を図るため、ISS利用・運用経費の更なる削減に取り組むとともに、継続の新型宇宙ステーション補給機（HTV-X）の開発費用を含めたコスト抑制に取り組み、ISS経費全体を効率化する必要がある。

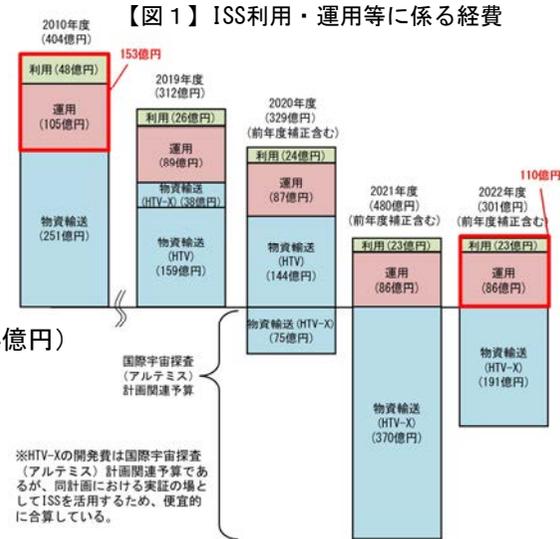
③調査結果及びその分析

1. JAXAが負担するISSの運用経費の推移及び効率化の取組について

ISS利用・運用に係る経費について、2010年度の153億円から2022年度には110億円と低減しているが、近年は下げ止まっている状況。一方で、物資輸送を含む全体経費は2010年度の404億円から2019年度には312億円まで低減したものの、新型宇宙ステーション補給機（HTV-X）の開発に伴い2021年度では480億円となり増加している【図1】。

JAXAはこれまで、ISSの利用・運用経費の効率化の取組として以下を実施している。

- 「きぼう」の運用管制：運用者の習熟度向上や業務の統廃合による要員の再配置等に伴う定時要員を削減（2010年度：23人/日 → 2021年度：15人/日）。
- 利用：実験装置の共通化、計画調整や射場作業の効率化、一部実験事業の民間事業化等に伴う経費削減（2010年度：実験31件、関連経費48億円 → 2020年度：実験59件、関連経費24億円）
- 地上システムの維持管理
 - ・運用設備の定期的な評価に基づく地上システムの維持管理・保守の効率化（2015年度を基準に、2016年度～2021年度までの6年間で累計5億円低減）
 - ・運用管制システムの仮想サーバ化により、サーバ維持費用を削減（2015年度を基準に、2016年度～2021年度までの6年間で累計4億円低減）

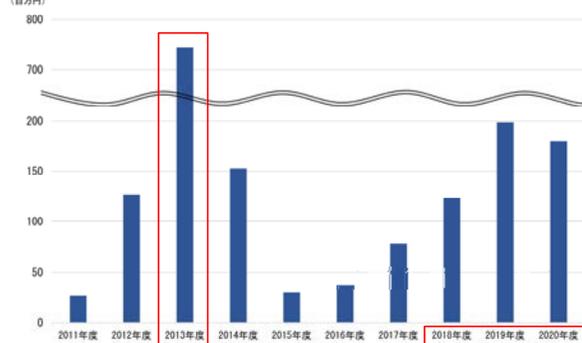


2. ISS運用に係る民間収入の推移について

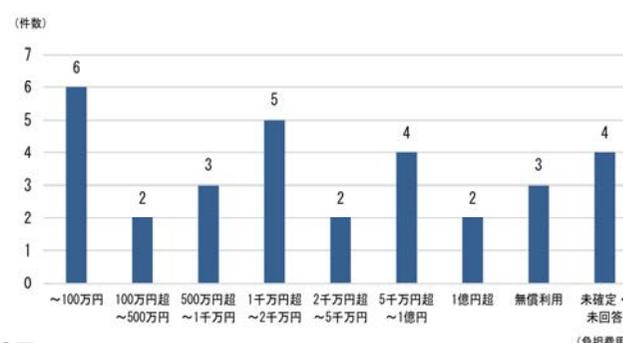
ISS運用に係る民間収入は2013年度の7.5億円が最も高く近年は1億円～2億円程度で推移している。利用者数は年間数件から直近3か年では19件～42件と大きく増加している【図2】。ただし、JAXA経由の利用を断念し、NASA経由でISSを利用した企業の存在も確認された。

利用企業1社当たりの利用金額は、100万円以下が最も件数が多く、5,000万円を超える水準を支払っている案件もあった【図3】。

【図2】ISSの有償利用件数及び金額の推移



【図3】ISS利用企業の費用負担額の分布 (n=31)



総 括 調 査 票

調査事案名 (12) 国際宇宙ステーション

②調査の視点

3. ISS運用に係る民間利用収入の増加方法について

ISSの民間利用に際して、利用料金や運用上の課題は何か。JAXAはどのような改善を行うべきか。

③調査結果及びその分析

3. ISS運用に係る民間利用収入の増加方法について

(1) ISS利用企業のアンケート等 (31先)

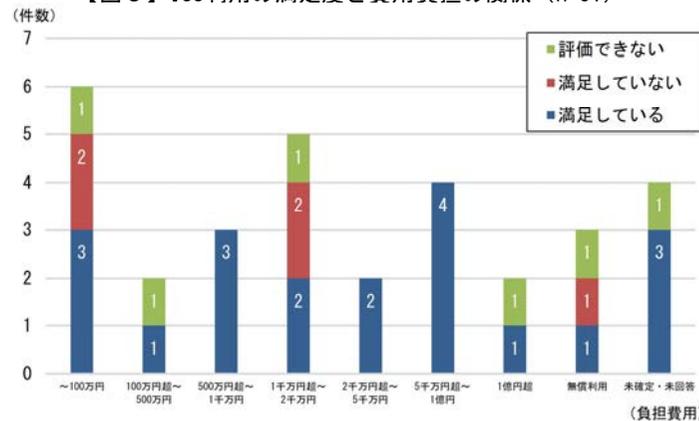
ISS利用の満足度について、満足しているが最も多く20件 (65%)、満足していない5件 (16%)、現時点で評価できない6件 (19%) であった【図4】。

また、ISS利用料の適切性の評価について、利用料は高い16件 (52%)、適切・費用対効果は高いなど7件 (23%)、実験内容を考慮すると安いとの回答が1件 (3%) などであった。ただし、費用負担の多寡と満足度に相関関係はなく【図5】、個別の回答内容からも、各者、あくまでISS利用によって得られた成果に基づき満足度の評価を行っていることが分かる。

【図4】ISS利用の満足度 (n=31)



【図5】ISS利用の満足度と費用負担の関係 (n=31)



(2) ISS利用断念企業のアンケート等 (5先)

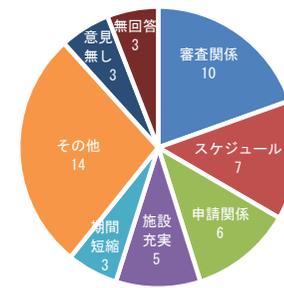
ISS利用断念の理由として、事前実験の結果条件を満たさなかったことや実施期間が合わなかったこと、JAXAの安全審査基準を通るために想定外の設計追加の必要性が判明したこと等が挙げられていた。

(3) ISS利用に当たっての要望のアンケート等 (35先)

ISSの利用に関する改善要望として、運用柔軟化・効率化、申請書類等の簡素化、初参入者のための手引書の作成、ミッションの自由度を広げることができるような審査、納期・工期遵守、衛星納入から放出までの期間短縮、安全審査基準の明確化、インターフェース要求を頻繁に変えない／変える場合は余裕を持って (2年前程度) ユーザーに開示、顧客調整のデジタル化、付帯サービスの充実、長期計画の優遇、先々の実験予定の共有、観測関係設備の充実、通信帯域の拡充、研究開発・科学利用以外の需要への対応、地上での営利目的活動の容認等、多様な要望について回答があった (複数回答を集計) 【図6】。これらの要望の一部は値上げ許容の条件としても示されており、値下げ要望と併せて料金多様化を検討すべきである。

なお、「きぼう」有償利用に際して、JAXAは利用申請受付審査及び設計仕様／試験結果に対する安全審査を行っている。このうち、小型衛星放出に係る利用申請受付審査は標準的に2週間～1か月程度で処理されているところ、2017年度から2020年度における審査期間実績は3日間～111日間と幅があり、平均期間が1か月を超えている年もあることから、利用申請受付審査期間の短縮に向けた対策は特に急務と言える【表】。

【図6】ISS利用に当たっての改善要望 (n=51)



【表】「きぼう」有償利用 (小型衛星放出) に係るJAXAの利用申請受付審査期間実績

年度	2017	2018	2019	2020
平均審査期間	19日間	51.5日間	12.75日間	60日間

このような多様なニーズに適時適切に応えることを通じ、現在の料金設定に対する許容度を高め、利用件数を増やすことに加え、高付加価値・高料金に対する需要も併せて開拓することで、ISS運用に係る民間利用料収入を最大化する必要がある。

④今後の改善点・検討の方向性

3. ISS運用に係る民間利用収入の増加方法について

・多様なスタートアップ企業による宇宙利用が進んでいること等を踏まえ、利用目的については、研究開発や科学利用を中心とした前例にとらわれず柔軟に対応し、商業活動も一定の条件で認めるなど、活用分野・事例の拡大を図るべきである。

・審査基準や安全基準を明確化するとともに、早期の周知徹底を図り、ISSを利用する多様な主体の予見可能性を高めつつ、審査の合理化や期間短縮化により一層取り組むべきである。

・納期・工期の短縮化に努めるとともに、早期のスケジュール開示を通じ、利用企業との間でスケジュールの認識を共通化するべきである。

・初参入者向けの手引書を作成し、新規利用企業の開拓を積極的に進めるべきである。

・民間の多様なニーズ・要望を随時適切に把握し、可能な限り速やかに反映していくことで、国内企業によるISSの利用需要を海外に奪われることなく、加えて海外企業による「きぼう」利用を実現するなど、JAXA経由のISS利用を増加させ、料金多様化と併せて民間利用収入の最大化を図るべきである。

総 括 調 査 票

調査事案名	(13) 体育・スポーツ施設整備			調査対象 予算額	令和3年度（補正後）：155,977百万円の内数 ほか （参考 令和4年度：27,597百万円の内数）		
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	公立文教施設整備費	調査主体	本省
組織	文部科学本省			目	学校施設環境改善交付金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 国は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づき、学校施設環境改善交付金（248億円の内数）において、地方公共団体が実施する社会体育施設（地域の体育館、スポーツセンター、公営プール等）や学校体育施設（学校に設置された体育館、運動場、プール、武道場等）の整備や改修等に要する費用に対し、国庫補助を行っている。（補助率1/3）
- 休日部活動の地域移行が令和5年度から始まるなど、地域スポーツと学校部活動が一体化の方向に進む中で、地域における少子化や人口減少の進行も踏まえ、体育・スポーツ施設においても、両種の施設を一体的に視野に入れた事業計画に基づく施設整備・維持管理が必要である。
- また、社会体育施設の持続可能な運営を行う方策として、PFI/PPP手法や収益還元を行う収益施設導入の活用推進が考えられる。
- 上記を踏まえ、社会体育施設及び学校体育施設の持続可能な運営、両施設の維持管理費の負担軽減の観点から、社会体育施設・学校体育施設の新築・改築・改修事業等に係る予算執行が効果的・効率的に行われているか検証するため、令和元年度から令和3年度予算（補正予算含む）において学校施設環境改善交付金による国庫補助を受けた地方公共団体に対し施設ごとに調査を実施した。

（参考）スポーツ基本法 第13条第1項

（略）国立学校及び公立学校（略）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

【社会体育施設】

補助対象例

地域の体育館
スポーツセンター
公営プール
武道場

地域住民利用

【学校体育施設】

補助対象例

学校体育館
運動場
学校プール
武道場

学校教育利用

【整備例（公営プール）】



【整備例（学校体育館）】



総 括 調 査 票

調査事業名 (13) 体育・スポーツ施設整備

②調査の視点

【調査対象年度】

令和元年度～令和3年度

【調査対象先数】

960施設

(学校施設環境改善交付金による国庫補助を受け新築・改築・改修事業等を実施した社会体育施設及び学校体育施設(体育館・運動場・プール・武道場等)のうち、同一年度に2,000万円以上の国庫補助を受けた施設

(注) 回答負担軽減の観点から、対象施設が10施設を超える地方公共団体(433団体中9団体)は対象となる10施設を抽出

1. 社会体育施設と学校体育施設の一体的な計画・整備について

- 個別施設計画において、社会体育施設と学校体育施設を一体として、今後の整備や維持管理に係る方針を検討しているか。
- 本交付金の事業計画を策定するに当たり、新築・改築に伴う財政負担を最小限とする観点から、社会体育施設と学校体育施設を一体として検討しているか。

③調査結果及びその分析

1. 社会体育施設と学校体育施設の一体的な計画・整備について

(1) 両種施設の活用の状況

調査対象の社会体育施設のうち45%が、小中学校の体育の授業や部活動等で使用されており、学校教育における学外の社会体育施設の活用が一定程度進んでいることが確認された。

逆に、学校体育施設の(自校の児童・生徒以外の)地域住民等への開放についても、施設の種類ごとに差異はあるものの、調査対象施設全体の82%が何らかの形で地域に開放されていた。(開放率: 体育館 93%、水泳プール31%等)

(2) 個別施設計画の状況

政府として各地方公共団体に策定を求めている「個別施設計画」(公共施設のトータルコストを縮減・平準化するために策定する個別施設毎の具体的な対応方針を定めるもの)においては、社会体育施設と学校体育施設を一体として、今後の整備や維持管理の方針が検討されている例も存在する。

【ある地方公共団体の個別施設計画の例】

・・・その他の体育館は、地域住民の日常的なスポーツ活動のために必要な施設(地域施設)ですが、人口減少に伴い将来需要の減少が見込まれるため、利用状況等のほか、学校体育施設(屋内運動場)の開放、共同利用との連携やホール機能との共有化を考慮し、老朽化及び安全性等から使用不能と判断した段階での廃止を基本とします。

一方で、上記事例のように社会体育施設と学校体育施設を一体として、今後の整備や維持管理の方針が検討されていた地方公共団体は、調査対象施設の12%に過ぎなかった。

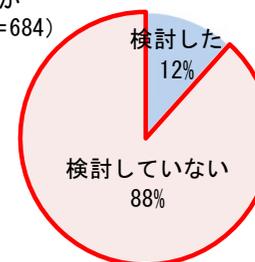
【図1】

(3) 各事業計画の策定時の検討状況

新築・改築に係る国庫補助を受けた学校体育施設と社会体育施設のうちほとんど(93%)が、本交付金の事業計画を策定するに当たり、新築・改築に伴う財政負担を最小限とする観点から、社会体育施設と学校体育施設を一体として検討することなく、新築・改築事業を計画したと回答した。【図2】

【図1】個別施設計画において、社会体育施設と学校体育施設を一体として、今後の整備や維持管理の方針が検討されているか

(n=684)



【図2】新築・改築の事業計画を策定するに当たり、財政負担を最小限とする観点から、社会体育施設と学校体育施設を一体として検討したか

(n=217)



④今後の改善点・検討の方向性

1. 社会体育施設と学校体育施設の一体的な計画・整備について

文部科学省は、社会体育施設と学校体育施設の新築・改築の国庫補助に当たり、同地域に存在する学校体育施設(社会体育施設整備の場合)、社会体育施設(学校体育施設整備の場合)を活用することで代替できないことを地方公共団体に確認・申告させるなど、両種の施設の一体的な事業計画を進めるための方策を検討すべき。

個別施設計画は、公共施設の中長期的な整備・維持管理のトータルコストの縮減を図る目的で策定されるもの。その趣旨に照らし、個別施設計画の改定に際しては、地方公共団体内で作成部局のみならず財政部局ともよく連携した上で、社会体育施設と学校体育施設を一体的に視野に入れた施設の整備・維持管理方針を策定すべく、地方公共団体に促すべき。

総 括 調 査 票

調査事業名 (13) 体育・スポーツ施設整備

②調査の視点

2. 学校体育施設の地域開放時の利用料について

- 学校体育施設の地域開放を持続可能な仕組みとする観点から、受益者負担の考え方にに基づき、利用料の徴収を行っているか。
- 利用料は適切な水準となっているか。

3. 社会体育施設等におけるPFI/PPPや収益施設の導入について

- 社会体育施設と学校体育施設の新築・改築において、PFI/PPP手法の導入の検討を行っているか。
- 社会体育施設に収益施設は備えられているか。備えられている場合、施設の維持管理の負担軽減に貢献しているか。

③調査結果及びその分析

2. 学校体育施設の地域開放時の利用料について

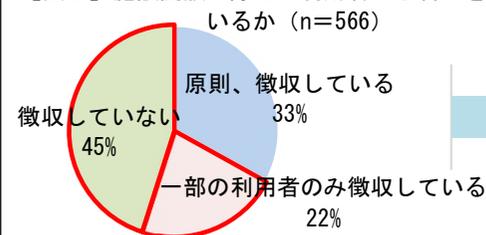
学校体育施設を地域住民が活用する際には、持続可能な仕組みとする観点から、施設の維持管理費用を踏まえた適切な利用料が設定される必要がある。また、施設の地域開放の事務において民間事業者を活用し学校現場の負担の軽減を図っている例があるが、民間事業者に対するスポーツ庁のヒアリングにおいては、「管理者の件費に充てられる程度の利用料金は徴収する必要がある」といった、適正な利用料金の徴収に関する要望が確認されている。

しかし、地域開放している施設のうち、校外の利用者から原則として料金を徴収している割合は33%にとどまっている（【図3】）。さらに調査では、

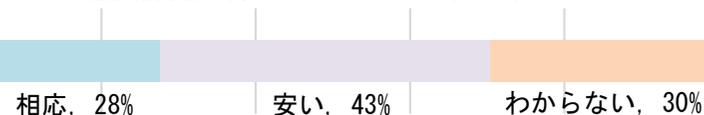
- 利用料の徴収がない施設のうち、徴収について「これまでに検討したことがない」と回答した施設が77%
- 徴収について「これまでに検討したことがある」が、徴収に至らなかった理由として「特段の理由はない」が21%（12/58施設）と最も多い
- 利用料の徴収がある施設であっても、現行の料金水準が、施設の維持管理費用を賄える利用料水準と比較して「安い」との回答が43%、相応か安いか「わからない」との回答が30%（【図4】）

であることが確認され、持続可能な施設の維持管理や地域開放を行うために必要となる利用料金の徴収や、適切な料金水準に関し、注意が払われていない地方公共団体も多いことが確認された。

【図3】施設開放に際して利用者から料金を徴収しているか（n=566）



【図4】施設維持管理費用と比較した際の利用料水準（n=311）



3. 社会体育施設等におけるPFI/PPPや収益施設の導入について

調査対象の社会体育施設と学校体育施設における新築・改築のうち、PFI/PPP手法を導入していない施設は95%であったが、そのうち82%は導入の検討も行っていないと回答した。なお、検討を行わなかった最も多い理由は「事業スケジュール上時間が無い」（29%）であり、施設整備の構想の早期段階から検討を開始しておくことの重要性が確認された。

また、調査対象の社会体育施設のうち、17%が売店、飲食店などの収益施設を備えており、運用前の施設を除く全9施設のうち6施設で、当該社会体育施設の維持管理費の負担軽減に貢献していたことが確認された。（その他、2施設は収益は指定管理者の取り分、1施設は収入還元を取り決めなし）

逆に83%は収益施設を備えておらず、そのうち、収益施設の誘致を検討しなかった理由として、施設規模が小さく設置が不可能との回答が46%あった一方、特に理由はなく検討しなかったとの回答も33%存在した。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 学校体育施設の地域開放時の利用料について

地域による学校体育施設の活用を持続可能な形で推進する観点、学校現場の負担軽減に資するため地域開放の管理事務への民間事業者の参入意欲を向上させる観点から、文部科学省は、地方公共団体に対し、持続可能な施設管理における適切な受益者負担の重要性を地方公共団体に浸透させ、学校体育施設における校外利用者に対する適切な利用料の導入を引き続き促すとともに、施設の維持管理費用と見合った、適切な利用料水準につき一定の考え方を示すことを検討すべき。

3. 社会体育施設等におけるPFI/PPPや収益施設の導入について

文部科学省は、民間の資金や能力を活用した効率的・効果的な公共サービス提供や、維持管理費の負担軽減に向けて、PFI/PPP手法や収益施設の導入の検討を地方公共団体に対し促すとともに、案件の優先採択など取組を進める実効的な方策を検討すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(14) 働き方改革推進支援助成金			調査対象 予算額	令和2年度：7,292百万円の内数 (参考 令和4年度：6,602百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	労働保険特別会計 (労災勘定)	項	仕事生活調和推進費	調査主体	本省
組織	—			目	労働時間等設定改善推進助成金ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

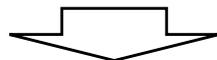
【事業の概要】

- 中小企業・小規模事業者が、生産性の向上により、労働時間の短縮や有給休暇の取得促進がなされるような職場環境の整備を行うために必要な経費の一部を助成するもの。
- 助成対象となる主な取組は、労働生産性の向上に資する設備・機器等の導入等である。

【成果目標と補助対象となる取組】

申請する企業は、以下の成果目標を一つ以上選択。

- 1. 時間外労働の短縮**
時間外労働時間で月60時間以下の上限設定を行い、労働基準監督署に提出すること。
- 2. 所定休日の増加**
所定休日を増加させることを就業規則等に規定すること。
- 3. 特別休暇の「整備」**
病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇等の特別休暇制度の規定を整備すること。
- 4. 時間単位の年次休暇の「整備」**
時間単位で取得可能な年次休暇制度の規定を整備すること。

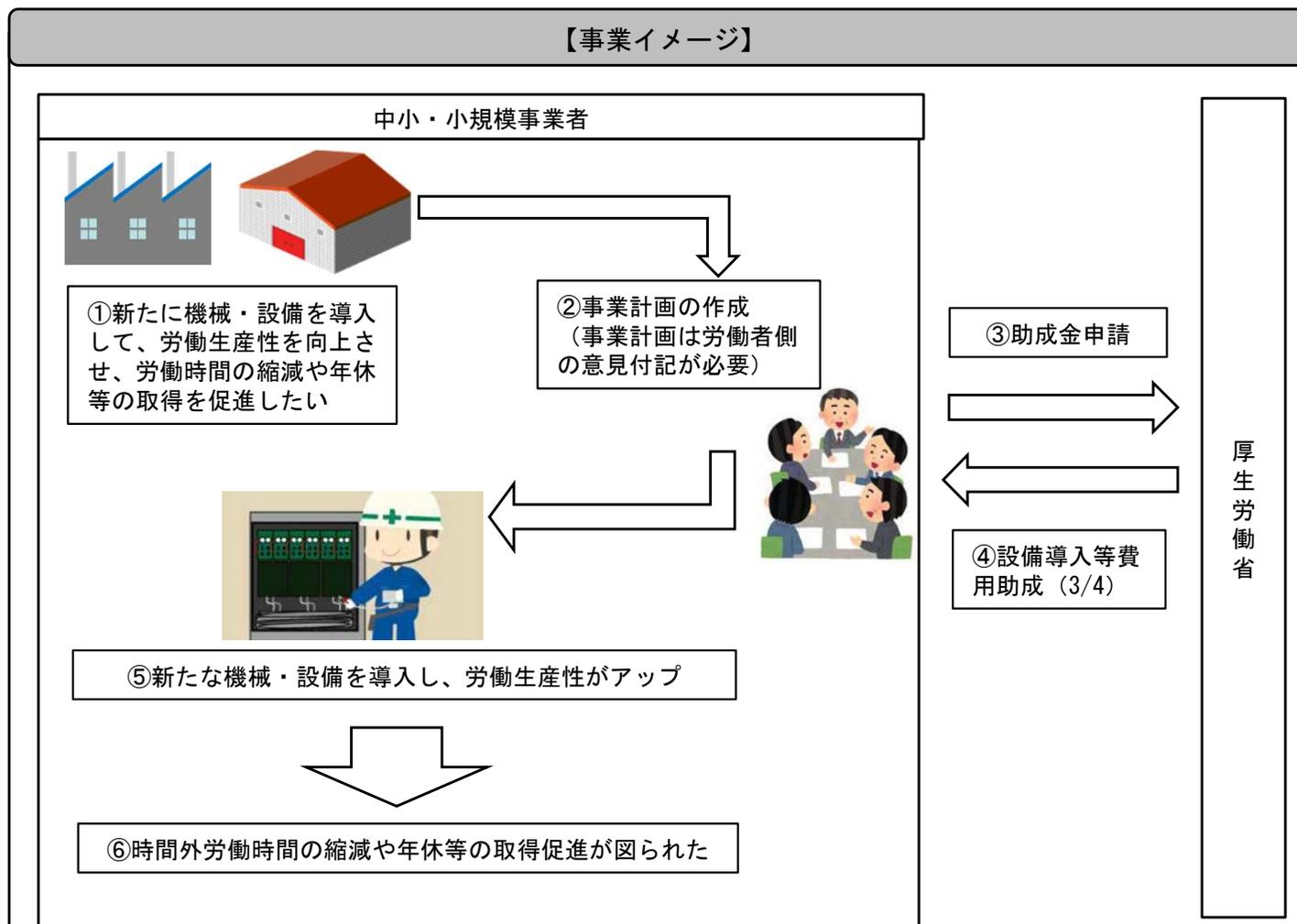


選択した成果目標を達成するために必要な取組を実施。
(以下、主な助成対象となる取組。)

- ・ 労務管理担当者等に対する研修
- ・ 外部専門家によるコンサルティング
- ・ 人材確保に向けた取組
- ・ 労働生産性の向上に資する設備・機器等の導入

これらに関する事業計画を作成し、取組に要した費用の一部を補助。
(事業計画には労働者の意見付記が必要。)

【事業イメージ】



総 括 調 査 票

調査事案名 (14) 働き方改革推進支援助成金

②調査の視点

1. 成果目標の設定と事業の効果について

バランスのとれた「働き方改革」を推進するに当たり、成果目標ごとの申請状況はどうか。

また、成果目標に対する効果が実際に得られ、「働き方改革」が進んでいると言えるか。

③調査結果及びその分析

1. 成果目標の設定と事業の効果について

令和2年度における申請状況を調査したところ、事業者が選択した成果目標の9割超が「③特別休暇の整備」又は「④時間単位年次休暇の整備」となっており、「①時間外労働の短縮」はほとんど選択されていない。【表1】

また、助成金を受給した事業者において、成果目標に対する実績を調査したところ、「③特別休暇の整備」及び「④時間単位年次休暇の整備」については、休暇制度を「導入」したのみで実際に「利用」されていないケースがそれぞれ約5割、2割となっている。【表2-2】

さらに、「④時間単位年次休暇」が実際に利用されたと答えた事業者について、どれくらいの従業員が利用したか調査したところ、全従業員に占める利用者の割合が3割未満の事業者が半数超となっており、時間単位年次休暇の利用は特定の従業員にとどまっていると考えられる。【表2-3】

以上から、本助成金が、時間外労働の短縮や休暇制度の利用といった本来の目的を達成しているとは言い難い。この要因として、休暇制度の整備という成果目標が、制度の「利用」まで求められず、選択しやすいことが考えられる。

【表1】申請状況

成果目標	件数	割合
①時間外労働の短縮	77	3%
②所定休日の増加	26	1%
③特別休暇の「整備」	1311	52%
④時間単位年次休暇の「整備」	1088	43%
①～④の合計	2502	100%

95%

(注) 厚生労働省の申請受付のデータを集計。申請事業者は成果目標を複数選択可。四捨五入の結果合計と一致しない。

【表2-2】成果目標（③④）に対する実績

③特別休暇の整備	件数	割合
特別休暇が利用された	395	100%
特別休暇が利用されなかった	180	46%
特別休暇が利用されなかった	215	54%
④時間単位の年休	件数	割合
時間休が利用された	383	100%
時間休が利用された	312	81%
時間休が利用されなかった	71	19%

【表2-1】成果目標（①②）に対する実績

①時間外労働の短縮	件数	割合
縮減できた	19	100%
縮減できなかった	17	89%
縮減できなかった	2	11%
②所定休日の増加	件数	割合
所定休日が増加した	18	100%
所定休日が増加しなかった	18	100%
所定休日が増加しなかった	0	0%

【表2-3】時間単位年次休暇の利用状況

全従業員に占める時間休利用者の割合	件数	割合
① 5%未満	68	22%
② 5%以上～15%未満	61	20%
③ 15%以上～30%未満	47	15%
④ 30%以上～50%未満	52	17%
⑤ 50%以上	84	27%

(注) 四捨五入の結果合計と一致しない。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 成果目標の設定と事業の効果について

成果目標ごとの申請件数に明らかな偏りがあり、時間外労働の短縮を含むバランスのとれた「働き方改革」を推進するためにも、助成金の受給要件の見直しを検討すべき。

また、休暇制度の整備について、休暇制度を導入するだけでなく、実際の利用にもつながるよう、従業員への周知や話し合いを行い、例えば「利用見込み」を事業計画に盛り込む等により、助成金の効果を検証すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (14) 働き方改革推進支援助成金

②調査の視点

2. 労働者側の意見も反映された事業計画の作成状況

「働き方改革」を推進するためには、労使双方の意見を踏まえて取組を行うことが重要である。

本助成金の受給要件として、労使間の話し合いの場を設けることとされているが、話し合いが適切になされているか。

3. 厚生労働省による取組実績のフォローアップ状況

厚生労働省は、本助成金の効果までフォローアップしているか。

【調査対象年度】

令和2年度

【調査対象先数】

厚生労働省：1先

事業主：511先

従業員：646先

③調査結果及びその分析

2. 労働者側の意見も反映された事業計画の作成状況

本助成金の申請に当たっては、労働者と話し合いを行った上で、事業計画に労働者側の意見を付記することとされているが、労働者側に話し合いの状況を調査したところ、話し合いが行われていないケースが一定数存在している。本要件が形骸化すると、前述の成果目標が適切に労働者に共有されない結果、時間外労働の短縮や休暇制度の利用が促進されない可能性がある。【表3】

なお、事業主及び従業員に対し、「働き方改革の推進には、どのような観点が必要か」問うたところ、両者ともに、「②事業主と従業員が作業効率化等について話し合いの上進めていくことが重要」が最も多く、続いて、「③現場の状況をよく知っている従業員がボトムアップで意見出しを行い、改善していくことが重要」となり、話し合いの重要性は認識されていることが分かる。【参考】

【表3】労使間の話し合いの状況

労使間の話し合いの有無	件数	割合
①事業主から従業員に事業計画の説明がなされ、話し合いも行った	540	84%
②従業員から提案を行い、話し合いも行った	15	2%
③話し合いは行っておらず、事業主から説明を受け、事業計画書の「労働者の意見」欄に署名を行った	83	13%
④話し合いも説明もされておらず、事業計画書の「労働者の意見」欄に署名するよう言われ署名を行った	3	0.5%
④その他	5	0.8%
①～④の合計	646	100%

(注) 従業員にアンケート調査を実施。
四捨五入の結果合計と一致しない。

3. 厚生労働省による取組実績のフォローアップ状況

厚生労働省に確認したところ、成果目標の達成・未達成については、助成金を申請する際の事業実施報告書類（改定後の就業規則等）で確認しているとのことであり、例えば、休暇制度の「整備」がなされたかは確認している状況であった。

一方で、休暇制度の「利用状況」までは確認しておらず、実際に働き方改革に向けた取組が進んだかのフォローアップが不十分であった。他省庁の補助金においては、補助金受給後の企業の事業効果までフォローしている事例もあることから、本助成金についても事業効果まで把握する仕組みを構築すべき。

【参考】

働き方改革のために重要なこと	事業主 回答数	従業員 回答数
①事業主がトップダウンで指示を出すことが重要	103 (15%)	108 (12%)
②事業主と従業員が話し合いの上進めていくことが重要	398 (58%)	508 (58%)
③従業員がボトムアップで意見出しを行うことが重要	182 (26%)	259 (29%)
④その他	5 (0.7%)	4 (0.5%)
①～④の合計	688	879

(注) 事業主及び従業員にアンケート調査を実施。（複数回答可）
四捨五入の結果合計と一致しない。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 労働者側の意見も反映された事業計画の作成状況

「働き方改革」（時間外労働の短縮や休暇制度の利用等）を推進するために、労使間の話し合いの機会を持つことを徹底し、幅広く現場の意見も反映した事業計画の策定を求め、当該事業計画の提出と併せて、現在作成・保管を求めている、話し合い過程の議事録等を助成金の支給審査過程でチェックすべき。

また、厚生労働省は優良事例を収集しHPで公開するなど、周知・横展開などに努めるべき。

3. 厚生労働省による取組実績のフォローアップ状況

厚生労働省は、PDCAサイクルを回すためにも、事業者の助成金受給後の状況をフォローするなど、事業効果まで把握すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(15) 保育所等におけるICT化推進等事業			調査対象 予算額	令和元年度補正（第1号）：363百万円 ほか （参考 令和4年度：－）		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	保育対策費	調査主体	共同
組織	厚生労働本省			目	保育対策事業費補助金	取りまとめ財務局	(東北財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助するもの。

実施主体：市区町村

補助基準額：1施設当たり100万円

補助割合：国1/2、市区町村1/4、事業者1/4

<補助対象となるシステム>

① 保育に関する計画・記録

園児情報、指導計画、保育日誌、出席簿、成長経過記録、身体測定などの情報の登録・管理ができ、データを連携させて入力補助を行い、帳票として印刷することなどができる機能

② 園児の登園及び降園の管理

登降園時間の記録をシステムで管理し、そのデータを集計し適切に表示したり、延長保育料の計算を自動で行うことなどができる機能
(例：登降園時間の打刻データ管理、出席状況確認、データ集計、延長保育料計算 など)

③ 保護者との連絡

災害時、緊急時に保護者との連絡を行ったり、日常の連絡を効率的に行うことなどができる機能
(例：メール一括送信、既読確認、欠席・遅刻・お迎え変更連絡 など)

※ 現状では、上記①②③の3つの機能を「一体的に」備えるシステムの導入が補助要件になっている

業務のICT化を行うためのシステム導入



総 括 調 査 票

調査事案名 (15) 保育所等におけるICT化推進等事業

②調査の視点

1. 業務負担軽減効果の高いICT導入支援となっているか。

2. 業務負担軽減は、保育の質の向上や保育士等の処遇改善につながっているか。

【調査内容】

本事業により業務システム等を導入した全国の保育所等の園長や保育士に電子メールによりアンケートを実施。

【調査対象先数】

全国の保育所等：3,126先
うち回答のあった先：1,574先
(3,148人)
有効回答数：3,011人
(園長1,567人、保育士1,444人)

【調査対象年度】

平成29年度～令和元年度

③調査結果及びその分析

1. 業務負担軽減効果の高いICT導入支援となっているか。

本補助金では、①保育に関する計画・記録、②園児の登園・降園の管理、③保護者との連絡、の3つの機能全てを一体的に備えるシステムの導入が補助要件となっている。

しかし、体温・排便・睡眠・食事の記録、保育士等の職員同士の情報共有業務など、特に①保育に関する計画・記録について、業務時間の軽減効果が低いことがわかれ【表1】、本補助要件があるがゆえに、不要である機能をやむを得ず導入し、その結果として初期費用が増えたとの回答が16.7%あった。

また、業務負担軽減効果のない理由について見てみると、「負担軽減する機能なし」「使いづらい・操作しづらい」といった回答が多数を占め【表2】、保育所がICT導入する前に業務負担軽減効果について検討を行っていない可能性が示唆された。

【表1】業務時間の軽減効果が低い機能

順位	機能	ポイント (注)
1	体温・排便・睡眠・食事の記録	1,427
2	連絡帳の記入業務	1,571
3	保育士等の職員同士の情報共有業務	1,922
4	保育日誌の作成業務	2,111
5	指導計画の作成業務	2,931

n=2,369 (園長1,240、保育士1,129)

(注)業務時間の軽減効果について、「業務時間の軽減効果」×「回答数」で評価。「業務時間の軽減効果」は「1分～10分」=1ポイント、「11分～20分」=2ポイントと、10分刻みで評価。

【表2】ICTシステム導入後、業務負担が「変わらない」または「増加した」と回答のあった機能ごとの回答数

	他のシステム等で既に当該業務の効率化を図っていた	導入したが負担軽減する機能なし	使いづらい・操作しづらい
体温・排便・睡眠・食事の記録	85 (2.8%)	512 (17.0%)	317 (10.5%)
連絡帳の記入業務	102 (3.4%)	531 (17.6%)	276 (9.2%)
保育士等の職員同士の情報共有業務	355 (11.8%)	360 (12.0%)	216 (7.2%)
保育日誌の作成業務	126 (4.2%)	260 (8.6%)	400 (13.3%)
指導計画の作成業務	167 (5.5%)	221 (7.3%)	438 (14.5%)

n=3,011 (園長1,567、保育士1,444)

(注) () 内の計数は全体の回答数に占める割合。

2. 業務負担軽減は、保育の質の向上や保育士等の処遇改善につながっているか。

業務効率化による負担軽減により、約7割の保育所において残業時間の縮減につながるとともに、約8割の保育士が職員同士の話し合いの時間が確保され、保育の質の向上につながったと回答している【表3】。

一方、残業時間が縮減しているにもかかわらず、費用の節減につながっていない保育所が約6割も存在しているほか、費用の節減を設備投資や会社の利益として充てている保育所もそれぞれ約4割、約1割存在している【表4】。

【表3】既存業務が縮減した効果

	園長	保育士
1. 残業時間が縮減した	65.2%	72.8%
2. 職員同士の話し合いの時間がとれ、保育の質の向上につながった	79.1%	84.9%

n=2,339 (園長1,225、保育士1,114)

【表4】既存業務時間が縮減し、費用が節減したかどうか

「はい」	「いいえ」
39.3%	60.7%

n=1,218 (園長)



「はい」→ 節減した費用を何に充てているか

項目	1. 基本給や一時金などの賃上げ	2. 導入したICTシステムのランニングコスト	3. 設備投資	4. 会社の利益
回答割合	37.6%	56.7%	41.8%	13.3%

n=466 (園長)

④今後の改善点・検討の方向性

1. 業務負担軽減効果の高いICT導入支援となっているか。

業務負担軽減につながらない機能の導入が補助要件となっている可能性があることから、本補助金の支援対象となるシステムの要件の緩和を検討すべきである。

なお、システムの要件の緩和に当たっては、保育所がICT導入を検討する際の参考になるように、各機能の業務負担軽減効果を示すなどの工夫も併せて検討すべきである。

2. 業務負担軽減は、保育の質の向上や保育士等の処遇改善につながっているか。

ICTの利活用による生産性向上の支援の目的は、保育所の経営支援ではなく、保育の質の向上や保育士の処遇改善であると考えられることから、費用の節減は保育士等の処遇等に還元されるべきである。

このため、例えば、保育士等の処遇改善を補助要件とする、ないし加点要素とすることで優先採択する仕組みなどを検討すべきである。

総括調査票

調査事案名	(16) 障害福祉サービス等 (就労継続支援A型)			調査対象 予算額	令和3年度：1,311,053百万円の内数 (参考 令和4年度：1,385,866百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	障害保健福祉費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省			目	障害者自立支援給付費負担金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

障害福祉サービスとは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者や障害児に提供する福祉サービスである。

そのうち、就労系障害福祉サービスには、一般就労（通常の民間企業での就労）を希望する者に対し必要な訓練等を行う「就労移行支援」、一般就労が困難な者に対し就労・生産活動の機会を提供しつつ必要な訓練等の支援を行う「就労継続支援」及び一般就労後6か月を経過した者に対し一般就労定着のための相談・助言等を行う「就労定着支援」があり、「就労継続支援」は、雇用契約に基づき支援を行う「就労継続支援A型」及び雇用契約に基づかない「就労継続支援B型」に分類される。

就労継続支援A型は、通常の民間企業に雇用されることが困難であり雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労・生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスである。総費用額、利用者数及び事業所数は毎年増加しており、その伸びは障害福祉サービス等全体の伸びを上回っている。【図1～3】

障害福祉サービスを提供する事業者に対しては、その対価として報酬が支払われることとなっているが、基本報酬単価は提供するサービスごとに定められ、各事業所のサービス提供体制に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

就労継続支援A型の基本報酬については、令和3年度報酬改定において、利用者の1日当たり平均労働時間のみを勘案して算定する方式から、各事業所における働く場としての質を5つの指標で評価してそのスコアに応じて算定する方式へ改定された。【図4】

上記を踏まえ、就労継続支援A型における報酬改定後の基本報酬算定状況や一般就労への移行実績について検証する。

また、当該サービスの利用に当たっては、市町村が、個々の利用者の状態等を勘案した上で支給決定を行うこととなっているが、市町村によって支給決定の取扱いについて差異が生じていないか検証する。

【図4】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における就労継続支援A型の基本報酬等の見直し

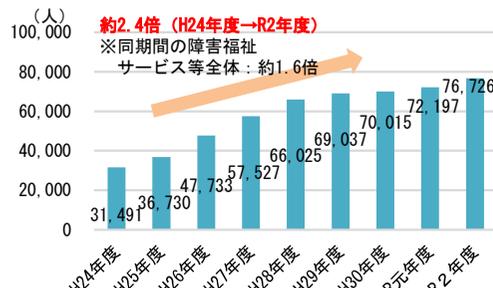
改定前		改定後								
●「1日の平均労働時間」に応じて報酬を算定		●基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。								
平均労働時間	基本報酬	評価指標					判定スコア			
7時間以上	618単位/日	労働時間	1日の平均労働時間により評価				5～80点			
6時間以上 7時間未満	606単位/日	生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価				5～40点			
5時間以上 6時間未満	597単位/日	多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価				0～35点			
4時間以上 5時間未満	589単位/日	支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価				0～35点			
3時間以上 4時間未満	501単位/日	地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価				0～10点			
2時間以上 3時間未満	412単位/日	合計点	合計点(点)	170～	150～ 165	130～ 145	105～ 125	80～ 100	60～ 75	～55
2時間未満	324単位/日	基本報酬(単位/日)	724	692	676	655	527	413	319	
※従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位		●事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。 ※令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「1日の平均労働時間」や「生産活動収支の状況」について前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。								

【図1】就労継続支援A型の総費用額



【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報

【図2】就労継続支援A型の利用者数



【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報（各年度3月）

【図3】就労継続支援A型の事業所数



【参照】国民健康保険団体連合会への請求情報（各年度3月）

総 括 調 査 票

調査事案名 (16) 障害福祉サービス等（就労継続支援A型）

②調査の視点

1. 就労継続支援A型事業所における基本報酬算定状況及び一般就労への移行実績

就労継続支援A型事業所の基本報酬について、令和3年度障害福祉サービス等報酬算定後の各事業所の算定状況について検証を行った。

③調査結果及びその分析

1. 就労継続支援A型事業所における基本報酬算定状況及び一般就労への移行実績

(1) 基本報酬算定状況の実態

指定就労継続支援A型事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）により、障害者が自立した生活を営むことを支援するため、利用者に支払う賃金水準を高めるよう努めなければならないとされており、また、生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないものとされている。

こうした中、基本報酬算定に係る5つの指標のうち「生産活動」においては、判定スコアが40点（最高得点）の事業所が約4割、5点（最低得点）の事業所が約5割と、基準を満たしている事業所と満たしていない事業所が両極化している。なお、判定スコアが5点の事業所については、利用者への賃金の支払いを生産活動による収入で賄うことができず、障害福祉サービス報酬から賃金に充当する状況となっている。【図5、表1】

【図5】基本報酬算定に係る各指標ごとの獲得スコア別事業所数の分布 ※括弧書きは有効回答数



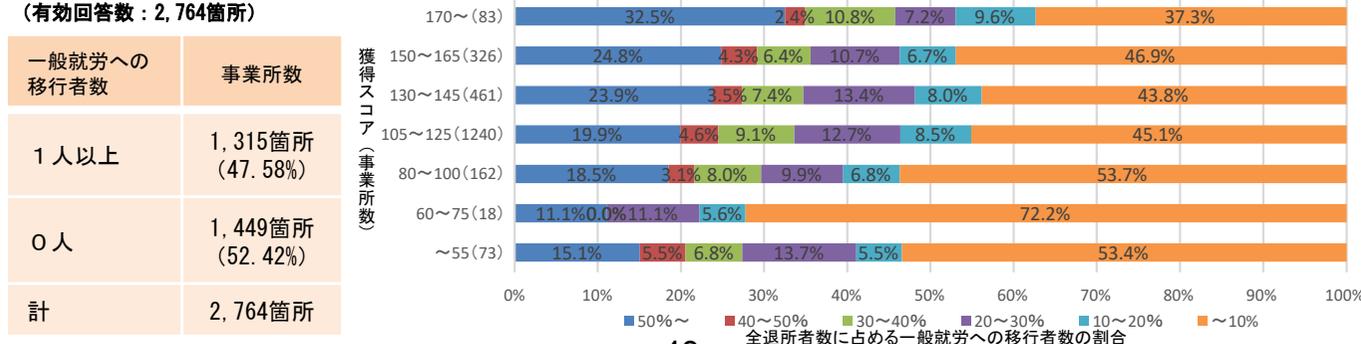
【表1】「生産活動」のスコア別事業所数及びその割合

判定スコア	評価指標	事業所数 (2,614箇所)	割合
40点	前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上	996箇所	38.1%
25点	前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上	264箇所	10.1%
20点	前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上	148箇所	5.7%
5点	前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満	1,206箇所	46.1%

(2) 一般就労への移行実績

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数については、毎年増加傾向にある。令和3年度における就労継続支援A型から一般就労への移行実績は「1人以上」と「0人」の事業所が約半数ずつとなっている。また、各事業所の令和3年度における全退所者数に占める一般就労への移行者数の割合を各事業所のスコア別に見るとスコアの低い事業所の方が一般就労への移行実績が低調となっている傾向がある。【表2、図6】

【表2】一般就労への移行者数別の事業所数 (有効回答数: 2,764箇所) 【図6】令和3年度中の退所者数に占める一般就労への移行者数の割合でみた獲得スコア別事業所数の構成 (有効回答数: 2,363箇所)



④今後の改善点・検討の方向性

1. 就労継続支援A型事業所における基本報酬算定状況及び一般就労への移行実績

各事業者の生産活動収支の向上に向けた取組及びその成果を適切に評価できるような報酬への見直しを図るなど、経営改善を促していくべきである。

また、事業者が、本人の希望を踏まえつつも、一般就労への円滑な移行を実現できるような取組を促すため、移行に向けた取組や移行実績を踏まえた報酬への見直し等を検討すべきである。

【調査対象年度】
令和3年度

【調査対象先数】
就労継続支援A型事業所
: 3,922箇所

総 括 調 査 票

調査事業名 (16) 障害福祉サービス等（就労継続支援A型）

②調査の視点

2. 市町村における支給決定等の状況

支給決定及び支給決定の更新に当たっては、市町村が利用者の状態等を勘案して決定することとなっているが、各市町村における支給決定等が適切に実施されているか検証を行った。

【調査対象年度】
令和3年度

【調査対象先数】
478箇所

- ・ 政令指定都市
- ・ 中核市
- ・ 令和3年11月における就労継続支援A型の利用者数が上位10位までの市町村（特別区含む）

③調査結果及びその分析

2. 市町村における支給決定等の状況

●市町村における支給決定等の考え方

<新規利用申請者に対する支給決定>

新規利用申請者に対する支給決定に当たって、市町村は、できる限り障害者本人の希望を尊重し、暫定的な支給決定（暫定支給決定、原則2か月以内）を行い、実際にサービスを利用した結果を踏まえた上で、正式な支給決定（本支給決定）を行うこととされている。

（注）明らかにサービス内容に適合しないため支給決定を行わない場合を除き暫定支給決定の対象となる。ただし、既に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等程度のアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定を要しないものと市町村が認めるときは、暫定支給決定を行わなくても差し支えないものとされている。

<支給決定の更新>

支給決定の有効期間が終了した場合、利用者が引き続きサービス利用を希望するときは、市町村が、それまでの利用実績やサービス管理責任者による評価等を踏まえ、一般就労や他の事業の利用の可能性等を勘案した結果、サービスの利用継続の必要性を認めるならば、改めて支給決定（支給決定の更新）をすることができることとされている。

●市町村における支給決定及び支給決定の更新の実態

<新規利用申請者に対する支給決定>

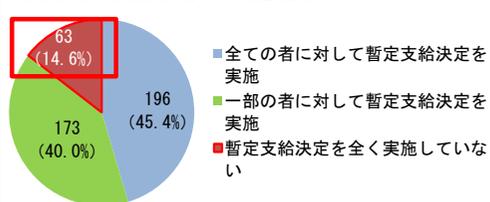
適切なサービス利用を図る観点から、基本的に暫定支給決定を行うべきものとされているが、新規利用申請があった市町村のうち、暫定支給決定を全く実施していない市町村が1割以上存在している。【図7】

また、暫定支給決定を全く行っていない市町村のうち、単に「利用者の希望どおり本支給決定することとしている」市町村が約半数となっており、高い割合を占めている。【図8】

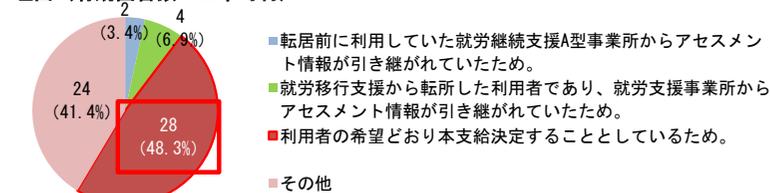
<支給決定の更新>

支給決定の更新要否の判断に当たって、単に利用者の希望どおり更新を行っている市町村が約4割存在しており、サービス利用状況や利用者の就労能力等について十分に勘案されないまま支給決定の更新が行われている可能性がある。【図9】

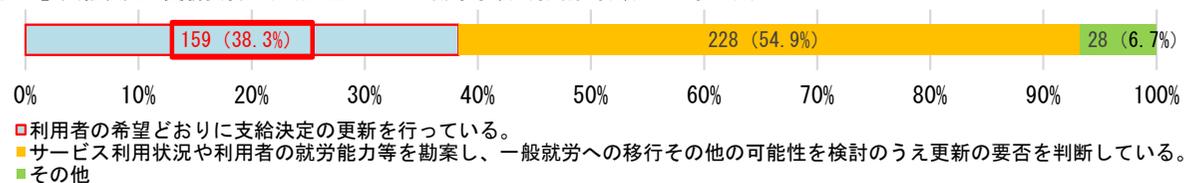
【図7】新規支給申請があった市町村における暫定支給決定の実施状況（有効回答数：432市町村）



【図8】暫定支給決定を実施していない市町村における暫定支給決定未実施の理由（有効回答数：58市町村）



【図9】支給決定の更新要否の判断に当たっての勘案事項（有効回答数：415市町村）



④今後の改善点・検討の方向性

2. 市町村における支給決定等の状況

支給決定及び支給決定の更新に当たって、個々の利用者の状態等が適切に勘案された上で、地域によって支給決定及び支給決定の更新の取扱いにばらつきが生じないようにするため、具体的な対応を検討すべきである。

総 括 調 査 票

調査事業名	(17) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金		調査対象 予算額	令和3年度：40,000百万円 (参考 令和4年度：40,000百万円)		※40,000百万円の内訳 ・保険者機能強化推進交付金：20,000百万円 ・介護保険保険者努力支援交付金：20,000百万円	
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	介護保険制度運営推進費	調査主体	共同
組織	厚生労働本省			目	保険者機能強化推進交付金ほか	取りまとめ財務局	(九州財務局)

①調査事業の概要

【保険者機能強化推進交付金等の成り立ち等】

「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」（通称、インセンティブ交付金）は、保険者（市町村）の高齢者自立支援・重度化防止等の取組や都道府県の市町村支援の取組など、介護に関する様々な取組の達成状況等に応じた評価指標を設定して、その評価指標の得点に基づき年に一度、保険者・都道府県に交付金を配分する制度であり、財政的インセンティブを付与することで取組の分析・検証による改善や更なる実施を促すことを目的としている。

▶平成29年、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、保険者等の取組をPDCAサイクルにて推進するために、達成状況の評価指標の設定とともに、その評価に基づいた交付金配分が行えるよう保険者機能強化推進交付金（以下「推進交付金」という。）が創設された。

▶令和2年、保険者等の取組のうち、介護予防・健康づくり等に資する取組を更に推進するために、それらを重点化した評価指標の設定とともに、その評価に基づいて、更なる交付金配分が行えるよう介護保険保険者努力支援交付金（以下「支援交付金」という。）（社会保障の充実分）が創設された。

しかし、「令和3年度予算の編成等に関する建議」（令和2年11月25日財政制度等審議会財政制度分科会）では、都道府県別の分析結果から、当該交付金制度は「取組の成果に応じて交付されているとはいえない」と指摘されるとともに、「保険者の予見可能性を高め、介護費用の効率化インセンティブが適切に働くようにするため、介護費用の抑制に直接的につながる指標のみを評価する方向に制度を簡素化しつつ、アウトカム指標への配点の重点化を進めるべきである」と指摘された【参考1】。

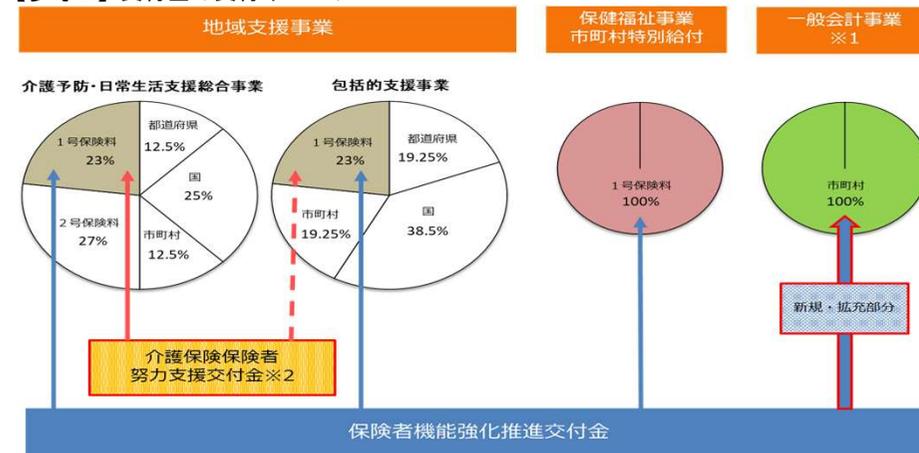
▶令和4年度評価指標は、指摘を踏まえて、アウトカム指標の配点比率を高める制度見直しを実施。

【参考1】「令和3年度予算の編成等に関する建議」（令和2年11月25日財政制度等審議会財政制度分科会）抜粋

II. 1. (2) ③インセンティブ交付金の在り方の見直し

インセンティブ交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等を通じて、介護費の抑制や地域差縮減に向けた保険者の取組を推進するものであるが、実際には取組の成果に応じて交付されているとはいえない。また、各市町村の評価指標ごとの評価結果は公表されていない。保険者の予見可能性を高め、介護費用の効率化インセンティブが適切に働くようにするため、介護費用の抑制に直接的につながる指標のみを評価する方向に制度を簡素化しつつ、アウトカム指標への配点の重点化を進めるべきである。あわせて、各市町村の指標ごとの点数獲得状況を閲覧できるよう評価結果を公表し、「見える化」を進めるべきと考えられる。

【参考2】交付金の交付イメージ



(令和2年度より)

※1 保険者機能強化推進交付金について、一般会計事業に係る高齢者の予防・健康づくりに資する取組（新規・拡充部分）に充当可能。
※2 介護保険保険者努力支援交付金について、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的継続的ケアマネジメント支援、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に限る。）に充当可能。

②調査の視点

1. 得点と認定率等との相関

市町村において、本制度に係る取組が要介護認定率の低下等の成果につながっているか。

(高得点であれば要介護認定率の低下や1人当たり介護給付費の減少となっているなど、相関性が見られるか。)

2. 得点の状況等

市町村等において、どの評価指標により得点が積み上げられているのか、また、その得点の評価指標は適切なものか、適正な運用や取組等の実施には何が必要か。

【参考3】調査の方法等

調査対象年度	令和3年度 ※令和3、4年度（評価指標）、各自治体等への調査票による調査
調査対象先数	厚生労働省 1先、 市町村等（都道府県 47先、市町村 200先）
抽出方法	市町村は全1,741先から無作為抽出。 広域連合・一部事務組合構成市町村については、市町村が必要に応じ、広域連合等と調整し回答。

総括調査票

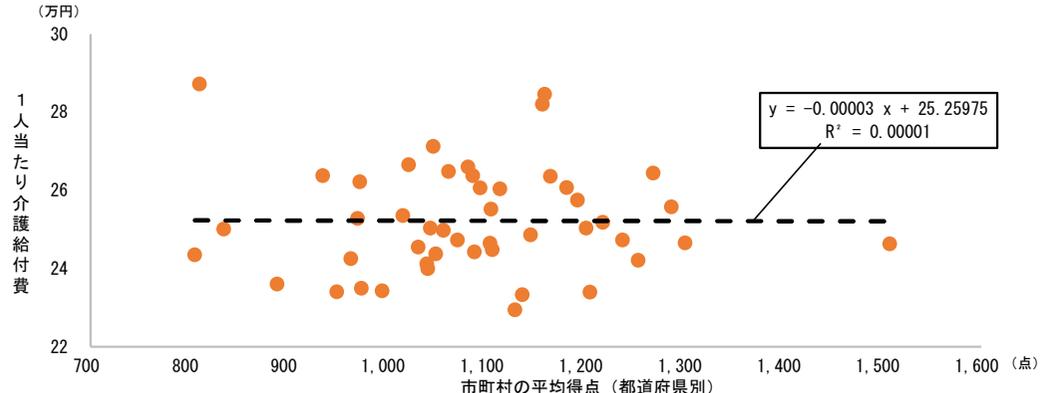
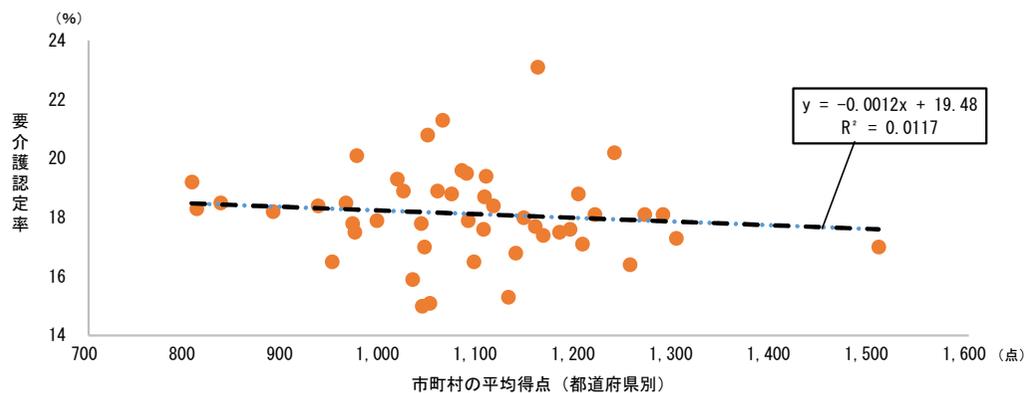
調査事業名 (17) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

③調査結果及びその分析

1. 得点と認定率等との相関

本制度では、市町村等の介護に関する取組結果を、取組ごとの達成状況等に応じて設定する評価指標により得点換算している。その得点と要介護認定率・1人当たり介護給付費の相関関係を市町村ごとに分析したところ、結果として得点と要介護認定率等との相関性は認められなかった【図1】。つまり、現在の評価指標による得点の増減は、要介護認定率や1人当たり介護給付費の低下・減少につながっていない可能性が高い。

【図1】令和4年度評価指標における市町村の平均得点（都道府県別）と要介護認定率・1人当たり介護給付費との相関関係



(注) 認定率は、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外したものであり、令和2年度末の年齢調整後認定率。また、1人当たりの給付月額とは、給付費の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」と「地域区分別単価」の影響を除外したものであり、令和元年度末の1人当たり給付月額。
(出所) 厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

2. 得点の状況等

次に、現在の評価指標による得点が、どの評価指標により積み上げられているのか、2つの交付金それぞれにおいて比較を行った【図2】。

評価指標の内訳を分析すると、

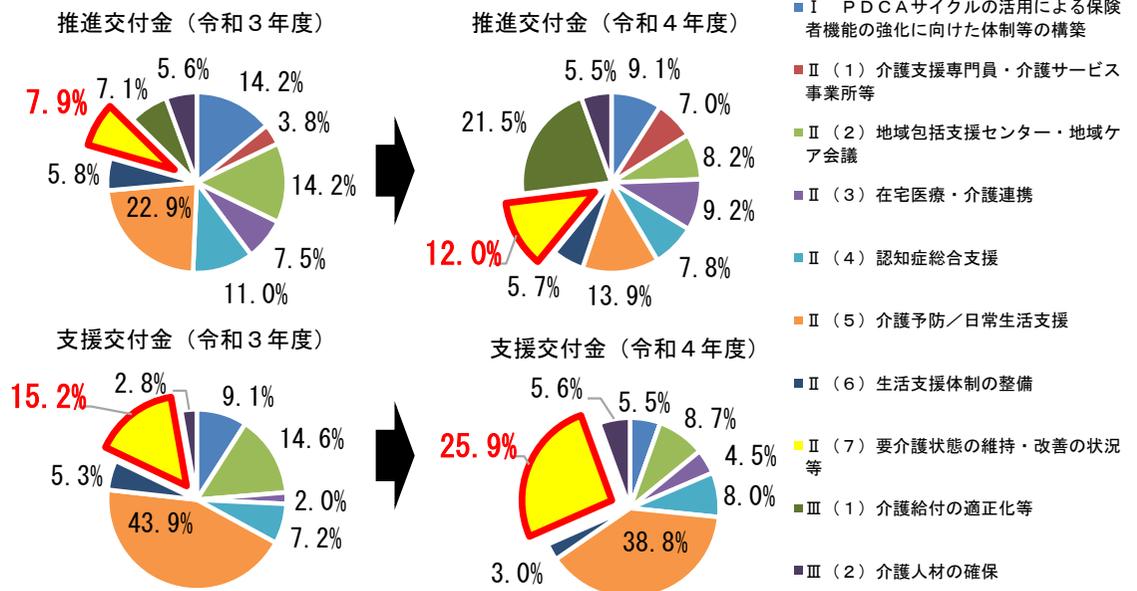
- 評価指標は、プロセス指標による得点割合が大半を占めている。アウトカム指標による得点割合は、両交付金とも増加傾向だが、依然として得点全体に占めるアウトカム指標の割合は低調（推進：12%、支援：26%）。

また、評価項目（複数指標を性質で分類）ごとの得点割合で比較すると、

- 推進交付金では、令和3年度は「介護予防/日常生活支援」による得点が多く、令和4年度は財政制度等審議会指摘等で配点増となった「介護給付の適正化等」の得点が多い。
- 支援交付金では、両年度「介護予防/日常生活支援」の得点が多い。

なお「介護給付の適正化等」は、「介護給付費適正化事業のうちの主要5事業の実施数」などで評価しているが、令和3年度予算執行調査にて指摘したとおり、そもそも主要5事業自体に介護給付費の抑制効果が少ない事業があるなど、事業そのものの見直しが必要であると考えられる。

【図2】令和3、4年度評価指標における評価項目ごとの得点割合（赤枠がアウトカム指標）



総 括 調 査 票

調査事業名 (17) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

③調査結果及びその分析

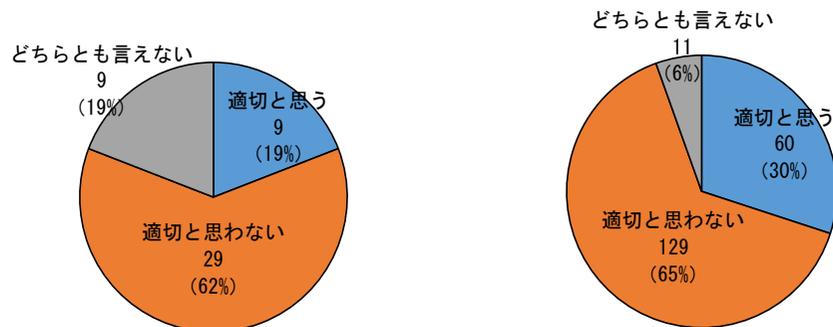
2. 得点の状況等

最後に、得点の評価指標が適切であるか、市町村等に調査したところ、市町村等の半数以上が「適切なものと思わない」と回答している。

理由として、市町村等の担当者による自己評価を仕組みとして許容しているため、評価者により、同じ取組状況でも評価点数が異なる場合があるという公平性の問題がある。

また、評価指標の簡素化にも取り組んでいるところであるが、未だに評価指標が多いことにより事務負担が過大と指摘されており、簡素化に向けた更なる取組が必要である【図3、表1】。

【図3】「令和4年度の評価指標は、適切と思いますか。」という問いに対する都道府県・市町村の意見（左：47都道府県、右：200市町村）



【表1】「令和4年度の評価指標は、適切と思いますか。」という問いに対し、「適切と思わない」又は「どちらとも言えない」と回答した主な理由

都道府県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> 評価者によって、同じ取組状況でも評価点数が異なる場合があり得るため。 評価指標が多過ぎるため。 自己評価に係る作業負担が過大であるため。 市町村が自立支援、重度化防止の取組を有機的に進めるために評価指標が一定の指針となる一方で、既に地域の課題を把握した上で改善の方向性を見出し特定の取組を重点的に実施している保険者等にとっては、保険者としての機能が評価に反映されない側面も有することから。 全国一律の評価指標であるために、各市町村が全国と比較して、施策の進捗具合を確かめることができる一方、都道府県や各市町村ごとに存在する独自の課題や取組との乖離が起こり得ると考えるため。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価者によって、同じ取組状況でも評価点数が異なる場合があり得るため。 自己評価に係る作業負担が過大であるため。 評価指標が多過ぎるため。 点数獲得のため、効果等を検証せずに事業実施を目的化する面が考えられる。 自己評価による点数の見える化ではなく、本来、保険者として取り組むべき事業が規模の大小にかかわらず、取り組めるよう支援すべきと考える。

④今後の改善点・検討の方向性

現在の評価指標では、市町村等の取組に対応した成果（要介護認定率の低下等）が示されず、（社会保障の充実分を含めた、）交付金の配分方法として適切ではなく、抜本の見直しが必要である。

本制度の評価は、取り組んだ結果どうなったか、客観性のある「取組の成果」（要介護認定率の改善等）で評価すべきであり、達成状況の評価するアウトカム指標で実施すべきである。（少なくともアウトカム指標の配点比率は早急に高めていくべきである。）

また、自治体からの指摘にもあるように、過大な事務負担への対応や評価指標の公平性の確保が必要である。

評価指標数が膨大であり、実施の有無のみで形骸化した評価項目も考えられるところ、全体として評価項目の縮減により簡素化を図るべきであり、得点と要介護認定率等との相関性は認められなかったことを踏まえ、その予算額についても圧縮を図るべきである。また、適正化事業を効果あるものに見直した上で、介護費用適正化に効果のある評価項目の設定と重点化を図るべきである。

その上で、誰が評価しても公平性が担保されるような、客観的に分かり易いアウトカム指標によって公平性ある評価体制を構築すべきである。

総括調査票

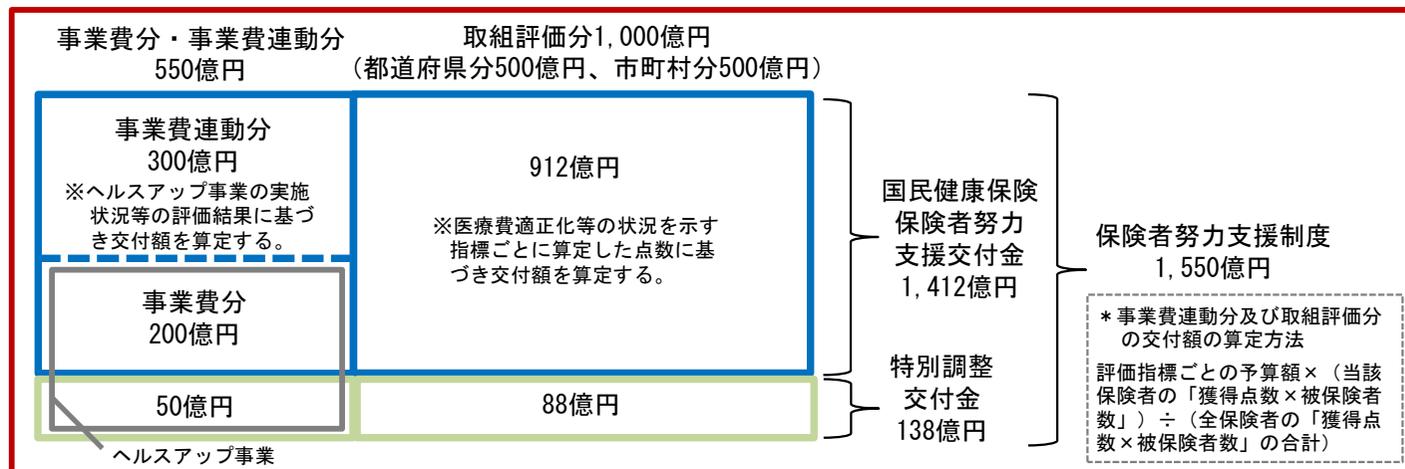
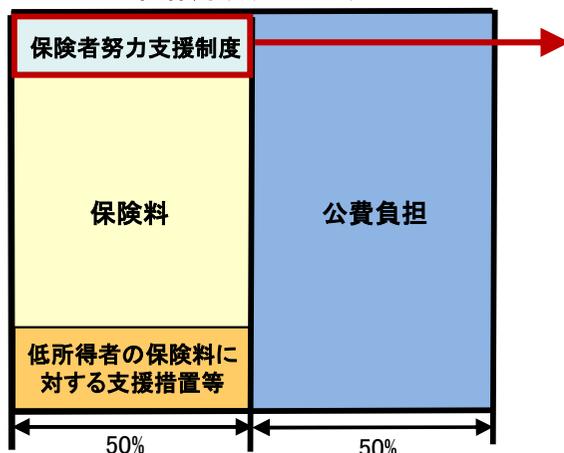
調査事案名	(18) 国民健康保険保険者努力支援交付金			調査対象 予算額	令和3年度：141,162百万円 ほか (参考 令和4年度：141,162百万円)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	医療保険給付諸費	調査主体	共同
組織	厚生労働本省			目	国民健康保険保険者努力支援交付金	取りまとめ財務局	(北陸財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 平成27年国民健康保険法等改正により、市町村国保について、医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する保険者努力支援制度を平成30年度に創設した。令和2年度から、保険者努力支援制度の中に、新たに「事業費」として交付する部分を設け、「事業費に連動」して配分する部分と合わせて交付することにより、地方公共団体における予防・健康づくりを後押ししている。

国保財政(イメージ)



◆「国民健康保険法」抄

(調整交付金等)

第七十二条

3 国は、第一項に定めるもののほか、被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る都道府県及び当該都道府県内の市町村の取組を支援するため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、予算の範囲内において、交付金を交付する。

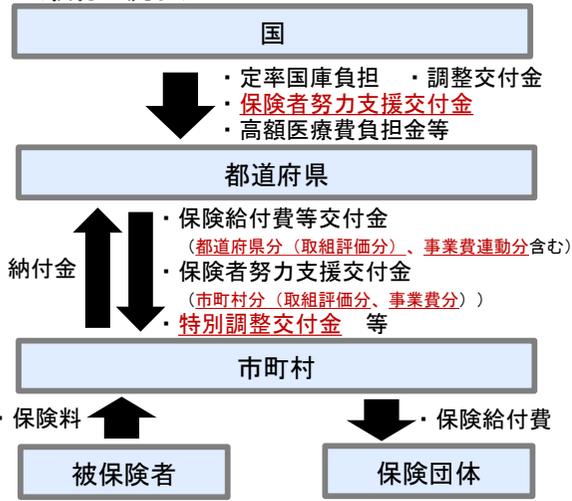
◆「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成27年5月26日参議院厚生労働委員会)

5 保険者努力支援制度の実施に当たっては、保険者の努力が報われ、医療費適正化に向けた取組等が推進されるよう、綿密なデータ収集に基づく適正かつ客観的な指標の策定に取り組むこと。

<取組評価分の指標>

市町村分指標・保険者共通の指標	市町村分指標・国保固有の指標
① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	① 収納率向上に関する取組の実施状況
② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況	② 医療費の分析等に関する取組の実施状況
③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況	③ 給付の適正化に関する取組の実施状況
④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況	④ 地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況
⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況	⑤ 第三者求償の取組の実施状況
⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況	⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況
都道府県分指標	
① 主な市町村指標の都道府県単位評価(特定健診等の実施率、糖尿病等の重症化予防の取組状況等)	
② 医療費適正化のアウトカム評価(水準、改善状況等)	
③ 都道府県の取組状況(医療費データ分析、法定外繰入の解消等)	

<執行の流れ>



総括調査票

調査事案名 (18) 国民健康保険保険者努力支援交付金

②調査の視点

1. 事業費分・事業費連動分の執行状況について

- 事業費分・事業費連動分の予算額はどのような執行状況となっているか。
- また、事業への支出状況として事業類型に偏りはないか。加えて、不適切と思われる事業や効果が疑わしい事業はないか。

【調査対象年度】

平成30年度～令和3年度

【調査対象先数】

「国民健康保険保険者努力支援交付金交付要綱」に基づき都道府県から提出される実績報告書等について、厚生労働本省が整理・保有するデータを用いて分析を実施。(対象先数) 47都道府県

2. 取組評価分のインセンティブ効果について

- 健康の保持増進等の状況を示す指標ごとの配点に偏りはないか。また、制度創設から配点状況に変化は生じているか。
- 保険者へのインセンティブとして効果的な役割を果たしているか。

③調査結果及びその分析

1. 事業費分・事業費連動分の執行状況について

(1) 予算額執行状況

- 都道府県及び市町村が行う健康の保持増進事業（ヘルスアップ事業）に要する費用に応じて交付される「事業費分」250億円（特別調整交付金含む）は、新型コロナの影響を受けたとはいえ、予算の半分程度の執行にとどまっており過大な予算計上となっている。また、当該事業の実施状況等の評価結果に基づき交付される「事業費連動分」300億円については、連動する事業の執行が低調であるにもかかわらず、99.9%の執行となっている。
- 事業費分に対する事業費連動分の執行額は、令和2年度は2.8倍、令和3年度は2.0倍となっている。個別の都道府県の状況を確認したところ、最大10倍程度となった都道府県が存在している（令和2年度：最大9.9倍、令和3年度：最大5.7倍）。【図1】
- このように、予算で想定している1.2倍の連動を大きく上回る事業費連動分が執行されており、加えて都道府県ごとでは更に過大な交付も見受けられ、事業費連動の仕組みとして必ずしも適当でない状況となっている。

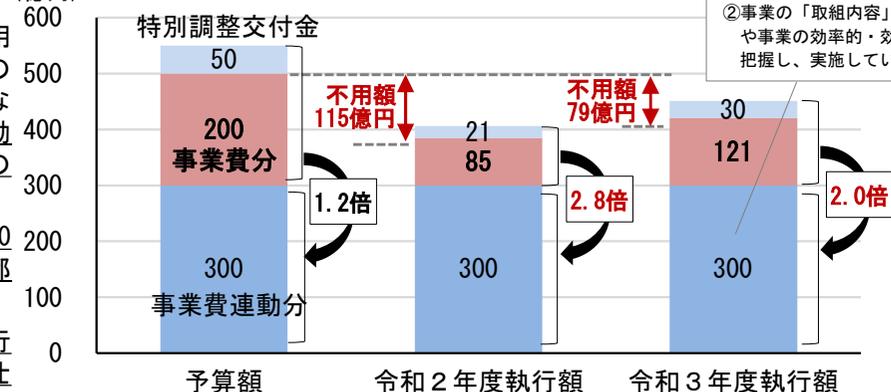
(2) 事業類型ごとの支出状況

- ヘルスアップ事業（市町村）について確認したところ、事業数・事業経費ともに「特定健診未受診者対策」（1,285事業・37億円）が突出しており、次いで「糖尿病性腎症重症化予防」（781事業・17億円）が多い状況であり、この2類型で総事業経費の7割程度となっている。

個別の事業を確認したところ、1事業当たりの事業経費が最も大きかったものはA市「糖尿病性腎症重症化予防」の約7,200万円、事業対象者1人当たりの事業経費が最も大きかったものはB市「糖尿病性腎症重症化予防」の372万円/人という事業が確認された。【表1、3】

【図1】事業費分・事業費連動分の予算額執行状況

(億円)



【表1】ヘルスアップ事業（市町村）の類型ごとの支出状況（令和2年度）

類型	事業数	事業経費(億円)	類型	事業数	事業経費(億円)
a. 特定健診未受診者対策	1,285	37	k-①. 重複・頻回受診者への訪問指導	172	2
b. 特定保健指導未利用者対策	278	3	k-②. 重複・多剤服薬者への訪問指導	119	1
c. 受診勧奨判定値を超えている方への受診勧奨	404	5	k-③. 禁煙支援	12	0
d. 特定健診継続受診対策	236	2	k-④. その他保健指導	53	1
e. 早期介入保健指導事業	458	4	l. 歯科に係る保健事業	52	0
f. 特定健診40歳前勧奨	72	0	m. 地域包括ケアシステムを推進する取組	37	0
g. 生活習慣病重症化予防における保健指導	357	5	n. 健康づくりを推進する地域活動等	56	0
h. 糖尿病性腎症重症化予防	781	17	o. 保険者独自の取組	27	0
i. 健康教育	236	1	p. 都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業	34	1
j. 健康相談	47	0			

※事業経費は市町村における対象経費の支出額。国からの補助については交付要綱で定める基準額の範囲内で交付している。

総 括 調 査 票

調査事業名 (18) 国民健康保険保険者努力支援交付金

③調査結果及びその分析

(3) 実際の事業例

- 更に詳細に事業内容を確認したところ、実施対象者が1人の事業や効果が疑わしい事業等が確認された。【表2、3】

- ◆「保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）交付要領」（令和2年度）
 - ・交付の要件 ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標及びアウトカム指標の4つの評価指標のうち3つ以上の定量的な指標を設定し、PDCAサイクルに沿った事業実施を確保すること
 - ・対象外経費 調査を目的とした経費
 - ・費用負担 対象者に国保被保険者がきわめて少ない場合は事業の補助対象外とする

【表2】令和2年度に実施された事業（ヘルスアップ事業（都道府県））

都道府県	事業類型	内容	事業経費
C県	市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備	特定健診受託健診機関への感染防止対策実態調査及び感染防止対策のための物品配置等。	9百万円
D県	都道府県が実施する保健事業	映画館等において、映画放映前に特定健診等に関する動画を配信。	5百万円
E県	データ活用を目的として実施する事業	医療費分析ツール等を開発したものの、関係者の合意が得られず提供が見送られ未活用。	44百万円

※便宜上、都道府県・市区町村については、前者は「県」、後者は「市」で統一して表記している。

※事業経費は地方公共団体における対象経費の支出額。国からの補助については交付要綱で定める基準額の範囲内で交付している。

2. 取組評価分のインセンティブ効果について

(1) 市町村分の各指標の配点割合

- 「健康の保持増進」及び「国保固有の取組」に関する配点割合が大きく、平成30年度から一定程度的見直しが行われているものの、依然として「医療の効率的な提供の推進」に関する配点割合は小さい状況となっている。【図2】

※「健康の保持増進」は、指標「特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率」・「特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況」・「糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況」・「広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況」の配点の合計。

※「医療の効率的な提供の推進」は、指標「適正受診・適正服薬」・「後発医薬品の使用促進」の合計。

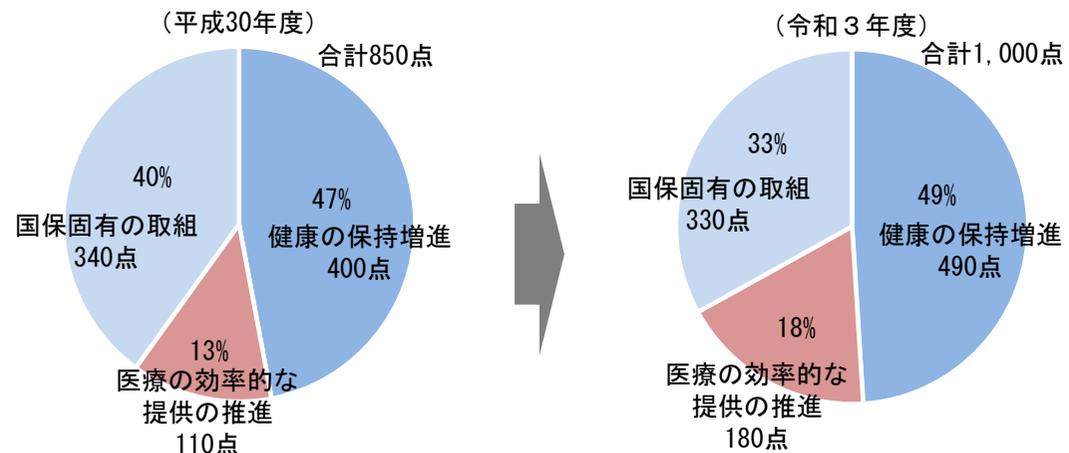
※「国保固有の取組」は、指標「収納率向上に関する取組の実施状況」・「医療費の分析等に関する取組の実施状況」・「給付の適正化に関する取組の実施状況」等の配点の合計。平成30年度は体制構築加点を含む。

※主な見直しとして、令和元年度に指標「後発医薬品の使用促進」について、指標項目の追加や配点の充実が行われている。

【表3】令和2年度に実施された事業（ヘルスアップ事業（市町村））

市町村	事業類型	内容	事業経費
F市	特定健診未受診者対策	延べ39万人に対する受診勧奨通知の送付。	55百万円
G市	特定健診未受診者対策	対象者の健康意識に合わせたメッセージによる受診勧奨通知の送付（15万円/人）。	3百万円
A市	糖尿病性腎症重症化予防	県内市町と共同して、医師会・医療機関等と連携した保健指導等の実施。	72百万円
B市	糖尿病性腎症重症化予防	選定した対象者1人に対して、生活習慣改善の各種保健指導を実施。	4百万円
H市	健康相談	24時間365日体制で被保険者から健康相談に対応。	3百万円
I市	重複・頻回受診者への訪問指導	啓発指導員を採用するも、選定した対象者1人と接触できず事業完了。	3百万円
J市	健康づくりを推進する地域活動等	グラウンドゴルフや花木植栽等の実施。アウトカム、アウトプット指標が未設定。	2百万円

【図2】取組評価分（市町村分）の配点割合（平成30年度→令和3年度）



総 括 調 査 票

調査事案名 (18) 国民健康保険保険者努力支援交付金

③調査結果及びその分析

(2) 各指標項目の推移と達成状況

- 指標項目数の推移を確認したところ、令和3年度は、平成30年度と比べると市町村分は1.7倍、都道府県分は2.1倍と大幅に増加しており、全体で190項目と複雑化している。なお、うち「医療の効率的な提供の推進」に関する項目は35項目にとどまる。【図3】
- 令和3年度の加点に係る各指標項目について、設定された水準に達して点数を獲得した都道府県・市町村の割合を確認したところ、80%以上の自治体が達成している指標項目が全体の3割存在（56項目）しており、メリハリの効いた指標となっていない。【図4】

(3) 獲得点数と医療費の関係

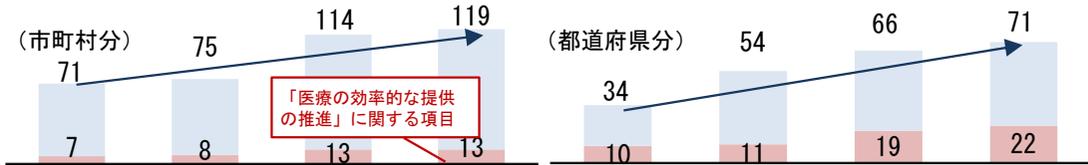
- 都道府県ごとの獲得点数と医療費の関係を確認したところ、同水準の獲得点数であっても医療費のバラつきが大きく、相関関係は弱い。本制度で評価される取組を行うことが必ずしも医療費適正化につながっていない状況となっている。【図5】

【参考】特定健診・特定保健指導の医療費適正化効果について

- ◆「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会 第二次報告」（平成29年1月）
- ・1人当たりの効果額については、「特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ取りまとめ*」（平成28年3月）に記載された1人当たりの影響額6,000円程度（年額）を特定健診・保健指導の実施率向上による医療費適正化効果であると仮定。
- ・保健指導終了者の増加見込み200万人に1人当たり影響額6,000円を乗じて、機械的に試算すると、その効果額は200億円程度と推計される。
- *NDB（ナショナル・データベース）から平成20年度から平成25年度の特定健診・保健指導データを用いて、364保険者の被保険者19万人程度を対象に分析を行ったもの。
- （注）「社会保障の在り方に関する懇談会」（平成17年10月）において、厚生労働省は、「生活習慣病対策」により、平成27年度（2015年度）には▲0.7兆円、平成37年度（2025年度）には▲2.2兆円の医療費適正化が可能と示している。
- （参考）特定健診・特定保健指導への国庫補助 令和4年度予算 国費211億円、公費370億円

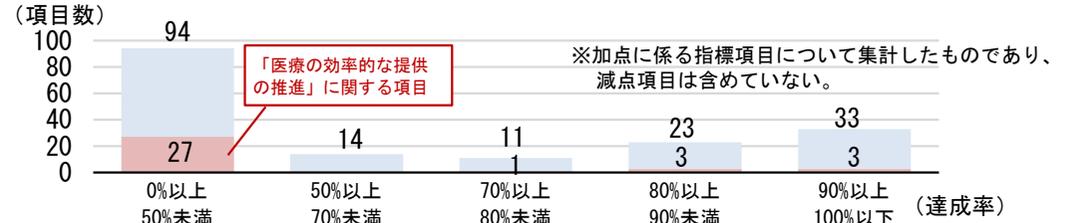
- ◆令和4年度行政事業レビュー・公開プロセス（令和4年6月2日）における「特定健康診査・保健指導に必要な経費」に対する外部有識者の具体的なコメント ※主なものを記載
- ・医療費削減に本当に寄与しているのか。
- ・医療費適正化に関する効果検証が十分に行われているとは考えられない。
- ・巨額な投資に対して、見合う成果・リターンが得られていない。
- ・多額の国費をかける意義は、事業開始時点はともかく、現在は乏しい。

【図3】取組評価分の指標項目数の推移

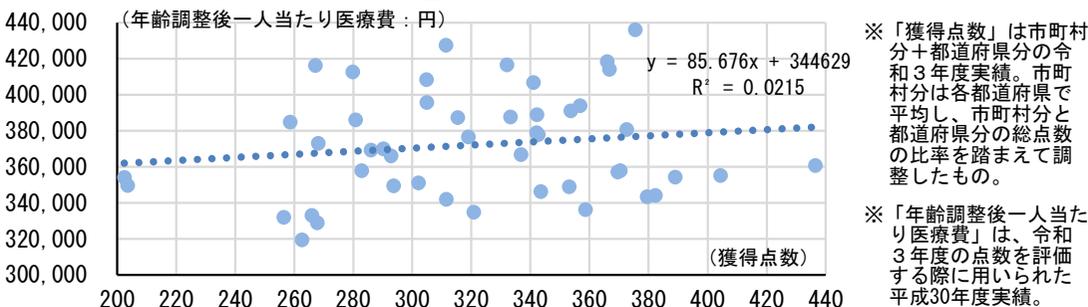


平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度
 ※加点・減点されている項目を1項目としてカウントしている。
 ※「医療の効率的な提供の推進に関する項目」は、市町村分の指標「適正受診・適正服薬」・「後発医薬品の使用促進」と都道府県分の指標「医療費適正化のアウトカム評価」等に関する項目（全35項目）。図4もこの考え方によって集計している。

【図4】取組評価分（市町村分+都道府県分）の各指標ごとの達成状況（令和3年度）



【図5】取組評価分（市町村分+都道府県分）の獲得点数と医療費の関係



④今後の改善点・検討の方向性

- 保険者が果たすべき重要な機能は医療費適正化である。平成27年改正法附帯決議においても、本事業の実施に当たって、「医療費適正化に向けた取組等が推進される」べきとしている。しかし、現状、適正化効果の乏しい、被保険者の健康の保持増進に偏重した事業内容となっている。
- 事業費分について、健康の保持増進に軸足を置いた現在のヘルスアップ事業のメニューを抜本的に見直し、医療の効率的な提供に向けた取組に大幅に入れ替えるとともに、事業の実施に当たっては費用対効果の観点から実施の可否を国が判断する仕組みとすべきである。実施事業内容の厳格化や足もとの低調な執行実績等を踏まえ、事業費分の予算を縮減するとともに、事業費連動分についても当初想定していた事業費

分の1.2倍となるよう縮減すべきである。また、都道府県ごとに事業費分に対する割合で事業費連動分の上限を設けるなど、その仕組みを見直すべきである。

- 取組評価分についても、健康の保持増進に偏重した評価となっている。評価項目の数も膨大であり、大半の自治体で水準達成となっている形骸化した評価項目も多い。全体として評価項目の縮減により簡素化を図るとともに、その予算額についても圧縮を図るべきである。その上で、リフィル処方箋の普及・定着に向けた取組など医療費適正化に効果のある医療の効率的な提供に関する評価項目を加え、点数配分についても重点化する見直しを行うべきである。

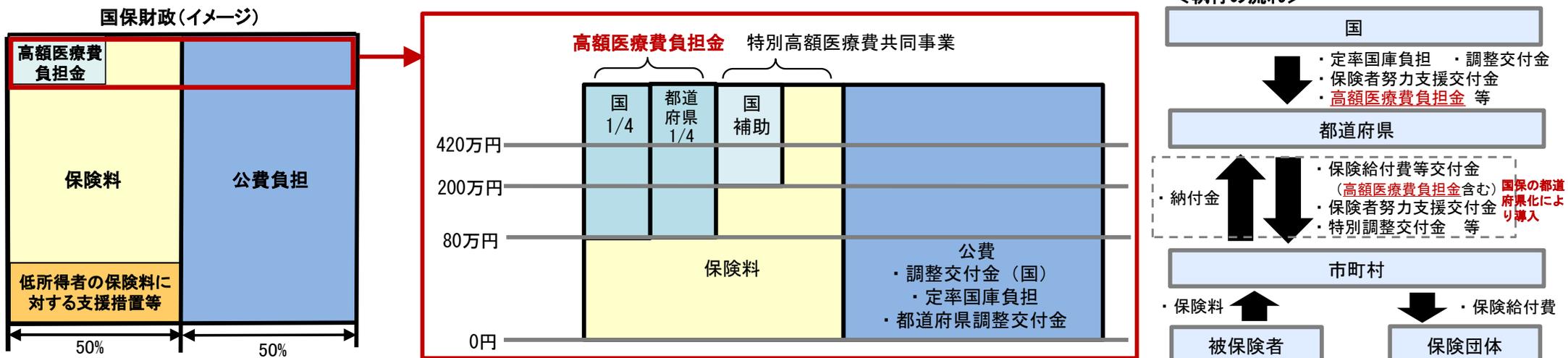
総括調査票

調査事案名	(19) 高額医療費負担金			調査対象 予算額	令和3年度：95,153百万円 ほか (参考 令和4年度：92,049百万円)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	医療保険給付諸費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省			目	国民健康保険療養給付費等負担金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

○ 高額な医療費（1件80万円超）が発生した場合の国民健康保険財政の影響を緩和するため、「国民健康保険法」第70条第3項に基づき、高額医療費負担金として、国と都道府県が高額医療費負担対象額の1/4ずつを負担している。（以下「国民健康保険」は「国保」と記載する。）



◆「国民健康保険法」抜粋
第70条
3 国は、第一項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、都道府県に対し、被保険者に係る全ての医療に関する給付に要する費用の額に対する高額な医療に関する給付に要する費用の割合等を勘案して、国民健康保険の財政に与える影響が著しい医療に関する給付として政令で定めるところにより算定する額以上の医療に関する給付に要する費用の合計額（＝**高額医療費負担対象額**）の四分の一に相当する額を負担する。

◆「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」抜粋
第2条
4 法第七十条第三項の高額医療費負担対象額は、被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額が八十万円以上であるものの八十万円を超える部分の額の合算額に相当する額の百分の五十九に相当する額とする。

◆第98回国会 昭和58年4月19日
参議院・地方行政委員会
（高額医療費共同事業の創設の根拠となった「国保問題懇談会」の報告内容に関する厚生省（当時）の答弁）
・国民健康保険の保険者は各市町村にお願いしているわけですが、規模も小さいものは数百人という町村もございますので、高い医療費の高額医療が出ますと保険財政全体が非常に不安定になるというふうな状況が頻りに最近出てきております
・都道府県単位の、ひとつ各市町村が共同して高額な医療費については県単位で共同負担をしてみたらどうかというふうな御提言になっておる

高額医療費負担金制度の主な経緯	
昭和58年度	国民健康保険団体連合会を実施者とする「高額医療費共同事業」を創設（対象は1件当たり100万円超）。
昭和63年度	法改正し国民健康保険団体連合会へ補助できる旨を規定。国は事務費を交付、都道府県は事業費を交付。対象を1件80万円超に拡充。2年間の暫定措置。
平成15年度	法定化（附則）し、国・都道府県は1/4負担。対象を70万円超に拡充。平成17年度までの措置。
平成18年度	対象を80万円超に見直し。平成21年度まで継続。
平成27年度	事業を恒久化（平成24年度法改正）。
平成30年度	「高額医療費負担金」として、高額医療費を継続して公費により支援。

総括調査票

調査事案名 (19) 高額医療費負担金

②調査の視点

1. 高額医療費負担対象額等の状況について

○ 高額医療費負担対象額及び医療給付費に占める割合はどのように推移しているか。また、都道府県別の状況において傾向はあるか。

【調査対象年度】

平成14年度～令和3年度

【調査対象先数】

厚生労働省「国民健康保険事業年報」等のデータを用いて分析を実施。(対象先数) 47都道府県

2. 国保の都道府県化以降の状況について

○ 平成30年度の国保の都道府県化以降、国保財政の強化の観点からどのような取組が行われているか。

③調査結果及びその分析

1. 高額医療費負担対象額等の状況について

(1) 高額医療費負担対象額等の推移

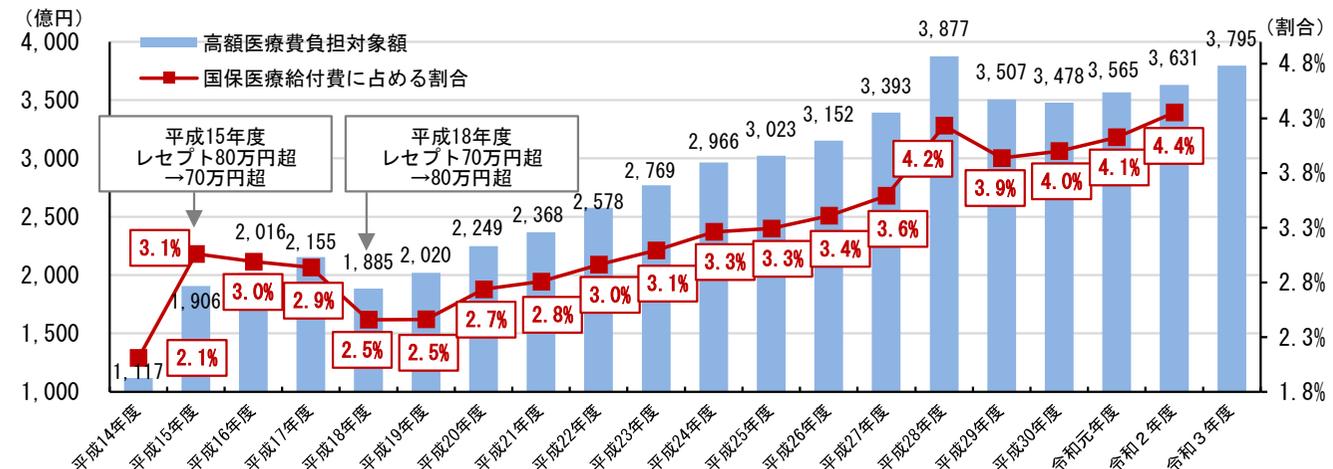
○ 高額医療費負担金については、「国民健康保険法」において「被保険者に係る全ての医療に関する給付に要する費用の額に対する高額な医療に関する給付に要する費用の割合等を勘案して、国民健康保険の財政に与える影響が著しい医療に関する給付」として政令で定めるとされているが、国保医療給付費に占める高額医療費負担対象額の割合は年々増加している。

○ 高額医療費負担対象額の実績を踏まえて、平成18年度に対象をレセプト1件当たり70万円超から80万円超とする見直しを実施しているものの、以降は17年間見直しが行われておらず、高額医療費負担対象額の割合は平成18年度と比べると2倍近く(2.5%→4.4%)まで増加している。仮に、平成18年度見直し時の割合2.5%となるよう対象の見直しを行う場合、足元の医療給付費ベースで推計すると、高額医療費負担対象額は2,000億円程度(国費500億円程度)の規模となる。【図1】

(2) 都道府県別の状況

○ 都道府県別の国保医療給付費における高額医療費が占める割合を確認したところ、全体としては、ここ数年割合が増加傾向にある。都道府県間の比較においては、年度によって大きく変動が生じておらず、傾向は固定化されている状況にあり、高額医療費の発生が都道府県の国保財政の年度間の変動に与える影響は限定的となっている。【図2】

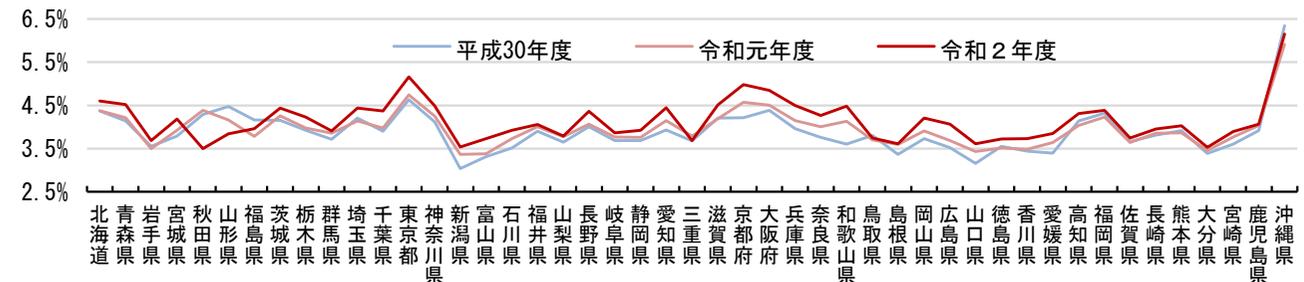
【図1】 高額医療費負担対象額及び国保医療給付費に占める割合の推移



※「高額医療費負担対象額」は、高額医療費負担金(国費)から国費負担割合で割り戻して算出。平成29年度までは「国民健康保険事業年報」集計表のデータの高額医療費共同事業の国庫支出金による。ただし、平成14年度は共同事業交付金の金額。平成30年度からは厚生労働省保有の高額医療費負担金(国費)の交付決定額による。

※「国保医療給付費に占める割合」は、「高額医療費負担対象額」÷「国保医療給付費」で算出。平成19年度以前の国保医療給付費は「国民健康保険事業年報」集計表の保険給付費を基に算出。令和2年度の国保医療給付費は「国民健康保険事業月報」の各月を集計。

【図2】 都道府県別の国保医療給付費に占める高額医療費負担対象額の割合の推移



※割合は、高額医療費負担対象額を「国民健康保険事業月報」の各都道府県別の国保の医療給付費で除して算出。

総 括 調 査 票

調査事案名 (19) 高額医療費負担金

③調査結果及びその分析

2. 国保の都道府県化以降の状況について

- 平成30年度の国保の都道府県化により、国保財政の運営は、従来の市町村から都道府県が担うこととなり、保険給付に要する費用は全額都道府県が支払うことで安定化が図られた。例えば、被保険者の少ない市町村で高額な支出が発生したとしても、その費用については都道府県から交付される。高額医療費の発生は市町村の当該年度の国保財政に対して影響を生じさせないこととなった。【表1】
- 高額医療費の発生は翌年度以降の市町村の保険料水準に影響を与え得るものの、都道府県内保険料水準が統一されれば、その影響は一切生じないこととなる。令和3年に法改正し、都道府県内の保険料水準の平準化を国保運営方針に位置付けることとされており、足元では18道府県において、国保運営方針等に保険料水準の統一時期等について記載されている。【表2】

【表1】平成30年度以降の都道府県と市町村の役割

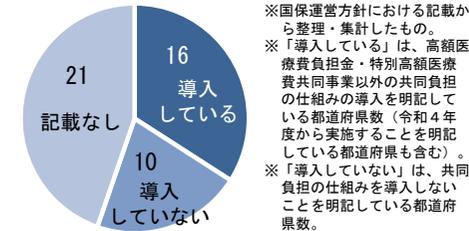
	都道府県	市町村
保険料	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定し、市町村ごとの納付金を決定	標準保険料率等を参考に保険料率を決定し、都道府県に納付
保険給付	給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う	保険給付の決定

◆各市町村の納付金の額
(都道府県での必要総額) × { 1 + α · (年齢調整後の医療費指数(3年平均) - 1) } × { β · (所得(応能)のシェア) + (人数(応益)のシェア) } / (1 + β)

α: 医療費指数反映係数
β: 所得係数
γ: 調整係数

— 高額医療費負担金
+ 財政安定化基金の返済分・補填分 等の加減算

【図3】高額医療費を共同負担する仕組みの都道府県の導入状況



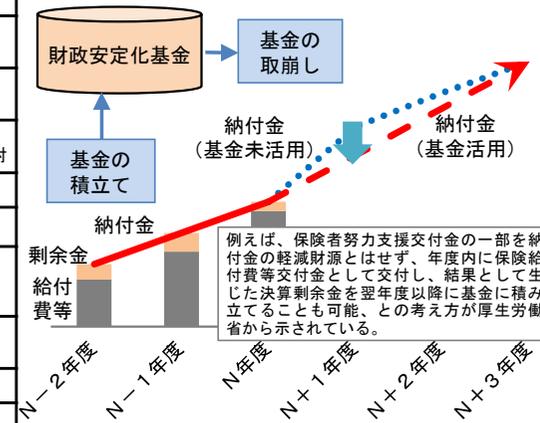
- ◆「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」(厚生労働省)
- レセプト1件当たりの額が著しく高額な部分については、小規模な市町村において著しく高額な医療費が発生した場合のリスクの更なる緩和を図る観点から、市町村ごとの納付金の額を決定する際に、例えば当該医療費については二次医療圏ごと等で、共同で負担することができるように、納付金の仕組みにおいて特別な調整を可能とする仕組みを導入する。

【表2】保険料水準の国保運営方針等における具体的な統一時期や検討時期等に係る記載

- 保険料水準が統一されるまでの間においても、保険料に影響を与える納付金の算定に当たって、3年間の平均の医療費を使用することから、保険料率への影響は限定的である。また、二次医療圏ごと等で高額医療費の共同負担を可能としており、高額医療費の影響を更に回避することができる(1/3程度の都道府県が当該仕組みを導入)。【図3】
- さらに令和4年4月から、財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与された。これにより、剰余金が生じた際に積み立て、急激な医療費の上昇時などに納付金の上昇幅を抑制し、複数年での保険料の平準化が可能となるなど、都道府県の財政調整機能は強化されている。【図4】

都道府県	国保運営方針への記載状況等	都道府県	国保運営方針への記載状況等
北海道	・納付金ベースの統一：令和6年度 ・完全統一：令和12年度	静岡県	・到達可能な段階の保険料水準の統一：令和9年度 ・完全統一：段階的に実施
青森県	・納付金ベースの統一：令和7年度 ・完全統一：引き続き協議	三重県	・納付金ベースの統一：令和5年度 ・完全統一：段階的に進める
秋田県	・納付金ベースの統一：令和15年度 ・完全統一：長期的課題	大阪府	・完全統一：平成30年度(令和5年度まで経過措置あり)
福島県	・完全統一：令和11年度(当分の間、例外措置あり)	兵庫県	・納付金ベースの統一：令和3年度 ・完全統一：可能なものから段階的な目標設定を検討
群馬県	・納付金ベースの統一：令和6年度 ・完全統一：今後協議	奈良県	・完全統一：令和6年度
埼玉県	・納付金ベースの統一：令和6年度 ・市町村ごとの収納率を反映した統一：令和9年度 ・完全統一：収納率格差が一定程度まで縮小された時点	和歌山県	・到達可能な段階の保険料水準の統一：令和9年度
山梨県	・納付金ベースの統一：令和12年度	広島県	・市町村ごとの収納率を反映した統一：令和6年度 ・完全統一：収納率が市町村間で均一化したと見なされる段階
長野県	・おおむね二次医療圏での医療費指数の統一と応益割額の平準化：令和9年度	佐賀県	・完全統一：令和9年度(令和11年度まで経過措置あり)
		長崎県	・納付金ベースの統一：令和6年度
		沖縄県	・完全統一：令和6年度

【図4】財政安定化基金の活用



④今後の改善点・検討の方向性

- 高額医療費負担金については、現行法に規定された国保医療給付費に占める高額医療費負担対象額の割合の増加や都道府県化による国保財政の安定化を踏まえ、平成18年度の割合を大きく下回るよう、対象となるレセプトの金額基準の引上げを速やかに実施し、予算規模を大幅に縮減すべきである。
- 現在、取組を進めている保険料水準の統一により、高額医療費による影響は完全に取り除かれることとなる。達成時期を区切るなど、統一に向けた取組を加速化すべき

- であるが、依然統一されていない都道府県においても、納付金の算定に当たって3年平均の医療費が使用されていることや、高額医療費の共同負担を可能としていることなどから、高額医療費による影響を最小限に抑えることができる。
- 高額医療費負担金が果たす機能は現時点においても極めて限定的であり、いずれその役割を終えることは明らかである。国保運営の予見可能性を高めるためにも、廃止に向けた道筋を工程化すべきである。

総括調査票

調査事案名	(20) 環境負荷軽減型酪農経営支援			調査対象 予算額	令和3年度：6,048百万円 ほか (参考 令和4年度：6,979百万円)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	国産農産物生産基盤強化等対策費	調査主体	本省
組織	農林水産本省			目	持続的酪農経営支援事業交付金ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

本事業は、酪農経営における飼養規模の拡大等に伴う環境問題に対処するため、飼料作付面積の確保を前提として酪農家が行う環境負荷軽減に係る取組（資源循環促進、地球温暖化防止及び生物多様性保全）を支援するもの。前身事業を含め、平成11年度から実施している。

【令和3年度の事業の詳細】

支援対象

- 飼料作付面積が
 - ・北海道：40a／頭以上
 - ・都府県：10a／頭以上 であること
- 環境負荷軽減に取り組んでいること（下記の10メニューから2つを選択）

- ① 堆肥の適正還元の取組
- ② 国産副産物の利用促進
- ③ スラリー等の土中施用
- ④ サイレージ生産の適正管理
- ⑤ 温室効果ガス放出量削減の取組
- ⑥ 化学肥料利用量の削減
- ⑦ 連作防止の実施
- ⑧ 放牧の実施
- ⑨ 不飽和脂肪酸カルシウムの給与
- ⑩ 農薬使用量の削減



交付金単価

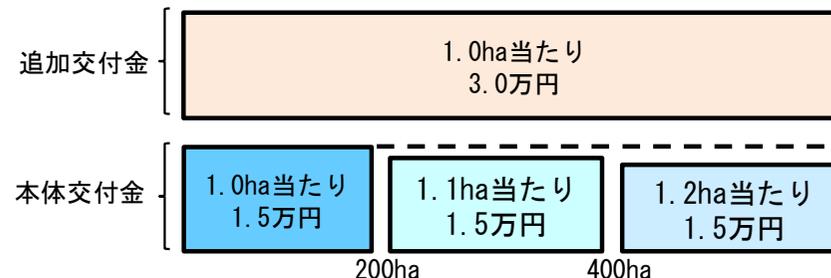
- 自給飼料作付面積に応じて交付金を交付・・・1.5万円／1.0ha

（注）なお、下記のとおり、作付面積の拡大に伴う効率化の効果を反映する。

- ・200haまでの部分：1.5万円／1.0ha
- ・200ha～400haの部分：1.5万円／1.1ha
- ・400haを超える部分：1.5万円／1.2ha

- 上記交付金に加え、交付対象面積のうち有機飼料生産に取り組んでいる面積に応じて追加交付金を交付・・・3.0万円／1.0ha

【交付金のイメージ】



国費の流れ



（参考）令和4年度は、肉用牛経営者を支援対象に加えるほか、取組メニューから「堆肥の適正還元の取組」等を廃止し、「環境負荷軽減型持続的生産支援事業」として事業を実施しているが、本調査においては令和3年度までの取組メニュー等を対象として執行状況等の確認を行った。

総 括 調 査 票

調査事業名 (20) 環境負荷軽減型酪農経営支援

②調査の視点

1. 本事業を通じた環境負荷軽減の取組の普及状況について

本事業により、酪農経営における環境負荷軽減の取組が更に広がっているか。

【調査対象年度】
平成27年度～令和3年度

【調査対象先数】
農林水産省：1先

③調査結果及びその分析

1. 本事業を通じた環境負荷軽減の取組の普及状況について

- 農林水産省において実績を確認できる平成27年度以降、各年度における各取組メニューの実施状況は【表1】のとおり（取組件数の多い3メニューを抜粋）。

【表1】各年度における取組件数の推移（平成27年度～令和3年度）（単位：人）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
(1) 堆肥の適正還元取組	3,492 (60%)	3,535 (61%)	3,504 (61%)	2,556 (47%)	2,882 (55%)	2,822 (56%)	2,724 (55%)
(2) 放牧の実施	1,995 (34%)	1,909 (33%)	1,832 (32%)	855 (16%)	1,715 (33%)	1,635 (32%)	1,566 (32%)
(3) 農薬使用量の削減	4,481 (77%)	4,583 (79%)	4,429 (78%)	3,106 (58%)	3,692 (71%)	3,578 (71%)	3,484 (71%)
全体取組者数（交付者数）	5,789 (100%)	5,827 (100%)	5,706 (100%)	5,399 (100%)	5,226 (100%)	5,054 (100%)	4,939 (100%)
延べ人数で換算した時の全体取組者数に占める（1）～（3）の割合	86%	86%	86%	60%	79%	79%	79%

注1）各年度の取組件数は生産者ベース、全体取組者数は交付金の交付ベース。

注2）「（3）農薬使用量の削減」については、平成27年度から平成30年度は「無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施」と「環境に配慮したデントコーン・ソルガム等の生産（農薬使用量の削減がある取組に限る）」の取組の件数を合算して計上。

注3）各欄下段の（）書きは、「全体取組者数（交付者数）」に占める当該取組を選択した生産者の割合。

注4）「延べ人数で換算した時の全体取組者数に占める（1）～（3）の割合」は、1生産者当たり2つの取組メニューを選択する必要があることから、「全体取組者数（交付者数）」に2を乗じた上で（1）～（3）の合計の占める割合を算出したもの。

- 上記のとおり、例年、「堆肥の適正還元取組」「放牧の実施」「農薬使用量の削減」の3メニューが、全取組の約8割～9割を占める状況が続いていることが確認された。

注5）平成30年度においては、作付面積拡大に取り組んだ場合、取組メニューの選択数は1件で良いとされていたため、各取組の数値が低くなっている。

注6）「堆肥の適正還元取組」は、令和4年度は取組メニューから除外されている。また、「農薬使用量の削減」は、令和4年度は酪農限りの時限的な特認メニューとして位置付けられている。

- また、本事業は専ら単年度で執行管理されており、各生産者の過年度の取組状況を簡便に確認できる仕組みとされていないが、令和元年度～令和3年度の各年度の実績データを生産者別に紐付けて確認したところ、3年間連続して事業に参加していた生産者数は4,630人であり、全体の約9割であった。【図1】

注7）令和3年度は事業計画ベースの人数。

- この4,630人について3年間の取組状況を検証したところ、3年間同じ2つのメニューを実施していた生産者が全体の約8割（3,835人）に上ることが判明した。【図2】

- また、この3,835人の生産者が実施した取組メニューの内訳を見ると「堆肥の適正還元取組」「放牧の実施」「農薬使用量の削減」という3つのメニューが全取組の約8割を占めることが判明した。【図3】

④今後の改善点・検討の方向性

1. 本事業を通じた環境負荷軽減の取組の普及状況について

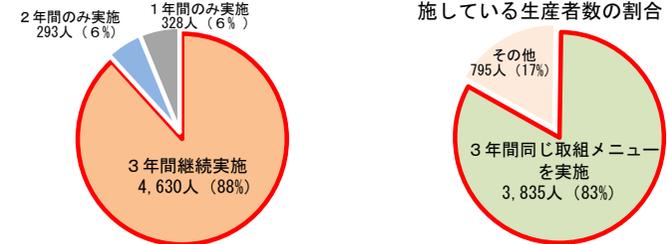
大半の生産者が特定の取組を連年実施し、いわば「定番化」している状況にあり、本事業を通じ環境負荷軽減の取組が更に広がっているとは評価し難いと考えられる。

本事業は、カーボンニュートラル目標を踏まえ、令和4年度から事業目標を見直したところであり（※）、畜産経営における温室効果ガス排出削減等を一層推進する観点から、各取組の普及状況も勘案し、取組メニューの見直しを行うべき（廃止・差替、取組内容の高度化、継続実施への制限等）。

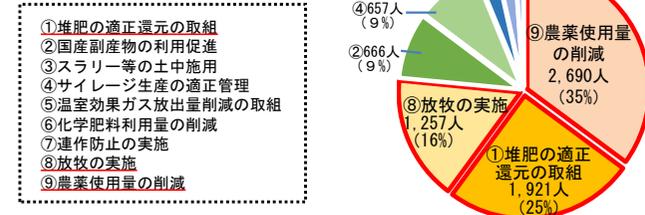
また「農薬使用量の削減」は、令和4年度に時限的なメニューという位置付けに改めたところであり、生産者の予測可能性を高めるため、本事業の取組メニューとしての終期を明らかにすべき。

（※）温室効果ガス削減量（CO2換算）を事業目標として設定。令和3年度は12.5wt（令和12年度まで）としていたが、令和4年度は28wt（令和13年度まで）に引き上げた。

【図1】実施年数別の事業参加者数の割合 【図2】3年間同じ取組メニューを実施している生産者数の割合



【図3】3年間同じ取組メニューを実施した生産者の取組メニューの内訳



総 括 調 査 票

調査事業名 (20) 環境負荷軽減型酪農経営支援

②調査の視点

2. 交付単価の水準について

本事業の交付金の単価は、環境負荷軽減の取組の普及を図る観点から適切な水準か。

【調査対象年度】
令和3年度

【調査対象先数】
農林水産省：1先

③調査結果及びその分析

2. 交付単価の水準について

- 本事業は、環境負荷軽減に資する各取組の実施に伴う掛かり増し経費を定額で支援するものだが、農林水産省が試算する掛かり増し経費は【表2】のとおりであり、掛かり増し経費が相対的に高いとされる取組メニュー（①堆肥、⑧放牧、⑨農薬）が実際の取組件数の大半を占めるといふ逆説的な状況になっている。

【表2】環境負荷軽減型酪農経営支援事業における掛かり増し経費の積算（令和3年9月時点）

取組メニュー	費用		収入		金額 (円/ha)
	増加	減少	増加	減少	
①堆肥の適正還元取組	土壌分析費等				22,895
②国産副産物の利用促進	副産物の購入費等	化学肥料費等			18,153
③スラリー等の土中施用	スラリーインジェクター原価償却費等				8,843
④サイレージ生産の適正管理	原料植物分析費等				17,146
⑤温室効果ガス放出量削減取組（不耕起栽培）		耕起労賃等		飼料収量	20,384
⑤温室効果ガス放出量削減取組（消化液の利用）	消化液等の運搬・配布費				23,186
⑥化学肥料利用量の削減		化学肥料費		飼料収量	11,781
⑦連作防止の実施				飼料収量	27,025
⑧放牧の実施	薬剤費等	購入飼料費等		乳量	36,807
⑨農薬使用量の削減		農薬費等		飼料収量	28,233

④今後の改善点・検討の方向性

2. 交付単価の水準について

農林水産省において、各取組メニューの実施に伴う掛かり増し経費の実態把握に努め、支援水準の在り方について検証すべき。

特に、令和3年度以降、大規模な生産者について飼料作付面積に応じ交付額を引き下げる措置（効率化係数）が導入されたが、実態に即したものとなっているか検証すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(21) 農地利用最適化関連事業		調査対象 予算額	令和3年度：10,475百万円 ほか (参考 令和4年度：10,398百万円)			
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	農地集積・集約化等対策費	調査主体	本省
組織	農林水産本省			目	農地集積・集約化等対策推進交付金、 農業委員会交付金 ほか	取りまとめ財務局	-

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 農業委員会は、「農地法」に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などに加え、農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等）の推進に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置。
- 平成28年度の「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員会が農地利用の最適化を推進することとし、農業委員に加えて農地利用最適化推進委員（推進委員）を新たに設けるとともに、農業委員会交付金に加えて農地利用最適化交付金を新たに設け、農地利用の最適化に取り組む農業委員会を支援。
 - (a) **農地利用最適化交付金**： 農業委員や推進委員の最適化活動等の実績に応じて交付する交付金
 - (b) **農業委員会交付金**： 農業委員及び推進委員の基本報酬や、農業委員会事務局の職員設置等に要する経費について交付する交付金
- また、令和4年5月の「農業経営基盤強化促進法」の改正により、農地の集積・集約化を更に促進するため、地域の将来的な農地利用の姿を「目標地図」として明確化するなど、人・農地プランの策定を法定化。農業委員会は、農地バンク等と連携しつつ、目標地図の素案を策定する主体として位置付けられた。

農 業 委 員 ・ 推 進 委 員

(1) 農業委員

農地法等に基づく権限に関する業務を実施（農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など）し、農地利用最適化推進委員と連携して農地利用の最適化を推進。

(2) 農地利用最適化推進委員

農地利用の最適化の推進に関する業務に専念し、農業委員や農地バンクと連携しながら積極的な現場活動を実施。

※農業委員・推進委員による最適化活動の例

・ 農地所有者の意向把握

・ 集落での話し合い 等



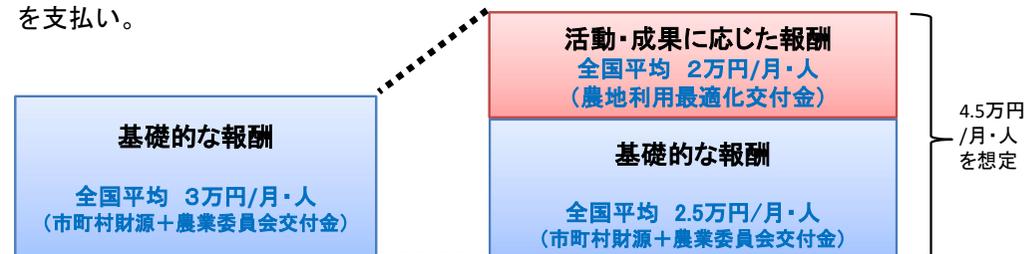
交付金による支援の概要

平成28年度より前

- ・ 農業委員会交付金は、委員会数、農地面積、農業者数等に基づき配分。
- ・ 農業委員会交付金と市町村財源により、月額平均3万円の報酬を支払い。

現行の支援（平成28年度以降）

- ・ 農業委員会交付金とは別に、農地利用最適化交付金を、農地利用最適化に係る活動実績・成果実績に応じて配分。
- ・ 農業委員及び推進委員の1人当たりの報酬は月額平均4.5万円を想定。



《事業の流れ》

国

交付等（定額）

都道府県

市町村（農業委員会）ほか

総 括 調 査 票

調査事業名 (21) 農地利用最適化関連事業

②調査の視点

1. 農業委員会による農地利用の最適化活動について

農業委員会による農地利用の最適化活動は積極的に行われているか。

国からの支援は効果的なインセンティブとなっているか。

【調査対象年度】
令和2年度（令和3年1～2月）

【調査対象先数】
農業委員会：142先

2. 農業委員・推進委員の活動実績等の把握について

農業委員・推進委員による農地利用最適化の活動実績等の把握は適切になされているか。

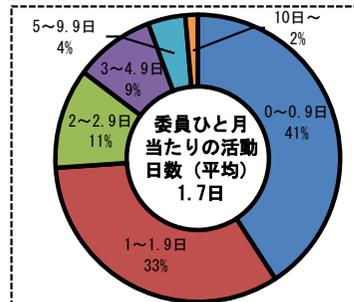
【調査対象年度】
令和3年度
【調査対象先数】
農業委員会：1,697先

③調査結果及びその分析

1. 農業委員会による農地利用の最適化活動について

- 無作為に抽出した142の農業委員会について、農業委員と推進委員による農地利用の最適化活動の日数を調査したところ、委員1人のひと月当たりの活動日数（平均）は1.7日であった。また、同活動日数（平均）が1日に満たない委員会が41%あった。【図1】
- また、最適化交付金の委員1人当たりの月平均交付額は、同活動日数（平均）が1日未満であっても0.9万円となっている。（農業委員会交付金と市町村財源による基礎的な報酬分を除く。）【表1】

【図1】委員ひと月当たりの活動日数



【表1】委員1人当たりの月平均交付額

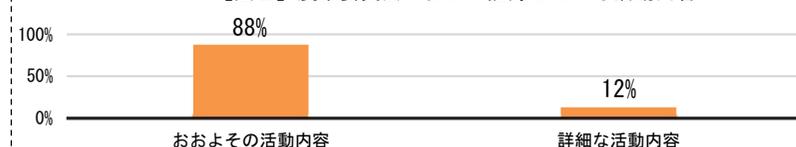
委員1人のひと月当たりの活動日数	委員会数	最適化交付金の委員1人当たりの月平均交付額
1日未満（0日除く）	43	0.9万円
1日以上～2日未満	41	1.0万円
2日以上～3日未満	14	1.6万円
3日以上～5日未満	11	1.5万円
5日以上	8	1.7万円

（※）上表は、調査対象先のうち最適化交付金の交付申請を行っていない23委員会を除いている。

2. 農業委員・推進委員の活動実績等の把握について

- 農業委員・推進委員による農地利用最適化の活動実績について、51%の農業委員会が全国農業会議所の指定するフォーマット、32%の農業委員会が独自の活動記録簿で記録している一方、17%の農業委員会が様式を定めずに記録していた。
- また、活動実績の記録内容について、88%の農業委員会が、活動年月日、活動した場所、活動した内容の分類のみの「おおよその活動内容」である一方、対応した農地の所在地・面積や、話し合いの内容、活動による成果など「詳細な活動内容」を把握している農業委員会は12%にとどまる。【図2】

【図2】農業委員会において記録している活動内容



（※1）おおよその活動内容
活動年月日、活動した場所、活動内容の分類

（※2）詳細な活動内容
「おおよその活動内容」のほか、意向把握の対象者氏名、把握した農地の所在地・面積、意向内容、話し合いの内容・結果報告、話し合いで担った役割、活動による成果 等

④今後の改善点・検討の方向性

1. 農業委員会による農地利用の最適化活動について

- 農地利用の最適化に向けた農業委員会による積極的な活動を促すため、委員1人のひと月当たりの活動日数について、おおよその目標を示し、その達成状況について交付金の交付水準と連動させるべきである。
- また、農地利用に関する相談を受けた場合に活動するといった受け身の役割だけでなく、地域の農業者の今後の農地利用に関する意向把握や、新規就農・新規参入者の開拓など、地域の将来を見据えて農業委員会として行うべきより積極的な活動を、農林水産省として具体的に明確化し促すべきである。

2. 農業委員・推進委員の活動実績等の把握について

- 適切に活動実績を記録・把握し、それを分析することでより望ましい最適化活動へ改善を図るためにも、また、最適化交付金等によるインセンティブを適切に働かせるためにも、各委員の負担に配慮しつつ、農地の所在地・面積、意向内容、話し合いの内容などできるだけ詳細に活動内容を把握し、農業委員会活動の「見える化」を徹底すべきである。

総 括 調 査 票

調査事業名 (21) 農地利用最適化関連事業

②調査の視点

3. 地域の農業者の今後の農地利用に関する事前の意向把握について

農地の集積・集約化を効率的かつ効果的に行うため、地域の農業者の今後の農地利用について、事前に意向把握が行われているか。

【調査対象年度】
令和2年度
【調査対象先数】
農業委員会：1,702先

4. 新規就農・新規参入希望者の情報共有について

新規就農・新規参入の希望者の情報について、随時あるいは定期的に、関係者間で共有されているか。

【調査対象年度】
令和3年度
【調査対象先数】
農業委員会：1,697先

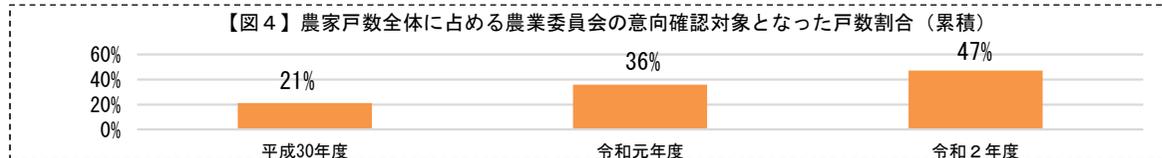
③調査結果及びその分析

3. 地域の農業者の今後の農地利用に関する事前の意向把握について

○ 地域の農業者の今後の農地利用について、「農地法」に基づく遊休農地の利用意向調査に加えて、農業委員会組織独自の取組として、農業委員・推進委員が意向把握を行っており、令和2年度には46%の農業委員会が行っている。【図3】



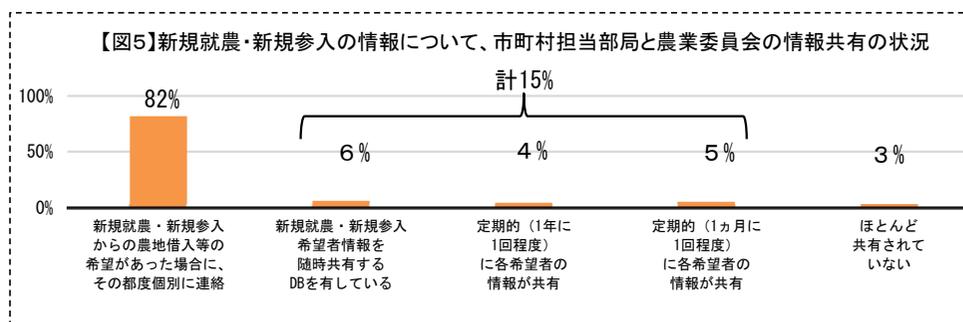
○ 実際に農業委員会による意向把握の対象となった農家戸数については、平成30年度～令和2年度の3年間の累積で見ても47%であり、農家戸数全体の約半数にとどまっている。【図4】



4. 新規就農・新規参入希望者の情報共有について

○ 新規就農・新規参入の希望者からの農地の借入希望等の相談があった場合に、その都度、個別に連絡をとっている農業委員会は82%であった。

○ 一方、新規就農・新規参入の希望者の情報（農地の借入希望等）について、市町村担当部局（新規就農等を担当する市町村農政課など）と農業委員会との間で、各希望者の情報を随時共有するデータベースを有したり、定期的に情報共有を行っている農業委員会は15%にとどまっている。【図5】



④今後の改善点・検討の方向性

3. 地域の農業者の今後の農地利用に関する事前の意向把握について

○ 農業委員・推進委員が、農地利用について相談を受けた場合に、その都度、農地の出し手と受け手のマッチングを行うことは容易ではない。そのため、農業委員会が地域の農業者の今後の農地利用に関する事前の意向把握を計画的に行うべきである。

○ また、令和4年5月の農業経営基盤強化促進法改正で導入された、地域の農地の在り方を示す「目標地図」を地域ごとに明確に描くこととなっていることも踏まえ、その素案を作成する農業委員会が積極的に意向把握を行うべきである。

4. 新規就農・新規参入希望者の情報共有について

○ 新規就農・新規参入の希望者から相談があった場合に、農地の出し手とのマッチングをその都度行うことは容易ではないことから、こうしたマッチングを幅広くかつタイムリーに実施することが可能となるよう、農業委員会・市町村の担当部局・農地バンクの間でデータベースを構築し、随時情報共有できる体制を整備すべきである。

総括調査票

調査事案名	(22) 多面的機能支払交付金			調査対象 予算額	令和3年度：48,652百万円 ほか (参考 令和4年度：48,702百万円)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	農村整備推進対策費	調査主体	共同
組織	農林水産本省			目	日本型直接支払交付金	取りまとめ財務局	(東海財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

本事業は農業・農村の多面的機能（国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等）の維持・発揮を図るため、地域共同で行う、以下の活動を支援するものである。

（本調査は、平成27年度、平成29年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）

多面的機能支払交付金（農地維持支払）

多面的機能を支える共同活動を支援

支援対象 ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動 等

多面的機能支払交付金（資源向上支払）

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象 ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
・ 施設の長寿命化のための活動 等

多面的機能支払推進交付金

都道府県、市町村及び推進組織が行う事業の推進に必要な事務費

【前回の調査結果（平成29年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 事業経費の執行管理体制について
活動組織及び都道府県・市町村等に対し、交付の対象外となる支出経費を例示して指導するなど、適切な執行管理体制を確保すべき。
- 多面的機能支払推進交付金について
効率的な運用が図られるよう10a当たりの執行額が高い府県について、実態把握を行い、必要に応じて指導等を行うべき。

【事業の流れ等】

①活動組織の設立

②事業計画の作成

(原則5年間)

③市町村による事業計画の認定

④交付金の交付・活動の実施

(毎年度)

⑤活動の記録・報告

活動内容や金銭収支等を毎年度報告

⑥実施状況の確認

毎年度、報告に基づき、市町村が実施状況を確認

- ・多面的機能支払の活動期間は原則5年
- ・平成26年度の制度創設後、5年目の平成30年度に施策評価を実施。
- ・以後、5年ごとに施策評価を実施予定。

多面的機能支払交付金の交付単価（円/10a）

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)	③資源向上支払 (長寿命化)
田	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000

<活動事例>



水路の泥上げ

水路のひび割れ補修

【国費の流れ】



※国費：都道府県費：市町村費＝2：1：1

反映の内容等

- 事業経費の執行管理体制について
都道府県・市町村等に対し、交付対象外経費を例示するとともに、活動組織に周知することにより、適切な執行管理体制を確保。
- 多面的機能支払推進交付金について
推進交付金の効率的な運用が図られるよう平成30年度の推進交付金の配分に反映。

総 括 調 査 票

調査事業名 (22) 多面的機能支払交付金

②調査の視点

1. 日当の単価設定及び日当に係る基準のガイドライン等への記載について

日当の単価設定について、地域によってバラつきが生じていないか。

日当の基準について、ガイドライン等に定められているか。

【調査対象年度】
平成29年度～令和3年度
【調査対象先数】
活動組織：425先
活動組織の属する市町村：358先

2. 実施状況確認における不適切事例の把握等について

交付金の用途について、不適切な事例はないか。

例示された交付対象外経費がガイドライン等で活動組織に周知されているか。

【調査対象年度】
平成29年度～令和3年度
【調査対象先数】
活動組織：425先
活動組織の属する市町村：358先

③調査結果及びその分析

1. 日当の単価設定及び日当に係る基準のガイドライン等への記載について

(1) 日当の単価設定について

日当は、多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）の用途の約40%と大きな割合を占めている中、組織・地域によって、日当の単価設定にバラつきが見られた。

例えば、時間単位で単価を設定している366活動組織のうち、令和元年度の草刈りの単価を比較したところ、

- ・組織によって、2,000円以上～750円未満まで差が生じている。【表1】
- ・地域によって、最高の北海道（1,413円）と最低の東海（900円）で、1.57倍の差が生じている。【図1】

(2) 日当に係る基準のガイドライン等への記載について

各市町村等は、農林水産省が作成したひな型を参考に各地域の実情に応じて活動組織向けに交付金全体のガイドライン等を作成することとなっているが、ひな型に日当に係る基準の記載はなく、日当の基準をガイドライン等で示していた市町村等は18先（5%）に限られた（基準の例：上限単価の設定等）。

また、ガイドライン等自体が未策定の市町村等が6先（1.7%）あった。

2. 実施状況確認における不適切事例の把握等について

(1) 不適切事例の把握について

平成29年度から令和3年度までの市町村の実施状況確認の結果、不適切事例を把握している市町村は41市町村（11.5%）であり、計354件の不適切な事例が見られた。【表2】

(2) 交付対象外経費のガイドライン等への記載について

各市町村等によってガイドライン等に記載している交付対象外の経費にバラつきがあった。【表3】また、農林水産省がガイドライン等に明記するよう指示している交付金の対象外経費（表3の①～⑤が該当）をガイドライン等に記載していない市町村等も見られた。【表3】

事例	件数(発生割合)
①外注の際、複数者から見積もりを徴収していないなど	125 (35.3%)
②活動記録・財産管理台帳等の書類の作成漏れ(保存不備)	111 (31.4%)
③本活動の目的のみに限定が難しいもの、領収書がないようなものへの充当	81 (22.9%)
④その他(農業と関連しない地域の祭り、懇親会等への充当など)	37 (10.5%)

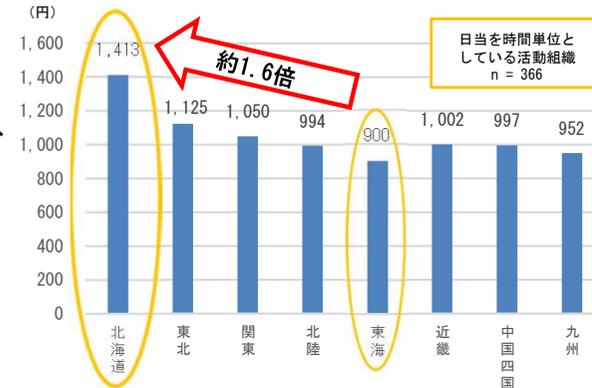
注：計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と一致しない。

【表1】組織別 草刈りの時間単価

時間当たり単価	組織数
2,000円以上	6
1,500円～1,999円	22
1,250円～1,499円	17
1,000円～1,249円	258
750円～999円	42
750円未満	21

注：最高2,200円～最低250円

【図1】地域別 草刈りの時間単価



項目	記載なし回答数(割合)
①営農に関する活動（個人の利益につながるもの等）	23 (6.5%)
②多面的機能の発揮と関連しない活動（農業と関連しない地域の祭り等）	6 (1.7%)
③他の補助事業の補助残（地元負担）への充当	25 (7.1%)
④維持・保全すべき管理者が存在する施設	10 (2.8%)
⑤自ら実施する必要があるものに要する経費	33 (9.4%)
⑥他の補助を受け保全を行っている施設	191 (54.3%)
⑦個人の財産に対する活動や、個人が単独で行った活動	245 (69.6%)
⑧本活動の目的のみに限定が難しいもの、領収書がないもの	272 (77.3%)

④今後の改善点・検討の方向性

1. 日当の単価設定及び日当に係る基準のガイドライン等への記載について

日当の単価設定にバラつきが見られるため、農林水産省において単価設定の基準等を示し、各市町村等のガイドライン等に記載するよう指導すべき。

ガイドライン等自体が未策定の各市町村等に対しては、速やかにガイドライン等を作成するよう指導・助言すべき。

2. 実施状況確認における不適切事例の把握等について

農林水産省において不適切事例の発生状況について実態を把握の上、各市町村等で作成するガイドライン等に反映すべき。

総 括 調 査 票

調査事業名 (22) 多面的機能支払交付金

②調査の視点

3. 平成26年度に活動を開始し平成30年度に終了後、活動再開をせずに解散した活動組織について

解散した活動組織に対して、市町村は指導・助言等を行ってきたか。

解散した活動組織が保安全管理をしてきた農用地について、荒廃農地や未利用地は発生しているか。

【調査対象年度】
平成29年度～
令和3年度
【調査対象先数】
活動組織の属する市町村：358先

4. 多面的機能支払推進交付金について

多面的機能支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）の平均執行額について、適切な執行となっているか。

【調査対象年度】
令和2年度
【調査対象先数】
農林水産省：1先

③調査結果及びその分析

3. 平成26年度に活動を開始し平成30年度に終了後、活動再開をせずに解散した活動組織について

(1) 市町村の指導・助言について

解散した活動組織があると回答した251市町村のうち42市町村（16.7%）では、解散する活動組織に対して、解散前に活動継続のための具体的な指導・助言等を行っていなかった。【表4】

一方、市町村の「役員選出の助言」・「広域組織の新設・加入の助言」などにより、活動再開に至った活動組織も見られた。

(2) 荒廃農地等の発生状況について

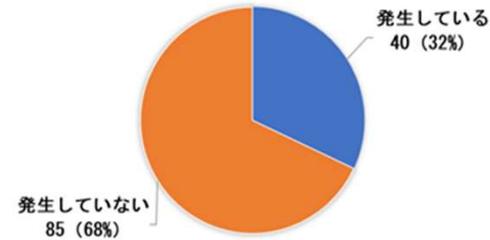
上記251市町村のうち、活動組織が保安全管理をしてきた農用地の荒廃農地等の発生状況を把握している市町村は125市町村であった。そのうち、40市町村（32%）において、荒廃農地等が発生している。また、85市町村（68%）においては、荒廃農地等が発生していなかった。【図2】

【表4】解散する活動組織に対して行っていた指導・助言等（複数回答可） (単位：件数)

①非農業者等（集落外も含む）多様な人材の参画推進	52	(20.7%)
②地域内の担い手農業者・中心経営体等の育成・確保、連携強化	50	(19.9%)
③近隣集落等との連携強化	114	(45.4%)
④目標並びに取組内容の再検討	82	(32.7%)
⑤その他	28	(11.2%)
⑥具体的な指導・助言等を行っていない	42	(16.7%)

【図2】荒廃農地等の発生状況

荒廃農地等の発生状況を把握している市町村 n=125



4. 多面的機能支払推進交付金について

推進交付金は、事業に必要な事務費の1/2を国が負担することとして全体の予算額を計上し、各都道府県に配分している。

各府県の国費ベースの執行額を確認したところ、執行額上位5府県の10a当たり執行額は下位5府県と比べて大きな差が存在（3.6倍）している。【表5】

上位5府県と下位5府県を比較すると1組織当たり農用地面積に大きな差が存在（3.1倍）しており、組織の広域化が進んだ府県の方が効率的に執行されていると考えられる。

【表5】推進交付金の執行額等（国費ベース）

項目	平均	上位5府県	下位5府県
10a当たり執行額（円）	93	219	3.6倍 61
1組織当たり農用地面積（ha）	59	31	3.1倍 95

注：北海道及び東京都は、農用地面積等の条件が府県と大きく異なるため、除外して比較している。

参考：前回調査と比較すると、10a当たり執行額は府県の平均で6%増加している。（平成28年度：88円 → 令和2年度：93円）

④今後の改善点・検討の方向性

3. 平成26年度に活動を開始し平成30年度に終了後、活動再開をせずに解散した活動組織について

約17%の市町村が、解散する活動組織に対して具体的な指導・助言等を行っていないため、農林水産省は市町村が適切な対応をとるよう徹底すべき。

活動組織の解散後においても、荒廃農地等が発生していない地域があることから、農林水産省は解散後も農用地を維持している地域の実態を把握し、交付金の効果を検証すべき。

4. 多面的機能支払推進交付金について

推進交付金については、執行額が上位の府県の実態を把握し、必要に応じて組織の広域化等を促し、効率的な運用を図るべき。

総括調査票

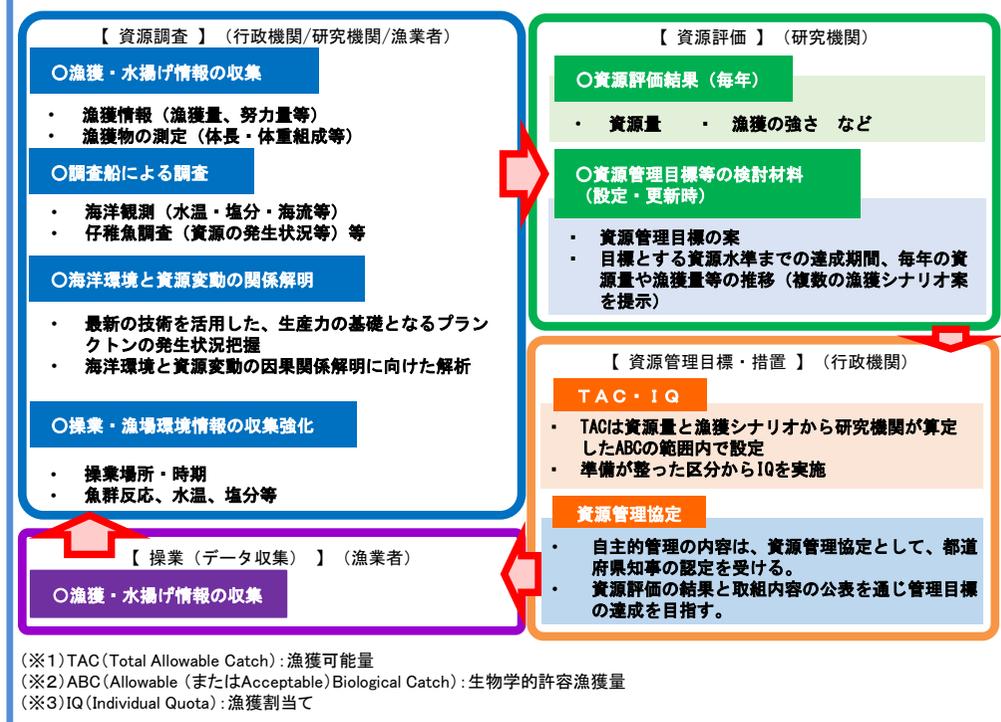
調査事案名	(23) 水産資源調査・評価推進事業			調査対象 予算額	令和3年度：6,005百万円 ほか (参考 令和4年度：5,704百万円)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	水産資源回復対策費	調査主体	本省
組織	水産庁			目	漁業資源調査等委託費、 海洋水産資源開発費補助金	取りまとめ財務局	-

①調査事案の概要

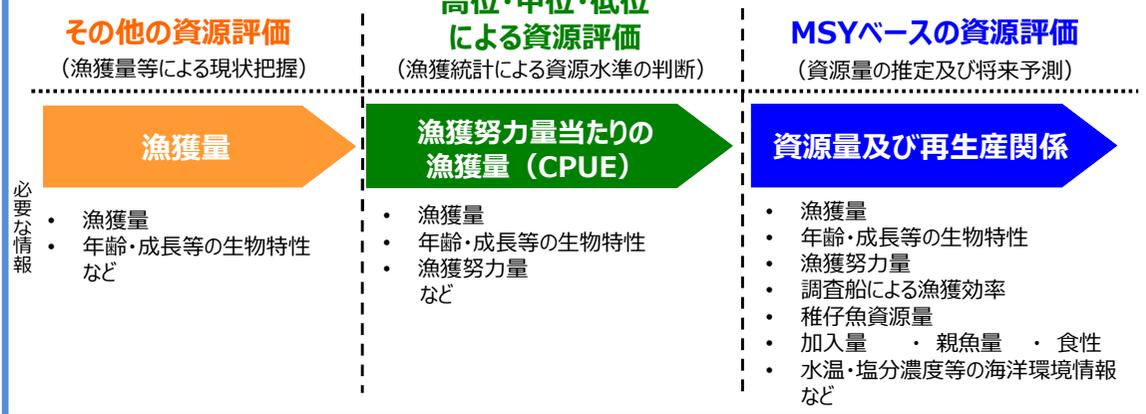
【事案の概要】

- 日本の漁業・養殖業生産量はピーク時の約3分の1まで減少し、過剰漁獲や環境変動等の影響が指摘されている。このような状況を踏まえ、平成30年12月に「漁業法」が改正され、水産庁は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立し、漁業者の所得向上等を目指す水産改革を推進している。
- 水産資源の適切な管理を行うためには、その前提として、水産資源の種類ごとに生息又は生育の状況に関する情報などを収集する「資源調査」を行い、調査結果に基づく最新の科学的知見を踏まえた「資源評価」を実施する必要がある。
- 改正漁業法では、資源評価に基づき、持続的に生産可能な最大の漁獲量（MSY）の達成を目標とし、数量管理を基本とする新たな資源管理システムを導入するとされており、水産庁は、これを推進する上での当面の目標と具体的な工程を示した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を令和2年9月に公表した。
- 水産庁は、ロードマップなどに基づき、資源評価対象魚種を50魚種（平成30年度）から192魚種（令和3年度）に拡大するなど、資源調査・評価を推進してきた。本調査では、その進捗状況を確認するとともに、資源調査に係る経費（調査船調査における用船契約及び漁船活用型調査における謝金）について調査を実施した。

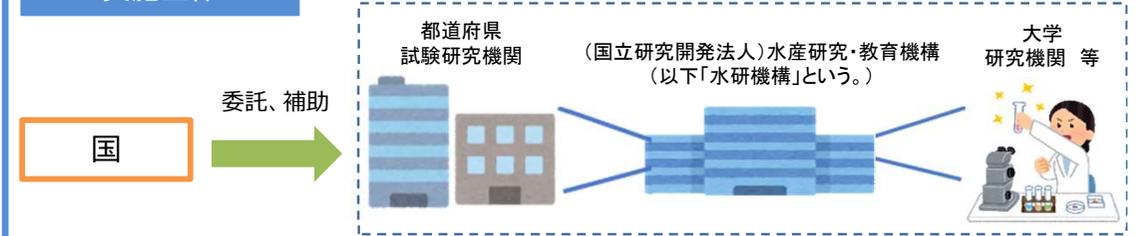
新たな資源管理の流れ



資源評価の種類



実施主体



総括調査票

調査事業名 (23) 水産資源調査・評価推進事業

②調査の視点

【調査対象年度】
平成30年度～令和3年度

【調査対象先数】
水研機構ほか：25先

【調査対象数】
192魚種269系群※
※系群数(269)は、本調査での回答数である。

1. 資源評価の進捗状況及び目標設定

資源評価の段階は、得られる情報により3段階（「MSYベースの資源評価」、「高位・中位・低位による資源評価」、「その他の資源評価」）に分類されるが、資源評価対象魚種系群ごとに、現時点での進捗状況及び目標としている資源評価の段階について調査する。

2. 資源調査の進捗状況

資源評価対象魚種系群ごとに、資源調査開始以降のデータ収集の進捗状況について調査する。

③調査結果及びその分析

1. 資源評価の進捗状況及び目標設定

●平成30年度に資源評価対象魚種系群であった50魚種87系群（TAC魚種又はTAC候補魚種を含む）については、令和4年4月時点で「MSYベースの資源評価」（19魚種35系群）又は「高位・中位・低位による資源評価」（38魚種52系群）が実施されている。

●令和元年度以降に追加された142魚種182系群については、「高位・中位・低位による資源評価」（22魚種26系群）、又は「その他の資源評価」（24魚種25系群）が実施されている。残りの105魚種131系群については、資源評価は未実施となっていた。（令和5年度末までに、利用可能なデータや知見に基づいて、「その他の資源評価」を実施する予定としている。）

●目標としている資源評価の段階を調査したところ、142魚種182系群について、水産庁は長期的には「高位・中位・低位による資源評価」に移行することを目指している（20年程度のデータの蓄積があれば可能な模様）が、【表1】のとおり、110魚種138系群については、「その他の資源評価」を短・中期的な目標としていた。

●また、魚種系群ごとに策定する現行の調査計画では、調査実施年（1年間）に係る取組などを記載しているが、資源評価に係る中・長期的な計画・目標については記載されていなかった。

2. 資源調査の進捗状況

●現時点で「評価未実施」又は「その他の資源評価」にとどまっている123魚種156系群について、過去3年間におけるデータ収集に係る進捗状況を調査したところ、【表2】のとおりであった。

●データ収集の進捗が進んでいない理由を調査したところ、【表3】のとおり、回答のあった78件のうち、漁獲量データ等の情報に関するものが37件、情報収集体制の構築に係るものが35件、その他が6件となった。

【表3】データ収集が進んでいない要因（単位：件）

【情報関係】漁獲量データの収集が困難。生物学的特性に関する情報が乏しい など	37 (47.4%)
【体制構築関係】現状以上のデータ収集体制の構築には、人材確保などの課題があるため など	35 (44.9%)
【その他】データの収集・整理などが始まったばかりのため	6 (7.7%)

【表1】資源評価対象魚種系群における現状・目標としている資源評価の段階(令和4年4月時点)（単位：系群）

現状 \ 目標	その他の資源評価	高位・中位・低位による資源評価	MSYベースの資源評価	計
評価未実施	124	7	0	131
その他の資源評価	14	11	0	25
高位・中位・低位による資源評価	0	58	20	78
MSYベースの資源評価	0	0	35	35
計	138	76	55	269

【表2】123魚種156系群におけるデータ収集の状況

データ	①データを必要としている系群数	②データ収集に進捗が見られる系群数	②/①
漁獲量	156	118	75.6%
年齢	148	78	52.7%
体長・体重	149	85	57.0%
成熟度	148	77	52.0%
漁獲努力量	152	72	47.4%
漁獲効率	2	2	100.0%
稚仔魚資源量	8	5	62.5%
加入量	11	4	36.4%
親魚量	6	4	66.7%
水温・塩分濃度	9	5	55.6%
食性	4	3	75.0%

④今後の改善点・検討の方向性

1. 資源評価の進捗状況及び目標設定

水産庁は、資源評価対象魚種系群ごとに、資源評価の長期的な目標を調査実施機関と共有すべき。

水産庁は、水研機構に対して、資源評価に係る中・長期的な計画・目標や当該目標達成のために必要なデータ収集の取組を明確化するために、調査計画を見直すよう、検討させるべき。

2. 資源調査の進捗状況

水産庁は、資源調査・評価の進捗状況を把握・分析するとともに、必要に応じて、資源評価対象魚種系群の見直し（優先順位化）・関係機関の役割分担・リソースの配分等について、検討すべき。

総 括 調 査 票

調査事業名 (23) 水産資源調査・評価推進事業

②調査の視点

【調査対象年度】
令和元年度～3年度

【調査対象先数】
水研機構ほか：32先

3. 資源調査に係る経費

調査船調査における用船契約の形態、漁船活用型調査において漁業者に支払う謝金の基準の有無について調査する。

(注) 用船：船（船員を含めて）を調査のために借り入れること。

③調査結果及びその分析

3. 資源調査に係る経費

<調査船調査>

●令和元年度以降、資源評価対象魚種の拡大などに伴い、調査船調査が拡充され、これまで実施してきた都度用船（注1）による調査に加え、周年用船（注2）による調査を追加で実施することとなった。周年用船・都度用船の契約状況は、以下のとおり。

（注1）都度用船：調査内容に応じ、7日～50日程度用船すること
（注2）周年用船：年間を通して、用船すること

【周年用船】

●令和元年度は水研機構が契約主体となり、一般競争入札を実施したが、令和2・3年度は、（公益財団法人）海洋生物環境研究所が、競争見積りによる随意契約（注3）を行い、1件の契約で2隻を用船契約していた。

（注3）3者以上に競争見積りを行い、最低価格を提示した1者と再度価格交渉の上、用船料を決定している

【都度用船】

●令和3年度の全契約（20件）は、水研機構が契約主体となっていた。うち12件は一般競争入札を行っていたが、全て一者応札となっていた。また、一者応札の12件のうち、6件及び3件の契約について、それぞれ同一の者が契約相手となっていた。

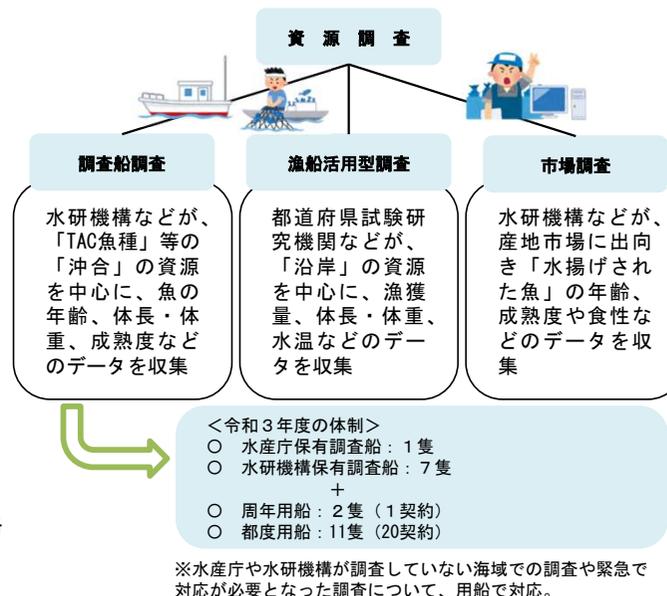
●一般競争入札を行っていない8件については、県や大学が保有する船を用船することから、水研機構が許可願を提出する形で契約を行い、県・大学が定める教育財産使用許可に係る規定に基づいて用船料を支払っていた。

<漁船活用型調査>

●漁船活用型調査においては、都道府県試験研究機関などが、調査に当たり必要となるデータ収集を漁業者に依頼する場合、対価として謝金を支払っている。

支払基準の有無について調査したところ、回答数34件のうち、13件が「支払基準あり」、13件が「支払基準はないものの、類似事例を参考に支払い」、8件が「支払基準なし」となった（注4）。【表4】

（注4）1つの調査票で複数の回答（一方は「支払基準あり」、他方が「支払基準はないものの、類似事例を参考に支払い」）があったものについては、それぞれにカウント



【表4】漁船活用型調査に係る謝金支払基準の有無

謝金支払基準の有無	回答数
【支払基準あり】 (例) 作業内容に応じて支払いの参考となる算定根拠を作成し、算定には、県の最低賃金・公共工事設計単価等を用いている。	13
【支払基準はないものの、類似事例を参考に支払い】 (例) 調査を実施する海面を管轄する都道府県の研究機関等で実施している類似の調査における謝金の水準と大きな乖離が生じないよう、関係者と協議の上、設定している。	13
【支払基準なし】 (例) 1日当たり、1か月当たり、1件当たりの金額を関係者と協議の上、設定している。	8

※調査ごとに集計。

④今後の改善点・検討の方向性

3. 資源調査に係る経費

<調査船調査>

【周年用船】
水産庁は、調査船調査に係る周年用船契約について、一般競争入札等競争性のある契約形態への移行を含め、契約の在り方を検討すべき。

【都度用船】

水産庁は、調査船調査に係る都度用船契約について、水研機構に対し、一者応札に係る改善方法を検討させるべき。

<漁船活用型調査>

水産庁は、謝金の支払基準について、関係機関に対して、透明性を確保する対応策を検討させるべき。

総括調査票

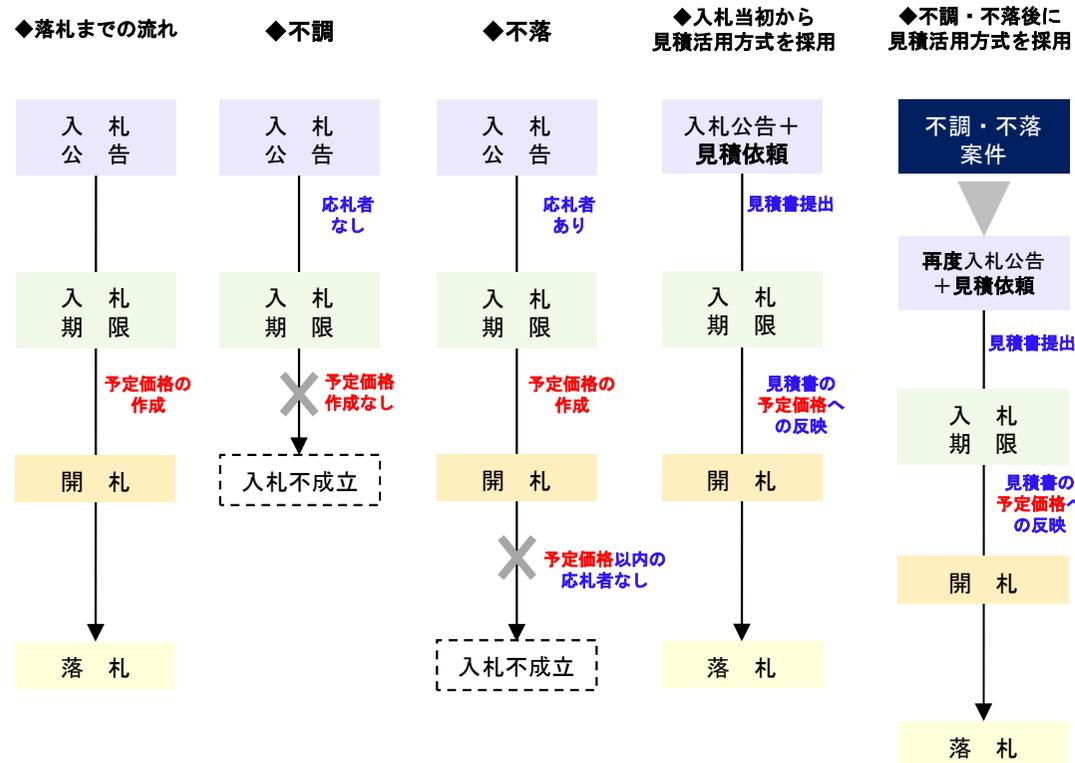
調査事案名	(26) 建設業の生産性向上			調査対象 予算額	令和3年度(補正後) : 6,825,414百万円の内数 (参考 令和4年度 : 5,248,045百万円の内数)		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	(公共事業関係費)	調査主体	本省
組織	国土交通本省ほか			目	(公共事業関係費)	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 国土交通省においては、公共工事の円滑な発注及び施工体制の確保に向け様々な対策が進められており、不調・不落の対策として、できる限り速やかに契約が締結できるよう、発注者の積算と実勢価格との乖離が大きく不調・不落となるおそれが高い工事などに競争参加者の見積りを活用する「見積活用方式」や、参加条件に合う技術者が不足する場合に複数工区をまとめて発注する等の「発注ロットの拡大」といった対応などがとられている。
- 不調・不落の発生状況や、発生した場合どのような対応がとられているのかを確認するとともに、「見積活用方式」が採用された場合の予定価格に与える影響等について調査を実施する。

入札公告から落札までのフロー図

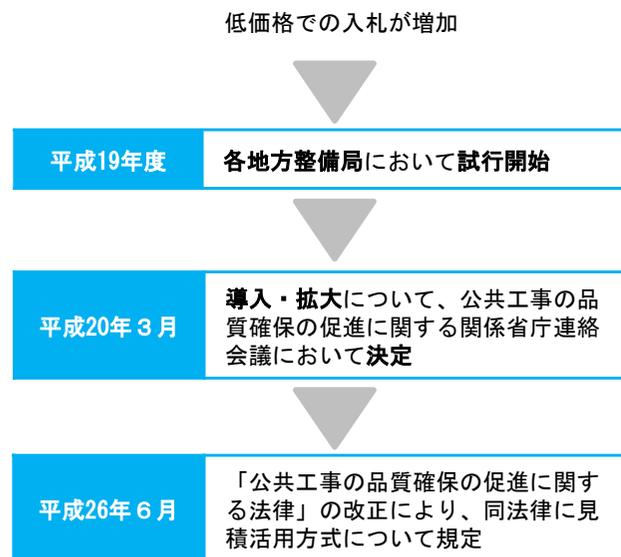


※不調：入札において、応札者がなく不成立になること
 ※不落：入札において、予定価格以内の応札者がおらず、不成立になること

見積活用方式について

見積活用方式とは、発注者の積算と実勢価格の乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事、または過去において同種工事に不調・不落が発生するなど、不調・不落となるおそれが高い工事において、予定価格の作成に当たり競争参加者の見積りを活用する取組。

◆導入の経緯



◆「公共工事の品質確保の促進に関する法律」抄

(発注者等の責務)
 第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況(以下「施工状況等」という。)の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 (略)
 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときは、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

総 括 調 査 票

調査事業名 (26) 建設業の生産性向上

②調査の視点

1. 公共土木工事の不調・不 落発生状況について

国土交通省が令和3年度中に公告した公共土木工事について、公告件数、不調・不落の発生件数及び不調・不落が発生した際の対応状況、不調・不落に関するデータの収集・分析の状況について確認する。

2. 見積活用方式について

国土交通省が見積活用方式を採用して公告した公共土木工事について、公告件数の確認、見積活用方式採用前後の予定価格の変動状況と他の発注方法との比較・検討の状況について確認する。

【調査対象年度】
令和3年度

【調査対象先数】
10地方整備局等

【調査対象工事】
公共土木工事（治水事業、
道路事業に限る。）

③調査結果及びその分析

1. 公共土木工事の不調・不 落発生状況について

- 令和3年度に国土交通省が公告した調査対象工事の件数は8,382件あり、そのうち不調・不落の件数は386件（4.6%）であった。【図1】
- また、不調・不落が発生した386件について、その後の対応を確認したところ、工事規模・内容を変更せず再度公告を実施するもの（発注時期の見直し）が155件（40%）、発注ロットの細分化が59件（15%）、発注ロットの拡大が46件（12%）であった。【表1】

- 不調・不落に関するデータの収集状況に関して、国土交通省に確認したところ、継続的にデータを収集しているのは、直轄事業における四半期毎の不調・不落の発生件数・発生月のみであり、補助事業の不調・不落に関するデータや、直轄事業においても不調・不落の発生理由、再入札の時期、対応方法、再入札の際の予定価格の変動などは、継続的にデータの収集を行っていないため、不調・不落の実態を踏まえた入札の改善を図るための詳細な分析を行うことができない状況となっていることが確認された。【表2】

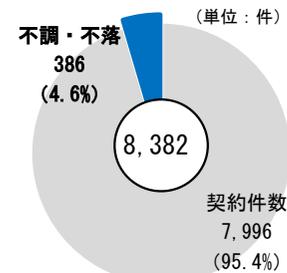
【表1】不調・不落後の対応 (単位：件)

対応	件数	うち、不調			うち、不 落		
		契約済	未契約	契約済	未契約		
①見積活用方式を採用	13	10	7	3	3	2	1
②発注時期の見直しのみ	155	130	68	62	25	17	8
③発注ロットの拡大のみ	46	33	15	18	13	4	9
④発注ロットの細分化のみ	59	45	27	18	14	11	3
⑤不調随契等	20	19	19	0	1	1	0
⑥対応方針未定等	93	77	0	77	16	0	16
計	386	314	136	178	72	35	37

2. 見積活用方式について

- 国土交通省が公告した調査対象工事のうち、見積活用方式を採用した工事件数は302件であり、入札当初から採用したのは289件（96%）、不調・不落後に採用したのは13件（4%）であった。
- 見積活用方式を採用した場合、材料単価／標準歩掛と見積単価／見積歩掛との比較を実施しているものの、材料単価／標準歩掛を用いて算定した予定価格など見積活用方式を採用する前後でどれだけ予定価格が変動したのか確認することはできない状態であった。
- また、見積活用方式に関する運用方法は、各地方整備局でマニュアルが作成されているものの、採用に当たって、他の発注方法との比較・検討を行った上で採用するといった取扱いは定められていないことが確認された。このため、国土交通省によれば、各地方整備局における対応は区々となっているとのことであった。

【図1】調査対象工事の
公告件数の内訳



【表2】不調・不落に関するデータ収集

データ項目	定期的／継続的に データ収集を実施	データ収集実績あり (直近3か年)
不調・不落の発生件数	直轄 ○（四半期毎）	○
	補助 ×	×
不調・不落の発生月	直轄 ○（四半期毎）	○
	補助 ×	×
不調・不落の発生理由 (要因分析)	直轄 ×	×
	補助 ×	×
再入札を行った時期	直轄 ×	×
	補助 ×	×
不調・不落後の対応状況 (当該対応とした理由)	直轄 ×	×
	補助 ×	×
当初予定価格と再入札の際の 予定価格の変動に関する分析	直轄 ×	×
	補助 ×	×

④今後の改善点・検討の方向性

1. 公共土木工事の不調・不 落発生状況について

- 不調・不落後の対応は「発注時期の見直し」、「発注ロットの拡大・細分化」が半数を超えているが、不調・不落の発生した工事種別、時期・地域について、補助事業も含め、定期的・継続的にデータを収集し、分析することで、国庫債務負担行為の活用も含め、より計画的な発注の検討が可能となり、不調・不落の発生防止及び施工時期の平準化につながると考えられる。
- また、発注ロットの拡大については、仮設整備等の合理化が図られた事例や人件費・一般管理費が低下した事例などを収集・分析することで、経済性の観点からより効果的・効率的な発注につながると考えられる。
- このため、国土交通省においては、不調・不落に関し、補助事業も含めた公共事業全般について、データの収集・分析を実施し、不調・不落対策の推進を図るべき。

2. 見積活用方式について

- 国土交通省においては、見積活用方式採用前後の価格の変動について分析・検証するとともに、当該分析・検証結果も踏まえ、見積活用方式を採用する際には、経済性の観点も含め、他の発注方法との比較・検討を行うこととするなどの取扱いをマニュアルとして整備し、統一的な運用が図られるようにすべき。

総 括 調 査 票

調査事業名	(28) 耐震・環境不動産支援基金		調査対象 予算額	平成24年度補正(第1号) : 35,000百万円 (参考 令和4年度 : -)		
府省名	国土交通省 環境省	会計 一般会計	項	都市再生・地域再生整備事業費 地球温暖化対策事業費	調査主体	本省
組織	国土交通本省 環境本省		目	都市再生推進事業費補助 地球温暖化対策推進事業費補助	取りまとめ 財務局	-

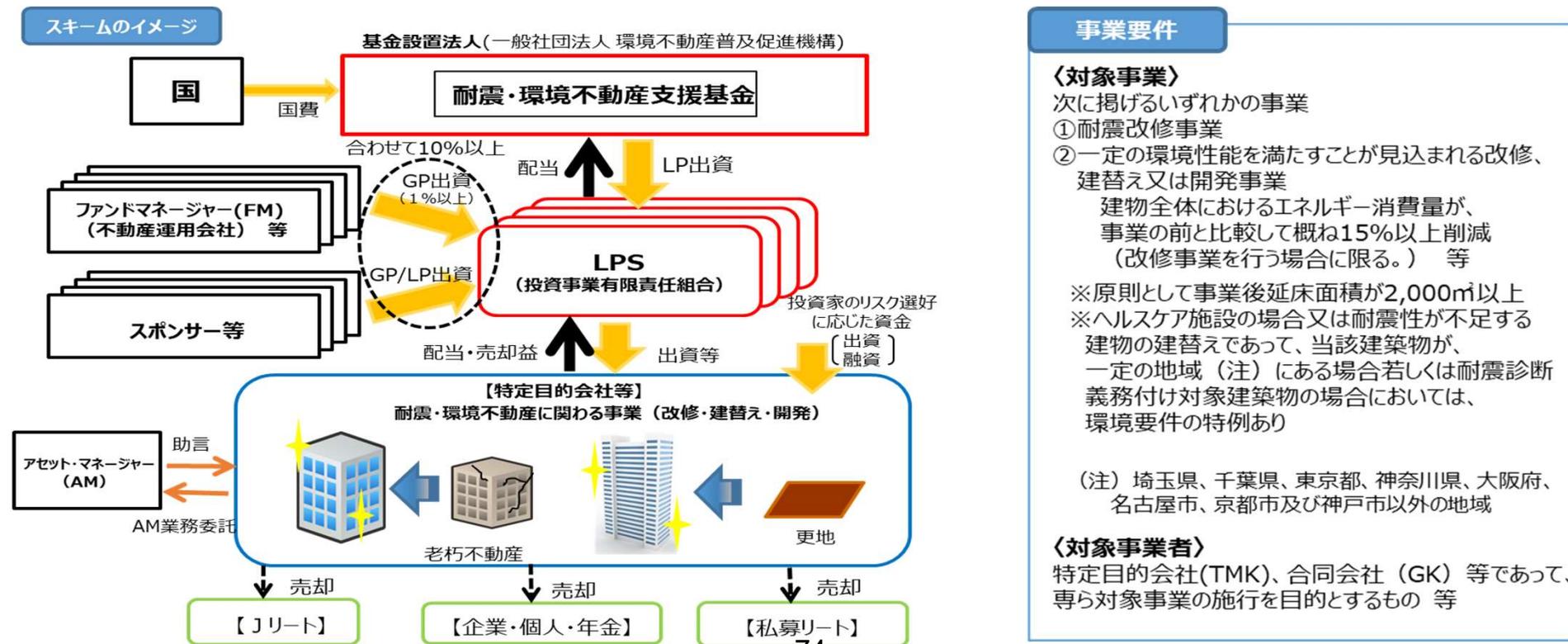
①調査事業の概要

【事業の概要】

老朽・低未利用不動産について、耐震・環境不動産支援基金を通じて国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成(改修・建替え・開発事業)を促進し、地域の再生・活性化に資するまちづくり及び地球温暖化対策を推進している。

平成24年度補正予算(第1号)において国費35,000百万円を投入して基金を造成したところ、令和2年度末時点の基金残高は26,626百万円(平成27年度に5,000百万円を国庫返納)となっており、出資の実施状況を踏まえ、適切な基金規模となっているか検証を行う必要がある。

また、これまで具体的な終期設定がなされていないことから、終期を含めた今後の在り方について検討する必要がある。



総 括 調 査 票

調査事案名 (28) 耐震・環境不動産支援基金

②調査の視点

1. 基金規模について

出資の実施状況について、各年度の出資額における当初見込みと実績にどの程度差異が生じているか。

また、保有割合（基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合）は適切に算出されているか。

③調査結果及びその分析

1. 基金規模について

(1) 出資の実施状況について

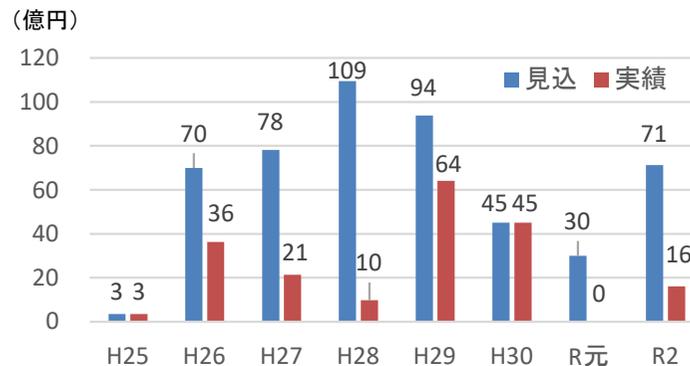
事業の実施状況については、平成25年度から令和2年度の8年間で15案件に対し合計196億円の出資を実施しているが、国土交通省・環境省が作成・公表している基金シートにおける各年度の出資見込額と比較して実績額が下回っている年が多い

（平均で見込額63億円に対し実績額25億円、差引▲38億円（▲61%））。【図1】

各年度の出資見込額は、事業者から出資の相談を受けている案件のうち、実現可能性の高い案件を計上しているものの、その後の不動産市況の変化や事業計画の変更等によって実績額との乖離が生じている。

結果として、毎年のように乖離が生じていることから、実現可能性の低い案件を出資見込額に計上している可能性がある。

【図1】出資額の推移



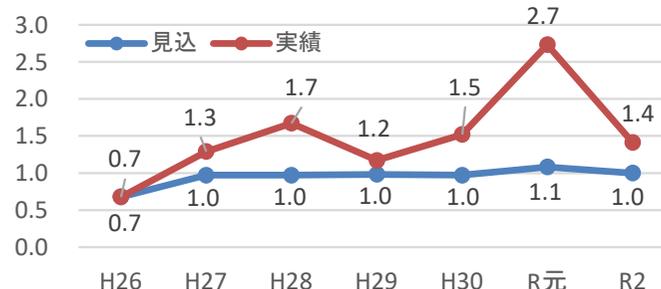
(2) 保有割合について

本基金の保有割合は「直近年度末の基金残高÷所要見込額（翌年度以降の出資見込額を含む）」により算出しており、毎年1.0程度となっていることから、基金規模は適正とされている。

一方で、算出に用いられている所要見込額の一部を実績額に置き換えて試算した場合、保有割合は1.0を大幅に上回っている。【図2】

したがって、実績を踏まえれば、基金規模は過大となっている可能性がある。

【図2】保有割合の推移



※保有割合の算出は平成26年度から開始。
平成27年度の保有割合は50億円の国庫返納後のもの。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 基金規模について

出資見込額の計上方法については、案件ごとの出資決定の検討プロセスの進捗に応じた基準を設定するなど、実績額との乖離が発生しづらい方法に見直すべき。

保有割合の算出方法についても、所要見込額の算出根拠に明確な基準を設けるなど、基金の規模が正しく反映される方法に見直すべき。

これに先立ち、実績及び実績を反映した堅実な事業見通しに基づき、現在の保有割合を改めて算出した上で基金の必要規模を見直し、余剰金額については速やかに国庫返納するべき。

(参考)

「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）では、保有割合が「1」を大幅に上回っている基金は、基金の財源となっている補助金の国庫返納等を検討することになっている。

なお、平成27年度に本基金が50億円を国庫返納した際の保有割合（見込）は1.15であった。

総 括 調 査 票

調査事案名 (28) 耐震・環境不動産支援基金

②調査の視点

2. 終期を含めた今後の在り方について

具体的な終期の設定及び今後の在り方の検討に当たってどのような観点が必要か。

【調査対象年度】
平成25年度～
令和2年度

※ 平成24年度補正予算
(第1号)において国費
35,000百万円を投入して
基金を造成

【調査対象先数】
国土交通省：1先

③調査結果及びその分析

2. 終期を含めた今後の在り方について

本基金は、存続期間が個別の投資案件の事業期間に左右されるため、あらかじめ終期を設定することは困難との理由により、基金造成時に明確な終期設定がなされなかった。実績としても、出資から償還までの期間は案件ごとに異なっており、出資額の多寡や支援対象に応じて決められるものとも一概には言えない。【表1】

ただし、本基金は設置後9年が経過しており、既に一定の成果実績も出ていることから、何らかの終期設定が必要と考えられる。【表2】

【表1】出資から償還までの期間

出資額	償還時期				支援対象	償還時期			
	1年後	2年後	3年後以降	償還未済		1年後	2年後	3年後以降	償還未済
10億円未満	3件	2件	1件	4件	改修	2件	2件	3件	3件
10億円以上	1件	0件	3件	1件	建替・開発	2件	0件	1件	2件

【表2】成果目標及び実績

成果目標	成果指標	成果実績 (令和2年度)	最終目標 (最終年度：令和4年度)
民間資金の誘発	喚起された民間投資額	1,939億円	2,000億円
地球温暖化対策	出資案件の1年当たりのCO2の削減量の合計値	11,548t-CO2	14,000t-CO2

※ 基金造成時の目標は「民間資金の誘発1,000億円」であり、平成30年度に達成済み。
令和元年度に民間資金の誘発の目標値の引き上げ及び地球温暖化対策の新規設定を実施。

また、本基金は、地球温暖化対策の推進が事業目的の1つとなっており、出資の要件として環境性能基準を設けているところである。【表3】

2050年カーボンニュートラル、2030年温室効果ガス46%削減など、脱炭素社会に向けた政府目標が掲げられる中、環境性能の高い不動産の形成を促進する本事業においては、更なる省エネ促進に向けた取組が必要であると考えられる。

【表3】出資対象となる建物の主な要件

改修	一定の耐震性能又は環境性能（建物全体のエネルギー消費量を15%以上削減する省エネ改修など）を有するもの
建替え・開発	一定の環境性能（CASBEE（建築環境総合性能評価システム）「A」ランク以上など）を有するもの

④今後の改善点・検討の方向性

2. 終期を含めた今後の在り方について

償還までの期間をあらかじめ設定することは困難であったとしても、新規出資の実施期間を設定するなど、可能な形で具体的な終期を設定すべき。

今後の事業継続に当たっては、脱炭素社会に向けた政府目標を踏まえ、環境性能基準の必須要件化、建替え・開発については環境性能基準を段階的にZEB水準に上げるなど、出資要件の見直しを行うべき。

※ZEB…年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの建築物

総 括 調 査 票

調査事案名	(29) 河川敷地の民間活用			調査対象 予算額	令和3年度（補正後）：11,879百万円の内数 （参考 令和4年度：9,047百万円の内数）		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	都市水環境整備事業費 北海道開発事業費	調査主体	本省
組織	国土交通本省			目	総合水系環境整備事業費	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

- ・ 国土交通省は、自然豊かで、貴重なオープンスペースである河川敷地を賑わいのある水辺空間として積極的に活用したいという要望を踏まえ、原則として公的主体に限られていた河川敷地の占用について、平成23年に河川敷地占用許可準則（国土交通事務次官通達）を改正し、河川敷地の適正な維持管理など一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者も河川敷地の利用が可能となった（以下「河川空間のオープン化」という。）。
- ・ 平成28年には、安定的な営業活動を行うため、占用期間を3年から10年以内に延長するなどの制度拡充を行い、民間事業者による水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与する河川空間のオープン化を一層推進しているところである。
- ・ また、市区町村等は地元住民や河川管理者と連携し、観光振興や地域活性化に資する河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組（以下「かわまちづくり事業」という。）を実施しており、国土交通省は河川敷地における管理用通路や親水護岸といった整備等を行うことにより、かわまちづくり事業を支援している。

【河川空間のオープン化の事例】



【民間事業者による維持管理】



【かわまちづくり事業と国の支援（イメージ）】



※写真はそれぞれ広島県太田川の事例

占用許可が可能な施設

- ① 広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設
- ② 上記の施設と一体をなす飲食店、売店、切符売場、オープンカフェ、広告板、バーベキュー場など
- ③ 日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ④ その他都市、地域の再生等のために利用する施設

（国土交通省提供資料を基に作成）

総 括 調 査 票

調査事案名 (29) 河川敷地の民間活用

②調査の視点

1. 河川空間のオープン化について

- 河川空間のオープン化の実施状況はどうか。改善すべき点はないか。

【調査対象年度】

令和3年度

【調査対象先数】

国土交通本省： 1先

地方整備局： 9先

都道府県： 47先

市区町村： 112先

民間事業者： 38先

2. かわまちづくり事業について

- かわまちづくり事業の実施状況はどうか。改善すべき点はないか。

【調査対象年度】

令和3年度

【調査対象先数】

国土交通本省： 1先

③調査結果及びその分析

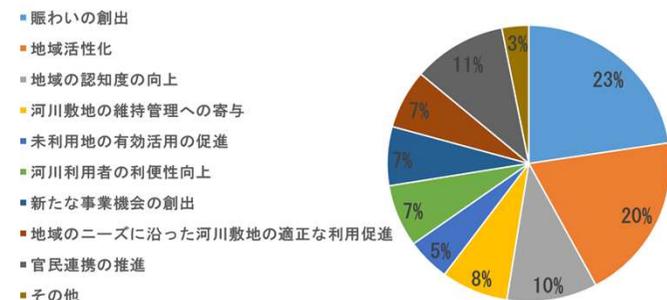
1. 河川空間のオープン化について

- アンケートによると河川空間のオープン化未実施の市区町村のうち約4割は河川空間のオープン化を知らないという状況であり、制度自体が十分に周知され、活用されているとは言い難い状況であった。【図1】
- 河川空間のオープン化を実施している市区町村等によると「賑わいの創出」や「地域活性化」につながったほか、「地域の認知度の向上」や「河川敷地の維持管理への寄与」などの効果が得られたとしている。【図2】
また、国土交通省の試算によれば、占用箇所については占用主体により適切な維持管理が行われていたことから、国管理河川では令和3年度で5.2億円相当の維持管理コストの縮減につながっているとされている。

【図1】河川空間のオープン化の取組状況



【図2】河川空間のオープン化の効果



※計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない。

- どのような取組があれば河川空間のオープン化の導入につながるかを調査したところ、「国から成功事例の紹介、説明を受ける」、「河川管理者から、市区町村・民間事業者等の意欲、関心を高める働きかけを行う」、「河川管理者から活用可能な場所を提示する」などの取組を求める意見があった。【表1】
- そのほか、地域のにぎわい創出を図りつつ、河川管理上の支障がない範囲で民間事業者にメリットを与え、収益施設から得られる収益の一部を河川管理施設の整備費用等に充てられる新たな制度を求める声が都道府県から多数あった。

【表1】河川空間のオープン化の導入につながる取組

回答	回答数	回答数に対する割合
国から成功事例の紹介、説明を受ける	110	25.6%
河川管理者から、市区町村・民間事業者等の意欲、関心を高める働きかけを行う	86	20.0%
河川管理者・市区町村・民間事業者等の交流の場を設ける	65	15.1%
国から、「河川空間のオープン化」成功事例に携わった者を紹介する	49	11.4%
河川管理者から、活用可能な場所を提示する	85	19.8%
その他	35	8.1%

総 括 調 査 票

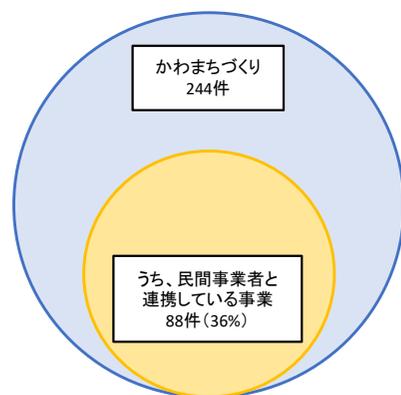
調査事業名 (29) 河川敷地の民間活用

③調査結果及びその分析

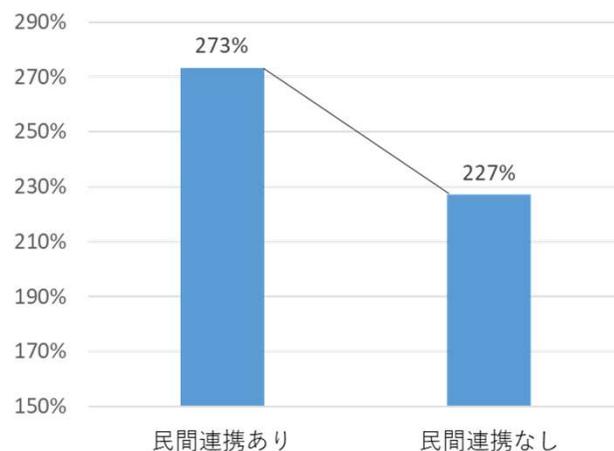
2. かわまちづくり事業について

- かわまちづくり事業について、平成21年度以降これまでに全国で244件（令和4年3月時点）の事業が実施され、このうち民間事業者と連携している事業は88件（36%）となっていた。【表2】
 - 河川の利用者数について個別に効果検証を実施しているかわまちづくり事業において、民間事業者と連携している事業と連携していない事業でそれぞれ河川利用者数を一人増加させるために要した事業費を算出したところ、民間事業者と連携している事業は11千円、連携していない事業は17千円と、民間事業者と連携している事業の方が6千円少なくなっていた。【表3】
- また、河川利用者数の増加率を算出し比較したところ民間事業者と連携している事業の方が46ポイント効果が高くなっていた。【表4】

【表2】事業の実施件数



【表4】河川利用者数の増加率



【表3】増加一人当たり事業費

事業区分	事業費平均① (千円)	増加人数平均② (人)	一人当たり事業費 (①/②) (千円)
民間連携なし	536,353	31,066	17.3
民間連携あり	427,879	38,773	11.0

④今後の改善点・検討の方向性

1. 河川空間のオープン化について

- 河川空間のオープン化については、賑わいの創出や地域活性化といった効果のほか、維持管理コストの縮減につながっているが、制度自体が十分に周知されておらず、河川敷地の積極的な活用に対する潜在的な需要が満たされているとは言い難い。
- このため、国土交通省は、市区町村や民間事業者に対して、ホームページのみならず、様々な機会を通じて積極的に必要な情報（制度概要、優良事例、活用可能場所など）を発信するとともに、河川空間のオープン化の導入を促すための方策を検討すべき。
- また、民間事業者をより一層活用し、河川整備等に係る国庫負担の軽減を図るため、民間事業者が設置する収益施設から得られる収益の一部を維持管理費用のほか河川管理施設の整備費用に充てることができる新たな制度について検討すべき。

2. かわまちづくり事業について

- かわまちづくり事業については、民間事業者と連携している事業の方が連携していない事業に比べ、費用対効果が高くなっている。
- このため、国土交通省は、民間事業者と連携しているかわまちづくり事業を優先的に支援するなど限られた予算をより効率的かつ効果的に活用するための方策を検討すべき。

総 括 調 査 票

調査事業名	(30) 道路メンテナンスにおける新技術等の活用			調査対象 予 算 額	令和3年度（補正後）：726,759百万円の内数 （参考 令和4年度：645,989百万円の内数）		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	道路交通安全対策事業費 ほか	調査主体	本省
組織	国土交通本省			目	道路維持管理費、道路更新防災等対策 事業費補助	取りまとめ財務局	—

①調査事業の概要

【事業の概要】

- 平成26年度より道路管理者（国、地方公共団体、高速道路会社）は、橋梁、トンネル、道路附属物等の道路施設について、5年に一度の点検が義務付けられたところであり、国土交通省においては、地方公共団体が実施する点検や、点検結果を踏まえた修繕・更新・撤去に対して、「道路メンテナンス事業補助制度」により補助することとしている。
- また、国土交通省では、平成13年より、公共工事等（修繕等を含む）において有用な新技術等を積極的に活用していくための「新技術情報提供システム」（以下「NETIS」という。）^{ネットイース}を運用しており、これに加え、道路施設の点検業務に新技術等を活用できるよう「点検支援技術性能カタログ」（以下「カタログ」という。）を策定し、令和元年より合わせてホームページに掲載しているところ。
- しかしながら、地方公共団体が実施する道路メンテナンス事業において、新技術等の検討・活用が低調というデータがあることから、今般、その検討・活用状況や活用是非を判断するための検討プロセスの調査及び分析を行い、課題を明確化するもの。

【点検支援技術性能カタログに掲載されている主な技術】

画像計測



ドローンによる変状把握



レーザーによる変状把握

非破壊検査



電磁波技術を利用した床版上面の損傷把握



レーダーを利用したトンネル覆工の損傷把握

計測・モニタリング

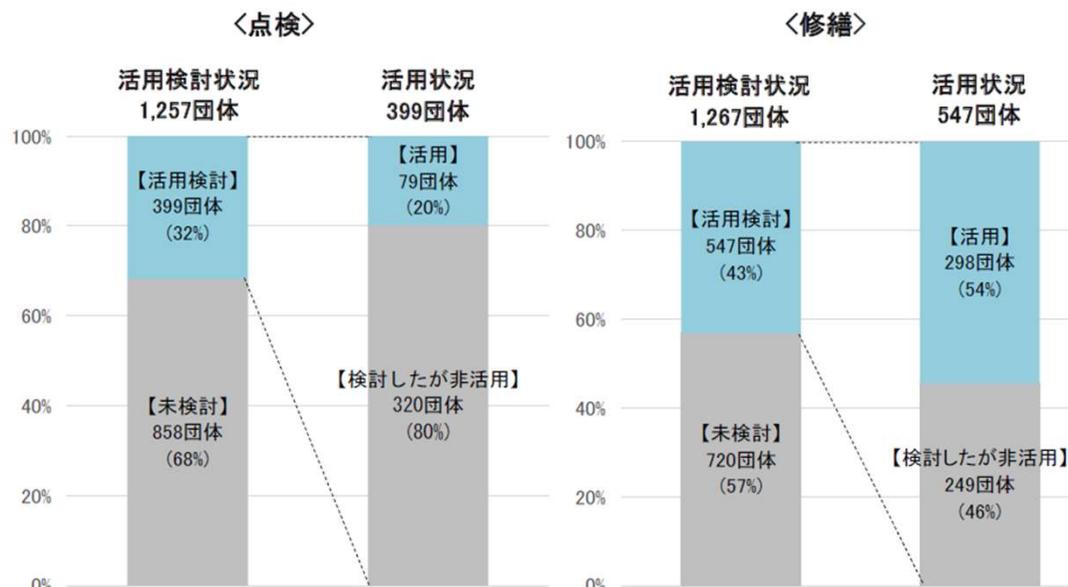


センサーによる橋梁ケーブル張力のモニタリング



トンネル内附属物の異常監視センサー

【点検・修繕における新技術の活用状況（橋梁）】



※国土交通省「令和2年度道路メンテナンス年報（令和3年8月25日）」より
 ※令和2年度に点検を実施した地方公共団体のうち、報告があった1,257団体と、令和2年度に修繕を実施した地方公共団体のうち、報告があった1,267団体を対象に算出。

総括調査票

調査事案名 (30) 道路メンテナンスにおける新技術等の活用

②調査の視点

新技術等の活用検討

点検や修繕等の業務に際して、新技術等の活用についての検討プロセスや活用状況、検討目的、検討手段を調査・分析し、課題を明確にする。

【調査対象年度】
令和3年度

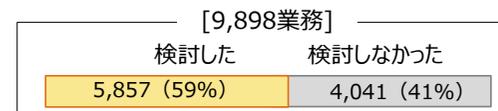
【調査対象先数】
98国道事務所等
1,788地方公共団体

③調査結果及びその分析

新技術等の活用検討

回答のあった9,898業務のうち、新技術等の活用を検討したのは5,857業務（59%）に留まる【図1】。

【図1】新技術等の活用の検討状況

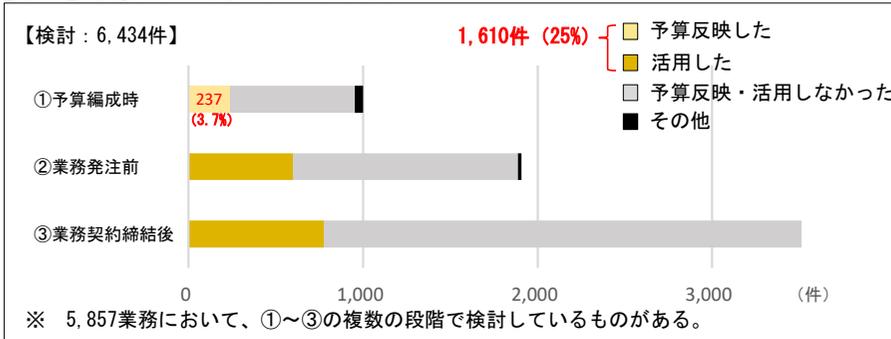


(1) 検討プロセス・活用状況

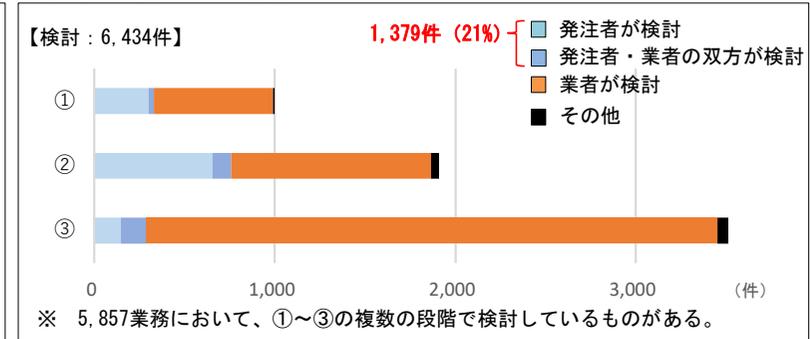
新技術等の検討・活用状況を見てみると、5,857業務において計6,434件の検討が行われており、その結果、予算に反映できたのは237件(3.7%)のみであった。また、これを含め新技術等の活用品数は1,610件(25%)にとどまっていた【図2】。

新技術等の検討主体を見てみると、発注者が自ら検討したのは1,379件(21%)にとどまっていた【図3】。

【図2】新技術等の検討・活用状況



【図3】新技術等の検討主体



(2) 検討目的

6,434件について検討した目的を見てみると、業務等の質の向上やコスト縮減が大半となっている中、長期的なライフサイクルコストの縮減を目的としたものは1,740件にとどまる【表1】。

また、活用できなかったもののうち、長期的なライフサイクルコストの縮減を目的としたものを除く3,456件においては、「コスト増が見込まれた」としたものが1,996件と最多となっていた【表2】。

【表1】新技術等の活用を検討した目的

検討：6,434件	
○質・安全性の向上を目的	4,825
○コスト縮減を目的	
・長期的（ライフサイクルコスト）	1,740
・短期的（今回の点検等）	4,176
○その他	270

※複数回答のため内訳が検討数（6,434）と一致しない

【表2】検討結果

検討：6,434件	検討時期			計	利用率
	予算編成時	業務発注前	契約後		
活用できた	237	598	775	1,610	25%
○質・安全性の向上を目的	178	486	673	1,337	28%
○コスト縮減を目的					
・長期的（ライフサイクルコスト）	114	215	111	440	25%
・短期的（今回の点検等）	168	355	321	844	20%
○その他	11	42	83	136	
活用できなかった	715	1,289	2,752	4,756	
○コスト増が見込まれた	378	805	1,583	2,766	
○効率面・品質面・安全面	206	461	1,302	1,969	
○現場条件・構造上	310	588	1,462	2,360	
○その他	91	94	117	302	
不明	47	21	0	68	

うち、長期的なライフサイクルコスト縮減を目的としたものを除く

3,456
1,996
1,521
1,700
181

※複数回答のため内訳が検討数（6,434）と一致しない

総 括 調 査 票

調査事案名 (30) 道路メンテナンスにおける新技術等の活用

③調査結果及びその分析

(3) 検討手段（カタログ・NETISの活用状況）

国土交通省が提供しているカタログやNETISについて、1,788地方公共団体のうち、カタログを「知らない・あまり見ない・見ない」が1,043団体（58%）、NETISを「知らない・あまり見ない・見ない」が927団体（52%）に上っており、こうしたツールが十分に活用されていない状況となっていた。【表3】

また、「知っている」と回答した団体のうち、カタログ・NETISが「使いにくい・どちらかと言えば使いにくい」と感じている団体は、いずれも4割程度存在しており【表4】、地方公共団体からも改善を求める声が上がっている【表5】。

短期的にはコスト増でも、長期的なライフサイクルコストの観点からコスト縮減が図られるため、新技術等を活用している例も存在する【図4】が、カタログ・NETISには、こうした実績を基に、具体的なコスト縮減効果の検討を促す機能が備わっていない。

なお、当該修繕工事に活用された技術は、地方公共団体からの要望も多い「小規模橋梁に活用できる新技術」に該当する【表5】ものの、NETISに掲載されていないことが判明した。これは、カタログやNETISへの掲載は技術を保有する企業の判断によって行われていることに起因すると推測された。

【表3】カタログ・NETISの活用状況

1,788地方公共団体	カタログ		NETIS	
	数	割合	数	割合
知っている	1,135	63%	1,443	81%
必ず見る	211	12%	190	11%
必ずではないが見る	441	25%	584	33%
あまり見ない	334	19%	435	24%
ほとんど見ない	128	7%	219	12%
未回答	21	1%	15	1%
知らない	581	32%	273	15%
未回答	72	4%	72	4%

【表4】カタログ・NETISの使い勝手

「知っている」と答えた地方公共団体	カタログ 1,135団体		NETIS 1,443団体	
	数	割合	数	割合
使いやすい (どちらかと言えば使いやすいを含む)	623	55%	892	62%
使いにくい (どちらかと言えば使いにくいを含む)	495	44%	522	36%
未回答	17	1%	29	2%

【表5】新技術等の活用促進のために求めるもの（主なもの）（1,788地方公共団体）

- ・地方に多い小規模橋梁に活用できる新技術や、その活用事例
- ・気軽に相談できる窓口の設置、研修の開催、設計業者や工事業者の意識向上
- ・発注者用の検討マニュアル
- ・他の自治体における具体的な活用状況や施工後の経過状況についての事例集
- ・カタログ、NETISへの情報や機能の追加
(情報) 採用できる現場条件や橋梁の規模・種別、標準歩掛、精度やライフサイクルコストを含む費用の従来方法や類似方法との比較、ロコミ
(機能) 条件入力などにより、自動で精度やコスト比較がされる機能や、簡単に必要な技術を絞り込める機能

【図4】長期的なライフサイクルコスト縮減の例

○橋梁修繕工事（事業費：12,903千円）コスト縮減額：▲103千円（+232千円、▲335千円） ※40年間で試算

〔採用新技術等〕橋面コンクリート舗装の補修において、耐久性の向上と防水性を付与し、ライフサイクルコストの観点で有利な技術

修繕工事	従来技術	新技術
初回	1,750千円	1,982千円
2回目以降	2,049千円（※）	
修繕回数	8年に1回	

※2回目以降は取り壊し費用が発生（新技術は不要）

	従来	新
短期：+232千円（①→②）	1,750千円①	1,982千円②
※初回		
長期：▲335千円（③→④）	2,049千円×5回=10,245千円③	1,982千円×5回=9,910千円④
※2～6回目		

④今後の改善点・検討の方向性

新技術等の活用検討

新技術等の活用を検討する際には、短期的なコストの増減だけでなく、長期的なライフサイクルコストの縮減につながるかどうかとも考慮する必要がある。

また、こうした新技術等の活用によるコスト縮減効果を適切に予算に反映させていくためには、活用の是非についての検討を業者任せにするのではなく、発注者自らが深度ある検討を行うことが重要である。

そのため、国土交通省においては、地方公共団体から求められているカタログ・NETISの改善、発注者用マニュアルや新技術等の活用事例集の策定を早急に進めるべき。

また、カタログ・NETISについて、有用な新技術等の掲載を促進するため、実績としてコスト削減効果が確認された新技術等は、原則として発注者において登録を行う仕組みとするとともに、全ての新技術等について活用実績やライフサイクルコスト、活用によるコスト縮減効果等の実績をデータベース化して提供するなど、実績を基に具体的なコスト縮減効果の検討を促すための機能を搭載すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(31) 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進事業		調査対象 予算額	令和3年度(補正後) : 1,516百万円 ほか (参考 令和4年度 : 392百万円)			
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	道路環境等対策費	調査主体	本省
組織	国土交通本省			目	自動車環境総合改善対策費補助金ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

・地球温暖化対策計画や交通政策基本計画等による省エネルギー・温室効果ガス(CO₂)排出削減といった政府方針を実現するため、国土交通省では次世代事業用自動車(※)の普及促進を目的として電気自動車やハイブリッド自動車など環境に優しい自動車の集中的導入等を補助している。

※次世代事業用自動車…トラックやバスなど事業用として使用される電気自動車(EV)、ハイブリッド自動車(HV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、天然ガス自動車(CNG)等

地域交通のグリーン化のため、運送事業で使用する次世代自動車の導入支援を実施。

車両価格低減及び普及率向上の実現により、段階的に補助額を低減。

概要	【 第 I 段 階 】	【 第 II 段 階 】	【 第 III 段 階 】
	市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要	車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減	通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達
補助 上限	車両・充電設備等価格の1/3	車両・充電設備等価格の1/4~1/5	通常車両との差額の1/3
対象 車両	燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス等 	電気タクシー、電気トラック(バン)、プラグインハイブリッドタクシー 	ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック、天然ガストラック 

総 括 調 査 票

調査事業名 (31) 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進事業

②調査の視点

補助金の必要性、補助効果の検証

○事業用自動車保有車両数に占める次世代自動車台数の普及が進んでいないことから、補助金の必要性や補助効果について検証。

【調査対象年度】

令和元年度～令和3年度

【調査対象】

国土交通省ほか：6先

③調査結果及びその分析

補助金の必要性、補助効果の検証

○平成23年度以降補助制度を実施しているが、事業用自動車保有車両数に占める次世代自動車台数は1%台にとどまっており、事業の成果指標（3%）にも届いていないことから、補助金の必要性や効果を検討するために車種区分ごとの普及状況について検証した。

○普及状況について調べたところ、最も市場台数が多い貨物自動車（軽以外）の次世代事業用自動車普及割合が低下傾向にあることが分かった。内訳を分析したところ、EVは微増しているが、CNGは旧型モデルしかないことやスタンド減少などの理由から台数が減少していた。（参考1）

○補助金の必要性や車両の価格設定に与える影響について自動車メーカー5社からヒアリングを実施。購入補助金を車種開発の前提として織り込んでいる、現時点では補助金を想定しないと販売戦略が成立しない、補助金と税制優遇を含めたトータルコストでガソリン車と同等と言えるかというレベル、といった意見が聞かれた。また、大型車については多品種少量生産でコスト削減が難しいため、普及初期は補助金に頼らざるを得ないという声もあった。

○購入時の価格についてEVを例に調べたところ、次世代事業用自動車の対ベース車価格差は1.5～2.9倍でありまだ格差は大きい、国外メーカー参入による価格競争やEV乗用車の普及等により、バス・タクシーで価格低減傾向が見られた（参考2）。

○一般的な使用距離・年数を前提に車両購入価格に加えランニングコストも含むEVとガソリン・ディーゼル車の価格を試算・比較したところ、補助後の価格は軽貨物を除きEVの方が安くなる車種があることが分かった（参考3）。バス（C車種）については補助後の購入価格自体がディーゼル車を下回っている。

④今後の改善点・検討の方向性

補助金の必要性、補助効果の検証

○全体的に次世代事業用自動車とベース車との購入時の価格差はまだ大きく、メーカーヒアリングの結果からも購入時の補助金の必要性は一定程度認められるものの、10年以上補助制度を実施しているにもかかわらず事業用自動車保有車両数に占める次世代自動車台数全体の割合はほとんど伸びておらず、また、足元の価格動向や購入後のランニングコストまで見据えた補助制度になっていない。

○今後、効果的に普及を促進するため、補助後の方がガソリン・ディーゼル車より購入価格が安くなっている車種については補助上限を見直したり、購入価格だけで比較するのではなく、ランニングコストを含めた価格まで考慮した補助率を検討して、車種・区分ごとの普及実態に合わせて重点化するなど、不断の見直しを行うべき。

（参考1）次世代事業用自動車導入普及状況と補助台数

		R元	R2	R3
軽貨物	普及率	0.21%	0.57%	0.68%
	普及台数／ 事業用自動車総台数	625台 / 296,316台	1,713台 / 302,265台	2,079台 / 304,066台
	補助台数	(うち補助台数1台)	(うち補助台数1台)	(うち補助台数19台)
貨物（軽以外）	普及率	1.75%	1.70%	1.59%
	普及台数／ 事業用自動車総台数	16,966台 / 968,206台	16,490台 / 972,792台	15,520台 / 973,722台
	補助台数	(うち補助台数1,170台)	(うち補助台数1,024台)	(うち補助台数802台)
バス	普及率	1.39%	1.43%	1.45%
	普及台数／ 事業用自動車総台数	1,585台 / 113,854台	1,557台 / 109,216台	1,546台 / 106,638台
	補助台数	(うち補助台数47台)	(うち補助台数51台)	(うち補助台数59台)
タクシー	普及率	0.30%	0.31%	0.33%
	普及台数／ 事業用自動車総台数	644台 / 215,768台	633台 / 206,139台	655台 / 200,622台
	補助台数	(うち補助台数78台)	(うち補助台数25台)	(うち補助台数29台)
事業用全体	普及率	1.24%	1.28%	1.25%
	普及台数／ 事業用自動車総台数	19,820台 / 1,594,144台	20,393台 / 1,590,412台	19,800台 / 1,585,048台
	補助台数	(うち補助台数1,296台)	(うち補助台数1,101台)	(うち補助台数909台)

（出典）国土交通省提出資料

（参考2）EVの価格低減状況（ベース車との価格差（倍））

	R元	R2	R3
軽貨物	1.6	1.9	1.9
貨物（軽以外）	1.8	2.7	2.9
バス	3.2	1.4	1.5
タクシー	2.4	1.7	1.6

（出典）国土交通省提出資料

（参考3）ランニングコストも含めた価格差試算（例）

	EVの一般的な使用 年数と走行距離	補助金	補助金適用後の【EV】 -【ガソリン・ディーゼル車】 の購入価格差	補助金適用後のランニングコスト も含めた【EV】 -【ガソリン・ディーゼル車】 のコスト差
軽貨物（A車種）	約7年／約9万km	約56万円	約+80万円	約+9万円
貨物（軽以外）（B車種）	約8年／約16万km	約90万円	約+91万円	約▲3万円
バス（C車種）	約12年／約50万km	約790万円	約▲54万円	約▲739万円
タクシー（D車種）	約5年／約23万km	約96万円	約+107万円	約▲78万円

※充電設備等工事費を除く （出典）国土交通省提出資料を基に作成

総 括 調 査 票

調査事案名	(32) 空港の維持管理における新技術の導入			調査対象 予算額	令和3年度：42,613百万円の内数 ほか (参考 令和4年度：42,613百万円の内数)		
府省名	国土交通省	会計	自動車安全特別会計 (空港整備勘定)	項	空港等維持運営費	調査主体	本省
組織	—			目	庁費	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

空港の維持管理における新技術導入の取組としては、モバイルマッピングシステム（以下「MMS」という。）を用いた舗装の計測・解析、空港管理車両による簡易舗装点検システムを用いた点検等が一部の空港で進められているが、今後更に活用が見込まれることを踏まえ、実際の導入効果等を検証、調査する。

モバイルマッピングシステム（MMS）

- ・・・車両に搭載したレーザースキャナー等を用いて、舗装面を3次元点群で計測し、路面性状調査（舗装面のひび割れ、わだち掘れ、平坦性及び段差を調査。3年に1回実施）及び定期点検測量（規定勾配への適合を確認。6年に1回実施）を同時に計測可能とするほか、従来手法によれば一定間隔で取得していた情報を連続的に取得することが可能となる技術。

簡易舗装点検システム

- ・・・空港管理車両にカメラ等の機器を搭載し、画像解析の技術により舗装面のひび割れの変状等を自動検出、測定、記録するもの。東京国際空港（以下「羽田空港」という。）の一部の滑走路において令和3年度から試験的に導入されており（※）、ひび割れ検出の精度を分析し、従来手法による巡回点検（1年に9回実施）と代替可能であるか検証中。
※着陸回数や滑走路等への変状の多さ（国管理空港で直近3年で実施した緊急修繕の5割以上が集中）に鑑み、精緻に舗装変状を把握し、早期に対処する必要性が高いことや、24時間運用空港で滑走路等の閉鎖可能時間が非常に短いため。

従来手法

- ・・・路面性状調査、定期点検測量を各々計測



【人力での路面性状計測状況】
滑走路等のひび割れ、わだち掘れ、平坦性、段差を計測



【人力による水準測量状況】
滑走路等の縦横断勾配を計測

従来手法

- ・・・目視・手作業による点検



【ひび割れ記録】



【ひび割れ計測】

MMS

- ・・・路面性状調査、定期点検測量を同時計測



【MMS車両での計測】
GPSアンテナ、レーザースキャナー、カメラなどの機器を搭載し、走行時に舗装面や周辺の3次元座標データと連続映像を取得することで、路面性状調査と定期点検測量を実施



簡易舗装点検システム

- ・・・システム車両による計測



舗装面の計測



舗装面上に投影

- ・前回の点検で発見した不具合箇所（ひび割れ等）を舗装面上に投影
- ・滑走路・誘導路の点検時に走行するラインを舗装面上に投影

※今後の導入スケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
簡易舗装点検システム					
・羽田空港の全ての滑走路で本格運用					
・他国管理空港への導入の検討					
・他国管理空港へ本格運用					

総 括 調 査 票

調査事案名 (32) 空港の維持管理における新技術の導入

②調査の視点

1. MMSの導入効果

国管理空港においては、平成30年度以降、滑走路等の点検にMMSを活用している。

新技術の導入に当たっては、従来技術と比較した際の効果を十分見極めた上で促進していくことが重要であることから、省人化とコスト削減の観点から、国管理空港でのMMSの導入効果を検証する。

【調査対象年度】平成27年度～令和3年度

【調査対象先数】国管理空港：6空港

2. 地方管理空港等におけるMMSの導入状況等

MMSの導入効果が認められる場合には、担い手不足の解消等の観点からも、地方管理空港等でもMMSの導入を進めていくべきであることから、地方管理空港等での導入状況や導入が進まない背景についてアンケート調査を実施する。

【調査対象年度】令和3年度

【調査対象先数】地方管理空港等：77空港

3. 簡易舗装点検システムの導入効果

羽田空港においては、令和3年度から、滑走路等の点検に簡易舗装点検システムを試験的に導入している。

国土交通省は、令和6年度を目途に、他の国管理空港への当該システムの導入を検討していることから、その導入前に省人化とコスト削減の観点から、現時点における導入効果を検証する。

【調査対象年度】令和3年度

【調査対象先数】国管理空港：1空港

③調査結果及びその分析

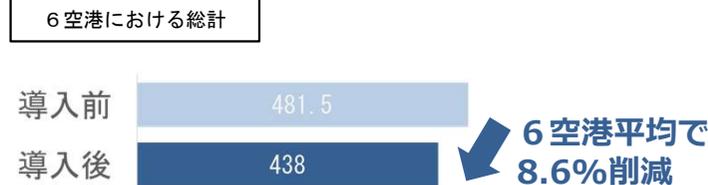
1. MMSの導入効果

MMSを活用した滑走路等の点検は、国が維持管理を実施する全ての空港（18空港）で導入されている。MMSは、路面性状調査と定期点検測量が同時に実施可能となる技術であることから、その効果を適切に把握するためには、路面性状調査と定期点検測量を同時に実施済みの空港において導入効果の検証を行う必要がある。国土交通省が維持管理を実施する空港のうち、令和3年度末時点において両調査を同時に実施済みの空港は6空港であり、これらの空港において、省人化とコスト削減の観点から導入効果の検証を行った。

省人化の観点については、点検業務の受注者にヒアリングを実施し、MMSの導入前後において点検業務に投入される人員がどのように変化したのか検証したところ、6空港の平均で8.6%の省人化効果があった。【図1】

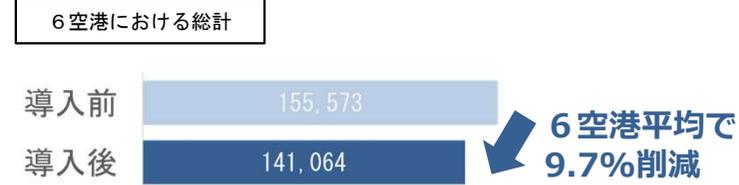
また、コスト削減の観点については、従来手法とMMSを活用する場合のそれぞれにおいて、路面性状調査及び定期点検測量に要する費用を積算して比較したところ、6空港の平均で9.7%のコスト削減効果があった。【図2】

【図1】MMSの導入による省人化効果



※導入前：従来手法による路面性状調査及び定期点検測量の外業に要した延べ人数（人）
導入後：MMSによる路面性状調査及び定期点検測量の外業に要した延べ人数（人）

【図2】MMSの導入によるコスト削減効果



※導入前：従来手法による路面性状調査及び定期点検測量に要する価格（積算・千円）
導入後：MMSによる路面性状調査及び定期点検測量に要する価格（積算・千円）

2. 地方管理空港等におけるMMSの導入状況等

○MMSの導入状況について

地方管理空港等のMMSの導入状況は、【図3】のとおりであり、18空港がMMSを活用した滑走路等の点検を導入している。

○MMS未導入の空港について

MMS未導入の空港（59空港）中、導入に向けて検討を行ったことがある空港は21空港であり、さらに、その内の16空港は今後MMSを導入予定、2空港は導入に向けての検討中であった。他方、MMS未導入の空港のうち、導入に向けての検討を行っていない空港は38空港であった。【図4】

【図3】MMSの導入状況



【図4】MMSの導入の検討状況



※その他の回答の内訳
「精度に課題」、「費用比較の結果、従来方法の方が安価であった」等。
他方、上記回答は、いずれも令和元年に実施した検討の結果によるものであり、その後の技術の普及状況も踏まえれば、再度検討を行った場合には、同様の結論に至らない可能性もあると考えられる。

総 括 調 査 票

調査事案名 (32) 空港の維持管理における新技術の導入

③調査結果及びその分析

2. 地方管理空港等におけるMMSの導入状況等

また、MMSの導入に向けての検討を行っていない空港に対して、その理由を調査した結果は【表1】のとおりで、「MMSの導入効果（業務量やコスト削減効果等）が分からない」、「既存技術で点検可能なため、MMS活用の必要性を感じていない」といった回答が多く、「MMSの技術を知らない」といった回答もあった。

さらに、MMSの導入に向けての検討を行っていない空港向けに、今後の検討に向けて、国に対してどのような取組を求めるかを確認したところ、導入効果や導入事例に係る情報提供という回答が多かった。

（参考）「MMSの導入に向けての検討のために、国に対してどのような取組を求めるか」への回答（例）

- 導入事例について、導入までの課題や導入後の維持管理を含めた情報の積極的な発信と、導入及び維持管理に係る費用の補助制度
- 活用可能な技術カタログ等の作成
- MMSの導入に向けての検討費用の補助、MMSの活用実績の提供
- 積雪寒冷地空港での導入事例や、計測機器にどの程度のランニングコストがかかるのかなど、先進地の事例提供

【表1】MMSの導入の検討を行っていない理由

回答（選択式）	空港数
MMSという技術を知らない	4
MMSが舗装点検へ活用可能であることを把握していない	0
MMSの導入効果（業務量やコスト削減効果等）が分からない	14
既存技術で点検可能なため、MMS活用の必要性を感じていない	12
MMS導入に向けての検討の費用・手間がかかる	2
その他（今後、滑走路の改良計画があるため。より安価で効率的な新技術の開発を独自に進めているため。等）	6

3. 簡易舗装点検システムの導入効果

簡易舗装点検システムの導入効果を、受注者へのヒアリングにより検証したところ、従来、手作業で実施していた点検記録簿の作成作業において、滑走路1本（3,000m×60m）当たり5.5人・日の省人化効果が現時点で確認できた。【図5】

一方、簡易舗装点検システムについては、従来手法による点検と完全に代替可能であるか羽田空港で検証中であり、その検証結果が確認できるまでは、従来手法による点検も引き続き実施されているため、省人化効果及びコスト削減効果を正確に把握するためには、令和4年度及び5年度の検証結果を待つ必要がある。

なお、国土交通省は、今後、簡易舗装点検システムの導入による舗装の長寿命化について、令和4年度及び5年度に併せて検証を行うとしているが、簡易舗装点検システムの導入によって、目視では把握できない舗装変状を精緻に把握可能となっており、これに伴って、早期のひび割れ注入や舗装補修範囲の最適化等、今まで以上の適切な予防保全が実施可能となり舗装の長寿命化を図るとしている。羽田空港の滑走路1本の更新費用を約50億円とし、長寿命化により更新時期が舗装の設計耐用年数の10年から11年となった場合、1年当たりのコストと比較すると約45百万円のコスト削減効果（10年で更新する場合の1年当たりのコスト：約500百万円、11年で更新する場合の1年当たりのコスト：約455百万円）が想定される。

【図5】簡易舗装点検システムの導入による省人化効果

（従来手法）

- ・破損状況の入力
- ・破損位置図の登録
- ・破損状況写真の登録
- ・点検時の措置、所見等の入力

手作業で入力

$$\begin{aligned} & \text{作業員数} \\ & 2 \text{ (人)} \times 3.0 \text{ (日)} \\ & = \mathbf{6.0 \text{ (人・日)}} \end{aligned}$$

（簡易舗装点検システム）

- ・破損状況の入力
- ・破損位置図の登録
- ・破損状況写真の登録
- ・点検時の措置、所見等の入力

PCでの自動処理

$$\begin{aligned} & \text{作業員数} \\ & 1 \text{ (人)} \times 0.5 \text{ (日)} \\ & = \mathbf{0.5 \text{ (人・日)}} \end{aligned}$$

④今後の改善点・検討の方向性

1. MMSの導入効果
2. 地方管理空港等におけるMMSの導入状況等

- MMSについて、国管理空港において、省人化とコスト削減の観点から導入効果が認められたが、地方管理空港等では導入が進んでいないという実態が明らかになった。
- 「MMSの導入効果（業務量やコスト削減効果等）が分からない」、「既存技術で点検可能なため、MMS活用の必要性を感じていない」といった回答が多くあったことを踏まえ、説明会の開催によってMMSの導入効果や導入実績について周知することや、MMSの導入に係る相談窓口を国土交通省本省等に設置することによって地方管理空港等におけるMMSの導入促進を図るべきである。

3. 簡易舗装点検システムの導入効果

- 今回の調査で、簡易舗装点検システムの省人化効果が現時点においては認められた。他方、左記のとおり、正確な省人化効果及びコスト削減効果の把握には、令和4年度及び5年度における検証結果を待つ必要があるが、検証に当たっては、従来手法による点検と代替することによるコスト削減効果のほか、簡易舗装点検システムの導入が予防保全による長寿命化にどの程度寄与しているのかも定量的に分析すべきである。

また、他の国管理空港に簡易舗装点検システムを導入するに当たっては、羽田空港における検証を踏まえ、他の国管理空港においても同様にコスト削減効果が認められるか、十分に確認した上で進めるべきである。なお、導入に当たっては、前述の羽田空港の特徴（着陸回数が非常に多く、それに伴って滑走路等への変状が非常に多いため、早期の対応によるコスト削減効果がより大きいこと、24時間運用空港で滑走路等の閉鎖可能時間が短いことから、より迅速に点検を行うことが求められていること）も考慮の上検討することが必要である。

総 括 調 査 票

調査事業名	(33) 国土地理院におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組		調査対象 予算額	令和3年度（補正後）：15,216百万円の内数 ほか （参考 令和4年度：8,608百万円の内数）		
府省名	国土交通省	会計 一般会計	項	国土地理院共通費、地理空間情報整備・活用等推進費ほか	調査主体	本省
組織	国土地理院		目	職員基本給、測量庁費ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事業の概要

【事業の概要】

国土地理院は、測量と地理空間情報をつかさどる我が国唯一の機関として国土交通省の特別の機関に位置付けられている。同院は「測量法」を所掌し、法の目的（測量の重複の排除と正確さの確保）に則って、公的機関が実施する測量の審査助言を実施、測量士等の資格制度を運用するほか、国の基本となる基本測量を自ら実施し、電子基準点等を全国に整備し位置の基準を構築している。さらに、地図を作成することで、我が国の領土の姿を明示するとともに、国土の管理・保全に必要な基本情報を整備・維持している。

これらの整備によって得られた地図情報のほか、農地や商業地といった土地の利用状況など国民の暮らしを取り巻く位置に関連する情報は「地理空間情報」と呼ばれており、利用者が必要とする地理空間情報を探しやすくするため、国土地理院では「地理空間情報ライブラリー」を運営し、インターネットを通じて地理空間情報を容易に検索・閲覧・入手することができる環境を提供している。

【問題意識】

国土地理院が作成する地図は、1970年代よりデータ化を進めてきたが、一方で、歴史的に国土地理院の活動経費の財源は税金が大半を占めている中で、近年では紙地図の販売等による自己収入が激減している。

また、情報の無料サービスの利便性向上は追及されてきているものの「顧客が商品を買う過程でどう感じたか」といった対価を支払う顧客側からの視点で行政手続等が全く改善されていない。

これらを意識して費用対効果やサービスに対する価値等について適切に評価してこなかったことは大いに反省するべきである。

【本調査のねらい】

国土地理院では、事業部門ごとの縦割り（サイロ化）によって組織横断的にデータを有効活用できていない弊害や既存システムが複雑化する等技術的負債も抱えており、既存の資源を再構成、再配置、再利用しなければ、多くの利益機会を失うおそれがある。

本調査では、このような遺失利益（機会費用）を節約するための経営戦略として「ダイナミック・ケイパビリティ（企業変革力）の強化」が重要となる、との「2020年版ものづくり白書」に位置付けられた考え方なども取り入れつつ、「企業変革力」が期待されるデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組を通じて国土地理院がより機動的で柔軟（アジャイル）な組織として機能することを目指す。

※DX：企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

<国土地理院の概要(情報提供のイメージ)>



<国土地理院の歳入>

版権及び特許権等収入

H23 116百万円 R2 37百万円

1/3まで激減



<サイロ化のイメージ>



総 括 調 査 票

調査事案名 (33) 国土地理院におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組

②調査の視点

【調査対象年度】
令和元年度～令和3年度

【調査対象先数】
国土地理院：1先

1. DXの推進体制等について

「DX推進ガイドライン」（平成30年12月経済産業省）によれば、DXの失敗ケースとして、「経営者が明確なビジョンがないのに、部下に丸投げして考えさせている」「戦略なき技術起点のPoC（Proof of Concept：概念実証）は疲弊と失敗のもと」としており、デジタル技術を活用してビジネスをどのように変革するかについての経営戦略や経営者による強いコミットメント、それを実行する上でのマインドセットの変革を含めた企業組織内の仕組や体制の構築等が不可欠としている。

国土地理院について、DXの推進体制や投資等の意思決定の在り方等について現状を把握する必要がある。

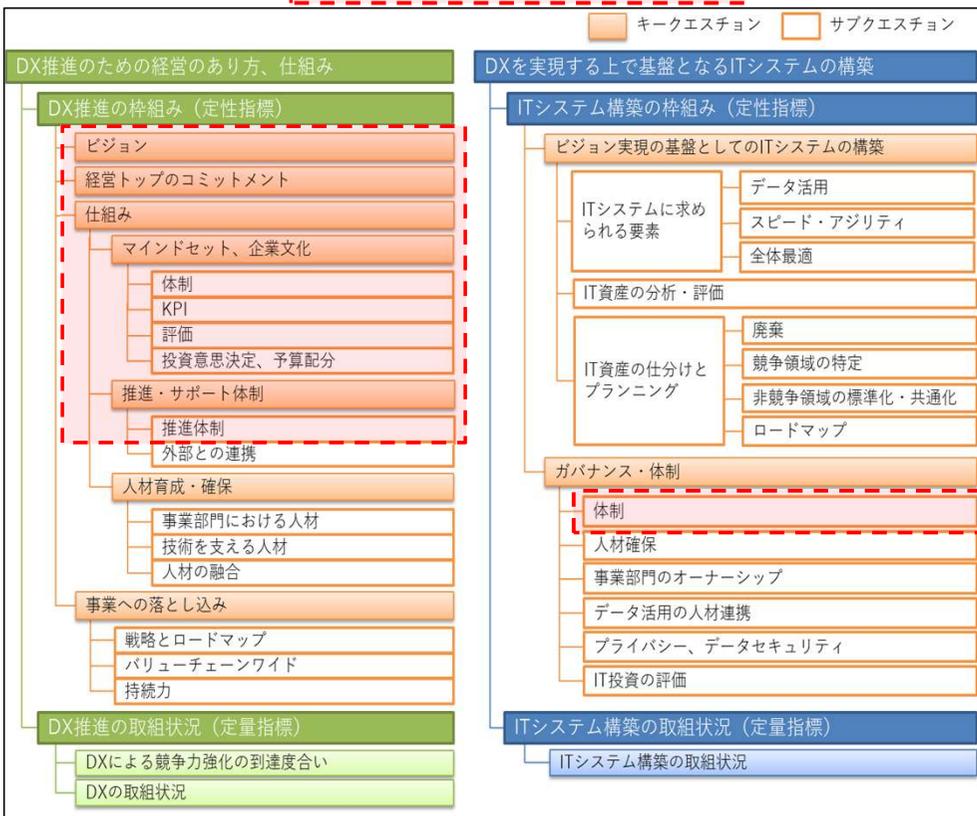
③調査結果及びその分析

1. DXの推進体制等について

国土地理院においてDX推進体制等の現状を把握するため、IPAのWebサイトより「デジタル経営改革のための評価指標」の自己診断を行った結果は以下のとおり。

経営層が変革の必要性を十分に認識されていないなど、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代にあつて多くの利益機会を失う可能性が非常に高い。

<DX推進指標項目> 国土地理院において評価の著しく低い箇所



(出典：経済産業省HP)
※IPA: 独立行政法人情報処理推進機構

④今後の改善点・検討の方向性

1. DXの推進体制等について

今後、自己変容により業務プロセスの「見える化」を進め「顧客接点」をどのように活用し顧客満足度を与えるか検討するとともに、MA (Marketing Automation：顧客情報収集等の自動化) などによりの確にユーザーのニーズを把握し、積極的な消費行動へユーザーを促す等歳入増に向けた取組も推進すべき。

その際、正確な業務分析をもとに、実行可能で効果が期待できるプロジェクトを組成し、投資の最適化を促すガバナンスの仕組等業務プロセスを変革することやマルチステークホルダー・パートナーシップ等によって、国土地理院の組織としての価値の持続的向上を目指すものとする。

※マルチステークホルダー・パートナーシップ：公的機関、民間問わず、さまざまな利害関係者（ステークホルダー）が自発的に協調し、共通の目的達成に向けて共同で作業する枠組みのこと。

総 括 調 査 票

調査事業名 (33) 国土地理院におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組

②調査の視点

2. 電子基準点の維持管理・更新について

全国約1,300か所の電子基準点は、測量、地殻変動監視での利用の他、高精度測位サービスの基盤となっているもの。

電子基準点の整備に当たっては、将来の維持管理・更新コスト・故障リスクについても考慮していくべきところ、全国の多様な環境に設置されている電子基準点は、最適な更新等の周期設定が非常に難しいなか、実態に合わせず、計画に従った結果、まだ使用可能な部品を安易に交換してしまったり、不必要に過剰な回数の点検を行うこととなっていないか。

③調査結果及びその分析

2. 電子基準点の維持管理・更新について

電子基準点全体として、データを活用した維持管理・更新コスト（含故障リスク）の将来見通しを立てたものはない。

予防保全型メンテナンスとして、一定期間で保全行為を行う「時間基準保全」は「バッテリー」と「受信機」のみを対象として想定しているところ、使用している部品の劣化具合に応じて対応する「状態基準保全」を対象とする機器が多いため、必然的に非効率な点検等とならざるを得ない状態となっている。



<バッテリー更新計画>



※電子基準点：GPSや準天頂衛星等の測位衛星（GNSS）の信号を受信する観測施設で、受信データをリアルタイムで国土地理院に送り解析することで、各電子基準点の精密な位置情報が得られる。受信データと位置情報は、測量や全国の地殻変動監視の他、ICT施工やスマート農業等の高精度測位にも広く利用されており、正確な位置の提供に欠かせない基盤インフラである。

また、電子基準点から得られる水蒸気情報は、気象庁の天気予報にも利用されている。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 電子基準点の維持管理・更新について

電子基準点は、機能停止が及ぼす社会的影響が大きい重要なインフラである。

全国の多様な環境に設置されており、劣化の速度や状況が電子基準点ごとに異なるため、一律に更新すると無駄なコストがかかることとなる。適切なメンテナンス周期の設定は非常に難しく、また、高度な技術を要する現場点検が必要となるなど、人的な負担も大きい。

そこで、IoTによって連続的に温度、湿度、振動等機器の状態のデータを計測・監視し、設備の劣化状態を把握するとともにAIを用いて故障が発生する前の適切なタイミングで設備の不具合や故障の兆候を事前に「予知」し部品を交換・修理する概念実証を実施し、点検等効率化のみならず安全性の向上も実現していくべき。

総 括 調 査 票

調査事業名 (33) 国土地理院におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組

②調査の視点

3. 顧客視点に立った行政手続の最適化について

地理空間情報ライブラリーでは、過去も含めた様々な地理空間情報の検索・閲覧・入手が可能であるが、地図を物理的な紙でしか交付できない、全国11か所の閲覧所でのみ閲覧可能、といった書面・対面によらなければならない地理空間情報が残っている。

このような事態がこれまで長く放置されてきたのは、顧客視点のデータが皆無であり、ユーザーに対して一方通行の情報提供にとどまっていることが原因であると思料される。

デジタル庁から示されたデジタル原則によれば、デジタル社会の実現に向けた構造改革のため、デジタル完結、アジャイルガバナンス、官民連携、相互運用性確保、共通基盤利用等が必要とされているところ、政府デジタル臨時行政調査会の方針に則り、行政手続を含む地理空間情報ライブラリー利活用の一連の流れを一貫してデジタル完結させるとともに、徹底的に顧客視点を重視し、国土地理院の地理空間情報の高度な活用を推進することで、個人や企業による新たな付加価値の創出に貢献すべきではないか。

③調査結果及びその分析

3. 顧客視点に立った行政手続の最適化について

以下のとおり、顧客視点で整理するとストレスの感じるポイントが非常に多い。

＜講義で学んだ防災・地理の知見を活かし、郷土史の資料を提供して地域の防災に貢献したい地元の大学生が、古い地形図を使って郷土史の資料を作り、地域の災害リスクコミュニケーションを行うシナリオのイメージ＞

フェーズ	発見	着想	検索	交付申請	スキャン	執筆	承認申請	刊行	成果
タッチポイント	イベント会場や報道、ウェブサイト	ウェブサイト	窓口又は郵便	ウェブサイト	ウェブサイト	ウェブサイト	ウェブサイト	ウェブサイト	ウェブサイト
顧客の行動	地図が地理的知見を深めることに役立つことを見いだす。	地図が地理的知見を深めるような事例を調査する。	興味ある地域の古い地形図があるかを知る。	特定した地図の交付を受ける。	地図の中で興味ある地域を電子データにスキャンする。	電子データを図として挿入し、自らの知見を執筆する。	国土地理院の地図の使用承認を受ける。	執筆した資料を刊行する。	資料を1部、国土地理院に提出する。
利用するサービス	個人発表による発表 SNS 国土地理院による発信	イベント開催 地理的知見が地図で深まることを知る	必要地図の存在を確認	必要地図の交付を受ける	パソコンに地図を取り込み	自らの知見を執筆	使用承認を電子申請	自らの知見を地域に伝える	国土地理院に提出
カスタマーの感情と行動	国土地理院に興味深い情報があるらしい。	明治時代からの地図を見てみたい。	ネットでは詳細まで見られない。交付可能と知る。	訪問は大変。46cm×58cmの紙本を受領。	国土地理院からデジタルで入手できない。	結果が見えてきた。必要な手続きはあるだろうか。	制度が複雑で、時間がかかる。電話で国土地理院と取り付ける。	ついに出版できた。1部提出を求められていた。	提出した資料は地理院でどう扱うのだろう。
行政手続	-	-	-	謄抄本の交付	-	-	使用承認	-	使用承認の一環

④今後の改善点・検討の方向性

3. 顧客視点に立った行政手続の最適化について

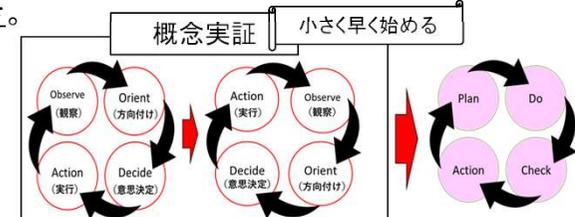
緊急性の高い「防災地図情報」について、全国の土地利用の変遷をあらゆる地方で容易に把握できるよう、災害リスクコミュニケーションの全国展開が推進されるような概念実証を実施すべき。

具体的には、地理空間情報ライブラリーにおける地理空間情報の検索・閲覧・入手・使用、複製承認・成果品の送付に至る一連のユーザー体験（UX:User Experience）を総合的に見直し、ユーザーストーリーに合わせて一貫してデジタル完結されたサービスを提供できるよう、UX設計を行うこと。

そのうえで、設計されたUXに合わせた業務プロセス改革を立案し、実施体制を整備する。次に設計されたUXを実現するプロトタイプを開発し、持続可能な運営が可能な方策を立案する。

その際、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握した上で、行政サービスのユーザーと行政機関間のフロント部分だけでなく、バックオフィスも含めたプロセスの再設計を行い、各業務において、ユーザーがサービスを受ける際の最適な手法について検討を行う。

また、その他の提供サービスについても、幅広い利用者のニーズを充足できるよう、適切な費用負担を考慮した上で、組織横断的に業務の見直しが行えるような態勢を確保すべき。



総 括 調 査 票

調査事案名	(34) 自然公園等事業費等		調査対象 予算額	令和3年度：5,191百万円 ほか (参考 令和4年度：5,133百万円)			
府省名	環境省	会計	一般会計	項	自然公園等事業費 環境保全施設整備費	調査主体	共同
組織	環境本省			目	国立公園等整備費 自然環境整備交付金ほか	取りまとめ財務局	(近畿財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

国立公園等における施設整備や長寿命化対策を実施するとともに、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援を行う。

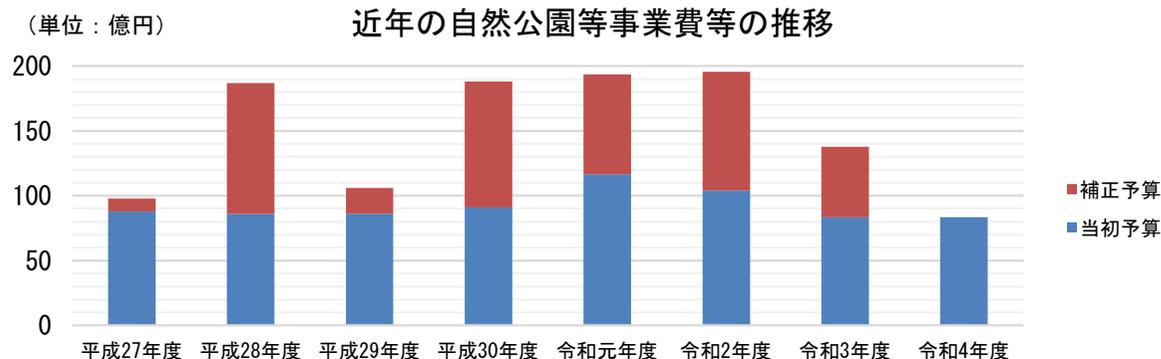
- ・ 国立公園等の利用施設の整備、維持管理
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援 等

■事業形態 請負事業/交付金事業（補助率：国立公園50%、国立公園以外45%）
請負事業：民間、補助事業：地方自治体

■実施期間 平成6年度～

【近年の傾向】

平成28年度からの「国立公園満喫プロジェクト」(※)や平成6年から10年間にわたって、整備された施設が更新時期を迎えている影響などもあり、平成28年度以降、補正予算を含めると事業費が150億円を超える年度もある。



※「国立公園満喫プロジェクト」とは、国立公園の国内外の誘客を促進することを主な目的として、

平成28年より環境省が進めているプロジェクト。

※令和3年度までは、補正予算も合わせた事業費。令和4年度は当初予算の事業費。

※事業費には、調査対象外の維持管理費や工事諸費等を含む。

事業イメージ

事例1：利用施設の整備



国立公園の利用拠点における
ビジターセンターの整備
(竜串ビジターセンター)

事例2：気候変動ならびに防災・減災対策の実施



緊急避難場所の
改修による防災機能強化
(室堂園地休憩所)

事例3：長寿命化対策



対策前



対策後

施設の長寿命化
計画に基づく対
策(外壁補修)
の実施

総括調査票

調査事案名 (34) 自然公園等事業費等

②調査の視点

1. 標識の材料単価について

事業により整備している標識について、高額な材料を調達していないか。

※標識は【標識本体】と【表示板】によって構成されており、それぞれの材料単価を調査。
また、【標識本体】と【表示板】は合わせて一式として調達されることが多く、その場合の材料単価も調査。

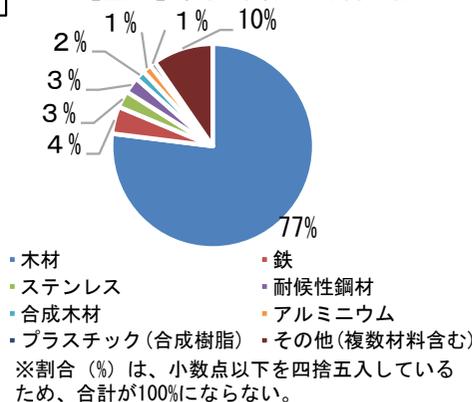
③調査結果及びその分析

1. 標識の材料単価について

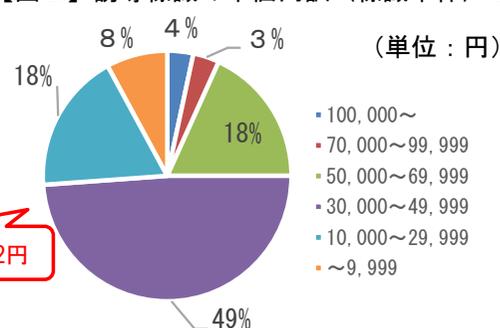
①【標識本体】の材料単価について
標識本体の材料の内訳としては、木材が最も多く、77%を占めている。【図1】木材を材料とする標識のうち、最も多く整備されている種類の標識は、「誘導標識」であり、その材料単価を確認すると、30,000円～49,999円が49%を占めていた。【図2】

その中で、最も高額な材料単価は15万円を超える一方、安価なものは1万円未満であった。【参考1】、【参考2】誘導標識は、環境省によって標準的な大きさが示されているが、実際に整備される標識によって多少の大きさの違いもあり、それに伴い単価が異なることも考えられる。しかし、単価平均の倍以上の材料単価である標識については、材料単価が高額なものであると言える。

【図1】標識本体の材料内訳



【図2】誘導標識の単価内訳(標識本体)



単価の平均：43,302円

④今後の改善点・検討の方向性

1. 標識の材料単価について

国立公園等は立地している自然環境によって、調達する材料に違いが生じる可能性は考えられる。
その上で、環境省としてそれぞれの立地状況を考慮しつつ、材料単価の上限や標準価格を示すことを検討すべき。

また、上記検討と併せて、自然公園等事業費等の標識整備以外の工事についても、同様に材料単価が高額なものとならないように周知すべき。

②【標識本体】と【表示板】一式での材料単価について

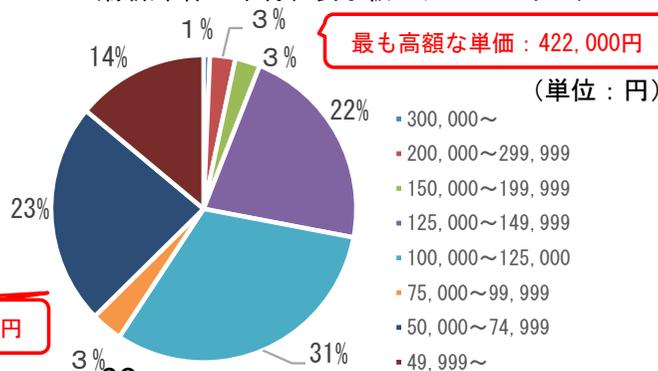
標識本体と表示板一式で最も調達されている材料は、「標識本体：木材」、
「表示板：アルミニウム」の組合せであった。

そして、その組合せにより最も多く整備されている誘導標識について、上記組合せの一式の材料単価について確認を行った。【図3】

単価の平均は101,809円であるところ、約60%が平均単価を上回っており、最も高額な材料単価は40万円を超える一方、安価なものは5万円未満であった。
単価の高い標識の完成写真を見ると、表示板に詳細な地図を入れているものもある一方、平均単価で整備されている標識と規模や表示内容が同様である標識も見受けられた。

表示板に表示する情報量によって、材料単価が異なることも考えられるが、整備内容が同じであるにもかかわらず、単価平均の倍以上の材料単価である標識については、必要以上に材料単価が高額なものであると言える。

【図3】誘導標識本体と表示板一式の単価(標識本体：木材、表示板：アルミニウム)



最も高額な単価：422,000円

単価の平均：101,809円

【参考1】材料単価が高価な誘導標識



表示板

標識本体

【参考2】材料単価が安価な誘導標識



総 括 調 査 票

調査事案名 (34) 自然公園等事業費等

②調査の視点

2. 予算単価の有用性・適合性について

予算要求において概算工事費を算出するために使用している予算単価について、想定している規格や仕様が実際の施工状況に見合ったものとなっているか。

また、予算単価で想定している規格と同じ規格で施工している施設及び工作物の工事について、予算単価と施工単価は適合しているか。

②予算単価の適合性について

予算単価の規格と同じ規格で施工している施設及び工作物の工事の平均施工単価の比較結果は以下のとおり。【表3】

【表3】 予算単価と施工単価の比較

施設種別	施設			工作物			
	園地便所	休憩所	炊事棟	階段工 (幅=1m)	階段工 (幅=2m)	舗装工 (シルト舗装等)	柵工 (幅=1.1m) (木製)
予算単価 (円)	590,700	313,140	289,860	19,160	22,490	19,190	41,070
平均施工単価 (円)	514,944	386,587	257,442	18,207	18,626	6,156	11,017
(平均施工単価/予算単価)	87%	123%	89%	95%	83%	32%	27%

※調査のうち件数が多いものを抜粋

立地条件によっては、工事の施工状況が厳しい中で行われるために、予算単価で想定されている標準的な内容よりも工事費がかさむ場合がある等の個別事情にも留意する必要がある。

ただし、太枠の箇所のように、平均施工単価より予算単価が大きく上回っている箇所も見受けられた。

③調査結果及びその分析

2. 予算単価の有用性・適合性について

①予算単価の有用性について

調査対象期間内に整備している標識工事について、予算単価で想定している規格と同じ規格で整備を行う工事は10%にも満たなかった。【表1】

【表1】 標識整備における予算単価規格と同じ整備件数内訳

	誘導標識	案内図標識	総合案内標識	注意標識	資源名標識	合計
総整備件数 (件)	628	70	32	47	13	790
予算単価とおりの整備件数 (件)	34	4	0	1	0	39
割合	5%	6%	0%	2%	0%	5%

なお、予算単価の規格と同じ規格で整備をしている工事が確認されなかった資源名標識は、整備された工事の平均材料単価が予算単価の6倍以上であった。

(※) 【表2】

特に材料単価の高い工事は標識本体に石材を使用しており（予算単価では材料は木材を想定しており、石材の使用が適正かどうか個別事業ごとに検証が必要）、それが要因と考えられる。

以上の状況から、予算単価で想定している規格と違う規格での施工が多く見受けられるとともに、実際の施工単価も予算単価と乖離している可能性がある。

※予算単価は材料単価に加え諸経費が含まれるため、通常は予算単価が材料単価より高い。

【表2】 資源名標識の平均材料単価と予算単価

平均材料単価	予算単価
684,591円	100,250円

材料単価だけで
予算単価の6倍以上

【参考：
資源名標識】

④今後の改善点・検討の方向性

2. 予算単価の有用性・適合性について

予算要求の根拠となる予算単価について、実際の工事内容をできるだけ反映したものとなるように、予算単価で想定している工事の規格の見直しや、施工の種別を増やすなどの検討をすべき。

また、予算単価についても、過去の工事種別ごとの平均額を考慮するなど、より適正な単価の設定について引き続き検討すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (34) 自然公園等事業費等

②調査の視点

3. 国際観光旅客税財源事業との関係について

国立公園等における標識は、環境省の定める「自然公園等施設技術指針」により、日本語や英語といった多言語表記が基本である。

多言語表記の標識は「自然公園等事業費等」において整備されているが、国際観光旅客税財源事業（以下「旅客税事業」という。）で行っている「国立公園等多言語解説等整備事業」においても整備可能であるところ、旅客税事業は先進性が高い事業等について充当するという「国際観光旅客税の使途に関する基本方針」の考えに基づき、事業が執行されている。

多言語標識の整備について、自然公園等事業費等と旅客税事業において上記棲み分けがなされているか。

（参考）

国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について（令和3年12月24日観光立国推進閣僚会議決定）

1. 国際観光旅客税の使途に関する基本方針

- (1) 略
- (2) 観光財源を充当する施策は、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、以下の考え方を基本とする。
 - ① 略
 - ② 先進性が高く費用対効果が高い取り組みであること
 - ③ 略

【調査対象年度】

令和2年度～令和3年度

【調査対象先数】

環境省、都道府県：48先

③調査結果及びその分析

3. 国際観光旅客税財源事業との関係について

○整備内容について

令和2年度及び令和3年度に旅客税事業により整備された標識と自然公園等事業費等により整備された標識を確認すると、2つの事業で同様の整備が多数行われており、英文作成の手法（注）以外に必ずしも旅客税事業において先進性が高い取組がなされていることは確認できなかった。（下記写真参考）

【旅客税事業で整備】



【自然公園等事業費等で整備】



また、旅客税事業である「国立公園等多言語解説等整備事業」については、先進性が高く費用対効果が高い取組として、「環境省国立公園多言語解説等整備事業（補助事業）に係るQ&A」において、「解説文に関連する媒体整備も広く補助事業対象とすることが可能。例えば、英文等を表示するQRコードやリンク先のWEBページ等の作成が想定される。」と記載されているところ、明確にQRコードの表示が確認されたのは、181件のうち、14件であった。

一方、自然公園等事業費等で整備された標識のうち、QRコードが表示されている標識は少なくとも16件確認できた。

（注）観光庁の「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」により英語のネイティブライター等の専門人材が地域に派遣され、解説文を作成している。

④今後の改善点・検討の方向性

3. 国際観光旅客税財源事業との関係について

国立公園等における標識整備においては、自然公園等事業費等と旅客税事業との棲み分けを明確にすべき。

例えば、旅客税事業における標識整備では、「国際観光旅客税の使途に関する基本方針」の考えに基づき、IGTを活用する等より明確に先進性の高いものと言える取組を対象にすべき。

総括調査票

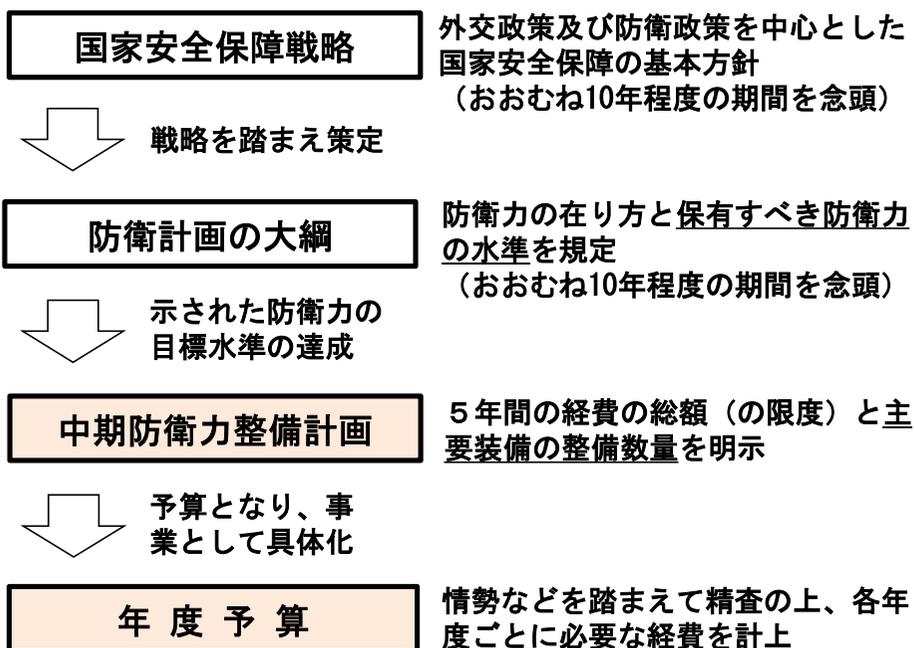
調査事案名	(35) 中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）に基づく装備品の運用停止・プロジェクトの見直し状況			調査対象 予算額	令和3年度（補正後）：6,107,731百万円の内数 ほか （参考 令和4年度：5,400,522百万円の内数）		
府省名	防衛省	会計	一般会計	項	(防衛関係費ほか)	調査主体	本省
組織	防衛本省ほか			目	(防衛関係費ほか)	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

○ 中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）（以下「31中期防」という。）においては、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底し、重要度の低下した装備品の運用停止（以下「運用停止」という。）や費用対効果の低いプロジェクトの見直し（以下「プロジェクトの見直し」という。）、徹底したコスト管理・抑制や長期契約を含む装備品の効率的な取得などの装備調達最適化及びその他の収入の確保などを通じて実質的な財源確保を図ることとされている。

※ 中期防衛力整備計画・・・防衛計画の大綱で示された防衛力の目標水準の達成のために、5か年の経費の総額の限度と主要装備の整備数量を明示したものの、年度予算は当該計画を事業として具体化し、情勢などを踏まえて、年度ごとに必要な経費を計上。

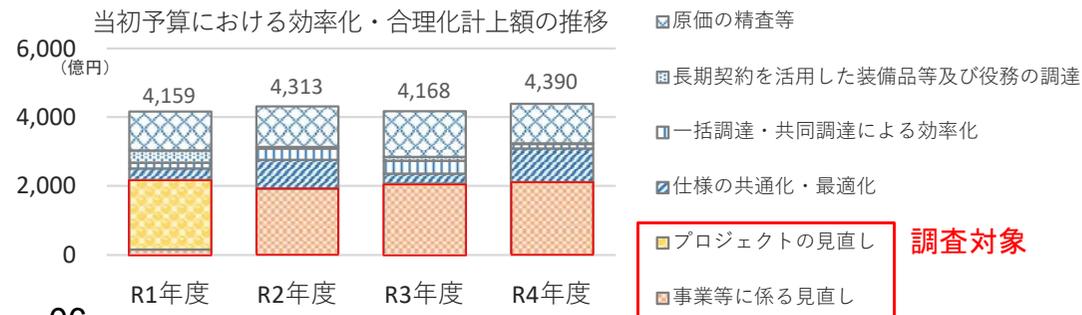
○ 本調査においては、効率化・合理化の取組のうち、運用停止及びプロジェクトの見直しの取組状況について調査を実施した。



この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成30年度価格でおおむね27兆4,700億円程度を目途とする。

↑ ↓ 差額 1兆9,700億円程度について、
効率化・合理化の取組等により財源を確保

本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底し、重要度の低下した装備品の運用停止や費用対効果の低いプロジェクトの見直し、徹底したコスト管理・抑制や長期契約を含む装備品の効率的な取得などの装備調達最適化及びその他の収入の確保などを通じて実質的な財源確保を図り、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね25兆5,000億円程度を目途とする。



総 括 調 査 票

調査事案名 (35) 中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）に基づく装備品の運用停止・プロジェクトの見直し状況

②調査の視点

1. 定義等について

運用停止・プロジェクトの見直しの検討・実施に当たって、対象となる「装備品」等の用語の定義を定めているか。

また、運用停止・プロジェクトの見直しに向け、何を、どのように確認しているか。

2. 運用停止・プロジェクトの見直しの実施状況について

31中期防期間中、運用停止・プロジェクトの見直しを行った実績はどうか。

3. 運用停止・プロジェクトの見直しに関する体制について

運用停止・プロジェクトの見直しに向け、重要度や費用対効果の低下を適切に評価できる体制が整っているか。

【調査対象年度】
令和元年度～令和3年度

【調査対象先数】
防衛省 : 1先

③調査結果及びその分析

1. 定義等について

○ 31中期防における効率化・合理化の取組に係る用語の定義・範囲について、防衛省に書面調査を実施したところ、主な調査結果は次のとおりであった。

(1) 用語の定義について

- 「装備品」の定義は、特段定めていない。
- 「費用対効果の低いプロジェクト」は、「装備品等の取得や維持・整備に関する事業のうち、内容を見直すことで実質的な財源確保につながる取組」を総称している。

(2) 重要度の低下した装備品の運用停止について

- 「重要度の低下」については、装備品ごとに「安全保障環境を踏まえ、様々な要素を総合的に考慮」して確認している。
- 「運用停止」に当たっては、「後継装備品の整備の必要性や機能担保の可否の検討を踏まえ」、個別に装備品の用途廃止の可否を確認している。

(3) 費用対効果の低いプロジェクトの見直しについて

- 「費用対効果」については、毎年度の予算編成で計上する事業を対象に、「従来の調達方法等による所要見込額と比較して、効率化・合理化後に予算の縮減が見込まれる」かどうかを確認している。
- コストの高騰が見込まれる事業については、31中期防に基づく効率化・合理化の検討対象として位置付けられていない。

2. 運用停止・プロジェクトの見直しの実施状況について

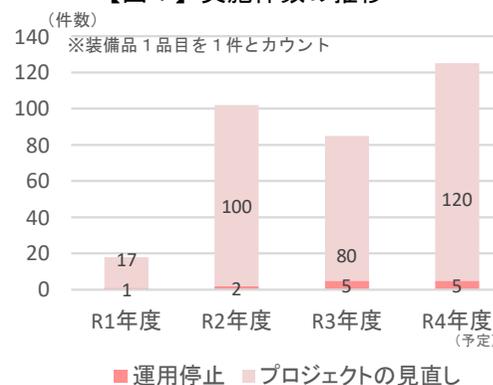
○ 運用停止・プロジェクトの見直しの実施件数、効果額について見ると【図1】、【図2】のとおりであった。

○ プロジェクトの見直しは全体額の半分程度を占めているものの、その中には、「統合化」、「工数、諸経費の見直し」、「事業成果を活用した価格の低減」などが含まれており、運用停止・プロジェクトの見直しとは別に行われている「仕様の共通化・最適化」や「原価の精査等」との違いが不明確であった。

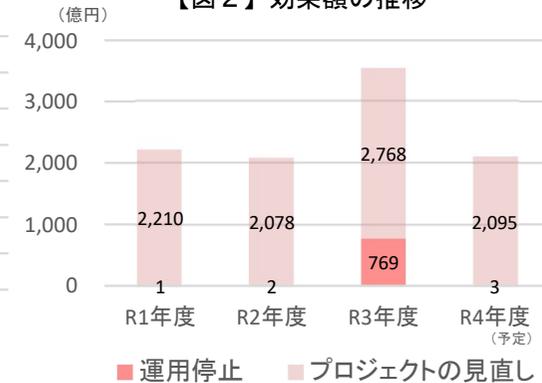
○ 運用停止に至った装備品の中には、少数であるものの、防衛所要上の効果検証を行うなどして運用停止まで踏み込んだ実績もあった。

○ 一方で、運用停止を決定した後にも実際に用途廃止を行う期限に定めはなく、減勢が進まない装備品もあった。

【図1】実施件数の推移



【図2】効果額の推移



20mm対空機関砲については、防衛所要上の重要度が低下したことを踏まえ、令和2年度に運用停止を決定した。令和3年度中に176式全ての用途廃止を実行し、要員27名の配置換えを行った。



【写真】
20mm対空機関砲
(VADS-I)

総 括 調 査 票

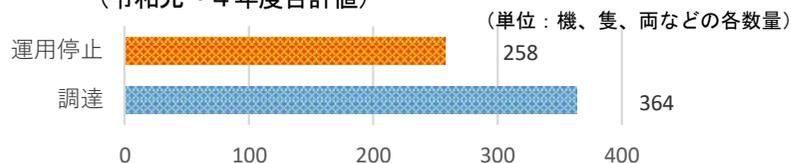
調査事業名 (35) 中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）に基づく装備品の運用停止・プロジェクトの見直し状況

③調査結果及びその分析

2. 運用停止・プロジェクトの見直しの実施状況について（続き）

- 主要な装備品の新規調達と運用停止した装備品を数量比較すると、一定程度のスクラップアンドビルドが行われていることを確認できた【図3】。

【図3】主要な装備品の新規調達と運用停止した装備品の合計数量比較（令和元～4年度合計値）



- 注1) 令和3年度は補正予算で計上した数量を含む
 注2) 主要な装備品の調達数量は、航空機、艦船、火器・車両（小銃・拳銃・狙撃銃を除く）について、防衛省の予算概要資料から作成
 注3) 令和4年度は予定数量

3. 運用停止・プロジェクトの見直しに関する体制について

- 運用停止・プロジェクトの見直し候補の選定は、毎年年度の事業要求に先立ち、【表1】予算要求に先立った合理化策の検討実績「各幕僚監部等につき少なくとも3つ以上」の合理化策を取りまとめることとされており、各年度の見直し検討実績は【表1】のとおりであった。

(単位：件)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
合理化案	12	102	87	124
うち運用停止	1	10	9	10

- 新たな装備品の導入時には、統合運用における有効性の観点から、シミュレーション等の数理的分析を行っているが、運用停止・プロジェクトの見直しの検討時にはそうした分析を行う体制はとられていなかった。

- 防衛装備庁のプロジェクト管理(注)とは関係が整理されておらず、連携できていないため、当該プロジェクト管理における取組は、31中期防に基づく効率化・合理化に含まれていなかった。

(注) 防衛装備庁のプロジェクト管理：一定基準以上の装備品等について、事業目的を所与とした上でコスト・スケジュール・リスク等に係る管理を行うものであり、プロジェクトごとに对外公表している。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 定義等について
2. 運用停止・プロジェクトの見直しの実施状況について
3. 運用停止・プロジェクトの見直しに関する体制について

- 31中期防においては、防衛力整備に当たり、「一層の効率化・合理化を徹底」することとしていたところ、防衛省・自衛隊は、運用停止・プロジェクトの見直しに係る取組として、令和4年度時点で累計9,926億円の効果額を計上するなど、一定の成果を上げていた。

- 今後、新たな国家安全保障戦略等を策定する上で、防衛力整備の内容のみならず、限られた資源を効率的に活用する視点が不可欠であり、既存装備品の重要性等の確認を含め、一層の効率化・合理化に向けた取組が重要である。

- 一層の効率化・合理化に向けた取組においては、現在行われているような装備品それぞれについての重要度の確認や調達手法の比較等にとどまらず、各幕等を通じた統合運用を行う中で、これまでの装備体系が目的達成にとって有効か、代替可能な手段と比較して最も効率的か、といったより幅広い観点から評価することを追求すべきではないか。

- また、重要度の低下した装備品について、用途廃止を前提に運用停止を行う場合には、貴重な人的リソースの有効活用を進めるためにも、計画性を持って用途廃止を進めるべきである。

- 現状、コストの高騰が見込まれる事業については、31中期防におけるプロジェクトの見直しの検討対象となっておらず、こうした事業も管理することを検討すべきではないか。

その際、重要な装備品等の費用が著しく高騰する場合への対応として、防衛装備庁が行うプロジェクト管理との連携のほか、議会に取得継続の判断を求める他国の制度等を参考に、国民への透明性を担保した上で必要な見直しを行う仕組みも検討すべきではないか。

【参考】 米国における主要国防関連事業の見直しに関する仕組み
 （米国・国防授權法（ナン＝マッカーディ条項））

- 四半期ごとにコストを把握し、一定の基準以上のコスト上昇が見られたプログラムについて、根本原因分析及びコスト増加の要因の特定を行う。
- 事業の再評価を実施し、継続する必要がある場合は、国防長官から書面にて下院国防委員会へ報告と継続申請を実施する。
- 議会（下院）において継続の判断を行う。

総 括 調 査 票

調査事案名	(36) 情報システムの経費			調査対象 予算額	令和3年度：107,792百万円 ほか (参考 令和4年度：116,107百万円)		
府省名	防衛省	会計	一般会計	項	武器車両等整備費ほか	調査主体	本省
組織	防衛本省ほか			目	通信維持費ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

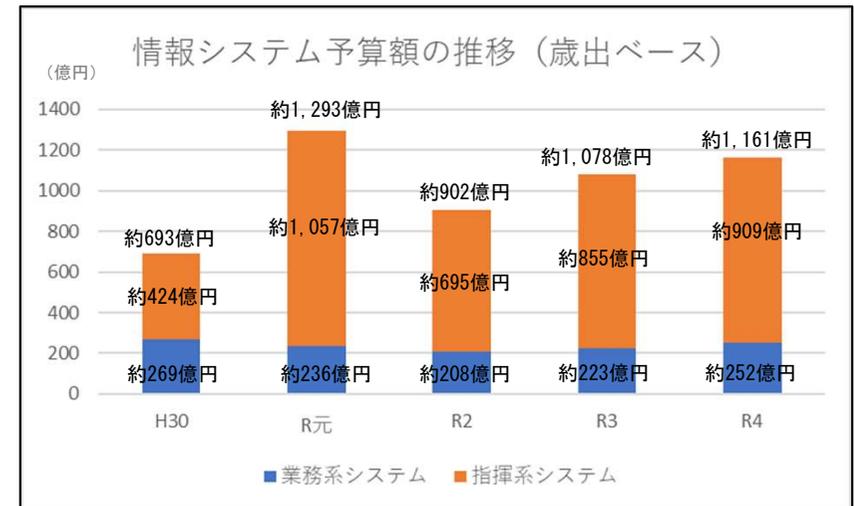
防衛省の情報システムは、人事や会計を始めとした一般的な事務に用いる「業務系システム（注1）」（66システム）と部隊間の情報共有や指揮といった業務に用いる「指揮系システム」（86システム）の計152システム（注2）が運用されている。

令和3年度予算（歳出ベース）は、業務系システムが約223億円、指揮系システムが約855億円となっていたが、令和4年度予算（歳出ベース）は、業務系システムが約252億円、指揮系システムが約909億円となっており、情報システムの経費が増加している傾向にある。

特に指揮系システムが情報システム経費の全体の8割以上を占めており、業務系システムに比べても経費が大きく増加している。

（注1）令和4年度予算から業務系システムは全てデジタル庁に一括計上されている。

（注2）令和4年度予算に計上されたシステム数。



【問題意識】

情報システムの経費が増加傾向にあり、今後もシステム機能の拡充などで経費が増加し、他の経費を圧迫する懸念があることから、効率的な調達となっているか確認する必要がある。

論点

① 開発工程

システム開発では、調査研究（実装機能を検討する工程）を始めとする上流工程で実装機能やハードウェアのスペックなどの各要件が決まり、要件に伴い必要経費の大枠も定まる。こうした上流工程で、要求原課（ユーザー）のみで検討せず、デジタル統括アドバイザーを始めとするシステムに精通した第三者が参画しているか。

② ベンダーロックイン

調達に際し、企業間の価格競争、機能競争を促すことが必要である。同一事業者による複数工程受注（例：調査研究と開発が同一事業者）となっていないか。また換装（更新）についても同一事業者が継続受注していないか。
※ベンダーロックイン…情報システムを使い続けるために必要な作業などを、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のシステムベンダーを利用し続けなくてはならない状態のこと。

③ BPRの実施

システム導入ないしは換装に際し、対象となる業務や機能を所与のものとしてせず、業務見直しと一体としてシステム更新等の検討を進めることが効率化の観点から重要である。システム更新等のタイミングでBPRを行っているか。
※BPR…ビジネスプロセス・リエンジニアリング。業務本来の目的に向かって既存の制度等を抜本的に見直し、プロセスの観点で、業務フローや情報システム等の見直しを行うこと。

総 括 調 査 票

調査事案名 (36) 情報システムの経費

②調査の視点

1. 開発工程

① 参画者調査

開発工程のうち、システム機能等を検討する重要工程における関係者の参画状況を確認するため、開発フローを細分化し、調査した。

② 換装前後の運用経費比較

システム開発のタイミングとなる換装時の経費変動を確認するため、各システムに共通し、かつ経費の大部分（総額の9割近く）を占める運用経費の変動について調査した。

具体的には、直近（令和3年度又は令和4年度）の予算額が大きい（10億円以上）のシステムを抽出し、換装前後の予算額（1年当たりの平均額（※））を調査した。

※運用期間中の運用経費総額を運用年数で割り、1年当たり平均額で比較した。

$$1年当たりの平均額 = \frac{\text{運用期間中の運用経費総額}}{\text{運用年数}}$$

【調査対象年度】

平成24年度～令和4年度

【調査対象先数】

防衛省：1先

（対象となるシステム数：①152②33）

③調査結果及びその分析

1. 開発工程

① 開発工程への参画状況

細分化した工程のうち、デジタル統括アドバイザー等の第三者が確認すべき工程（要件定義の検討など）への参画状況を確認したところ、125システム中90システム（72%）が未参画となっていた。直近（令和3年度又は令和4年度）の予算額が大きい（10億円以上）システムに限ると33システム中26システム（79%）が未参画となっており、特に指揮系システムの方が未参画の割合がより高かった。

これは、システムに実装する機能やハードウェアのスペックといった基本構想が特に高額なシステムになるほど要求原課（ユーザー）を中心に固められており、特に指揮系システムはその傾向が強い状況と考えられる。

【表1】 第三者が参画すべき工程への参画状況

	システム数		第三者の参画状況	
	総数	調査該当数	あり	なし
業務系システム	66	46	19 (41%)	27 (59%)
うち10億円以上	8	8	4 (50%)	4 (50%)
指揮系システム	86	79	16 (20%)	63 (80%)
うち10億円以上	25	25	3 (12%)	22 (88%)
合計	152	125	35 (28%)	90 (72%)

（注）第三者が参画すべき工程9個のうち、必要な工程全てに参画していたシステムについて、参画ありとした。

② 換装前後の運用経費比較

対象システムの換装前後の経費を比較したところ、対象となる21システムの直近換装時のうち15システム（71%）で経費が増加していた。

換装時に経費が増加した15システムについて伸び率で区分すると、指揮系システムは対象12システム中5システムが101%を超える高い伸び率となっていた。増加要因について確認したところ、機能拡充やハードウェアの増設などが挙げられたが、5システム中4システムで第三者の参画がなかった。

【表2】 換装前後での運用経費増加状況

	換装あり		伸び率		
	経費増加数	伸び率			
		～50%	51～100%	101%～	
業務系	5	3	2	1	0
指揮系	16	12	6	1	5
合計	21	15	8	2	5

④今後の改善点・検討の方向性

1. 開発工程

システムの新規導入や換装に際しては、有識者の知見を活用し、特に機能等を固める開発上流の工程で費用対効果の視点を含め検討する必要がある。よって、デジタル統括アドバイザー等の第三者が必ずソフトウェアの機能面やハードウェアのスペックなどの検討に参画すべき。その際には、形式的な参画にならない体制とするため、参画が必要な工程を洗い出し、ルールの整備及び周知徹底を行うべき。

（参考）今般の調査に際し、民間事業者へのヒアリングを実施したところ、一部の事業者では上流工程でユーザーもベンダーも入れずにシステム部署が第三者的にシステム概算額を算出し、予算上限とするなどの価格抑制策を講じていた。

総括調査票

調査事案名 (36) 情報システムの経費

②調査の視点

2. ベンダーロックイン

システム調達に際し、

- ① 調査研究・開発・運用の各工程に関する受注状況
- ② 換装前後の受注状況
- ③ 応札状況（一者応札の数）について調査した。

【調査対象年度】

平成24年度～令和4年度

【調査対象先数】

防衛省：1先

（対象となるシステム数：152）

- （①イメージ）各工程で同一事業者になっていないか。

	n年度	n+1年度	n+2年度
調査研究	↓		
開発	↓		
運用	↓		

- （②イメージ）更新時に継続受注していないか。

	n年度	n+1年度	n+2年度
調査研究	→	→	→
開発	→	→	→
運用	→	→	→

3. BPRの実施

システム調達に際し、BPR（業務見直し）の実施状況、得られた効果及びBPRができなかった場合にはその要因について調査した。

【調査対象年度】

平成24年度～令和4年度

【調査対象先数】

防衛省：1先

（対象となるシステム数：143）

③調査結果及びその分析

2. ベンダーロックイン

- ① 各工程の受注状況は、152システム中56システム（37%）で同一事業者による複数工程の受注となっていた。
特に開発及び運用が同一事業者となっている組合せが最も多く、56システム中47システム（84%）であった。
- ② 換装時の受注状況は、152システム中89システム（59%）が同一事業者による継続受注となっていた。要因については「複数事業者が応札可能（入札結果次第で別事業者になる）と考えていたが結果的に同一事業者による応札（1者応札）となった」との回答が最も多かった。
- ③ 応札状況は、152システム中134システム（88%）が1者応札となっていた。要因については、上記②と同様に「複数事業者が応札可能と考えていたが1者応札となった」との回答が最も多かった。
また、指揮系システムの方が①～③で示した割合がより高かった。
以上の調査結果より、一者応札による同一事業者が多数であり、調達における価格競争・機能競争が働いておらず、特に指揮系システムについてはその傾向が強い可能性がある。

【表3】システム調達の状況

	システム数	複数工程受注	継続受注	1者応札
業務系	66	14 (21%)	35 (53%)	55 (83%)
指揮系	86	42 (49%)	54 (63%)	79 (92%)
合計	152	56 (37%)	89 (59%)	134 (88%)

3. BPRの実施

システム調達に伴うBPR（業務見直し）の実施状況は、業務系では約3割、指揮系では約6割のシステムで実施。BPRを実施したうち約半数のシステムで調達価格の低減につながったとの回答を得た。

一方、BPR未実施が74システムであり、そのうち16システムの担当者がそもそもBPRを知らなかった。また8システムの担当者はBPRを知っていたが実施方法が分からなかったという状況であった。BPRを実施することにより、業務面・予算面で効率化が図れる可能性がある。

【表4】BPRの実施状況

	システム数	実施	未実施
業務系	60	20 (33%)	40 (67%)
指揮系	83	49 (59%)	34 (41%)
合計	143	69 (48%)	74 (52%)

●BPRの実施結果（回答）

- ・予算低減：35システム
- ・業務効率化：22システム
- ・その他：12システム

④今後の改善点・検討の方向性

2. ベンダーロックイン

価格競争・機能競争の観点から、複数者応札を推進するため、まず何が入札障壁となっているのかを把握すべき。

その上で、実効性のある対策を講じるため、デジタル統括アドバイザー等の第三者による開発上流への参画で得られた知見や経験を活用し、システム機能の精査や仕様書の見直しなどを行い、事業者間の競争が働くような環境整備を行うべき。

また、過去の調達実績のデータを蓄積の上活用し、調査研究・開発・運用それぞれの価格妥当性などを検証できるようにすべき。

3. BPRの実施

システムの検討過程では業務フローの分解などを通じ、業務そのものを見直す契機となるため、システムの新規導入や換装のタイミングでBPRを実施すべき。また、防衛省内部でBPRの好事例の横展開などを通じ、周知徹底を図り、BPRの実施を一層推進すべき。

（参考）今般の調査に際し、民間事業者へのヒアリングを実施したところ、一部の事業者では、BPR実施による3割以上の業務効率化をシステム更新の必須条件としていた。これは、BPRによる業務効率化と併せて、システムの対象となる業務量減少に伴うシステム経費抑制を企図している、とのことであった。

総 括 調 査 票

調査事案名	(37) 自衛隊施設整備へのPFI手法の導入状況			調査対象 予算額	令和3年度（補正後）：211,188百万円 ほか （参考 令和4年度：193,172百万円）		
府省名	防衛省	会計	一般会計	項	防衛力基盤強化推進費ほか	調査主体	共同
組織	防衛本省ほか			目	施設整備費ほか	取りまとめ財務局	(東海財務局)

①調査事案の概要

○自衛隊施設は全国に多数所在し、その施設整備や維持管理には多額の予算を要している。そのため、防衛省においては、業務効率化の観点からも建設、維持管理、運営等について、平成14年度以降、比較的秘匿性の高くない自衛隊施設からPFI手法の導入を開始してきたところである。

○しかしながら、自衛隊施設に対するPFI手法の導入実績は4件にとどまっていることから、例えば自衛隊施設の中でも一般的な用途の施設の整備に対して広くPFI手法を導入することができないか、また、これまでに実施された事業は十分に有効性を発揮しているか等を確認する。（注）

（注）PFIについて

OPFIとは、公共施設等の設計、建設、維持運営管理に民間資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的・効果的な公共サービスの提供を図るという考え方である。

OPFI導入によるメリットについては、一般的には、PFI事業の設計・建設・維持管理・運営といった業務の一括発注や専門的な経営上・技術上のノウハウを活用した事業実施による事業期間を通じた財政負担の縮減や質の良いサービスの提供が期待されており、庁舎、宿舍及び学校施設等の整備に広く導入されている。

○自衛隊施設は、大きく次のように分けられる。自衛隊特有の施設に対しては、PFI手法は馴染みにくいと考えられるものの、一般的な用途の施設については、広く一般的に行われているPFI事業との類似もあり、一定のメリットが生じ得るものもあると考えられる。

- ・自衛隊特有の施設：弾薬庫・火薬庫、飛行場、港湾施設 など
- ・一般的な用途の施設：宿舍・隊舎、学校施設、厚生施設 など

【表1】防衛省がこれまでにPFI手法で実施した自衛隊施設整備事業（令和3年度末時点）

PFI事業名	契約締結日（契約期間）	契約額（億円）
立川公務員宿舍（仮称）整備等事業 （設計、建築、維持管理運営業務）	H16.3.30（10年間）	41.5
海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業 （設計、建築、維持管理運営業務）	H17.3.30（10年間）	30.3
海上自衛隊呉史料館建設維持管理運営事業 （改修、維持管理運営業務）	H26.3.25（8年間）	6.8
海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 （維持管理運営業務）	R3.3.17（8年間）	9.0

②調査の視点

【調査対象年度】平成16年度～令和4年度（自衛隊施設整備事業に限る。）

【調査対象先数】防衛省：1先

1. PFI手法の適用検討対象の選定基準について

○自衛隊施設の整備を計画する場合には、「防衛省優先的検討規程（平成29年3月防衛省PFI推進チーム決定）」（以下「規程」という。）に定める基準【表2】の全てに該当する事業については、PFI手法の適用を優先的に検討することとされているが、本規程に定める基準がPFI手法の適用検討を妨げる内容となっていないかを確認する。

【調査対象件数】

・下記、①と②の合計 215件

- ①平成31年度～令和4年度の概算要求に計上された事業費総額10億円以上の自衛隊施設整備事業 173件
- ②令和4年度の概算要求に計上された事業費総額5億円以上の自衛隊施設整備事業 42件（①に該当する事業を除く）

【調査対象施設の内訳】

宿舎	学校施設	医療施設	研究施設	情報通信施設	上下水道施設	庁舎	その他
29	5	2	9	8	3	40	119

（その他の内容）
飛行場、湾港、火薬庫、
弾薬庫、航空機整備場、
体育館、隊舎 など

2. 選定における審査状況について

OPFI手法の適用検討対象の選定における審査等が適切に実施されているかを確認する。

【調査対象件数】

・下記、①と②の合計 215件

- ①平成31年度～令和4年度の概算要求に計上された事業費総額10億円以上の自衛隊施設整備事業 173件
- ②令和4年度の概算要求に計上された事業費総額5億円以上の自衛隊施設整備事業 42件（①に該当する事業を除く）

3. PFI事業の有効性について

○これまでに実施したPFI事業について、当初に期待された効果を得られているかを確認する。

【調査対象件数】

- ・防衛省においてPFI手法で実施された自衛隊施設整備事業 4件
- ・国（防衛省を除く）や地方自治体等においてPFI手法で実施された施設整備等事業813件
（出所）内閣府民間資金等活用事業推進室HP「PFI事業事例」

総 括 調 査 票

調査事案名 (37) 自衛隊施設整備へのPFI手法の導入状況

③調査結果及びその分析

1. PFI手法の適用検討対象の選定基準について

○調査対象事業173件について、規程への該当状況を確認したところ、【表2】のいずれの基準にも当てはまることにより、優先検討すべきとされた事業は皆無であった。なお、令和4年度分について、オに係る金額基準を5億円まで引き下げ、対象事業を215件まで拡大して確認したが、結果は同じく皆無であった。

○また、規程における個々の基準について、PFI事業を多数実施している国土交通省や財務省等において策定された優先検討規程の内容と比較してみたところ、国土交通省等の規程にア～ウに相当する基準は設けられていなかった。

【表2】優先検討の対象とする事業の基準

優先検討の対象とする事業

※下記いずれにも当てはまる場合に優先検討の対象とする

ア	新規に役務要員が必要となる防衛施設整備事業であって、当該役務の外部化が可能であるもの
イ	民間事業者の運営等のノウハウが蓄積されていると見込まれる防衛施設整備事業
ウ	仕様の自由度が大きく、民間事業者の創意工夫の余地がある防衛施設整備事業
エ	民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる防衛施設整備事業
オ	建設、製造又は改修を含む防衛施設整備事業にあっては、事業費総額10億円以上 (注)運営等のみを行う防衛施設整備事業にあっては、単年度の事業費1億円以上

【参考】優先検討の対象外とする事業の基準

優先検討の対象外とする事業

※下記いずれかに当てはまる場合は、優先検討の対象から除く

・既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている防衛施設整備事業
・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている防衛施設整備事業
・民間事業者が実施することが法的に制限されている防衛施設整備事業
・災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある防衛施設整備事業
・施設の使用目的等により完成時期が決定されているため、PPP/PFI手法を適用するための検討期間又は工期の不足が明らかな防衛施設整備事業
・PFI法第2条第1項第5号に規定する施設に係る防衛施設整備事業
・武力攻撃事態等において、その業務を隊員が実施する必要がある防衛施設整備事業

○防衛省が独自に設けたア～ウの基準については、

・アの基準は、既存要員で実施される多くの場合が除外されることとなるが、除外しなければならない理由は必ずしも整理されていないこと

・イ及びウの基準は、その内容を見るとエの基準に包含されるものと考えられるが、このような定性的な複数の基準を設けることは、統一的な評価を困難とすることを踏まえれば、独自の基準を設ける防衛省特有の必要性や合理性については疑問が残り、これらの基準がなければ優先検討対象となった事案があったことも考慮すると、これら独自の基準がPFI手法の適用検討の妨げとなった可能性があったと考えられる。【表3】

【表3】調査対象事業215件の基準への該当状況

防衛省優先検討規定									
ア		イ		ウ		エ		オ	
○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
7	208	6	209	12	203	12	203	175	40

④今後の改善点・検討の方向性

1. PFI手法の適用検討対象の選定基準について

○現行の防衛省の規程には合致しないものの、各省各庁等のPFI事業実施施設と施設の利用方法等が類似する宿舎や学校施設などPFI手法を導入できる可能性がある自衛隊施設が一定数あると推察される。

○PFI手法は自衛隊施設に対しても一定のメリットが期待される有効な手法である可能性があり、事業ごとにPFI手法の適用を検討することが適切であることから、PFI手法の適用検討の初期段階から適用の可能性が排除されるおそれのある基準の見直しを含めて検討すべきである。

総 括 調 査 票

調査事案名 (37) 自衛隊施設整備へのPFI手法の導入状況

③調査結果及びその分析

2. 選定における審査状況について

○同種同様の事業であっても、規程における基準への該当状況にばらつきが生じており、防衛省においてPFI事業を実施した前例がある事業であっても、ア～エのいずれの基準にも該当していないものもあった。

○自衛隊施設の整備事業は、各自衛隊など複数の部署において所掌されているにも関わらず、基準への該当の有無は各部署の担当者の判断に一任されており、PFI事業に関する事務マニュアルなども未整備であったことから、全事業に対する横串しの観点による審査は十分に行える仕組みとなっていなかった。

3. PFI事業の有効性について

○PFI手法で実施された自衛隊施設整備事業について、PFI手法で実施した場合に従来の方式から削減される事業費の割合であるVFM(※)の値を確認したところ、全事業について従来方式からの削減効果が発現しており、さらには4事業のうち3事業で、落札時におけるVFM値が当初の期待値を上回るなど、PFI手法の導入効果が確認された。【表4】

※ VFM (Value for Money)

施設等の管理者等が自ら整備等を行う場合の公的財政負担見込額とPFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担見込額との比較による効果測定方法

○また、地方自治体においては、自衛隊施設と利用方法や人員規模等が類似している学校施設について、空調設備や耐震化などの個別機能に着目したPFI事業も実施されている。地方自治体の公表情報によりこれらの事業のVFM値を確認したところ、自衛隊施設整備事業と比して効率化の効果（PFI事業選定時のVFM値/落札者決定時のVFM値）が高い事業もあった。【表5】

【表4】PFI手法で実施された自衛隊施設整備事業のVFM値

事業名	PFI事業 選定時	落札者 決定時
立川公務員宿舎（仮称）整備等事業	4.0%	25.7%
海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業	5.0%	14.9%
海上自衛隊呉史料館建設維持管理運営事業	8.3%	5.3%
海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業	2.6%	2.8%
防衛省の実施事業平均（単純平均）	5.0%	12.2%

【表5】地方自治体における学校施設のPFI事業のVFM値（例）

類型	PFI事業 選定時	落札者 決定時
学校施設空調整備PFI事業	4.7%	18.4%
学校施設耐震化PFI事業	2.5%	23.7%

④今後の改善点・検討の方向性

2. 選定における審査状況について

○選定において、規程にある基準への該当状況にばらつきが見られることを踏まえて、多数のPFI事業の実績を有する他省庁の取組も参考にし、PFI事業に関するマニュアルの策定や防衛省全体の施設整備事業を横断的にチェックできる仕組みを講じるなど、適切な審査の実施に向けて取り組むべきである。

3. PFI事業の有効性について

○PFI手法の導入実績として、一部の自衛隊施設に対しては、施設運用中の特段の支障がない中で、PFI手法が有効に機能していることが確認されたことから、これらの導入実績事例の各担当部署に対する周知・共有をしっかりと行うべきである。

○また、各省各庁や地方自治体で実施されたPFI事業のうち、施設の利用方法等が自衛隊施設と類似する事例について、内閣府民間資金等活用事業推進室が公表している「PFI事業事例」なども活用し、事例の洗い出しや事業内容の分析を進めるべきである。

○なお、今後の導入検討に当たっては、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）」（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）の方針に基づき、公的財政負担額の差異だけでなく、業務効率化による効果等も総合勘案したVFMの客観的評価や、民間事業者の創意工夫の活用等による社会価値等への評価を踏まえることにも留意すべきである。